水・みどり・人がきらめく
安心のまち
活力のまち 土浦

第8次
土浦市
総合計画

土浦市

第8次
土浦市
総合計画

はじめに

本市では、これまで、市民の皆様との協働により、誰もが安心・安全で、希望を持って暮らせるまちづくりを進めるとともに、誰もが住んでみたい、また、住んで良かったと思える「新しい土浦」を築くために、様々な施策を推進してまいりました。

その一方で、近年、我が国においては、急激な人口減少や少子高齢化の進行、経済のグローバル化やＩＣＴ社会の進展、さらには地球規模での環境問題の顕在化など、社会の大きな転換期を迎えており、市民生活に最も身近な基礎自治体においても、市民ニーズの変化に的確に対応しつつ、将来にわたって持続可能な行政経営に取り組むことが求められています。

このような中、まちづくり市民懇談会やパブリック・コメントなどにおいて、市民の皆様から貴重なご意見、ご提言、総合企画審議会において、熱意あるご審議をいただきながら、これからの10 年間におけるまちづくりの方針を示す、第８次土浦市総合計画を策定いたしました。

本計画では、まちづくりは、より長期的な視点から取り組むべきであるという考えから、第７次土浦市総合計画の『快適で安心･安全な「日本一住みやすい」まちづくり』、『地域資源を生かした活力あるまちづくり』、『共に考え行動する「協働」によるまちづくり』の三つの基本理念と「水・みどり・人がきらめく 安心のまち 活力のまち 土浦」というまちの将来像を継承いたしました。

また、本計画の推進に当たりましては、先人から受け継いだこのまちが、これまでの歩みを止めることなく、「昨日より今日、今日より明日」着実に一歩一歩積み重ねていくことが重要であると考えております。

このような考えのもと、第８次土浦市総合計画を指針として、土浦を支える全ての方々との協働により、将来のあるべき姿を見据えながら、市政を計画的かつ総合的に推進してまいりますので、市民の皆様をはじめ、市議会議員各位、関係機関、関係団体のご理解とご協力を心からお願い申し上げます。

平成30年２月

土浦市長　中川　清

土浦市民憲章

昭和50年12月23日制定

わたくしたちは
　常陸野にたつ　ゆるぎない筑波と
　霞ケ浦のひろがりを　こころとして生きる
　土浦の市民です
この郷土に　はぐくまれるわたくしたちは
　秩序あるさわやかなまちづくりをめざし
　期待と　ねがいをこめて
　ここに　市民憲章をさだめます

1　たがいに信じ　助けあう
あたたかいこころを　そだてましょう
1　からだをきたえ　仕事にはげみ
あかるい家庭を　きずきましょう
1　自然を愛し　水とみどりの
きれいなまちを　つくりましょう
1　知性を高め　教養をつちかい
文化のみのりを　ひろげましょう
1　伝統をふまえ　未来をみつめる
若い力を　のばしましょう

市の木

ポプラ

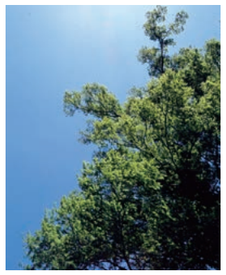

ケヤキ

市の花

サクラ

市の鳥

ヨシキリ

ウグイス

目　　次

序　論

第１節　計画策定の趣旨 …… 10
第２節　計画の構成と期間 …… 11
第３節　計画の進行管理 …… 12

基本構想

序　章 …… 15
第１節　社会経済情勢等の変化 …… 16
第２節　土浦市の現状 …… 20

第１章　基本理念 …… 23

第２章　まちの将来像 …… 27
第１節　将来像 …… 28
第２節　人口の見通し …… 29
第３節　土地利用構想 …… 30

第３章　計画推進の基本姿勢 …… 35
第１節　「地域力」と「市役所力」が一体となった協働のまちづくり …… 37
第２節　行財政改革の推進と市民サービスの向上 …… 39

第４章　施策の大綱 …… 41
第１節　市民が主役の安心・安全なまちづくり …… 43
第２節　心豊かな教育・文化・スポーツのまちづくり …… 45
第３節　活力とにぎわいのあるまちづくり …… 46
第４節　ふれあいとあたたかいまちづくり …… 47
第５節　環境を重視するまちづくり …… 49
第６節　快適でゆとりのあるまちづくり …… 50

基本計画

序　章　基本計画概要とリーディングプロジェクト（重点事業）…… 55
第１節　基本計画の概要 …… 57
第１項　基本計画の目的…… 58
第２項　計画の構成…… 58
第３項　計画の期間…… 58
第４項　基本計画の読み方…… 58
第２節　リーディングプロジェクト（重点事業）…… 61
第１項　市民と行政が一体となり、堅実な土浦を築く
「みんなで支え合う　つちうら　プロジェクト」 …… 64
第２項　地域固有の資源に磨きをかけて、輝きを放たせる
「まちがにぎわう　つちうら　プロジェクト」 …… 66
第３項　知恵と政策を積み重ねて、着実に一歩前進する
「未来へつなぐ　つちうら　プロジェクト」 …… 69
第１章　計画推進の基本姿勢 …… 71
第１節　「地域力」と「市役所力」が一体となった協働のまちづくり…… 73
第１項　支え合い高め合う市民とともにつくるまちづくりの推進…… 74
第２項　心豊かな生活を支える地域コミュニティの活性化…… 76
第３項　一人ひとりの暮らしを豊かにするボランティア活動の活性化…… 78
第４項　行政情報の活用促進と魅力発信…… 80
第５項　個性と能力が発揮できる男女共同参画の推進…… 82
第６項　多文化共生を実現する相互理解の促進…… 85
第７項　人権意識の醸成と平和意識の啓発…… 87
第２節　行財政改革の推進と市民サービスの向上 …… 89
第１項　効率的・効果的な行政運営と機能的な組織・人材づくり…… 90
第２項　持続可能な財政運営の推進…… 93
第３項　最適かつ適正な公共施設マネジメントの推進…… 98
第４項　時代に対応した広域連携の推進…… 100
第５項　地方分権に対応した自主・自立のまちづくりの推進…… 101
第６項　市民窓口サービスの向上…… 102
第２章　部門別計画 …… 105
第１節　市民が主役の安心・安全なまちづくり …… 107
第１項　災害に強い安心して暮らせるまちづくり…… 108
第２項　地域ぐるみで取り組む防犯のまちづくり…… 112
第３項　市民の生命と財産を守る消防・救急体制の充実…… 115
第４項　市民の安全な移動を支える交通安全対策の推進…… 119
第５項　雨水等による浸水被害に強いまちづくり…… 122
第６項　消費生活の安全の確保…… 125
第２節　心豊かな教育・文化・スポーツのまちづくり …… 129
第１項　生きる力と確かな学力を育む学校教育の充実…… 130
第２項　自己実現を図り、充実した人生を目指す生涯学習の推進…… 137
第３項　豊かな人間性を培う青少年の健全育成…… 141
第４項　歴史・芸術・文化の薫り高いまちづくり…… 144
第５項　すべての市民がスポーツ・レクリエーションに親しむまちづくり…… 148
第３節　活力とにぎわいのあるまちづくり …… 153
第１項　広域的な拠点としての中心市街地の形成…… 154
第２項　生活を豊かにする商業・サービス産業の振興…… 157
第３項　付加価値の高い持続可能な農業の振興…… 160
第４項　競争力のあるものづくり産業の振興と企業誘致…… 165
第５項　地域の魅力を活かした観光の振興…… 169
第６項　安心して働くことのできる勤労者福祉の推進…… 173
第４節　ふれあいとあたたかいまちづくり …… 175
第１項　協働による地域福祉の推進…… 176
第２項　結婚から出産・子育てまでの支援の充実…… 178
第３項　ともに生きる障害者福祉の充実…… 183
第４項　生きがいを持ち、元気で安心して暮らせる高齢者福祉の充実…… 187
第５項　セーフティネットとしての社会保障制度の適正な運営…… 190
第６項　健康といのちを守る保健活動・医療体制の充実…… 195
第７項　誰もが安全で快適に暮らせるバリアフリーの推進…… 200

第５節　環境を重視するまちづくり …… 203
第１項　環境負荷が少ない持続可能な社会環境の保全…… 204
第２項　恵まれた豊かな自然環境の保全・継承…… 206
第３項　資源循環型社会づくりの推進…… 209
第４項　環境美化と環境衛生の推進…… 213
第５項　安全でおいしい上水道の安定供給…… 215
第６項　快適で衛生的な暮らしを支える下水道の整備…… 218
第６節　快適でゆとりのあるまちづくり …… 223
第１項　適正な土地利用の推進…… 224
第２項　持続的な発展を支える高質な都市基盤の整備…… 228
第３項　多目的活用のできる公園の整備…… 231
第４項　人と環境にやさしい公共交通体系の構築…… 233
第５項　生活拠点となるコンパクトな市街地の整備…… 236
第６項　市民が誇れる魅力的な景観の形成…… 239
第７項　暮らしやすい快適な住宅と良好な住環境の確保…… 242

付属資料 …… 245

序論

第１節　計画策定の趣旨…… 10
第２節　計画の構成と期間…… 11
第３節　計画の進行管理…… 12

第1節 計画策定の趣旨

1 計画策定の趣旨

本市は、平成20年に策定した第７次土浦市総合計画に基づき、「水・みどり・人がきらめく安心のまち　活力のまち　土浦」を目指し、市町村合併後のまちづくり、東日本大震災からの復旧・復興などに取り組みつつ、様々な施策・事業を計画的かつ総合的に推進してまいりました。この間、平成27年９月に、半世紀ぶりに駅前に移転した市庁舎をはじめ、図書館や市民ギャラリーを核とした土浦駅前北地区再開発事業など、将来の市政の発展の礎を築くための各種事業を展開してきました。

しかしながら、我が国で進む急激な人口減少と少子高齢化、それに伴う産業構造・就業構造の変化と行財政運営の持続性への懸念、さらには経済のグローバル化やＩＣＴ[1]社会の進展、地球環境問題の深刻化、生活の安全と安心を求める意識の高まりなど、本市を取り巻く社会経済情勢等は大きく変化しています。加えて、国が推進する「地方創生」や「一億総活躍社会[2]の実現」などで掲げられているとおり、これらを踏まえ、まちの魅力を高めるとともに、若い世代の就労・結婚・子育ての環境の充実を図ることなどが喫緊の課題となっています。

このような社会経済情勢等の変化に的確に対応し、本市が将来にわたり、安心・安全で住みやすく、市民が生き生きと希望を持って暮らし、誇りと愛着の持てるまちづくりを市民との協働によって実現するため、平成30年度を初年度とする第８次土浦市総合計画を策定するものです。

2 計画の位置付け

本計画は、本市が策定する計画の中で最上位に位置付けられる計画として、今後とも長期的な展望に立った計画的な市政運営を行うための総合的な計画として位置付けます。

具体的には、社会経済情勢等の変化に的確に対応し、市勢の一層の発展を図るため、本市の目指すべき将来の姿とそれを実現するための施策の方向を明らかにし、将来の土浦市づくりの指針とするとともに、平成30年度からの総合的かつ計画的な市政運営のための基本方針とするものです。

[1] **ＩＣＴ**　Information and Communication Technologyの略語で、情報処理や通信に関連する技術、産業、設備、サービスなどの総称。

[2] **一億総活躍社会**　若者も、高齢者も、女性も、男性も、障害のある方も、一度失敗を経験した方も、一人ひとりが、家庭や地域や職場で自分の力を発揮し、生きがいをもてる社会のこと。

第2節 計画の構成と期間

1 総合計画の構成

第８次土浦市総合計画は、「基本構想」と「基本計画」、「実施計画」で構成します。また、平成27年度に策定した「土浦市まち・ひと・しごと創生　人口ビジョン・総合戦略」(以下、総合戦略)は、総合計画と密接に関係することから、下図の通り内容の踏襲・反映を行います。

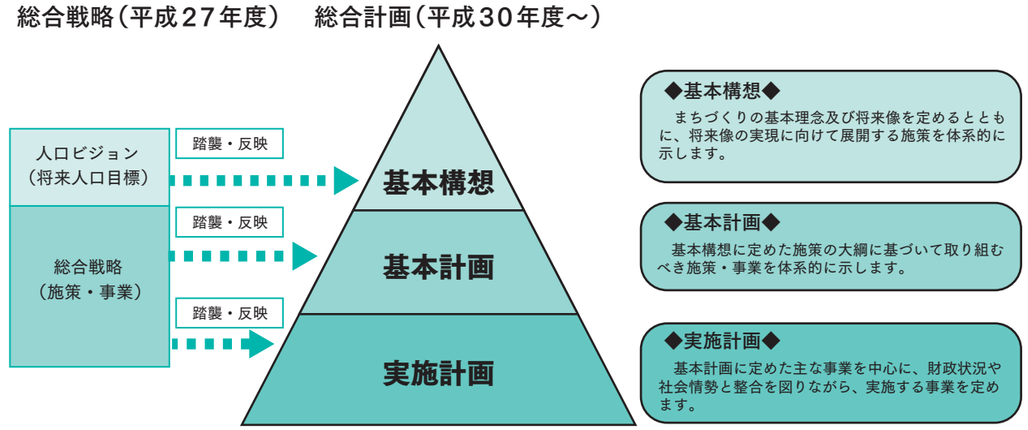

2 総合計画の期間

基本構想の期間は、平成30年度から平成39年度までの10年間とします。また、基本計画は基本構想期間を前期と後期に区分し、それぞれ５年間の計画を定めます。さらに、実施計画は基本計画に掲げた施策を実現するための計画であり、計画期間は３年間とします。計画の実効性と弾力性を確保するため、毎年度、ローリング方式[1]による見直しを行います。

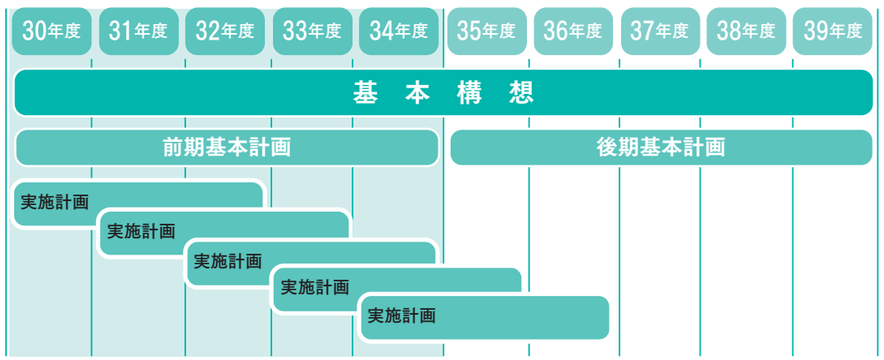

[1] **ローリング方式**　毎年度修正や補完などを行うことで、変化する経済・社会情勢に弾力的に対応し、計画と現実が大きくずれることを防ぐやり方。

第3節 計画の進行管理

計画の進行管理については、ＰＤＣＡサイクル[1]による進捗管理と着実な計画の進展に向けた改善を行います。施策に対しては可能な範囲で「指標」と指標に対する「目標値」を設定し、目標に対する達成状況を事務事業評価や市民満足度調査（アンケート）などを通じて確認します。目標達成が十分でない場合、取り巻く環境変化も踏まえ、事務事業の内容や目標値の見直しや改善を検討し、計画の着実な推進を図ります。

図　PDCAサイクルによる計画推進イメージ

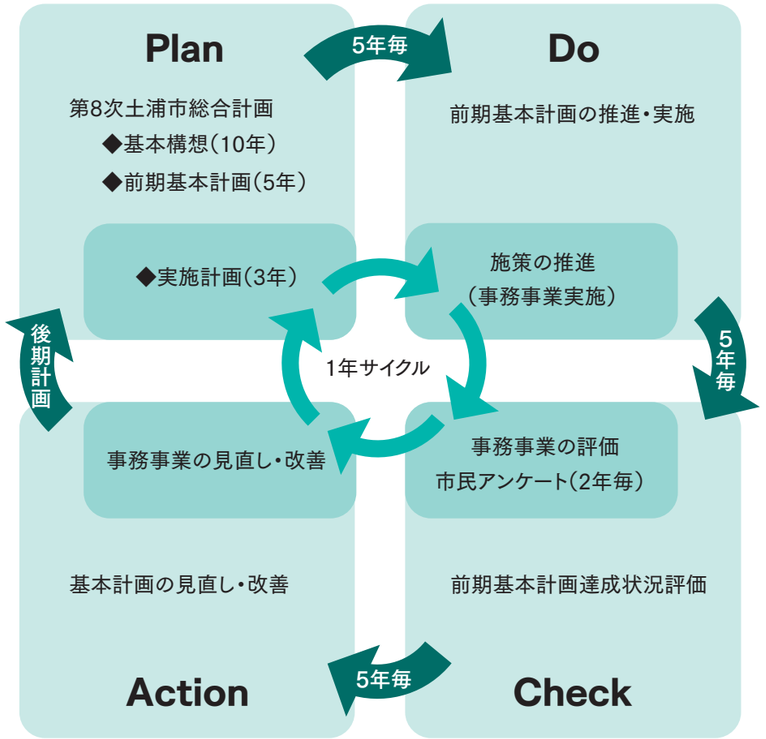

PLAN（計画）	DO（実施・実行）	CHECK（点検・評価）	ACTION（処置・改善）
政策目標の設定、施策・事業目標の設定	施策・事業の予算化・実施	目標指標の達成状況調査、市民アンケート等による施策・事業の評価・効果測定の実施	事業評価・効果測定結果を踏まえて、事業の見直し・改善を実施

[1] **ＰＤＣＡサイクル**　事業活動における生産管理や品質管理などの管理業務を円滑に進める手法のひとつ。Plan（計画）→Do（実行）→Check（評価）→Action（改善）の４段階を繰り返すことによって、業務を継続的に改善する。

基本構想

序　章…… 15
第１章　基本理念…… 23
第２章　まちの将来像…… 27
第３章　計画推進の基本姿勢…… 35
第４章　施策の大綱…… 41

序 章

第1節　社会経済情勢等の変化

1　人口減少・少子高齢化の進行と地方創生

我が国の総人口は、平成20年の1億2,808万人をピークに減少へと転じ、平成52年には1億700万人程度になり、総人口に占める高齢者の割合は、平成27年の約27％から約36％まで上昇すると見込まれています。人口減少及び少子高齢化の進展は、国内需要や労働力人口の減少などによる経済活動の縮小、地域活力の低下、国や地方公共団体の財政悪化による社会生活基盤の劣化など、社会経済に大きな影響を及ぼすことが懸念されています。

そのため、国では、「地方創生」の推進により、急激な少子高齢化の進展に対応し、地方がそれぞれの地域特性に応じた対応策を講じることで、人口減少に歯止めをかけるとともに、将来に渡って活力ある地域社会を維持していくことを目指しています。

2　経済のグローバル化の影響

経済のグローバル化により、これまで以上に「ヒト」「モノ」「カネ」「情報」の動きが活発化し、海外での動向が社会経済及び日常生活に大きな影響を及ぼすようになりました。その結果、急成長を続けてきた中国経済の減速やイギリスのＥＵ離脱への動き等の世界経済の変動が、国内へも直ちに影響を与えるようになっています。

日本経済と結びつきの強いアメリカでは新政権が誕生し、従来の自由主義から、自国第一主義にもとづく、保護主義的な姿勢をみせており、今後の政策の動向を注視するとともに、適時適切に対応を図っていくことが求められています。

また国では、近隣諸国に対するビザ要件の緩和や外国人旅行者の受入環境の整備に加え、日本文化の魅力の発信に注力することにより訪日外国人旅行者（インバウンド）の誘致を積極的に推進し、グローバル化を活かした観光立国の実現に取り組んでいます。平成32年に東京オリンピック・パラリンピックの開催を控えていることから、地方においても急増する外国人旅行者の受け入れ態勢を整えることが求められています。

3　安心・安全なまちづくりに対する意識の高まり

近年、多様化・巧妙化する犯罪に対する防犯対策や、多発する自然災害への備えとしての防災や減災への対応など、安全な暮らしや生活環境の確保に対する意識が高まっています。

防災・減災面では、東日本大震災からの復興及び福島第一原子力発電所事故の影響から、安心できるエネルギー政策への対応などをはじめ、熊本地震や関東・東北豪雨被害など近年激甚化する自然災害への備えが課題となっています。また、高度経済成長期に整備が進められたインフラの老朽化が進んでおり、災害時の被害最小化や迅速な回復への備えを進めるとともに、予防措置としての補修、計画的な更新や長寿命化を図る必要があります。

防犯面では、犯罪の発生件数は減少しているものの、依然として窃盗犯などの身近な犯罪は高い水準で発生しており、子どもや女性、高齢者が被害者となる犯罪や、特殊詐欺（ニセ電話詐欺等）などの被害が深刻化していることから、安全な暮らしの確保に取り組む必要があります。

医療・福祉面では、全国的な医師の不足・偏在といった地域医療の問題や超高齢化に伴う介護福祉サービス、食の安全、感染症などへの関心が高まっており、医療福祉の充実が求められています。

安心･安全を実感できる暮らしを実現するためには、市民の防犯･防災意識の醸成と併せて、各種対策による安全確保や、危機管理体制の構築が必要となります。

4　地球環境問題の深刻化

近年の途上国の急速な発展や世界の人口増加に伴って、地球温暖化の進行や生物多様性の危機など広域的に取り組むべき環境問題がより深刻化しています。我が国においても、異常気象による災害の激甚化やＰＭ2.5[1]による国境を越えた大気汚染など、環境をめぐる新たな問題も生じています。

平成27年11月に開催されたＣＯＰ21（気候変動枠組条約第21回締約国会議）においては、平成32年以降の地球温暖化対策の国際的な枠組みであるパリ協定が締結されました。我が国においても、温室効果ガス排出量を、平成42年度に平成25年度比26％減とする削減目標を決定しています。

自然環境・生態系の保全に加えて、地球温暖化問題の解決、循環型社会・低炭素社会の構築など、環境と経済が両立した持続可能な社会の実現が重要となります。

5　ＩＣＴ社会の進展

情報通信技術（ＩＣＴ[2]）は劇的に進歩しており、産業の生産性を高めるとともに、インターネット環境やＳＮＳ（Social Networking Service）[3]の普及により、生活の利便性を急速に向上させています。

様々なモノがインターネットに接続され、情報交換することにより相互に制御を行うＩｏＴ（Internet of Things）や、人工知能による機械学習（ディープラーニング）等のＩＣＴ（情報通信技術）を活用したネットワーク化は、企業活動などにおける新たな価値の創出と効率化、コミュニケーションの拡大に寄与するとともに、公共サービスの提供システムの高度化など国民生活に大きな影響を与えることが予想されています。

一方で、情報格差の是正や情報リテラシー[4]教育の推進、個人情報の保護、サイバーセキュリティ[5]対策などが課題となります。

1　**PM2.5**　粒子状物質のうち、粒径が2.5マイクロメートル（マイクロは100万分の１）以下のもので、微小粒子状物質ともいう。粒が小さいため肺の奥深くまで入り込みやすく、ぜんそくや肺がんなどの他、不整脈や心臓発作、花粉症など循環器への影響も指摘されている。

2　**ＩＣＴ**　Information and Communication Technologyの略語で、情報処理や通信に関連する技術、産業、設備、サービスなどの総称。

3　**ＳＮＳ**　人と人との社会的なつながりを維持･促進するさまざまな機能を提供する会員制のオンラインサービス。

4　**情報リテラシー**　情報と識字を合わせた言葉で、情報を自己の目的に適合するように使用できる能力のこと。

5　**サイバーセキュリティ**　コンピュータへの不正侵入、データの改竄や破壊、情報漏えい、コンピュータウィルスの感染などがなされないよう、コンピュータやコンピュータネットワークの安全を確保すること。

6 産業構造・就業構造の変化

日本の産業構造は、第二次産業から第三次産業への高度化により、第三次産業の就業人口が増加し、産業構造のソフト化・サービス化が一層進んでいます。平成22年の国勢調査では、第一次産業の就業者数の割合が4.2％（平成17年には4.9％）、第二次産業が25.2％（同26.4％）、第三次産業が70.6％（同68.6％）であり、医療・福祉などを含む第三次産業の増加が目立っています。

為替変動の影響を受ける製造業の海外生産が進展し、中間財の輸入が増加するなど、ものづくりを取り巻く環境は大きく変わっており、中小製造業者においても海外を含めた事業展開が求められています。一方、地域経済を支える家業を基盤とした農林水産業や工業、商業では、事業承継の問題などの課題を抱えています。

雇用面では、パートや派遣など非正規雇用が若年層で拡大しており、所得格差の拡大や生活不安の増大の一因となるとともに、晩婚化や未婚率の上昇、出生率の低下にもつながっているため、雇用環境の改善が必要です。

今後は、「地方創生」の取組による新産業の創出のほか、地域資源を活用した農林業や製造業、観光産業などの地域産業の発展による雇用創出が期待されています。

7 価値観の変化と協働社会の進展

近年、人々の価値観は多様化が進んでおり、従来の「モノ」を購入することに価値をおく生活から、様々な「コト」を楽しむ価値観へと変化しています。心豊かに暮らすため、仕事と生活の調和（ワークライフバランス）がとれた社会を実現していくことが重要になっています。

また、一人世帯が増加する中で高齢化も相まって、介護などの社会福祉の面での需要が高まっています。一方、地方財政が厳しさを増す中で公的なサービスの限界もあり、地域コミュニティを再構築していくことが求められています。精神的な豊かさの追求に加えて、ボランティアなどによる市民の社会貢献活動のほか、企業やＮＰＯ[1]等も地域づくりに関わるなど、地域コミュニティの中での豊かさにつながる協働の取組が一層重要となってきています。

8 多様な人が活躍する社会づくりの要請

アベノミクス[2]が取り組む金融及び財政政策によって、我が国の経済状況は緩やかな回復基調にあるものの、少子高齢化という構造的な問題による生産年齢人口の減少が経済成長の妨げとなっています。

そのため、国では、経済成長、子育て支援と社会保障の充実により、年齢、性別、障害の有無を問わず家庭・職場・地域で誰もが活躍できる「一億総活躍社会[3]」を実現し、少子高齢化に歯止めをかけることを目標として掲げています。

[1] **ＮＰＯ**　Non Profit Organizationの略。利益を目的としない組織（民間非営利団体）のこと。
[2] **アベノミクス**　第二次安倍内閣において掲げた一連の経済政策に対して与えられた通称。
[3] **一億総活躍社会**　若者も、高齢者も、女性も、男性も、障害のある方も、一度失敗を経験した方も、一人ひとりが、家庭や地域や職場で自分の力を発揮し、生きがいをもてる社会のこと。

また、国では、平成26年10月に「すべての女性が輝く社会づくり本部」を設置し、女性が職場においても、家庭や地域においても、各人の個性と能力を十分に発揮できる社会づくりを行っていくとしています。

今後は、このような多様な人材を積極的に活かす取組（ダイバーシティー）の推進により、女性活躍はもちろんのこと、障害者の雇用や高齢者の再雇用などの促進が期待されています。

9 地方分権改革及び行財政改革の推進

我が国では、地方分権改革推進法（平成18年）による地方分権改革推進委員会の勧告に基づき、第1次地方分権一括法から「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（平成26年法律第51号。以下「第4次地方分権一括法」という。）までの4次にわたる一括法により、地方に対する事務・権限の移譲及び規制緩和が進められてきました。さらに、平成26年より、委員会勧告方式に替えて「提案募集方式」や「手挙げ方式」による分権改革が進められており、地方の意見が十分に反映されるように国に働きかけるとともに、地方でも分権改革の成果を活かした独自の取組を積極的に進めることが求められています。

今後、地方分権の更なる進展により、自治体が果たすべき役割と責任が高まることが予想されます。多様化する行政ニーズに対応しながら自立した自治体経営を維持していくためには、一層の行財政改革が求められることから、広域行政への取組や民間活力の活用による行政サービスの効率化も求められています。

第2節 土浦市の現状

1 人口

土浦市の人口は、平成27年で140,804人となりました。

本市の人口は、昭和50年から平成2年にかけては、年平均1,500人の人口増加がみられたものの、平成12年の144,106人をピークに、横ばいから減少傾向に転じています。

また、人口を年齢（3区分）別に整理すると、年少人口は昭和60年頃までは横ばいで推移していたものの、以降は継続して減少傾向にあります。その一方で、老年人口は昭和50年以降、増加傾向が継続しており、平成12年には年少人口数を逆転しています。

本市では、人口減少と少子化・高齢化の進行がみられます。

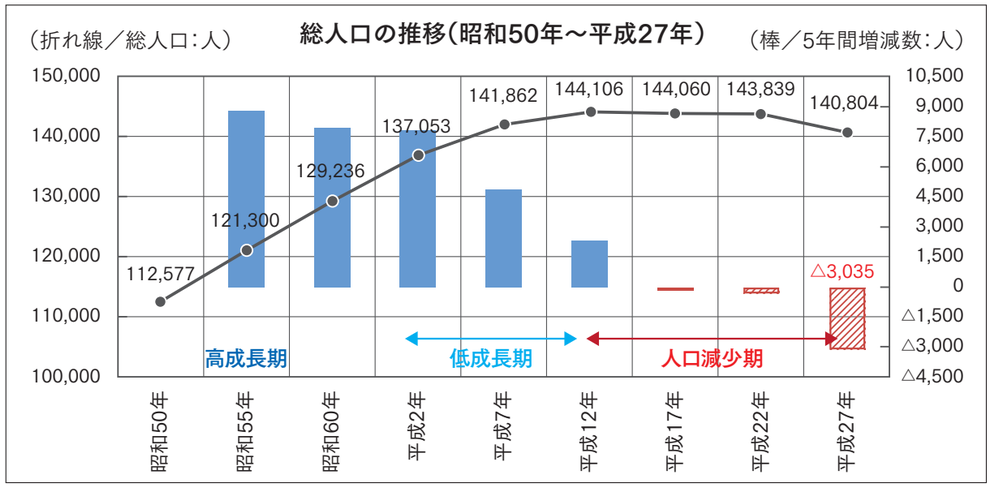

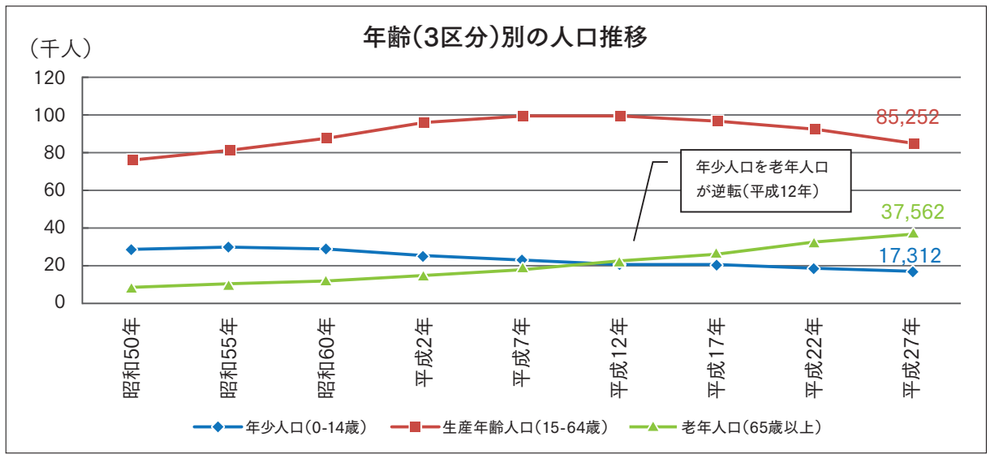

出典：総務省「国勢調査」（昭和50年～平成27年）

2 産業

本市を常住地とする就業者数（就業している市民）は、平成７年以降減少傾向が続いており、平成22年には68,366人となっています。

平成22年の就業者の内訳を産業別にみると、「第一次産業」が2,174人（3.2％）、「第二次産業」が15,324人（22.4％）、「第三次産業」が46,395人（67.9％）となっています。「第二次産業」の就業者数は平成12年以降減少しており、平成12年まで増加していた「第三次産業」の就業者数も、平成17年には減少となっています。

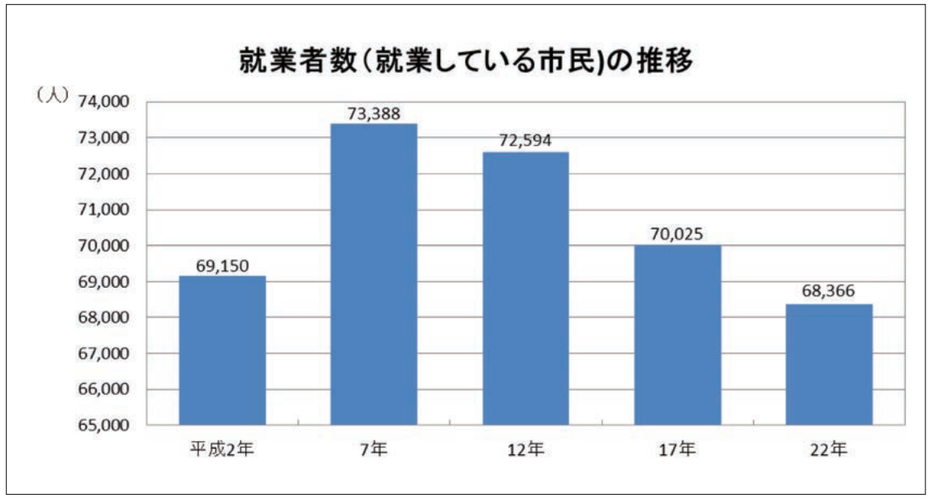

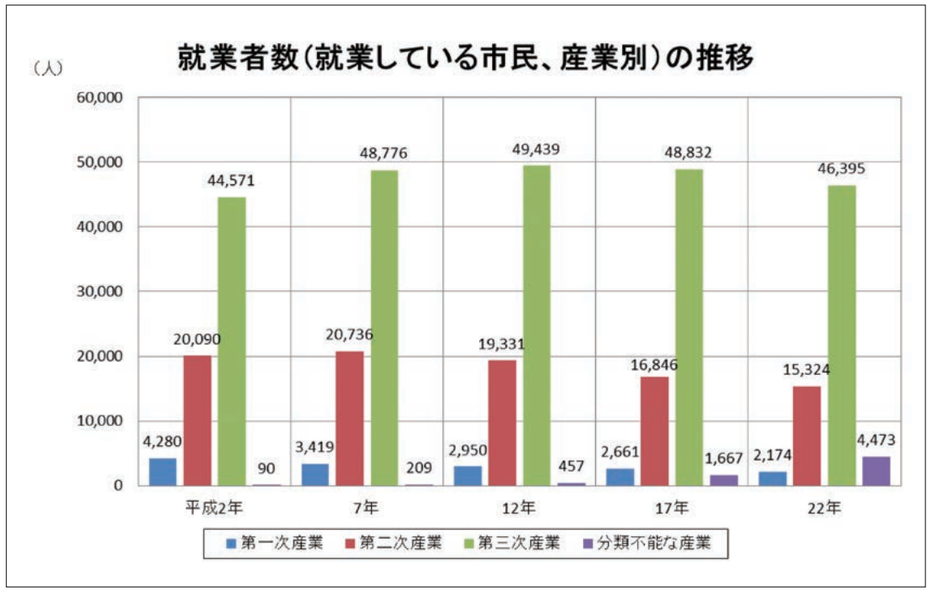

出典：総務省「国勢調査」

3 主要指標に見る土浦市の位置

主要指標について、県内32市中の本市の順位をみると、流動人口を示す指標である「昼夜間人口比率」と「流入人口比率」は、はそれぞれ２位、１位となっており、本市は県内の主要な通勤、通学先となっていることがわかります。

経済活動の指標である「製造品出荷額等」及び「商業販売額」はそれぞれ７位、３位となっており、市内に工業と商業の双方の機能が集積していることがわかります。

生活インフラの指標となる「下水道普及率」、「道路実延長」が上位に位置しており、都市基盤が他の市に比べ充実していることがわかります。

一般病院数は21位となっておりますが、一般診療所数及び医師数ともに２位となっており、県内の中でも、医療体制が充実していることがわかります。

交通事故発生件数、刑法犯認知件数は、ともに32市中で最も多くなっています。

項目	単位	最新年				備考
		データ	年次	県内32市の平均	32市中の土浦市の順位	
面積	㎢	122.89	26年	159.1	21	
可住地面積	㎢	99.35	26年	107.14	18	
人口	人	142,059	26年	82,753	5	
人口密度	人/㎢	1,156	26年	653	6	
昼夜間人口比率	%	109.3	22年	94.0	2	
流入人口比率	%	30.3	22年	17.1	1	
年少人口割合	%	12.7	26年	12.7	17	
生産年齢人口割合	%	61.2	26年	60.7	13	
老年人口割合	%	26.1	26年	26.6	20	
合計特殊出生率	%	1.43	26年	1.42	15	ベイズ推定値
市町村民所得	万円	312.3	25年	293.6	9	納税義務者1人当たり
製造品出荷額等	百万円	606,624.9	26年	331,634.6	7	
商業販売額	百万円	466,082.9	26年	178,941.2	3	
財政力指数		0.9	25年	0.7	7	
保育所数	所	16.9	26年	18.6	19	人口10万人当たり
下水道普及率	%	86.9	25年	48.8	4	
ごみ収集量（注1）	kg	395.8	25年	318.0	31	年間1人当たり
都市公園面積	㎡	6.05	25年	7.43	17	人口1人当たり
生活道路舗装率	%	76.7	26年	60.6	2	市町村道
道路実延長	m	133.2	26年	102.7	9	総面積1万㎡当たり
生活保護被保護実人員（注1）	人	8.5	26年	7.3	25	人口千人当たり
一般病院数	所	4.22	26年	4.81	21	人口10万人当たり
一般診療所数	所	78.1	26年	51.9	2	人口10万人当たり
医師数	人	278.8	26年	121.6	2	人口10万人当たり
火災出火件数（注1）	件	34.37	25年	49.5	9	人口10万人当たり
交通事故発生件数（注1）	件	6.2	26年	3.8	32	人口千人当たり
刑法犯認知件数（注1）	件	16.2	26年	9.2	32	人口千人当たり

（注１）県内32市中の順位について、値が小さい方を上位として表記

第１章

基本理念

基本理念

序章にて整理した社会経済情勢等の変化も踏まえた、今後の土浦市のまちづくりを進めていくための基本理念を次のように設定します。

■基本理念１

■共に考え行動する「協働」によるまちづくり

これからの地方分権時代においては、厳しい財政状況の中で、一層の自主・自立によるまちづくりが求められます。一方、これまでの「協働」のまちづくりの中で、市民の人材としての意識･能力は向上しており、その能力を十分に発揮してもらうことが期待されます。今後は「市民」、「団体」や「事業者」など、市に関わる全ての当事者が責任意識を自覚し、様々な場面において行政との役割分担を果たすことによって一歩進んだ「市民協働のまち」を目指します。

■基本理念２

■快適で安心・安全な「日本一住みやすい」まちづくり

「まちづくり」の本質的な目的は、この「まち」に住む人々にとって、暮らしの様々な場面（「住み」、「学び」、「働き」、「憩い」など）において、満足感のある生活・都市環境を創造していくことです。この目的は、取り巻く社会環境が変化しても、普遍的なものといえます。引き続き誰もが「住んでみたい、住んでよかった」と思える「日本一住みやすいまち」を目指します。

■基本理念３

■地域資源を生かした活力あるまちづくり

本市には、先人から引き継いできた長い歴史・文化や日本第2の湖である「霞ケ浦」をはじめとする水と緑豊かな自然環境など地域固有の資源があり、土浦城下のまちとしての礎から、県南の中心都市として発展してきました。地方分権や地方創生への流れの中で、これらの地域資源を生かし独自性の高い活力あるまちを目指します。

【基本理念】

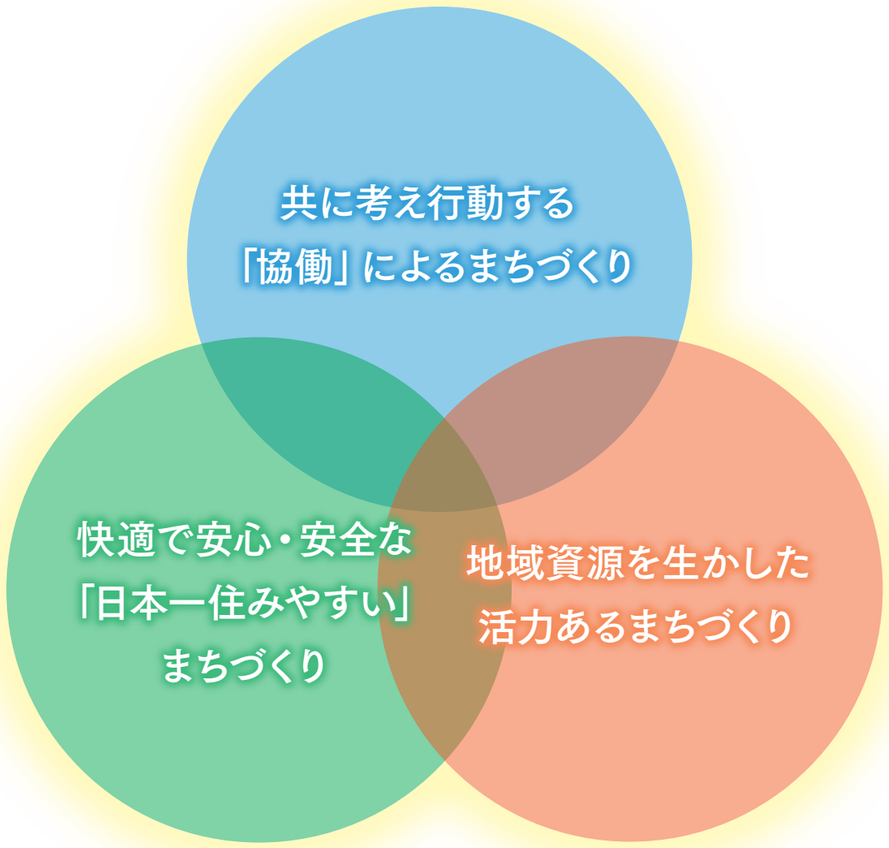

第２章

まちの将来像

第1節 将来像

将来像は、本市の長期的かつ総合的なまちづくりの指針である総合計画の中で、平成39年度を目途に目指す「まちづくりの方向性や将来の姿」を目標として明示するものです。

社会経済情勢等やまちづくりの基本理念などを踏まえて、次のように設定します。

■水・みどり・人がきらめく
安心のまち　活力のまち　土浦

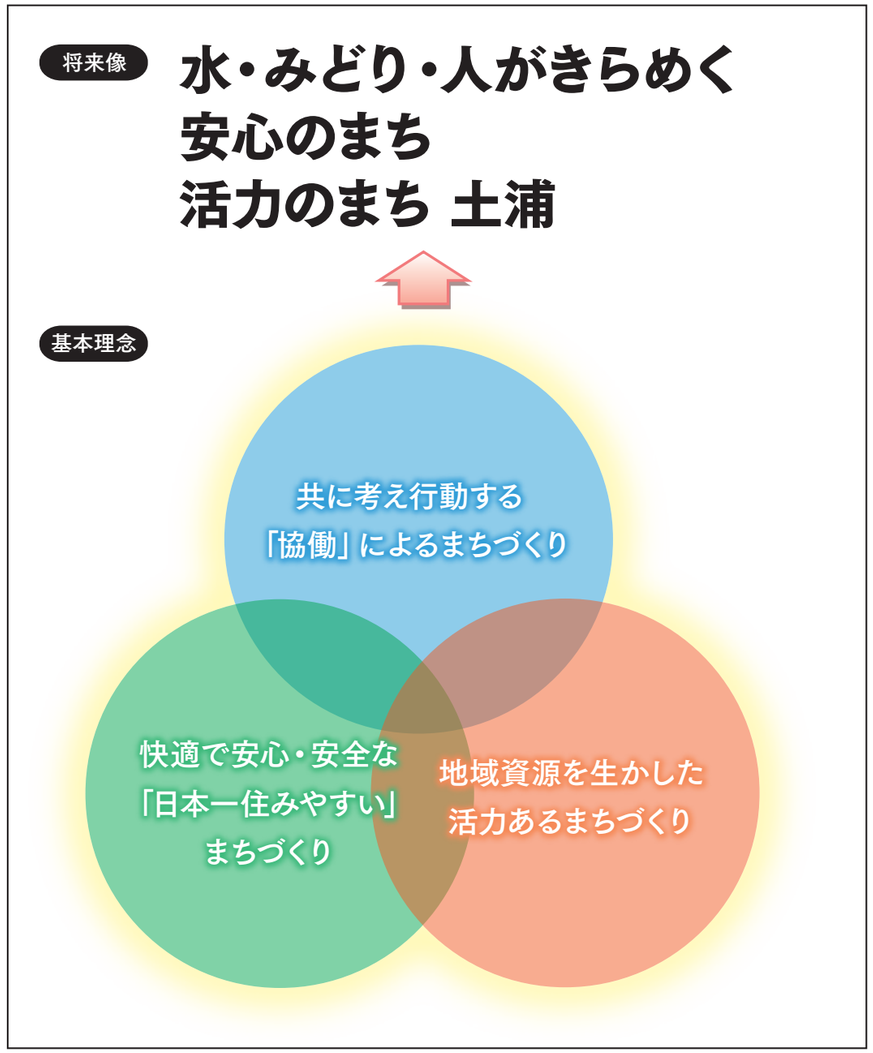

第2節 人口の見通し

1 将来目標人口

社会経済情勢等の変化において整理したように、日本は人口減少社会に突入しています。本市においても平成12年国勢調査をピークに人口は減少に転じており、今後は本格的な減少が避けられない状況です。人口減少を抑制し、人口構造の若返りを図る施策を実施することによって、平成39年の将来目標人口を次のように設定します。

国立社会保障人口問題研究所による平成39年の推計人口は132,700人となりますが、まち・ひと・しごと創生への取組により、1,300人の上積みを図り、将来目標人口として134,000人を目指します。

■将来目標人口：134,000人

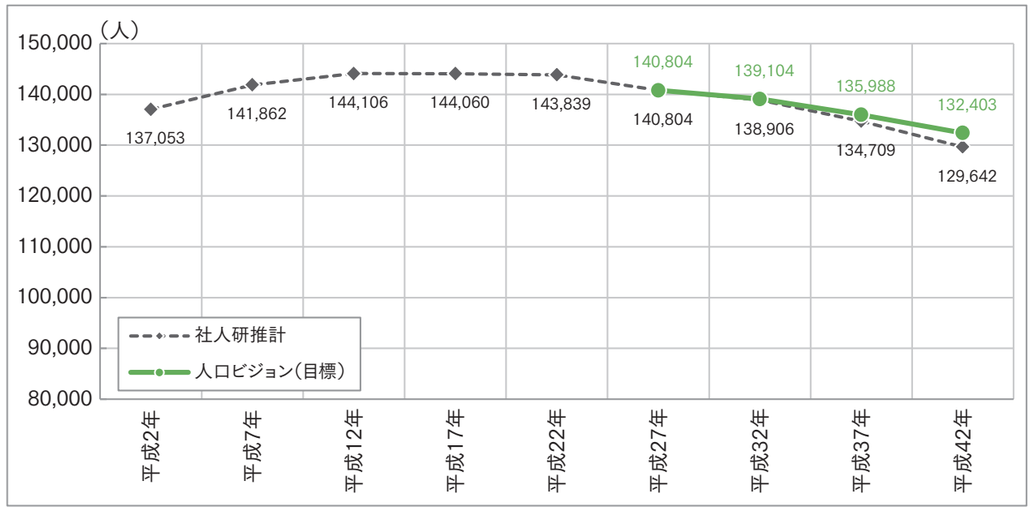

※平成27年10月「土浦市まち・ひと・しごと創生　人口ビジョン・総合戦略」。但し、平成27年人口は国勢調査確定値

2 交流人口

定住人口の減少が避けられない中で、本市が活力あるまちとして発展していくためには、観光客や地域への滞在者といった交流人口の拡大の重要性が高まっており、県南地域における拠点都市として本市の役割を一層高めるとともに、より広域からの交流人口の呼び込みを図っていく必要があります。

そのためには、効果的な情報発信が必要であり、シティプロモーション戦略プランに基づいて本市の情報の戦略的かつ積極的な発信に努めます。また、霞ケ浦をはじめとした自然環境や歴史資産などの様々な地域資源を多面的に活用するとともに、新たな資源の掘り起こしや磨き上げを通して土浦市のファンづくりを図っていきます。さらに、「日本一住みやすい」まちとしての魅力の認知度を高めることにより、最終的に定住人口の増加へと結び付けていきます。

第3節　土地利用構想

1　土地利用の基本的な考え方

本市の地域特性を活かした土地利用を実現するために、自然的土地利用と都市的土地利用に分類し、自然的土地利用として「水辺空間保全・活用ゾーン」「緑地保全・活用ゾーン」「農村・田園環境ゾーン」を、都市的土地利用として「市街地ゾーン」を設定し、それぞれの方針に従って調和のとれた土地利用の誘導を図ります。

特に、人口減少・高齢化が進む中、本市の地域特性を活かし豊かな自然と都市機能との調和をとりながら、都市の活力と住民の生活の利便性を維持し、いつまでも暮らしやすいまちを実現するため、公共交通と連携して、「コンパクトシティ・プラス・ネットワーク」の都市構造を構築します。

■水辺空間保全・活用ゾーン

・霞ケ浦は、後世に引き継ぐべき貴重な財産として、周辺自治体とともに水質浄化対策の推進、生物多様性に配慮した自然環境の保全を図ります。

・霞ケ浦及びその周辺地域は、水郷筑波国定公園の玄関口にふさわしいシンボル空間として、また、うるおいとにぎわいのある水辺空間として土地利用を図ります。

■緑地保全・活用ゾーン

・筑波山麓の緑豊かな自然は、美しい景観とともに水源かん養、生態系の維持などの機能を有することから、周辺自治体とともに自然環境の保全を図ります。

・山麓及びその周辺地域は、市民や観光客が身近に緑にふれあえる場として、自然環境の保全に十分配慮しつつ積極的な活用を図ります。

■農村・田園環境ゾーン

・農業生産や生態系、景観面など多面的な機能を有する農業・田園地域は、優良な農地の保全や整備に努めるとともに、既存集落の生活環境基盤の充実を図ります。

・また、幹線道路等における適切な土地利用を誘導するとともに、都市と農村の交流や里山暮らしの場の創出に努めます。

■市街地ゾーン

・ＪＲの各駅を中心とした地域、おおつ野地区、藤沢周辺地区の市街地ゾーンは、それぞれの地域特性を活かしたコンパクトな市街地として、多様な人々が生き生きと安心して暮らし、交流する良好な市街地の形成を図ります。

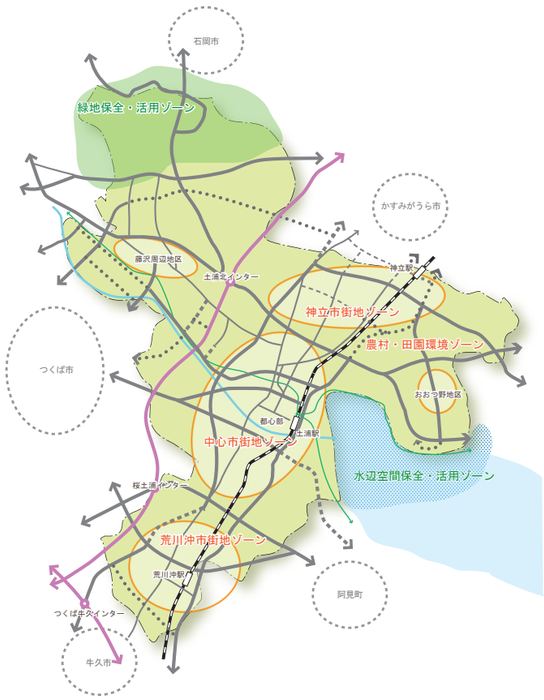

2　コンパクトシティの形成

本市では、地域資源を活かしながら、市民が共に考え行動する「協働」によるまちづくりによって、快適で安心・安全な「日本一住みやすい」まちを実現することとします。

そのためには、市内のＪＲ各駅を中心とする既存の都市機能の活用を図りつつ、テーマごとの求心性を持つ拠点を位置付け、都市の魅力を高めるための機能強化や維持を図ります。

①コンパクトシティの形成に資する都市・生活拠点

■都市拠点

・ＪＲ土浦駅を中心とする市街地地区を都心部として位置付け、商業・業務及び行政サービスなど都市機能の集積を高めるとともに、自然･歴史･文化資源の活用、定住促進などにより、にぎわいのある都心部の形成を図ります。

・ＪＲ荒川沖駅を中心とする市街地地区とＪＲ神立駅を中心とする市街地地区をそれぞれ市域南北の副都心として位置付け、都心部を補完する都市機能の向上・維持を図ります。

■地域拠点

・おおつ野地区は、市域東部の地域拠点として位置付け、医療・福祉や研究・開発業務を中心とした土地利用を促進し、職・住が近接する市街地形成を図ります。

■地域生活拠点

・四中地区、六中地区、都和中地区、藤沢周辺地区を地域生活拠点として位置付け、コミュニティや福祉、商業、交通、防災機能などがコンパクトに集積する地域の核づくりに努めます。

②都市の魅力を高める水・緑・憩いの拠点

■水・緑・憩いの拠点

・土浦城址及びその周辺地区、小町の館周辺は、広域的な歴史・文化・観光拠点としての機能充実を図ります。

・霞ケ浦総合公園、川口運動公園及びその周辺地区、新治運動公園、常名運動公園、乙戸沼公園は、市民のレクリエーションの場、健康づくりの場としての機能充実を図ります。

・朝日峠展望公園、茨城県霞ケ浦環境科学センター周辺地区、宍塚大池周辺地区の一部は、自然とふれあえる空間としての機能充実を図ります。

③都市に活力をもたらす産業系拠点

■工業拠点

・土浦・千代田工業団地は、産業発展を促す拠点として、土浦北工業団地、東筑波新治工業団地は、広域交通ネットワークを活かした産業発展の拠点として、その機能充実を図ります。

■流通拠点

・土浦北インターチェンジ周辺地区､桜土浦インターチェンジ周辺地区､卸売市場周辺地区は、広域交通ネットワークを活かした産業発展を促す拠点として、その機能充実を図ります。

■研究・業務拠点

・茨城県霞ケ浦環境科学センター、おおつ野東部地区、宍塚大池周辺地区の一部は、研究・業務系機能の誘致を図り､自然などの周辺環境を活かした新たな産業拠点の形成を目指します。

④都心部の魅力を高める新にぎわい拠点

■新にぎわい拠点

・真鍋地区及び高津地区は、都心部との連携や役割分担を図るとともに回遊性の向上を進め、民間活力による新たなにぎわい創出と都心部全体へのにぎわいの波及を目指します。

3 ネットワークの形成

土地利用を体系的に関係づけ、まちとしてのにぎわいの創出と、安心・安全で快適な都市づくりを先導していくため、各拠点間や各市街地間を効果的に連絡する交通ネットワークの形成を図ります。

■道路ネットワーク

・広域的なアクセス向上や通過交通の適切な処理とともに、災害時の緊急輸送路や緊急避難路を確保するため、体系的な幹線道路ネットワークの形成を目指します。

・既存の幹線道路を基に、都市計画道路の延伸や新たな路線の整備により、3つの都市拠点（都心部・荒川沖副都心・神立副都心）を南北に貫く梯子状の道路体系の形成を図るとともに、それぞれの都市拠点を中心とした東西方向の道路ネットワークの充実を図ります。

・都心部及び中心市街地ゾーンを巡る２重の「環状道路」により、円滑な交通を確保するとともに、市街地内への不要な通過交通の抑制を図ります。

■公共交通ネットワーク

・ＪＲ常磐線の更なる輸送力増強と輸送サービスの向上を促進し、人や物資の往来を通した広域的なまちづくりを推進します。

・市民の身近な足となり、地域生活拠点間、地域生活拠点と都心部・副都心部間などの連絡を容易にする人にやさしいコミュニティバスやデマンド型交通[1]の効果的・効率的な運行について、関係機関と連携しながら推進します。

・つくばエクスプレスつくば駅との連携強化をはじめとした、周辺地域との広域的な公共交通ネットワークの構築を検討します。

■歩行者・自転車系ネットワーク

・都心部･荒川沖副都心･神立副都心のほか、各種公共公益施設の周辺、通学路などにおいて、歩行者が安心・安全に通行できるバリアフリーに配慮した道路の整備、まち並みや景観に配慮した歩行者系ネットワークの形成を目指します。

・都心部・荒川沖副都心・神立副都心を中心に、通学路や生活道路としての自転車道の確保に努め、人と環境にやさしい都市づくりを目指します。

・総延長約180kmにおよぶ大規模自転車道となる「つくば霞ケ浦りんりんロード[2]」は、県及び沿線自治体と連携し、日本一のサイクリング環境の構築を目指します。

---

1 **デマンド型交通**　需要に応じて柔軟に運行する利用者主導型の交通。

2 **つくば霞ケ浦りんりんロード**　つくばりんりんロードと霞ケ浦自転車道などを一体とした総延長約180kmのサイクリングコースで、全国でも屈指の安全で快適に走行できる環境が整備されている。

図　土地利用構想図

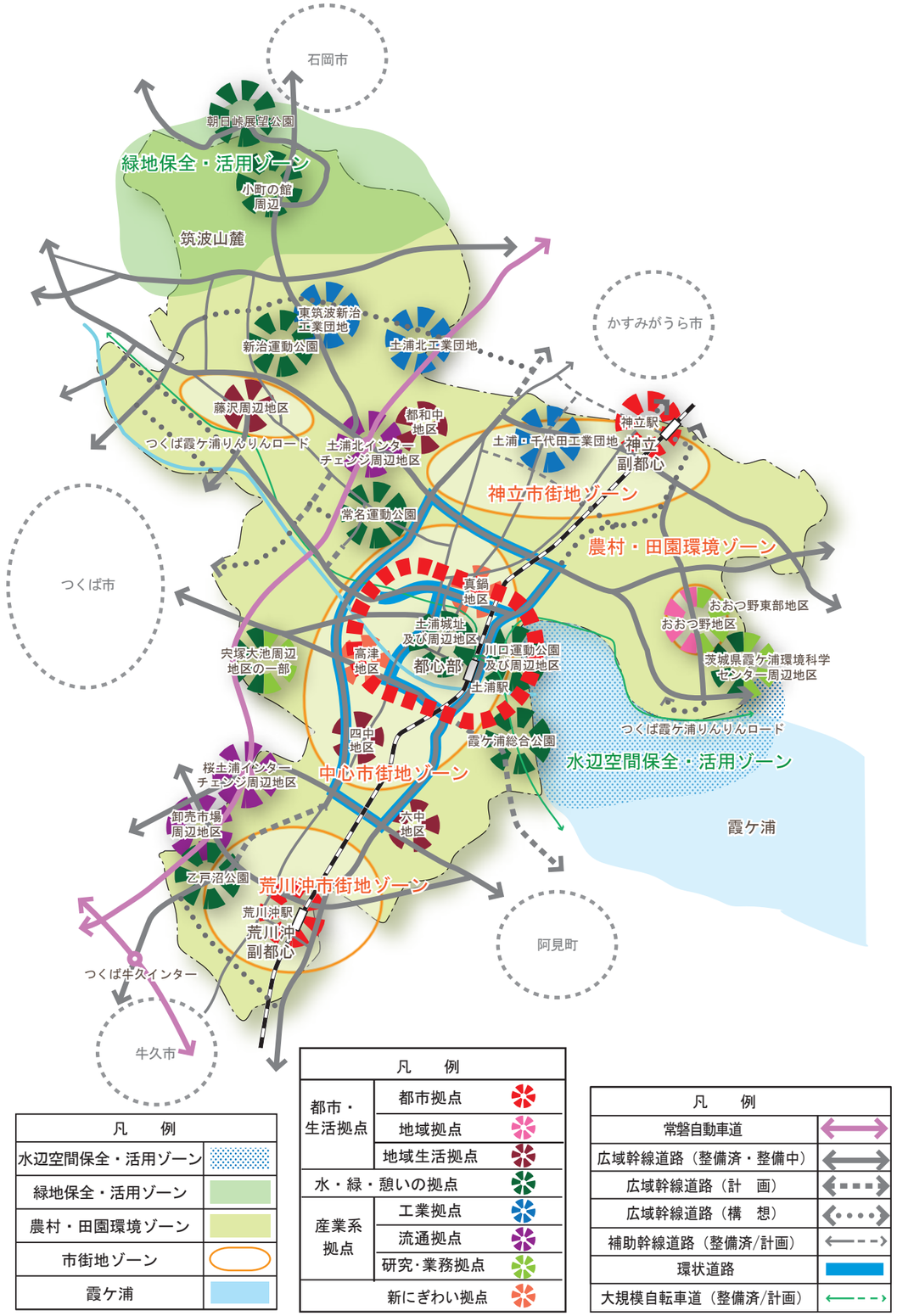

第3章

計画推進の基本姿勢

計画推進の基本姿勢

将来像の実現のための計画推進に向けて、取組の基本姿勢を次のように定め、全ての行政分野の施策展開を進めます。

■「地域力」と「市役所力」が一体となった協働のまちづくり

将来にわたり持続可能なまちづくりを進めていくため、市民やボランティア団体、ＮＰＯ[1]、事業者等の多様な地域社会の担い手が課題を共有しつつ、これまでのような市民活動の振興・底上げのための協働から、さらに歩みを進め、協働をまちの課題解決の手段として、全市的な取組に発展させるなど、まちの質を高めるために連携・協働によるまちづくりを進めます。

■行財政改革の推進と市民サービスの向上

本市では、行財政の改革にこれまでも継続的に取り組んできました。しかしながら、人口減少社会の到来の中で、今後のまちづくりにおいては、財政面の制約が一段と増すことが想定されます。

このような状況を踏まえ、市民ニーズの多様化・高度化への対応を図りつつ、限られた財源による効率的な行政運営に向けて「選択と集中」を進め、あらゆる場面で一層の行財政改革の取組強化と市民サービスの向上を図ります。

[1] **ＮＰＯ**　Non Profit Organizationの略。利益を目的としない組織（民間非営利団体）のこと。

第1節　「地域力」と「市役所力」が一体となった協働のまちづくり

本市では、これまでの市民との協働によるまちづくりの成果により、市民の間に「協働」の意識が定着しつつあり、各般にわたりその広がりを見せてきています。「自分たちのまちは、自分たちで創る」という意識の下に、まちの主人公である市民、団体、事業者と行政が相互にパートナーシップを確立する、「地域力」と「市役所力」が一体となった協働のまちづくりを推進します。

①支え合い高め合う市民とともにつくるまちづくりの推進

地方財政を取り巻く厳しい状況の中で、多様化、高度化する市民ニーズに的確に対応していくため、市民との協働の深化と取組領域の拡大を図ります。

また、協働を全庁的な取組とするとともに、市民と行政が相互に役割と特性を理解しつつ、支え合い高め合う協働のまちづくりをより一層推進します。

②心豊かな生活を支える地域コミュニティの活性化

地域での市民活動や市民同士の交流が自発的に展開されるよう、コミュニティ意識の啓発や地域のリーダーを育成するなど、心ふれあう住みよい地域社会の形成を図ります。

また、町内会やまちづくり市民会議、地区市民委員会などのコミュニティ組織の充実などにより、活力ある地域活動を促進します。

③一人ひとりの暮らしを豊かにするボランティア活動の活性化

ＮＰＯ[1]やボランティア団体等の積極的な活動を促進するため、個人や団体の自主性を尊重しながら、活動を支援するとともに、地域課題の解決に向けて成果が見える取組を促進します。

④行政情報の活用促進と魅力発信

行政情報のより活発な活用を促すとともに、公正で透明性のある行政運営を確保するために、ホームページの充実をはじめ、ＩＣＴ[2]（情報通信技術）を活用しながら、広聴機会と行政情報の提供の充実を図りつつ、情報公開制度や個人情報保護制度、パブリック・コメント[3]制度の適正な運用と充実を図ります。

また、市民や民間企業等との連携のもと、多様な情報発信基盤やメディアを活用し、効果的なシティプロモーションに努めます。

[1] **ＮＰＯ**　Non Profit Organizationの略。利益を目的としない組織（民間非営利団体）のこと。
[2] **ＩＣＴ**　Information and Communication Technologyの略語で、情報処理や通信に関連する技術、産業、設備、サービスなどの総称。
[3] **パブリック・コメント**　公的な機関が規則あるいは命令などの類のものを制定しようとするときに、広く公に（＝パブリック）に、意見・情報・改善案など（＝コメント）を求める手続のこと。

⑤個性と能力が発揮できる男女共同参画の推進

男性と女性が互いに尊重し、かつ責任を分かち合い、性別にかかわることなく、社会のあらゆる分野に参画し、それぞれの個性と能力を発揮できる機会が確保される男女共同参画社会の構築を目指します。

また、「意識から行動へ」をテーマに、意識啓発だけにとどまらず、女性の就業支援や、仕事と家庭生活・地域活動が両立できる環境を整備することで、女性の活躍を推進します。

⑥多文化共生を実現する相互理解の促進

社会・経済のグローバル化の進展、在住外国人やインバウンド（訪日外国人旅行）客の増加など、地域においても国際化への対応が重要性を増しています。

このため、学校教育や生涯学習をはじめとして、あらゆる機会を通じ、市民の国際感覚をかん養し、異なる文化や価値観を互いに尊重し認め合える多文化共生社会の実現に向けて取り組みます。

⑦人権意識の醸成と平和意識の啓発

人権の尊重や平和の推進といった普遍的価値の実現には、市民一人ひとりの人権意識の醸成や、平和に対する意識啓発が求められます。このため、学校等の教育の場における人権教育にとどまらず、家庭や地域など様々な機会を通して人権意識の醸成・啓発を推進します。

また、戦争体験を持つ世代が年々減少していることから、「非核平和都市」の責務として戦争の記憶を引き継ぐとともに、人類永遠の平和に対する意識啓発の推進により、平和の尊さを後世に伝えていきます。

第2節 行財政改革の推進と市民サービスの向上

本市では、持続可能な行財政基盤の確立を目指し、行財政改革を進めています。少子・高齢社会や人口減少社会の進展に対応しつつ、市民一人ひとりの夢と希望を実現していくための継続的かつ自立的な財政基盤の確立を目指し、行財政改革の推進と市民サービスの向上を推進します。

①効率的・効果的な行政運営と機能的な組織・人材づくり

地方公共団体の責務となる「最少の経費で最大の効果を上げる」という原則の下、事務事業の縮減や廃止を含め検証し、簡素で効率的・効果的な行政運営を追求するとともに、高度情報社会に対応した電子自治体の取組等により、行政サービスの向上を図ります。

また、最適な行政経営システムを構築するため、組織の整理統合などの見直しを進め、市民に分かりやすく、簡素で効率的かつスリムな組織・機構の改革を推進します。

加えて、高度化・多様化する行政課題に対して迅速かつ適切に対応するため、職員の能力・資質を最大限に活用出来るよう効果的な人材育成等に取り組みます。

公社等の外郭団体については、変革の時代に対応する組織・機構として運営の見直しを進めます。

②持続可能な財政運営の推進

良質な行政サービスを継続して提供するには、持続可能で安定的な行財政基盤の確立が不可欠であり、税などの歳入確保への取組を強化するとともに、「選択と集中」の考え方の下、事務事業の見直しを行うなど、歳入確保・歳出削減の両面において徹底した取組を推進することで、安定した財政基盤を確立します。

また、公平性の観点から、特定サービスに対する応分な負担など、受益者負担の適正化を図ります。

③最適かつ適正な公共施設マネジメントの推進

公共施設等が市民全体の貴重な財産であることを踏まえ、全市的な視点に立ち、将来の健全財政や維持管理経費等も十分配慮しつつ、民間活力の導入による行政運営の効率化、公共施設の長寿命化やランニングコスト[1]の縮減、ライフサイクルコスト[2]の平準化や配置見直しなど、適切な公共施設マネジメントを推進します。

④時代に対応した広域連携の推進

事業内容や周辺自治体の特性を踏まえ、共通する行政課題や広域的な行政需要に対応するため、関係自治体との相互連携により広域行政を推進します。

---

[1] **ランニングコスト**　設備や建物を維持するために必要となるコストのこと。

[2] **ライフサイクルコスト**　設備や建物の計画・設計・施工から、その建物の維持管理、最終的な解体・廃棄までに要する費用の総額。

また、交通や観光等の広域的なネットワークの形成を進めるとともに、定住自立圏など新たな広域連携の可能性について検討を進めます。

⑤地方分権に対応した自主・自立のまちづくりの推進

地方分権の進展により、国・県・市町村の関係は、対等な立場へと変わり、市町村への権限移譲が進行しており、必要な財源の移譲等の働きかけを進めるとともに、自主・自立のまちづくりを推進します。

⑥市民窓口サービスの向上

窓口業務は、市民にとって最も身近で、行政サービスの根幹をなすものであり、ＩＣＴ[1]（情報通信技術）を活用した利便性の向上や、わかりやすく利用しやすくするなど、市民の視点に立った質の高い市民サービスを目指します。

また、暮らしに関する相談などの体制の充実を図ります。

[1] ＩＣＴ　Information and Communication Technologyの略語で、情報処理や通信に関連する技術、産業、設備、サービスなどの総称。

第4章

施策の大綱

施策の大綱

将来像の実現に向けて、次の６つを取組の柱として設定し、２つの基本姿勢に基づいて、総合的な取組の推進を図ります。

1．市民が主役の安心・安全なまちづくり
2．心豊かな教育・文化・スポーツのまちづくり
3．活力とにぎわいのあるまちづくり
4．ふれあいとあたたかいまちづくり
5．環境を重視するまちづくり
6．快適でゆとりのあるまちづくり

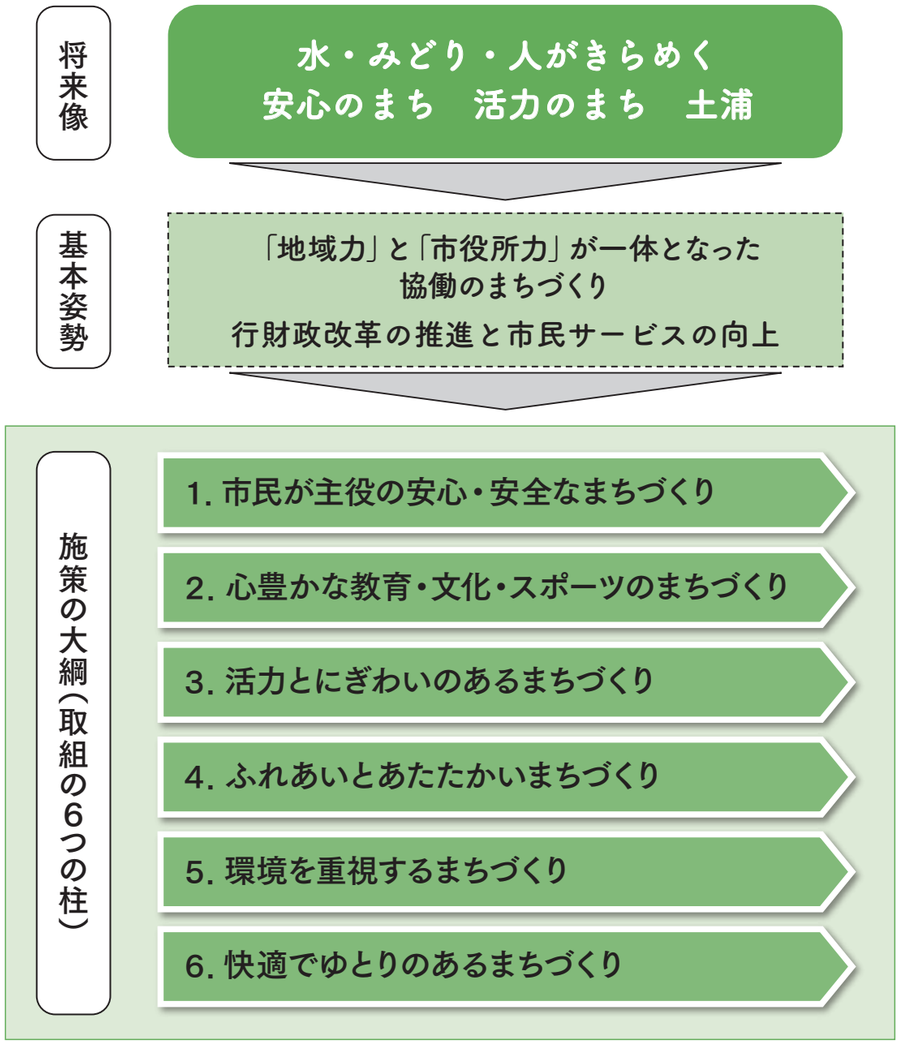

第１節　市民が主役の安心・安全なまちづくり

本市では、市民の誰もが安心して暮らせるまちを実現するため、東日本大震災時の教訓を基に自然災害への対応力を向上させるとともに、犯罪や交通事故を抑止し日常生活における安全性を高めるなど、災害や犯罪に強いまちづくりを進めています。

引き続き、県内随一の組織率を誇る自主防犯組織を背景に、地域やボランティア、ＮＰＯ[1]などの各種団体、事業所などとの連携協働により、市民が主役の安心・安全なまちづくりの対策を推進します。

①災害に強い安心して暮らせるまちづくり

近年激甚化する自然災害など、市民の生命や財産が脅かされる危険性に的確に対応していくため、地域防災計画の推進をはじめ、防災施設・設備の拡充や、危険箇所の調査・点検・改善、避難行動要支援者への支援制度（旧災害時要援護者支援制度）の整備などにより、防災及び減災の視点に基づいた災害に強いまちづくりを進めます。

また、市民一人ひとりの防災意識の醸成を図るとともに、自主防災組織の育成支援や防災訓練の取組強化に努めます。

②地域ぐるみで取り組む防犯のまちづくり

犯罪のない安全で安心なまちを目指して、市民や事業者の主体的な取組を尊重しつつ、関係機関と連携して各種犯罪の未然防止に努めます。

また、地域の安全は自ら守るという意識を高める「防犯意識づくり」、地域の自主防犯活動の活性化に必要となる「地域連帯感づくり」、そして防犯力を向上させるための「犯罪の起きにくい環境づくり」など地域ぐるみで取り組む防犯のまちづくりを推進します。

③市民の生命と財産を守る消防・救急体制の充実

火災や救急、自然災害発生時に市民の生命と財産を守るため、消防・救急業務体制の充実に努めます。消防施設の整備や設備の充実、人材の育成、緊急時に備えた環境整備の推進などにより、消防・救急能力を高めるとともに、消火・救急訓練などを通して市民の意識醸成を図ります。

④市民の安全な移動を支える交通安全対策の推進

誰もが安全に移動することができるように、道路ストックの維持管理や交通安全施設の整備を進め、人と車にやさしい交通社会の構築を図ります。

また、広報活動や交通安全教育を通じて交通安全に対する市民意識の啓発を図るとともに、交通安全施設の整備を推進します。

[1] ＮＰＯ　Non Profit Organizationの略。利益を目的としない組織（民間非営利団体）のこと。

⑤雨水等による浸水被害に強いまちづくり

関東・東北豪雨による常総市鬼怒川水害をはじめ、大型台風による大雨、ゲリラ豪雨など、県内においても異常気象に起因する水害リスクが年々高まってきています。こうした雨水による浸水被害対策のため、河川の改修、都市下水路の整備、雨水排水施設・設備の適切な維持管理と併せて、内水ハザードマップ[1]の活用により、平常時から市民の自助意識・防災意識の醸成を図ります。

⑥消費生活の安全の確保

高度情報通信社会の進展や消費生活のグローバル化などにより、消費生活をめぐる問題が複雑化しています。消費者被害の未然防止のため、消費者への情報提供の充実や消費者教育の推進を図るとともに、消費者団体の育成、支援により、自立した賢い消費者の育成を図ります。また、全国消費生活情報ネットワークの活用や消費生活相談員の研修などにより、巧妙化する消費者トラブルの相談業務の充実を図ります。

[1] **内水ハザードマップ**　内水氾濫ハザードマップのこと。「内水氾濫」は集中豪雨によって大量の雨水が下水管から溢れたり、地下街に流れ込んだりすること。

第2節　心豊かな教育・文化・スポーツのまちづくり

本市では、「心の豊かさとたくましさを育む教育の推進と、子どもや市民の明るさがあふれるまちづくり」を理念として教育文化行政を進めています。誰もが心身ともに健やかな生活を送るため、地域社会とのつながりの中で学び、スポーツや文化活動に参加できる、明るさにあふれた、心豊かな教育・文化・スポーツのまちづくりを推進します。

①生きる力と確かな学力を育む学校教育の充実

学校・家庭・地域の連携のもと、子どもたち一人ひとりの「生きる力」と「確かな学力」を育み、次代を担う人材の育成を図ります。主体的な学習態度のかん養や、課題解決能力の獲得、体力づくりの推進を図るとともに、学校施設や学校給食の整備・充実に努めます。

また、幼稚園教育全体の更なる充実を図るため、市立幼稚園の適正配置を進めるとともに、義務教育9年間を見通した継続的かつ一貫性のある教育を展開する小中一貫教育を推進します。

加えて、情報教育環境の変化に対応したＩＣＴ（情報通信技術）の活用を推進します。

②自己実現を図り、充実した人生を目指す生涯学習の推進

地域において生涯にわたり学ぶことができる環境づくりのため、地区公民館等の生涯学習拠点と学習支援機能の充実を図ります。

また、生涯学習の新たな拠点となる新図書館の活用をはじめ、各種講座の展開や、団体・指導者の育成など総合的に生涯学習を推進します。

③豊かな人間性を培う青少年の健全育成

青少年がより豊かな人間性を培う機会を提供するため、関係機関や家庭との連携のもと、地域ぐるみの指導・相談体制の充実を図ります。

また、子育て家庭を支援し、放課後の適切な生活の場を提供するため、放課後児童クラブ及び放課後子供教室の充実を図ります。

④歴史・芸術・文化の薫り高いまちづくり

市民一人ひとりが生きがいや心のうるおいを得られる地域づくりを目指し、文化芸術活動の振興に努めます。

また、各種イベントの開催による文化芸術活動の推進をはじめとして、文化芸術を楽しむことのできる機能の充実、文化財の保護・活用を図るとともに、集客力の高い展覧会事業の企画に努めます。

⑤すべての市民がスポーツ・レクリエーションに親しむまちづくり

誰もが気軽にスポーツを楽しむことができるように、施設の適正な維持管理を図りながら、市民や指導者を対象としたスポーツ教室等の充実に努め、市民スポーツの振興を推進します。

また、健康増進や生きがいづくりを支援するため、参加機会の拡充を進めるとともに、茨城国体、全国障害者スポーツ大会、オリンピック、パラリンピックの開催を契機とした競技スポーツの充実を図ります。

第3節 活力とにぎわいのあるまちづくり

本市には、充実した都市機能と歴史に根差した商業をはじめ、創造性と技術力のある工業のほか、自然・歴史・文化・人を活かした観光、日本一の生産を誇るレンコンや花きなど特色ある農業、霞ケ浦における漁業など多様な産業があります。これらの豊富な地域資源を活かし、活力とにぎわいのあるまちづくりを推進します。

①広域的な拠点としての中心市街地の形成

中心市街地の都市機能の充実を図るとともに、まちなか居住促進などを通じて、交流人口や居住人口の増加などによるにぎわいと活力あふれる中心市街地の再生に努めます。

また、本市の特色でもある水辺空間について、まちと水辺が融合した良好な空間形成の推進を図ることで、まちのにぎわいを創出し、魅力ある都市環境の形成を図ります。

②生活を豊かにする商業・サービス産業の振興

商店街の活性化を図るため、関係機関と連携し、にぎわい創出などに取り組むとともに、空き店舗解消に向けた対策に取り組み、商業の振興を推進します。

また、多様化した消費者ニーズに対応するため、中小小売業者の経営基盤強化や起業促進に努めます。

③付加価値の高い持続可能な農業の振興

農業の持続的な発展と安心・安全な農作物の生産・流通を維持するため、就農者の育成・支援や、農地集積の推進、農林水産物ブランド化等により、農業の振興と地域活性化を推進します。

また、農業生産基盤の整備・保全、環境保全型農業の普及啓発と支援に努めます。

④競争力のあるものづくり産業の振興と企業誘致

経済のグローバル化や産業構造の変化に対応するため、企業体質改善や経営支援による既存工業の活性化と併せて、優れた立地環境のＰＲや優遇制度の充実による企業誘致を図り、産業の振興を推進します。

⑤地域の魅力を活かした観光の振興

観光入込客数・滞在型観光客の増加を図るため、地域の観光情報の発信や、広域の観光ルートの創設、観光施設の計画・整備を推進しつつ、外国人観光客など多様化するニーズに対応するため、受け入れ体制の充実に努めます。

また、霞ケ浦、筑波山麓、城下町といった地域資源を活かしたジオパーク[1]事業や県及び近隣自治体と連携し、日本一のサイクリング環境の構築を図るなど、更なる観光の振興を推進します。

⑥安心して働くことのできる勤労者福祉の推進

中小企業における勤労者福祉の向上のため、関係機関と連携し、就労機会の確保に努めるとともに、企業のための雇用措置制度の周知啓発や、雇用環境の充実を図ります。

[1] **ジオパーク**　地球科学的な価値を持つ大地の遺産を保全し、教育や観光に活用しながら、持続可能な地域振興にむけた認定プログラムのこと。

第4節 ふれあいとあたたかいまちづくり

本市では、中学校区ごとの「ふれあいネットワーク」を軸に地域福祉を推進しています。地域社会の誰もが不安なく快適で安心・安全に暮らすことができ、市民一人ひとりが地域福祉の担い手となる、ふれあいとあたたかいまちづくりを推進します。

①協働による地域福祉の推進

多様化・高度化する福祉ニーズに応えていくため、市民・地域・行政が協働しながら地域福祉の推進に取り組みます。ボランティアや福祉団体等と協働し、土浦型地域包括ケアシステム[1]「ふれあいネットワーク」の更なる充実を図ります。

②結婚から出産・子育てまでの支援の充実

出会いから子育て期に至るまでの様々なニーズに対応できるワンストップの総合的な相談支援体制を構築します。

また、安心して子どもを産み育てられる地域社会を実現するため、子育て支援をはじめとして、様々な教育・保育ニーズに対応できる環境整備を進めます。

さらに、保育所待機児童の解消や経済的支援など、親と児童のニーズに即した子ども福祉の充実を図ります。

③ともに生きる障害者福祉の充実

障害のある人もない人も相互に認め合い、ともに生きる社会を実現するため、障害や難病のある方が地域社会の中で必要な支援を受け、かけがえのない個人として生活できるよう、地域住民・関係機関と協働による障害者福祉を推進します。

また、基幹相談支援センターをはじめとした、相談支援体制の充実を図り、早期療育・就労支援など、ライフステージに応じた適切な支援により、自立と社会参加を促進します。

④生きがいを持ち、元気で安心して暮らせる高齢者福祉の充実

地域の高齢者が生きがいを持って生き生きと生活できるように、地域社会との接点となる社会活動や生涯学習等への積極的な支援に努めます。

また、地域包括支援センターの運営強化により住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、地域包括ケアシステムの充実を図ります。

⑤セーフティネットとしての社会保障制度の適正な運営

誰もが生涯にわたって健康で安定した生活を送るために、適切な社会保障制度の運用や、相談体制の充実を図るとともに、国民健康保険制度や介護保険制度の適正な運営を行います。

また、生活保護制度の適正な運用により、健康で文化的な最低限度の生活を保障し、自立に向けて継続的な支援を推進します。

[1] **地域包括ケアシステム**　少子高齢化に対応するために国が進めている政策で、地域における「住まい」「医療」「介護」「予防」「生活支援」の５つサービスを一体的に提供できる体制のこと。

⑥健康といのちを守る保健活動・医療体制の充実

市民一人ひとりが健康で生きがいのある生活を送るために、食生活の改善や健康管理に対する意識啓発と、疾病予防のための保健指導の充実とともに、母子保健や子育て支援の推進を図ります。

また、地域内の医療拠点に対し、支援することにより、地域医療体制の充実を図ります。

⑦誰もが安全で快適に暮らせるバリアフリーの推進

高齢者、障害者、妊婦や子ども連れの人など、全ての人が移動に不自由なく、安全かつ快適に生活し、活動できる共生社会を実現するため、公共施設や道路等のバリアフリー化を推進します。

第5節 環境を重視するまちづくり

本市は、霞ケ浦や河川などの水辺により、特徴のある景観が形成されています。また、里山や筑波山麓の豊かな山林は、生態系を支える重要な役割を果たすとともに、本市の自然環境を特徴づける貴重な資源です。その豊かな自然環境をまちづくりの一つとして位置付け、人と自然が共生し、快適に暮らせるまちを目指し、環境を重視するまちづくりを推進します。

①環境負荷が少ない持続可能な社会環境の保全

本市の恵まれた環境を後世に引き継いでいくため、市民・事業者・行政の三者の協働により環境基本計画を推進するとともに、温室効果ガスの削減や省エネルギー化の取組により、市内の環境負荷の低減に努めます。

また、環境にやさしいライフスタイルの定着など、地域から取り組む地球環境の保全意識の普及啓発に努めます。

②恵まれた豊かな自然環境の保全・継承

本市は、霞ケ浦から筑波山麓に至る豊かな自然環境に恵まれています。こうした広大な水辺空間や里山などの自然環境の保全のため、環境保全意識の普及啓発に努めます。

また、世界湖沼会議の開催を契機とした霞ケ浦の水質浄化対策の更なる充実、市民による環境保全活動の一層の支援に努めます。

③資源循環型社会づくりの推進

循環型社会の形成のため、ごみ処理体制の充実と併せて、ごみの減量化とリサイクル活動の更なる推進を図ります。ごみ処理施設の適切な維持管理を図るとともに、市民・事業者・行政の協働・連携のもと、ごみの発生・排出の抑制と資源化を推進します。

また、環境教育の充実を図り、市民の環境意識の高揚に努めます。

④環境美化と環境衛生の推進

市民や事業者と連携した取組により、公共空間の美化と衛生確保を推進します。汚泥再生処理センターや市民ニーズに対応した霊園の整備等を進めるとともに、協働による環境保全活動などを通して、環境美化に対する関心を高めます。

⑤安全でおいしい上水道の安定供給

安全な水道水を安定的に供給するため、上水道の送配水に係る設備の整備・維持管理と併せて、事業運営の効率化等による健全な事業経営に努めます。

⑥快適で衛生的な暮らしを支える下水道の整備

下水道設備の整備・維持管理により適切な下水処理を推進するとともに、高度処理型浄化槽の普及促進により家庭からの生活排水対策を進めます。

第6節 快適でゆとりのあるまちづくり

本市では、県内でも有数の都市集積を持ちながら、霞ケ浦や筑波山麓などの豊かな自然環境を有しています。こうした地域資源を活かしながら、市街地の生活拠点等の充実とネットワーク化を進めることで、快適でゆとりのある都市空間の構築を目指します。

①適正な土地利用の推進

土地利用においては、それぞれの地域特性に対応した秩序ある土地利用を進め、社会経済情勢等の変化に即した効率的で持続可能な都市の形成を図ります。

また、都市的土地利用及び自然的土地利用の適正な誘導と、コンパクトシティ化の推進などにより、都市としての魅力と活力の向上を図るとともに、自立的・発展的な都市を目指します。

②持続的な発展を支える高質な都市基盤の整備

本市の持続的な発展を支える広域交流や産業の振興を図るため、広域幹線については整備促進を図るとともに、幹線道路や都市計画道路の体系的な整備を進めることで、円滑な都市交通の確保を図ります。

また、生活道路や自転車道の整備及び適正な維持管理により、歩行者や自転車利用者にとって安心・安全な通行空間の確保を図ります。

③多目的活用のできる公園の整備

公共空間の緑化を推進するとともに、公園・緑地は適正な維持管理を図り、市民生活にうるおいと安らぎをもたらす場としてだけではなく、市街地におけるオープンスペースとして、スポーツ・レクリエーションや防災拠点としての利活用を図ります。

④人と環境にやさしい公共交通体系の構築

路線バスやコミュニティ交通の利用促進、ＪＲ常磐線の利便性向上による広域的な公共交通ネットワークの構築などにより、高齢化や環境問題に配慮した人と環境にやさしい総合的な公共交通体系の構築を図ります。

⑤生活拠点となるコンパクトな市街地の整備

市内のＪＲ各駅を中心とする地域やおおつ野地区などからなる市街地ゾーンでは、それぞれの地域特性を活かしながら、都市機能を誘導するとともに、コンパクトな市街地の整備を図ります。

また、常磐自動車道インターチェンジ周辺への産業拠点の整備を促進します。

⑥市民が誇れる魅力的な景観の形成

本市が誇る豊かな自然景観や歴史的景観、都市景観を地域資源と捉え、まちづくりに活かしていくため、市民やまちづくり団体との協働体制のもと景観計画を推進し、良好な景観形成に努めます。

⑦暮らしやすい快適な住宅と良好な住環境の確保

市民の快適な生活を支える居住環境が形成できるよう、空家等の適切な管理などと連動した居住基盤の整備を推進します。

また、効率的かつ持続的に住宅を供給するため、市営住宅の適切な維持管理などを通し施設の長寿命化に努めるとともに、住宅市場を活用した住宅供給の推進を図りつつ、総合的な住宅施策を推進します。

基本計画

序章　基本計画概要と
リーディングプロジェクト（重点事業）……55

第１節　基本計画の概要……57

第２節　リーディングプロジェクト（重点事業）……61

第１章　計画推進の基本姿勢……71

第１節　「地域力」と「市役所力」が一体となった
協働のまちづくり　……73

第２節　行財政改革の推進と市民サービスの向上…89

第２章　部門別計画　……105

第１節　市民が主役の安心・安全なまちづくり…　107

第２節　心豊かな教育・文化・スポーツの
まちづくり　……　129

第３節　活力とにぎわいのあるまちづくり　……　153

第４節　ふれあいとあたたかいまちづくり　……　175

第５節　環境を重視するまちづくり……　203

第６節　快適でゆとりのあるまちづくり　……　223

序章

基本計画概要とリーディングプロジェクト（重点事業）

第 1 節

基本計画の概要

土浦市役所　本庁舎

第１項　基本計画の目的

基本計画は、基本構想で示した本市の将来像を実現するため、施策の大綱に基づき、体系的に整理し、その方向を示します。

第２項　計画の構成

基本計画は、「序章」、「計画推進の基本姿勢」、「部門別計画」により構成します。

「序章」は、本基本計画の構成（読み方）を示すとともに、本市の将来像を実現するための総合的、先導的に進めていく「リーディング プロジェクト（重点事業）」を示します。

「計画推進の基本姿勢」、「部門別計画」は、行政の施策の大綱に沿って分野ごとに体系化し、進むべき方向を示します。

第３項　計画の期間

基本計画は、平成30年度から平成34年度までの５年間とします。

第４項　基本計画の読み方

■リーディング プロジェクト（重点事業）

リーディング プロジェクト（重点事業）は、基本理念を踏まえながら、将来都市像の早期実現に向けて、重点的かつ優先的に取り組む３つの分野横断的なプランです。

それぞれのプランについて、取組に当たっての基本的な考え方や、プラン展開の方向を示しています。

■計画推進の基本姿勢及び部門別計画

「計画推進の基本姿勢」及び「部門別計画」については、以下の内容を記載しています。

・施策名称

当該施策の名称を示します。

・現状と課題

当該施策の現状及び課題について、箇条書きで簡記しています。また、これを示す代表的な統計データなどを掲載しています。

・施策の体系・内容

いくつかの視点に基づき、それぞれの施策展開の方向性を整理しています。

・施策指標・目標値

当該施策への取組によって実現を目指すまちの姿を示す指標（アウトカム指標[1]）を、施策展開の目標として設定しています。あわせて、指標の算式や考え方を記載しています。

また、それぞれの目標の実現のために求められる市民、事業者、行政の役割（主体的役割を担うべき利害関係者）を以下により明記しています。

【各主体の定義】

市　民・・・土浦市で生活を営む人、土浦市に通勤・通学する人、土浦市で活動する団体
事業者・・・土浦市で事業活動を行う法人等
行　政・・・土浦市または関連機関、県、国

【役割区分】

◎・・・中心的・主体的立場を担うもの（または中心的・主体的立場が期待されるもの）
○・・・中心的・主体的立場を担うものに対して、積極的に協力・支援を行っていくもの
△・・・あまり関与度は高くないが、必要に応じて協力・支援を行っていくもの

・主要事業

施策の目標を実現するために取り組むべき主な事業について、名称及びその概要について記載しています。

・施策を推進する主な所管部署

当該施策推進の担当となる部署を記載しています。

[1] **アウトカム指標**　行政活動に関する評価指標のひとつ。行政活動の成果を図る指標で、受益者（地域住民）の観点から捉えた具体的な効果や効用を基準とする。

第2節

リーディングプロジェクト
（重点事業）

リーディングプロジェクト（重点事業）

第８次土浦市総合計画の基本理念を踏まえ、将来像の早期実現に向けて、社会情勢の変化や市民ニーズ等に留意しながら、地域経営の観点から戦略的に進めていくリーディング プロジェクト（重点事業）を「つちうら　ステップ・ワン　プロジェクト」として位置付けます。

人口減少社会が到来し、生活関連サービスの縮小や地域コミュニティの機能低下が懸念されるなど、向き合うべき課題が山積する中、大切なのは、市民一人ひとりが当事者意識を持って、一歩一歩、前へ進もうとする努力を継続させていくことです。昨日より今日、今日より明日、ほんの少しでも良くなるように工夫を続けていけば、それが大きな力となり、まちを活性化させていくものと考えられます。

このような考え方の下、前期基本計画の施策・事業の中で特に戦略的に進めていくものを、通常の事務・事業や施策の垣根を越えた横断的なプロジェクトとして、一つのまとまりある事業計画として再構成し、『昨日より今日、今日より明日、一歩一歩積み重ねる「つちうら　ステップ・ワン　プロジェクト」』として位置付け、推進を図っていきます。

「つちうら　ステップ・ワン　プロジェクト」は、次の３つのプロジェクトによって構成されます。

昨日より今日、今日より明日、一歩一歩積み重ねる

つちうら　ステップ・ワン　プロジェクト

市民と行政が一体となり、堅実な土浦を築く

「みんなで支え合う　つちうら　プロジェクト」

地域固有の資源に磨きをかけて、輝きを放たせる

「まちがにぎわう　つちうら　プロジェクト」

知恵と政策を積み重ねて、着実に一歩前進する

「未来へつなぐ　つちうら　プロジェクト」

図　つちうら　ステップ・ワン　プロジェクトの位置付け

第１項　市民と行政が一体となり、堅実な土浦を築く「みんなで支え合う　つちうら　プロジェクト」

■プロジェクトの背景とねらい

本市は早くから「協働」によるまちづくりを推進し、高い自治会加入率を背景に土浦型地域包括ケアシステム[1]や自主防災組織の整備などに取り組んできました。しかしながら、本格的な高齢化と人口減少社会の到来により、地域力の低下や税収の減少などが懸念されています。このことから、本市においては持続可能な協働システムの構築や行財政運営の仕組みづくりが課題となっています。

このような中、我が国の構造的な問題である少子高齢化への対応として、一億総活躍社会[2]の構築が求められています。本市においても、市民が安心して、快適に暮らせる地域社会を作っていくためには、市民・団体・事業者などがこれまで以上に主体的にまちづくりに参画していくことが大切であり、一人でも多くの市民に協働の輪を広げ、誰もが安心・安全な地域社会を築いていくことが必要です。

また、行財政改革においても、もう一段の取組を進め、堅実で持続可能な行財政運営を実現し、市民と行政が足並みを揃え、一体となってまちづくりに取り組んでいくことが重要です。

これらの一連の取組を、『**市民と行政が一体となり、堅実な土浦を築く「みんなで支え合う　つちうら　プロジェクト」**』として、本市のまちづくりのリーディング　プロジェクト「つちうら　ステップ・ワン　プロジェクト」の一つとして位置付けます。

■戦略的な取組

取組１　コミュニティ活動等の推進

少子高齢化や一人世帯の増加により、これまで以上に地域のつながりやふれあいによる活動が求められています。このような中、活力ある地域活動を形成するために、地域コミュニティの根幹をなす町内会やコミュニティ施設を中心とした活動、市民による地域づくり活動や活動拠点となる環境の整備に対する支援など、地域の活力向上や課題解決に向けた様々な支援策の充実を図ります。

取組２　地域防災の推進

地域防災計画に基づく組織及び体制の強化を図り、雨水対策の推進など各施策を計画的に推進するとともに、災害時の各班の個別マニュアルに基づき、初動対応や所掌事務を円滑に遂行できるよう、全庁的体制で取り組みます。また、防災訓練、各種研修会及び講演会等を通じ、防災知識の普及と意識の啓発に努めます。

[1] **地域包括ケアシステム**　少子高齢化に対応するために国が進めている政策で、地域における「住まい」「医療」「介護」「予防」「生活支援」の５つサービスを一体的に提供できる体制のこと。

[2] **一億総活躍社会**　若者も、高齢者も、女性も、男性も、障害のある方も、一度失敗を経験した方も、一人ひとりが、家庭や地域や職場で自分の力を発揮し、生きがいをもてる社会のこと。

取組３　行財政改革大綱の推進

行財政改革大綱に基づく取組を具体的、かつ着実に推進するため、改革推進項目、実施時期、目標・効果を定めた実施計画に基づき、職員一人ひとりが行財政改革は自らの課題であるとの認識を持ち、全庁を挙げてもう一段の取組を意識して改革・改善を進めます。

また、市民の財産である公共施設の再編については、新しいまちづくりの機会と捉え、市民協働のもとで総合的な公共施設の見直しを図ります。

取組４　市民協働によるまちづくりの推進

地域の活性化や地域課題の解決を図るため、公園里親制度、道路愛護ボランティア支援制度、指定管理者制度、協働のまちづくり基金、各種ボランティア制度の活用や更なる協働の仕組みの充実に努め、市民協働によるまちづくりをより一層推進します。

取組５　土浦型地域包括ケアシステムの充実

中学校区ごとの地域において、行政・社会福祉協議会・保健医療機関・福祉施設・福祉サービス事業者等及び地域住民と協働で、地域で要援護者を支える地域包括ケアシステム「ふれあいネットワーク」の更なる充実を図ります。

【重点事業】

- 地域コミュニティ施設新築等補助事業（P77参照）
- 地域の活力を高める活動に対する支援事業（P77参照）
- 自主防災組織の育成強化（P111参照）
- 公共施設マネジメントの推進（P99参照）
- 公共下水道雨水排水路の整備（P124参照）
- 道路愛護ボランティア支援制度（P230参照）
- 公園里親制度（P232参照）
- 地域福祉計画に基づく各種施策の推進（P177参照）
- 協働のまちづくりファンド事業（P75、241参照）
- 「ふれあいネットワーク」の推進（P177参照）

花いっぱい運動

第２項　地域固有の資源に磨きをかけて、輝きを放たせる「まちがにぎわう　つちうら　プロジェクト」

■プロジェクトの背景とねらい

本市はこれまで、オンリーワンのまちづくりを掲げ、霞ケ浦をはじめとする自然環境、歴史的に集積された中心市街地の都市機能の活用を図りつつ、新たな資源の発掘や地域の特性を活かした市街地の整備を進めてまいりました。

これまでのところ、中心市街地の歩行者通行量や観光来街者数においては、一定程度の改善がみられましたが、かつてのにぎわいとは大きな乖離が生じています。また、荒川沖や神立などの市街地においても同様な状況であり、引き続き「コンパクトシティ・プラス・ネットワーク[1]」の形成が課題となっております。

一方、本市における多くの地域資源の中でも、花火やマラソン、レンコンなど全国レベルのポテンシャルを持つ地域資源を、さらに磨き上げるとともに、新たに、霞ケ浦や歴史的な街並みなど、地域固有の資源を活用、連携させたレンタサイクルやサイクルーズなども取り組んでおり、今後の交流人口の拡大が期待されています。また、本市では市役所本庁舎の移転や新図書館の整備など中心市街地活性化の取組も進めており、これらの新たな都市機能の有効活用が課題となっています。

今後は、周辺市町村との連携を強化しつつ、新旧の地域固有の資源を磨き上げ、輝きを放たせ、それらを連携させ、情報発信（シティプロモーション）することで、まちににぎわいを創出していくことが重要です。

こうした取組を、『**地域固有の資源に磨きをかけて、輝きを放たせる「まちがにぎわう　つちうら　プロジェクト」**』として、本市のまちづくりのリーディング　プロジェクト「つちうらステップ・ワン　プロジェクト」の一つとして位置付けます。

■戦略的な取組

取組１　土浦の誇るビッグイベントの充実

日本三大花火大会の一つに数えられる「土浦全国花火競技大会」は、歴史と伝統に裏付けられ、全国各地の花火業者が出品する本市の誇るべき花火大会です。今後は、大会の更なる魅力の向上と全国や海外に向けた情報発信力を強化し、更なるまちのにぎわいを創出します。

また、国内有数の市民マラソン大会として親しまれている「かすみがうらマラソン兼国際盲人マラソン」において、ホスピタリティあふれる安心・安全な大会運営を図り、参加者の満足度を高めつつ、ボランティアや観客数を増やすことで、まちの活性化につなげます。

[1] **コンパクトシティプラスネットワーク**　都市機能の集約等を進める都市のコンパクト化と、公共交通網の再構築をはじめとするネットワークの構築によるコンパクトシティの形成を目指すもの。

取組２　「つくば霞ケ浦りんりんロード」の環境整備

日本一のサイクリングエリアを目指し、茨城県と本市を含む沿線自治体が整備に取り組む「つくば霞ケ浦りんりんロード」において、休憩施設やサポートステーションなどの拠点整備、案内表示などのサイクリング環境の充実を図ります。

また、本市の恵まれた自然環境や地域資源など優れたポテンシャルを活かし、市内での回遊性を高め、来訪者を中心市街地や周辺地域へ誘導するとともに、市民や民間事業者による受け入れ体制の充実に努めます。

取組３　ジオパーク事業の推進

筑波山地域ジオパーク推進協議会との連携を図りながら、筑波山地域ジオパークをＰＲするとともに、地域の自然資源を活用したジオツーリズムや教育分野での活用など、地域活性化や郷土愛、地域への愛着心の醸成につながるような取組を推進します。

取組４　農産物の生産振興と価値の創出による需要拡大

日本一の生産量を誇るレンコンをはじめ、全国有数の花き栽培など、本市の農業は独自の発展を遂げています。本市の地形、気象条件、首都圏に近いという立地条件等を活かし、付加価値の高い農産品の生産振興に努めます。

取組５　霞ケ浦の保全・再生

第17回世界湖沼会議（平成30年本県開催）を契機に、住民、農林漁業者、事業者、研究者、行政など様々な主体が役割分担のもと、連携を強化し、湖沼問題解決のための新たな進展につなげ、持続可能な生態系サービスを目指します。そのため、生活排水や工場・事業場排水対策の強化、公共下水道・農業集落排水・高度処理型浄化槽事業を推進します。

これらの取組により、きれいな霞ケ浦の実現を目指すとともに、霞ケ浦を活用したにぎわいづくりを図ります。

取組６　コンパクトな市街地の整備

市内のＪＲ各駅を拠点とする地域やおおつ野地区などからなる市街地ゾーンでは、それぞれの地域特性を活かしながら、都市機能を誘導するとともに、コンパクトな市街地の整備を図ります。

また、「コンパクトシティ・プラス・ネットワーク」の推進のため、地域の状況に適した、持続可能な公共交通網の形成を図ります。路線バスについては、利用促進により、路線の維持を図るとともに、まちづくり上重要な路線については、事業者に対し路線新設の働きかけを行います。

取組７　まちのにぎわいを創出するソフト事業の展開

つくば霞ケ浦りんりんロードや川口運動公園などを活用した各種イベント開催に加え、うらら広場、平成29年度にオープンした新図書館や市民ギャラリーなど、本市が有する様々な都市機能を最大限に活用し、まちのにぎわいづくりを進めます。

取組８	ＪＲ常磐線の強化によるまちの活性化

本市にとってＪＲ常磐線は、交流人口や定住人口の確保を図るための極めて重要な存在となっています。常磐線の更なる利便性向上により、市民の鉄道利用の促進が図られるだけでなく、交流人口の増加が期待されます。茨城県南常磐線輸送力増強期成同盟会の活動を通じ、常磐線の東京駅・品川駅乗り入れ本数の更なる増加やＪＲ東日本と連携した情報発信等に取り組み、交流人口や定住人口の増加による、まちの活性化を図ります。

【重点事業】

- 「土浦の花火」の魅力向上と全国発信（P172参照）
- かすみがうらマラソン兼国際盲人マラソンの充実（P152参照）
- 土浦港周辺広域交流拠点整備事業（P156、P172参照）
- サイクルーズ、サイクリングイベント等の開催（P172参照）
- 水郷筑波広域レンタサイクルの充実（P172参照）
- ジオパークの推進（P172参照）
- 土浦ブランドアッププロジェクト推進事業（P164参照）
- 第17回世界湖沼会議サテライト会場の運営（P208参照）
- 適正な土地利用の誘導（P227参照）
- 神立駅周辺地区の整備（P238参照）
- 各施設と連動したシティプロモーションの推進（P81参照）
- ＪＲ常磐線の輸送力増強と利便性の向上（P235参照）

つくば霞ケ浦りんりんロード

第３項 知恵と政策を積み重ねて、着実に一歩前進する「未来へつなぐ　つちうら　プロジェクト」

■プロジェクトの背景とねらい

本市の合計特殊出生率[1]は全国平均を下回る水準であり、全国的に回復基調にある直近についても、本市は低下傾向となっています。子どもの減少は、将来の生産年齢人口の減少をもたらすだけでなく、多様な交流機会の減少など、子ども自身の成育環境に変化をもたらしています。このような中、将来にわたって、本市が持続的に活力のあるまちであり続けるためには、地域の子どもたちが社会の発展に貢献できるよう、健やかに育っていくことが重要です。子どもたちに対する支援は、地域の未来への投資であり、その子どもたちが、将来、地域社会を担うとともに、次の世代を育む大人へと成長し、さらには、高齢者となっても、地域でお互いを支え合い、助け合いながら暮らしていけるように、地域人材の好循環を生み出していく必要があります。このようなことから、本市においても、子どもを安心して産み育てることができるよう、防災・防犯対策などの充実による安心・安全な子育て環境の整備をはじめとして、結婚・妊娠・出産・育児の切れ目のない支援や、これに続く子ども･若者の健全な育成支援の更なる充実が求められています。

一方、出生率の回復・上昇は、一人ひとりの結婚観・家族観などの価値観によるところも大きく、本市単独の取組のみで高い効果を実現することは困難でもあります。しかしながら、将来的な人口の維持・減少の抑制、さらには長期的な人口構造の若返り実現のためには、出生率の回復・上昇は極めて重要な要素です。市民の若い世代の結婚・出産・子育てに対する理想と現実のギャップを解消していくことは、市民全体の未来への希望をつなげていくことになります。加えて、子ども･若者が健やかに成長し、自立･活躍できる地域をつくっていくためには、教育ならびに生涯学習環境の充実が求められます。なかでもＩｏＴ[2]やＡＩ[3]の進展がもたらす社会の変化に備えることができる学校教育の実現が求められています。

これらの取組は、一朝一夕に実現することは難しいですが、市民の知恵と政策を積み重ねていくことで、着実に一歩ずつ前進させていくことが重要です。

これらの取組を、**『知恵と政策を積み重ねて、着実に一歩前進する「未来へつなぐ　つちうら　プロジェクト」』**として、本市のまちづくりのリーディング プロジェクト「つちうら　ステップ・ワン　プロジェクト」の一つとして位置付けます。

■戦略的な取組

取組１	安心・安全な子育て環境の整備と子育て支援の充実

子どもを安心して産み育てることができるよう、子どもや親の視点に立って安全・快適な生活環境を整備し、犯罪や事故から守り、安心して暮らせるまちづくりを推進します。

警察官ＯＢによる防犯ステーション「まちばん」の活動支援や防犯灯の設置補助、地域における防犯パトロールや危険箇所点検への活動支援などを通じ、安全な子育て環境と安心な子育て支援の充実を図ります。

1 **合計特殊出生率**　１人の女子が生涯に生む子供の数を近似する指標。
2 **IoT**　Internet of Thingsの略で直訳するとモノのインターネット。様々なモノがインターネットに接続され、情報交換することにより相互に制御する仕組み。それによる社会の実現を目指すもの。
3 **AI**　Artificial Intelligenceの略で人工知能のこと。人工的にコンピュータ上などで人間と同様の知能を実現させようとする試み。あるいはそのための一連の基礎技術を指す。

取組２	結婚支援の充実

国や県の取組と歩調を合わせた取組を進めていくことを基本としつつ、ＮＰＯ[1]・民間事業者との連携を中心としながら、異性との出会い・知り合うきっかけの提供を通じて、結婚希望の実現を支援します。

取組３	地域における子育て支援の充実

地域における子育てサービスの充実を図るとともに、子育てに関する意識の啓発に努めます。また、ファミリーサポートセンターや一時預かり事業の実施、各種相談事業などを充実していきます。

限られた財源・人材等の有効活用を図るため、公立保育所民間活力導入を推進し、多様化する子育てニーズに柔軟に対応するとともに、本市の保育環境の更なる充実に努めます。

取組４	学校施設や教育環境の整備・充実

老朽化した校舎等の計画的な維持修繕を徹底し、また文部科学省規定の長寿命化計画を策定することにより、現代の社会的要請に応じた学校施設の長寿命化を推進するとともに、ＩＣＴ機器の整備・充実を進め、児童・生徒の学習環境のより一層の向上を図り、郷土を愛し未来を創る人材育成に努めます。

取組５	特色ある学校づくり

適切な学校評価を実施し、その結果を踏まえて、学校、家庭、地域社会が相互に連携し合う「魅力ある開かれた学校づくり」を推進します。

また、小中一貫教育を推進し、学校が主体性や創意工夫に努め、児童生徒の発達段階を考慮しながら、郷土愛を育むとともに、心豊かに個性を発揮できるたくましい子どもの育成に努めます。

取組６	小学校の適正配置

小学校適正配置等実施計画に基づき、子どもたちにとってよりよい教育環境の整備と学校教育の充実を図ります。

取組７	文化芸術活動の推進及び施設の充実

本市初の本格的な市民ギャラリーや市民会館等を利用して、市民が文化芸術活動の発表や鑑賞する機会の拡充を図ります。

また、市民の文化芸術活動の拠点である文化施設等の機能を高めるとともに、施設の有効活用に努めます。

【重点事業】

- 防犯対策事業の推進（P114参照）
- 結婚支援事業の充実（P182参照）
- 地域子育て支援拠点の充実（P182参照）
- 公立保育所の民間活力導入（P182参照）
- 学校施設等の整備・充実（P136参照）
- 小学校適正配置の推進（P136参照）
- 美術品等の公開推進（P147参照）
- 市民ギャラリーの有効活用（P147参照）
- 市民会館の耐震化及び大規模改修（P147参照）
- 学校給食センター再整備事業（P136参照）
- 小中一貫教育推進事業（P136参照）

[1] ＮＰＯ　Non Profit Organizationの略。利益を目的としない組織（民間非営利団体）のこと。

第１章

計画推進の基本姿勢

第1節

「地域力」と「市役所力」が一体となった協働のまちづくり

みんなで協働のまちづくりシンポジウム

第１項　支え合い高め合う市民とともにつくるまちづくりの推進　1-1-1

■基本方針

多様化、高度化する市民ニーズに的確に対応していくため、一歩進んだ協働のまちづくりを目指し、市民との協働の深化と取組領域の拡大を図ります。

また、協働を全庁的な取組とするとともに、市民と行政が相互に役割と特性を理解しつつ、支え合い高め合う協働のまちづくりをより一層推進します。

■現状と課題

✧ 本市では、これまでも協働のまちづくりを進め、一定の成果を挙げてきました。しかし、社会経済環境の変化に伴い市民ニーズの多様化、高度化は進んでおり、行政によるサービス提供だけでは対応が困難な領域が広がっている状況です。

✧ 市民と行政の協働体制の基礎づくりとして、これまで、「みんなで協働のまちづくりシンポジウム」をはじめ、難しい地域の課題を市民と行政が共有することにより、行政と協力しながら自主的な活動を展開するための企画として「協働のまちづくりワークショップ[1]」や市民活動団体、ＮＰＯ[2]等の新たな事業の支援を行う「協働のまちづくりファンド[3]事業」を実施し、市民のまちづくりに関する意識が高まってきました。今後も、情報の共有化を図るとともに、市民・行政双方の協働関係を重視し、地域コミュニティの一層の充実を含め、協働のまちづくりをより推進していくことが求められています。

✧ 行政における各種計画策定など政策形成の過程において、市民参加の取組を進めています。今後も、幅広い市民の意見を聴取する機会や市民が主体的にまちづくりに参画できる機会を提供していくことが求められています。

■成果指標・目標値

指　　標	現状値	目標値	主体ごとの役割		
			市　民	事業者	行　政
ＮＰＯ法人設立数	35法人	42法人	◎	◎	◎
市民との協働によるまちづくりへの取組成果を表す指標です。現在のＮＰＯ法人数の20％以上の増加を目標とします。					

[1] **ワークショップ**　参加者が、専門家の助言を得ながら問題解決のために行う研究集会もしくは、自主的活動方式で行う講習会。
[2] **ＮＰＯ**　Non Profit Organizationの略。利益を目的としない組織（民間非営利団体）のこと。
[3] **ファンド**　基金。資金。

■施策の内容

施策１	
協働のシステムづくり	地方分権が進む中、地域の特性に応じた自主的なまちづくりが求められています。まちづくりの主役は、そこで暮らし、活動する全ての市民、団体、事業者などであることから、市民と行政の「協働」を基本としながら、幅広い市民参加と市民が主体となって、地域の身近な課題解決を促進する必要があるため、町内会や市民による地域づくり団体である地区市民委員会・まちづくり市民会議、ＮＰＯ等への支援と連携を図るなど、協働体制を整えていきます。

施策２	
市民の自治意識の高揚	地域社会の抱える問題をそこに住む住民自らが解決し、住みよい環境を築き上げようとする市民自治の推進を図るため自治意識を高める必要があります。 「自分たちのまちは自分たちが創る」という自発的、自立的な意識の醸成を図るため、「協働のまちづくりワークショップ」や、「協働のまちづくりファンド事業」などの取組を連携させながら、市民の協働と自治意識に対する啓発に努めます。

施策３	
幅広い市民参画機会の充実	様々な計画等の策定時には、市民や市議会に積極的な情報の提供を行うとともに、計画策定時の策定委員会等の委員公募の充実やパブリック・コメント[4]など、政策形成過程への市民参加を推進します。

■主要事業

事　業　名	事　業　概　要
協働の仕組みづくりの推進	・様々な協働の担い手への情報提供、人材育成、意識啓発など連携強化
市民団体等との協働によるまちづくり	・協働のまちづくりファンド事業

■主な所管部署

政策企画課　市民活動課

[4] **パブリック・コメント**　公的な機関が規則あるいは命令などの類のものを制定しようとするときに、広く公に（＝パブリック）に、意見・情報・改善案など（＝コメント）を求める手続のこと。

第２項　心豊かな生活を支える地域コミュニティの活性化

1-1-2

■基本方針

地域での市民活動や市民同士の交流が自発的に展開されるよう、コミュニティ意識の啓発や地域のリーダーを育成するなど、心ふれあう住みよい地域社会の形成を図ります。

また、町内会やまちづくり市民会議、地区市民委員会などのコミュニティ組織の充実などにより、活力ある地域活動を促進します。

■現状と課題

✧　自治会・町内会を中心とした各種地域活動、市民体育祭や文化祭によるスポーツ・レクリエーション活動など地域活動が積極的に進められています。これからは、少子高齢化や一人世帯の増加により、これまで以上に地域のつながりやふれあいによる活動が求められています。

✧　地域コミュニティの根幹をなす本市の自治会・町内会は、地域の連帯意識が希薄になりつつある現代社会において、高い加入率を維持し、活力ある地域活動を展開しています。その活動の更なる充実を図るためには、自治会・町内会やコミュニティ施設を中心とした活動、市民による地域づくり活動に対する支援、活動の拠点となる環境の整備に対する支援等も必要です。また、住民が相互交流を図り活発なコミュニティ活動を行うためには、企業やＮＰＯ等が関わることで、地域のふれあい活動や課題解決、地域づくりに取り組むコミュニティ団体などの組織の充実も必要です。

■成果指標・目標値

指　　標	現状値	目標値	主体ごとの役割		
			市　民	事業者	行　政
地域コミュニティ施設整備後の利用者数率	181.02%	現状維持	◎	△	◎
コミュニティ施設整備に係る利用者の増減を表す指標です。整備後の利用者数率増加を維持し、コミュニティ活動の充実の指標にします。					

■施策の内容

施策１	
コミュニティ活動の支援	コミュニティ意識の啓発、リーダーの育成や情報の提供などに努めるとともに、地域の活力を高める活動に対する支援策の充実を図ります。

施策２	
コミュニティ組織の充実	町内会や地区市民委員会など地域の活動に重要な役割を担うコミュニティ組織の充実を図ります。

施策３	
市民ネットワークの推進	市民参加を基調とし、市民と行政が協働してまちづくりに取り組むことが必要です。そのため、市民・企業・ＮＰＯ等の参加の推進、コミュニティ活動の推進など、市民の自らの意思と責任による自主的・自立的なまちづくりの実現を目指します。

施策４	
地域コミュニティ施設の整備	心豊かな生活を営むことができる地域社会を創出するために、コミュニティ施設の整備やコミュニティ活動の一層の充実を図ります。町内会の地域公民館の整備に対する助成に努めるとともに、活用を推進します。

■主要事業

事　業　名	事　業　概　要
コミュニティ活動の推進	・地域の活力を高める活動に対する支援事業
コミュニティ施設の整備	・地域コミュニティ施設新築等補助事業

■主な所管部署

市民活動課

地区文化祭

第３項　一人ひとりの暮らしを豊かにするボランティア活動の活性化

1-1-3

■基本方針

ＮＰＯやボランティア団体等の積極的な活動を促進するため、個人や団体の自主性を尊重しながら、活動を支援するとともに、地域課題の解決に向けて成果が見える取組を促進します。

■現状と課題

✧ 東日本大震災など大規模な災害を契機にボランティア活動への関心は高まるようになりました。協働によるまちづくりを進める本市にとって、ボランティアの果たす役割は、地域社会づくりにとってますます重要となっています。

✧ 各種ボランティア活動の活発化のため、活動参加に向けた啓発と様々なボランティア情報を提供することにより、市民一人ひとりのニーズにあった活動を選ぶことのできる環境を整備することが必要となります。

✧ 学校支援など今後更なるボランティアの確保が重要となる分野が増加しているため、幅の広い年齢層の市民が生涯学習によって身につけた知識や技能を学校・家庭・地域などで活用できる機会を広げていく必要があります。

■成果指標・目標値

指　　標	現状値	目標値	主体ごとの役割		
			市　民	事業者	行　政
生涯学習等ボランティア登録者数	115人/年	200人/年	◎	○	○
市民との協働により「生涯学習都市土浦」をつくりあげるために、学校・家庭・地域・行政などが連携して、活躍する市民を育成するとともに、活躍を支えていくことを目標とします。					
生涯学習等ボランティア活動回数	449回/年	600回/年	◎	○	◎
市民が身につけた知識や技能が生涯学習の場で活かされることを示す指標です。生涯学習活動によって得た「学び」の成果をさまざまな場所で活用できるよう機会を広げていくことを目標とします。					
ボランティアセンター年間登録者数	1,958人	2,110人	◎	◎	◎
市民が主役のまちづくりの実現状況を表す指標です。年間30名程度の増加目標とします。					
ボランティア養成講座修了者数	78人/年	86人/年	◎	◎	◎
市民が主役のまちづくりの実現状況を表す指標です。時代の要請に応える新規講座の開催と既存講座の更なる創意工夫により修了者の増加を目標とします。					

■施策の内容

施策１	
ボランティア育成支援と活動環境の整備・充実	幅広い年齢層の市民にボランティアへの参加を募るとともに、ボランティア参加者のスキルアップに努めます。また地域・学校・家庭・行政が連携して情報の提供・共有化や活動支援を行うなどボランティアが活動しやすい環境の整備を進めます。また、社会福祉協議会が運営しているボランティアセンターでは、活動を行う際に必要な知識、技術の習得を図るための各種養成講座を開催するなど、ボランティア育成に努めており、より一層の活性化を促していきます。

施策２	
ボランティア情報の提供とＰＲ	ボランティア活動広報紙の発行や市の市民活動情報サイトでの情報提供など、広報活動を積極的に進めるとともに、ボランティア関係団体とのネットワークを推進します。

施策３	
ボランティア活動の場の充実	ボランティア活動に関する情報提供や、支援を必要としている人とのマッチングを行うコーディネーターの活用などにより、ボランティアの活動の場の拡充に努めます。 なお、ボランティア登録者については、コーディネーター役である社会福祉協議会ボランティアセンターの活用により、活動の活発化を図ります

■主要事業

事　業　名	事　業　概　要
ボランティアの育成	・ボランティアセンター事業の充実
市民活動情報サイトの充実	・市民活動情報サイト「こらぼの」の内容充実

■主な所管部署

市民活動課　生涯学習課　社会福祉協議会

第４項　行政情報の活用促進と魅力発信

1-1-4

■基本方針

行政情報のより活発な活用を促すとともに、公正で透明性のある行政運営を確保するために、ホームページの充実をはじめ、ＩＣＴ（情報通信技術）を活用しながら、広聴機会と行政情報の提供の充実を図りつつ、情報公開制度や個人情報保護制度、パブリック・コメント[1]制度の適正な運用と充実を図ります。

また、市民や民間企業等との連携のもと、多様な情報発信基盤やメディアを活用し、効果的なシティプロモーションに努めます。

■現状と課題

✧ 情報通信技術の発展に適切に対応できる環境整備を推進しています。情報化社会の進展に伴い、情報通信ネットワーク等における個人情報の保護や安全対策が求められています。

✧ 情報公開条例及び個人情報保護条例の制定やパブリック・コメントの実施等により、市保有の行政情報に市民が接する機会を増やし、市政への参加を促進し、公正で開かれた市政を推進しています。

✧ 「広報つちうら」、ケーブルテレビ、インターネット等の様々なツールを活用することで、多くの市民に有用な情報を届ける取組に努めています。また、「こんにちは市長さん」「Ｅメールによる市政提言」等による、市民からの要望・相談等に対して、迅速な対応と情報の共有化が必要となっています。

✧ 人口減少や、これに伴う地域活力の低下が懸念される中で、一人でも多くの人に本市を選んでもらい、持続可能な存在感のあるまちとして歩み続けていけるよう、幅広く、かつ戦略的なシティプロモーション事業の展開が必要となっています。

■成果指標・目標値

指　　標	現状値	目標値	主体ごとの役割		
			市　民	事業者	行　政
土浦市ホームページアクセス件数	588万回/年	706万回/年	○	○	◎
広報活動の充実への取組を表す指標です。現状値の1.2倍の数値を目標とします。					

[1] **パブリック・コメント**　公的な機関が規則あるいは命令などの類のものを制定しようとするときに、広く公に（＝パブリック）に、意見・情報・改善案など（＝コメント）を求める手続のこと。

■施策の内容

施策１	
情報公開制度の充実等	情報公開条例と個人情報保護条例を適正に運用するとともに、情報公開制度と個人情報保護制度の充実に努めます。 さらに、新たな施策の立案や制度の導入などにあたっては、パブリック・コメントを活用するなど、広く市民からの意見を求めます。

施策２	
広報活動の充実と効果的なシティプロモーションの推進	「広報つちうら」をはじめ、ケーブルテレビ、インターネットなどの媒体を活用した効果的な情報発信や、新聞、テレビなど報道機関への積極的な情報提供に努めます。また、本市のイメージアップを図るため、効果的なシティプロモーション推進体制の構築を進めます。さらに、本市の魅力を再発見し、市民との協働による情報発信の機会を設けます。

施策３	
行政情報化の推進	市民の行政需要の拡大により、情報通信技術を活用した更なる行政情報化や多種多様なツールを用いた情報発信が必要になっています。行政の透明性や市民に開かれた行政を推進するため、幅広い分野での情報通信技術の活用を推進します。

■主要事業

事　業　名	事　業　概　要
広報活動の充実	・広報紙の充実とわかりやすい情報の充実 ・ケーブルテレビ、インターネット等多様な媒体を活用した情報の発信
広聴活動の充実	・各種懇談会の実施・策定委員会等の市民委員の公募 ・パブリック・コメントによる市民の意見の反映
シティプロモーションの推進	・つちうらシティプロモーション戦略プランに基づく施策の推進 ・第２次つちうらシティプロモーション戦略プランの策定 ・各施設と連動したシティプロモーションの推進 ・ＩＣＴなどを活用した集中的・効果的な情報発信の強化
社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）の普及	・マイナンバー制度の情報確認等のため、マイナポータルを提供する端末の設置

■主な所管部署

政策企画課 広報広聴課 総務課

第5項 個性と能力が発揮できる男女共同参画の推進

1-1-5

■基本方針

男性と女性が互いに尊重し、かつ責任を分かち合い、性別にかかわることなく、社会のあらゆる分野に参画し、それぞれの個性と能力を発揮できる機会が確保される男女共同参画社会の構築を目指します。

また、「意識から行動へ」をテーマに、意識啓発だけにとどまらず、女性の就業支援や、仕事と家庭生活・地域活動が両立できる環境を整備することで、女性の活躍を推進します。

■現状と課題

✧ 固定的な性別役割分担意識は、女性の経済的自立や社会への参画を妨げてきました。男女が自らの意思によって多様な生き方を選択し、社会のあらゆる分野で個性や能力が発揮できるよう、このような意識を解消していく必要があります。

✧ 男女がその個性と能力を十分に発揮でき、社会のあらゆる活動に参画するため、また、仕事と育児や介護等の両立を推進するためには、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」の実現に取り組んでいくことが大切です。特に働きたい女性が、仕事と子育て・介護の二者択一を迫られることなく働き続け、その能力を十分に発揮できるような環境づくりを進めていく必要があります。

✧ 男女が互いの身体的特徴を十分に理解し、相手に対して思いやりを持って生きていくことは、男女共同参画社会の実現に向けて前提となるものです。男女が生涯にわたり健康でいきいきと自らの個性や能力を発揮するためには、健康づくりの意識の向上を図るとともに、健康診断等での疾病の早期発見や生活習慣病予防に努めるなど健康の保持・増進に取り組んでいく必要があります。

■審議会等における女性委員の割合　（各年４月１日現在）

区分／年	全委員数（人）			付属機関における委員数（人）【地方自治法202の3】			行政委員会における委員数（人）【地方自治法180の5】			その他の委員会等における委員数（人）【市規則・要綱】		
		うち女性	割合（%）		うち女性	割合（%）		うち女性	割合（%）		うち女性	割合（%）
H25	947	247	26.08	437	109	24.94	42	8	19.05	468	130	27.78
H26	942	254	26.96	456	117	25.66	42	8	19.05	444	129	29.05
H27	962	255	26.51	453	113	24.94	42	7	16.67	467	135	28.91
H28	964	267	27.70	463	121	26.13	42	7	16.67	459	139	30.28
H29	996	265	26.60	485	123	25.36	42	7	16.67	469	135	28.78

資料：市民活動課

■成果指標・目標値

指　　標	現状値	目標値	主体ごとの役割		
			市　民	事業者	行　政
市の審議会等に占める女性委員の構成割合	26.6%	30.0%	◎	◎	◎

男女共同参画社会の実現状況を示す指標です。これまで以上に市の政策・方針等を決定する場に女性の参画機会を拡大するために、女性委員の構成割合を30%以上にすることを目標とします。

■施策の内容

施策１	
あらゆる手段による意識づくり	男女共同参画の視点から意識や慣行の見直しをするために、男女共同参画意識の啓発・広報活動を推進するとともに、誰もが生まれながらに持っている人間としての権利の尊重や男女平等を促進する教育・学習環境の充実、家庭での性別役割分担意識の改善に関する研修や講座などの拡充に努めます。 また、国際交流を進め、国際的視点に立った男女共同参画に関する行動や考え方の理解を深めます。 さらに、各種施策の実施にあたっては、条例を活かし実効性の向上に努めます。

施策２	
行動に移す環境づくり	市民一人ひとりがあらゆる分野で男女共同参画社会の実現に向けた行動を起こし、生きがいと活力ある生活を実現することができるよう、環境整備や能力向上に努めるとともに、日常生活における負担の軽減や援助を必要とする家庭が自立した生活を営むための支援の充実を図ります。

施策３	
予防と保護の環境づくり	生涯を通じた心と身体の健康づくりを支援します。また、誰もが共に認め合い、安心して心豊かな生活を送れるよう、あらゆる人権侵害や暴力の防止と被害者支援の充実を図ります。

■主要事業

事　業　名	事　業　概　要
すべての市民に対する意識づくり	・意識啓発の推進
教育・学習の場における意識づくり	・保育・教育現場における意識づくり
家庭生活における意識づくり	・家庭における男女共同参画の意識づくり
世界に通じる意識づくり	・国際理解の促進
社会参画の推進	・政策立案・方針決定の場における男女平等推進
ワーク・ライフ・バランスの推進	・安心して働ける職場づくり ・子育て支援の推進
女性のキャリア支援	・安定した就労に向けた支援 ・女性の人材育成
心と身体の保護	・生涯を通じた健康保持増進の支援
あらゆる人権侵害の根絶	・あらゆる暴力・ハラスメント[1]などの防止・根絶 ・被害者への支援

■主な所管部署

市民活動課

[1] **ハラスメント**　人を困らせること。いやがらせ。

第6項　多文化共生を実現する相互理解の促進

1-1-6

■基本方針

社会・経済のグローバル化の進展、在住外国人やインバウンド[1]客の増加など、地域においても国際化への対応が重要性を増しています。

このため、学校教育や生涯学習をはじめとして、あらゆる機会を通じ、市民の国際感覚をかん養し、異なる文化や価値観を互いに尊重し認め合える多文化共生社会の実現に向けて取り組みます。

■現状と課題

✧　近年、永住者や定住者など、滞在が長期化する外国人市民が増えています。本市に居住する外国人市民は、平成29年４月１日現在、3,442人で、市の総人口の約2.4％を占めています。今後は東京オリンピックの開催などにより、日本への定住化がますます進むことが予想されます。こうしたことから、外国人市民も基本的には日本人市民と同様の行政サービスを受ける権利と義務を有するものと考え、同じ土浦市民として寄り添うことが大切になっています。

✧　一方、外国人市民が多く居住する一部の地域では、日本人との生活習慣の違いなどによるトラブルが課題となっています。今後は、お互いが積極的にコミュニケーションを図り、国籍や文化、生活習慣など、それぞれの違いを認めた上で外国人市民も地域の担い手としてまちづくりに参加しやすい環境づくりを行い、市民、企業、関係機関・団体と行政の協働により、多文化共生による地域づくりを進めていく必要があります。

✧　本市では、平成27年３月に土浦市多文化共生推進プランを策定しており、今後は、外国人市民と日本人市民の相互理解の促進や生活の様々な場面における支援を進めていくことが必要になります。

■成果指標・目標値

指　　標	現状値	目標値	主体ごとの役割		
			市　民	事業者	行　政
多文化共生に関連するイベントへの参加者数	1,119人	2,000人	◎	○	○
国際交流事業や国際理解講座などを通して外国人市民と日本人市民の多文化共生意識の醸成を図りながら、お互いが地域社会の担い手として活動していくための環境を整えるための指標です。					
ボランティア日本語教師数	19人	40人	◎	○	○
外国人市民も日本人市民と同様、土浦市民として地域社会で安心して暮らせるように、基本的な生活環境を整えるための指標です。					

[1] **インバウンド**　外国人が訪れてくる旅行のこと。

■施策の内容

施策１	
外国人市民と日本人市民が共有し合うまちづくり	外国人市民が日常生活を送る上で必要な情報について、“多言語”や“やさしい日本語”での対応を推進します。 また、地域社会で孤立しないように日本語の習得機会や日本の文化・習慣などについて学ぶ機会を設け、コミュニケーションの支援を行います。

施策２	
外国人市民も日本人市民も安心して暮らせるまちづくり	外国人市民も日本人市民と同様、地域社会で安心して暮らせるように、居住や教育、労働、医療・保健、防犯・防災などの基本的な生活環境の整備を図ります。

施策３	
外国人市民も日本人市民も共に協力して進めるまちづくり	外国人市民と日本人市民の交流を促進し、外国人市民も地域活動に参加しやすい環境を整えていきます。 また、姉妹都市等との国際交流事業や国際理解講座などを通して異文化への理解を深め、良好な関係を築きながら外国人市民も日本人市民も共に地域社会の担い手として活動していくための推進体制の整備に努めます。

■主要事業

事　業　名	事　業　概　要
多文化共生の地域づくり	・「土浦市外国人生活ガイドブック」ホームページ掲載 ・「土浦市やさしい日本語と多言語による窓口対応マニュアル」の活用 ・外国語通訳員の配置 ・中学生交換交流事業 ・マラソン選手交流事業 ・国際理解教室「世界の友達と話そう」
外国人市民の生活支援の充実	・外国人市民と日本人市民が交流する機会の充実や日本語教室におけるボランティア教師の確保及び育成

■主な所管部署

市民活動課

第７項　人権意識の醸成と平和意識の啓発

1-1-7

■基本方針

人権の尊重や平和の推進といった普遍的価値の実現には、市民一人ひとりの人権意識の醸成や、平和に対する意識啓発が求められています。このため、学校等の教育の場における人権教育にとどまらず、家庭や地域など様々な機会を通して人権意識の醸成・啓発を推進します。

また、戦争体験を持つ世代が年々減少していることから、「非核平和都市」の責務として戦争の記憶を引き継ぐとともに、人類永遠の平和に対する意識啓発の推進により、平和の尊さを後世に伝えていきます。

■現状と課題

✧ 市民一人ひとりが互いの人権を尊重し、共に生きる社会の実現を目指し、常日頃からの人権感覚や人権意識の醸成、人権教育・人権啓発の推進を図るとともに、相談及び支援体制を整備することが必要となっています。

✧ 人権施策推進基本計画に基づいて、各分野の人権に関する施策を総合的かつ計画的に推進していく必要があります。

✧ 非核平和都市宣言を踏まえ、子どものころから市民一人ひとりの平和に関する意識を高めていくことによって、戦争のない平和な世界を求める取組を推進する必要があります。

■施策の内容

施策１	
人権尊重の社会づくり	幼児・児童・生徒の人権感覚や人権意識を醸成するために、教職員の人権に対する理解と意識・指導力を高め、教育活動の充実を図ります。 市民一人ひとりが互いの人権を尊重し、共に生きる社会の実現を目指し、人権感覚や人権意識の醸成・啓発に努めるとともに、学校・家庭・地域・企業など関係機関と連携し、学校教育や生涯学習などの様々な機会を通して人権教育を推進します。

施策２	
平和の推進	戦争の悲惨さ、平和の尊さというものを発信できる児童生徒の育成、さらには、平和学習の資質の向上に努め、「非核平和宣言都市」として平和希求の心を養う教育をサポートします。 その一環として、広島平和記念式典への平和使節団派遣や原爆パネル展、非核平和宣言都市看板の設置など、意識啓発を推進します。また、戦争体験資料などの収集・保存に努めます。

■主要事業

事　業　名	事　業　概　要
人権及び平和の推進	・広島平和記念式典への平和使節団の派遣 ・人権と平和のつどいの開催

■主な所管部署

総務課　生涯学習課　指導課

第2節

行財政改革の推進と市民サービスの向上

本庁舎１階　総合窓口

第１項　効率的・効果的な行政運営と機能的な組織・人材づくり

1-2-1

■基本方針

地方公共団体の責務となる「最少の経費で最大の効果を上げる」という原則の下、事務事業の縮減や廃止を含め検証し、簡素で効率的・効果的な行政運営を追求するとともに、高度情報社会に対応した電子自治体[1]の取組等により、行政サービスの向上を図ります。

また、最適な行政経営システムを構築するため、組織の整理統合などの見直しを進め、市民に分かりやすく、簡素で効率的かつスリムな組織･機構の改革を推進します。加えて、高度化･多様化する行政課題に対して迅速かつ適切に対応するため、職員の能力・資質を最大限に活用出来るよう効果的な人材育成等に取り組みます。

公社等の外郭団体については、変革の時代に対応する組織・機構として運営の見直しを進めます。

■現状と課題

✧ 行財政改革の目的は、質の高いサービスをより低いコストで提供し、健全な財政運営を目指すことです。本市を取巻く様々な課題に的確に対応し、将来に向けて持続可能な行財政基盤を確立するため、簡素で効率的・効果的な行政運営を展開する必要があります。

✧ 平成28年３月に策定した「改革は終わりなきチャレンジ」を基本理念とした第５次行財政改革大綱のもと、全庁を挙げて行財政改革を推進しています。また、現在の大綱の推進期間が平成30年度までのため、改めて、第８次総合計画に掲げる将来像を実現する新たな大綱を策定するとともに、社会経済情勢等の変化などを踏まえた新たな課題にも全庁を挙げて取り組む必要があります。

✧ 市民の行政に対するニーズはますます多様化・高度化しており、新たな行政課題に対して迅速かつ適切に対応することのできる組織が求められています。今後の厳しい財政状況を乗り越え、未来につなげる持続可能な行政運営を行うため、より一層、簡素で効率的かつスリムな事務執行体制の確立が必要になります。

✧ 市民サービスの維持・向上を図りながら、労働生産性の向上などによる簡素で効率的・効果的な行政運営を実現するため、人材育成基本方針に基づく計画的かつ効果的な人材育成や、職員の能力や実績に基づく人事管理の徹底が求められています。

[1] **電子自治体**　コンピュータやネットワークなどの情報通信技術を行政のあらゆる分野に活用することにより、事務負担の軽減や利便性の向上を図り、効率的・効果的な自治体を実現しようとするもの。

■成果指標・目標値

指　　標	現状値	目標値	主体ごとの役割		
			市　民	事業者	行　政
行財政改革大綱実施計画の達成状況	83%	100%	○	○	◎
実施計画に位置付けた事業等の目標達成項目割合。					
マイナンバーカード申請者数	17,167人	95,000人	◎	△	○
市民の利便性の向上への取組状況を表す指標です。コンビニ交付サービスの利用者の増加による利便性向上と事務の効率化のため、マイナンバーカード所有者の増加を目指します。					

■施策の内容

施策１	
行財政改革大綱の推進	行財政改革大綱に基づく取組を具体的、かつ着実に推進するため、改革推進項目、実施時期、目標・効果を定めた実施計画に基づき、職員一人ひとりが行財政改革は自らの課題であるとの認識を持ち､全庁を挙げて改革･改善に取り組みます。

施策２	
組織・機構の改革	社会経済情勢等の変化や高度化・多様化する市民ニーズなどを的確に把握し、新たな行政課題に対して迅速かつ適切に対応する組織を構築します。 また、今後の厳しい財政状況を乗り越え、未来につなげる持続可能な行政運営を行うため、より一層、簡素で効率的かつスリムな組織・機構の見直しを継続的に進めます。

施策３	
人材の育成・活用	簡素で効率的・効果的な行政運営を実現するため、計画的な定員管理や職員の能力・適性を踏まえた適材適所の職員配置を行うとともに、人事評価制度の更なる透明性・公平性の確保を図り、能力及び実績に基づく人事管理を徹底します。 また、社会経済情勢等の変化や多様化・高度化する行政課題に迅速かつ適切に対応するため、自主啓発の促進や職場内研修（ＯＪＴ）、職場外研修など職員研修の体系的な実施により、職員の専門能力や職務遂行能力、政策形成能力などの向上を図ります。

施策４	
産学官連携	産業界と大学・研究機関の技術・人材・知識などをまちづくりに活かすため、様々な分野における連携や相互交流を進めます。

施策５	
行政評価制度の活用	本格的な少子高齢社会や人口減少社会の到来を迎え、市の財政状況がますます厳しくなる中、これまでのような行政運営を行うことは困難な状況にあります。 これからは、限りある財源を有効に活用しながら、行政サービスの質を向上させていくことが重要であり、「選択と集中」や「成果志向」の視点に基づく行政評価により、必要に応じ事務事業の見直しを行い、効率的・効果的な行財政運営を推進します。

施策６	
電子市役所の推進	情報通信技術の発展に適切に対応できる環境を整備し、市民の視点に立った利用しやすい電子市役所を推進します。 市民サービスの向上を図るため、マイナンバー制度の利活用や情報通信ネットワークにおける個人情報の保護や安全対策を推進します。また、複数の自治体が共同で情報システムを利用する自治体クラウド[1]の推進に取り組みます。

■主要事業

事　業　名	事　業　概　要
行財政改革の推進	・第５次行財政改革大綱及び実施計画に基づく計画の推進 ・第６次行財政改革大綱及び実施計画の策定
人材育成の推進	・定員適正化計画に基づく計画的な職員配置 ・職員研修計画に基づく研修制度の充実及び人事評価制度による人事管理の徹底
行政評価制度の運用	・行政評価の活用
総合情報化の推進	・情報通信技術の発展に適切に対応できる環境整備による電子市役所の推進

■主な所管部署

政策企画課　人事課　市民課

[1] **自治体クラウド**　地方自治体の情報システムをデータセンターに移し、複数の市町村がシステムを共同で使うことができる環境、又はその環境をつくる取組。各自治体がサーバーなどのIT機器を所有するのではなく、共同で利用するので、多額のコストをかけずにITインフラを構築することができる。

第２項　持続可能な財政運営の推進

1-2-2

■基本方針

良質な行政サービスを継続して提供するには、持続可能で安定的な行財政基盤の確立が不可欠であり、税などの歳入確保への取組を強化するとともに、「選択と集中」の考え方の下、事務事業の見直しを行うなど、歳入確保・歳出削減の両面において徹底した取組を推進することで、安定した財政基盤を確立します。

また、公平性の観点から、特定サービスに対する応分な負担など、受益者負担の適正化を図ります。

■現状と課題

✧　本市は、第７次土浦市総合計画の将来像の早期実現に向け、合併特例債事業など、本市発展の根幹となる社会資本の整備に重点的かつ集中的に取り組んできました。一方で、今後、大規模事業実施に伴う新たな維持管理費が発生するとともに、発行した市債の償還がピークを迎えることに加え、高度経済成長時代に築いた施設の老朽化に伴う更新経費や超高齢社会での社会保障関係費の増などと合わせ、非常に厳しい財政運営が見込まれます。
平成29年度に作成した長期財政見通しでは、平成36年度には財政調整基金と市債管理基金を合わせた一般財源基金が枯渇し、その後は財源不足が生じ、第８次土浦市総合計画の最終年度となる平成39年度までの収支不足額については、累積で130億円に上ると見込んでいます。
よって、持続可能な財政運営を図るため、長期財政見通しの中で示した基本的な考え方を踏まえ、歳入確保と歳出抑制を徹底して行くことを中心に、将来を適切に見据えた財政計画を策定する必要があります。

✧　歳入に関し、市税収入は、平成24年度から平成28年度の５年間平均決算額22,485百万円程度で推移しています。普通交付税は、平成18年度決算の1,708百万円、臨時財政対策債を含めて3,100百万円に比べ、平成28年度は3,286百万円、臨時財政対策債を含めて5,268百万円と、それぞれ、1,578百万円、92.4％、2,168百万円、69.9％と10年前に比べ増加しています。

✧　歳出では、扶助費[1]等の義務的経費が、平成18年度決算の21,141百万円に比べ、平成28年度は25,113百万円と、10年前に比べて3,972百万円、18.8％増加しています。

✧　経常収支比率[2]は、平成28年度は90.6％と過去のピークである平成20年度の90.9％に近

[1] **扶助費**　社会保障制度の一環として生活困窮者、身体障害者等に対してその生活を維持するために支出される経費のこと。
[2] **経常収支比率**　財政構造の弾力性を測定する指標。低ければ低いほど財政運営に弾力性があり、政策的に使えるお金が多くあることを示している。

付いており、財政硬直化の傾向がうかがえます。

✧ 義務的経費の増加が避けられない中、創意と工夫により、魅力あるまちづくりを行い、人口減少を克服し、安定した市税収入の確保を図るとともに、行財政改革の徹底及び中長期的な視点に立った財政運営によって、財政の弾力性を確保し、健全性を維持していくことが継続的な課題となっています。

■一般会計の推移

（単位：百万円）

区分／年度	歳入総額	伸率（%）	歳出総額	伸率（%）	実質収支	単年度収支	経常収支比率	地方債現在高	実質公債費比率
24	51,787	△ 5.9	49,516	△ 7.4	1,770	780	88.2	48,233	8.5
25	55,777	7.7	53,271	7.6	2,050	280	87.4	52,342	7.3
26	56,448	1.2	53,944	1.3	1,121	△ 929	88.1	57,946	6.0
27	62,643	11.0	61,346	13.7	647	△ 474	89.2	65,557	6.1
28	57,589	△ 8.1	56,063	△ 8.6	896	249	90.6	71,932	6.7

資料：財政課

■特別会計の推移

（単位：百万円）

区分／年度	歳入総額	伸率（%）	歳出総額	伸率（%）	実質収支	単年度収支	地方債現在高
24	31,511	1.5	31,335	1.4	110	59	30,322
25	33,234	5.5	33,155	5.8	33	△ 77	29,254
26	34,113	2.6	33,664	1.5	279	246	28,466
27	38,195	12.0	37,229	10.6	469	190	27,314
28	40,769	6.7	40,150	7.8	174	△ 295	25,821

資料：財政課

■水道事業会計の推移

（単位：百万円）

区分／年度	歳入総額	伸率（%）	歳出総額	伸率（%）	地方債現在高
24	3,256	0.8	3,040	△ 1.7	6,477
25	3,240	△ 0.5	3,033	△ 0.2	6,284
26	3,280	1.2	3,186	5.0	6,045
27	3,318	1.2	3,154	△ 1.0	5,872
28	3,223	△ 2.9	3,103	△ 1.6	5,674

資料：財政課

■一般会計の歳入の推移と計画

（単位：百万円、%）

区分		7次総後期計画期間（平成25～29年度の合計） 歳入額	構成比	伸長率A	8次総前期計画期間（平成30～34年度の合計） 歳入額	構成比	伸長率B
歳入状況	市税	112,296	39.2	△ 3.0	108,950	43.6	△ 3.0
	地方譲与税等	15,241	5.3	19.9	17,604	7.0	15.5
	地方交付税	20,776	7.3	30.3	21,017	8.4	1.2
	国県支出金	55,140	19.3	26.1	54,493	21.8	△ 1.2
	基金等繰入金	8,544	3.0	72.9	4,873	1.9	△ 43.0
	市債	47,201	16.5	69.8	22,928	9.2	△ 51.4
	その他	27,005	9.4	△ 26.1	20,229	8.1	△ 25.1
	歳入合計	286,203	100	11.2	250,094	100	△ 12.6
一般財源	市税	112,296	75.7	△ 3.0	108,950	73.7	△ 3.0
	地方譲与税等	15,241	10.3	19.9	17,604	11.9	15.5
	地方交付税	20,776	14.0	30.3	21,017	14.2	1.2
	国有提供施設等所在市町村助成交付金	107	0.0	62.1	259	0.2	142.1
	一般財源合計	148,420	100	2.7	147,830	100	△ 0.4
財源別	自主財源	147,845	51.7	△ 6.0	134,052	53.6	△ 9.3
	依存財源	138,358	48.3	38.1	116,042	46.4	△ 16.1

伸長率A：「平成20～24年度の合計」に対する伸び率／伸長率B：「平成25～29年度の合計」に対する伸び率

一般財源：地方税、地方譲与税等（地方譲与税、地方交付金）、地方交付税、国有提供施設等所在市町村助成交付金

自主財源：地方税、分担金及び負担金、使用料、手数料、財産収入、寄付金、繰入金、繰越金、諸収入

資料：財政課

■歳出の推移と計画

（単位：百万円、%）

区分		7次総後期計画期間（平成25～29年度の合計） 歳出額	構成比	伸長率A	8次総前期計画期間（平成30～34年度の合計） 歳出額	構成比	伸長率B
性質別歳出の状況	義務的経費	122,880	44.2	7.4	135,048	54.0	9.9
	人件費	46,047	16.6	△ 2.0	42,214	16.9	△ 8.3
	公債費	23,976	8.6	△ 10.3	30,357	12.1	26.6
	扶助費	52,857	19.0	29.9	62,477	25.0	18.2
	投資的経費	56,333	20.2	54.7	25,054	10.0	△ 55.5
	その他経費	99,047	35.6	0.4	89,992	36.0	△ 9.1
	物件費	35,808	12.9	15.2	40,267	16.1	12.5
	補助費等	16,290	5.9	16.2	12,258	4.9	△ 24.8
	維持補修費	3,751	1.3	△ 7.0	6,526	2.6	74.0
	繰出金	36,805	13.2	22.8	30,365	12.2	△ 17.5
	その他	6,393	2.3	△ 67.3	576	0.2	△ 91.0
	歳出合計	278,260	100	11.5	250,094	100	△ 10.1

伸長率A：「平成20～24年度の合計」に対する伸び率／伸長率B：「平成25～29年度の合計」に対する伸び率

資料：財政課

■成果指標・目標値

指　　標	現状値	目標値	主体ごとの役割		
			市　民	事業者	行　政
経常収支比率	90.6%	現状維持	△	△	◎
財政の健全運営への取組成果（財政運営の弾力性の確保状況）を表す指標です。扶助費及び公債費の増が見込まれる中、人口減少を克服し、安定した市税収入の確保を図ることで、増加幅の抑制を目指します。					
実質公債費比率	6.7%	5.1%	△	△	◎
財政の健全運営への取組成果（公債費の負担割合の軽減状況）を表す指標です。大規模事業に伴う公債費の増が見込まれますが、プライマリーバランス[3]の考え方を堅持し、市債発行を抑制するとともに、市税収入を確保し、比率の低下を目標とします。					
市税の収納率	92.0%	94.5%	◎	◎	◎
財政の健全運営への取組成果（自主財源の適切な確保状況）を表す指標です。各種の収納強化対策及び収納機会の拡大により、収納率の向上を目標とします。					

■施策の内容

施策１	
歳入確保の取組	使用料について、維持管理費等の経費と受益者負担の妥当性を検証し、算定基準の明確化と適正化を図ります。 また、国、県等の補助対象事業を活用し、各種補助金の確保に努めるとともに、スポーツ施設等に愛称を付与するネーミングライツ[4]事業や広告掲載事業のほか、新たな自主財源の確保を図ります。

施策２	
歳出構造の見直し	常にコスト意識を持ちながら、徹底した事務事業の見直しにより、経費の節減合理化を図ります。 また、補助金等について、その意義、目的、成果等の再点検を行い、整理合理化を図ります。

[3] **プライマリーバランス**　歳入から公債費を除いた部分と、歳出から公債の利息や返還分を除いた部分との釣り合い。

[4] **ネーミングライツ**　スポーツ施設などにスポンサー企業の社名やブランド名を名称として付与する権利で、命名権とも呼ばれる。

施策３	
財政状況の市民への開示	財政計画をはじめ、財務書類の作成公表など、市民にわかりやすく情報を開示することによって、市民の理解と協力を得ながら、財政の健全化を推進します。

施策４	
計画的な財政運営	中長期的な展望に立った財政計画の下、事業の計画や実施に際しては、事業の必要性、緊急性、費用対効果を十分に検証するなど、計画的な財政運営に努めます。 また、財務書類等に基づく老朽度分析やコスト分析を活用した予算編成に取り組み、効率的な財政運営に努めます。

■主要事業

事　業　名	事　業　概　要
財政の健全化	・財政計画、財務指標による大胆かつ堅実な財政運営
歳入の確保	・各種の収納強化対策による滞納の圧縮 ・早期対応による累積滞納の抑止

■主な所管部署

政策企画課　財政課　納税課　スポーツ振興課

第３項　最適かつ適正な公共施設マネジメントの推進

1-2-3

■基本方針

公共施設等が市民全体の貴重な財産であることを踏まえ、全市的な視点に立ち、将来の健全財政や維持管理経費等も十分配慮しつつ、民間活力の導入による行政運営の効率化、公共施設の総量、長寿命化やランニングコスト[1]の縮減、ライフサイクルコスト[2]の平準化や配置見直しなど、適切な公共施設マネジメントを推進します。

■現状と課題

✧ 高度経済成長期に急速に整備された道路や下水道などを含めて、公共施設の大規模改修が必要となっています。厳しい財政状況の中の対応となり、経営的な視点に立ち、行財政改革の推進との両立を図りつつ、公共施設の適正配置や長寿命化を早急に進めていく必要があります。

✧ 近年の少子高齢化の進行に伴い、税収の増が見込めないことや扶助費の増により、義務的経費が増加していくことが見込まれるため、保有資産の最適化や効率的な維持管理により、将来の行政サービスの財源を確保していく必要があります。

✧ 老朽化した公共施設等の改修・更新を従来どおり続けていくと、莫大な経費がかかることから、今後の施設の改修・更新時期を見通し、全市的な観点から、中長期的な視点による計画的・戦略的な公共施設マネジメントに取り組むことが必要となっています。

■成果指標・目標値

指　　標	現状値	目標値	主体ごとの役割		
			市　民	事業者	行　政
公共施設等の総量（床面積換算）	440,271㎡	5％減	○	○	◎
公共施設等の総量（床面積換算）の5％の縮減を目指します。					

[1] **ランニングコスト**　設備や建物を維持するために必要となるコストのこと。
[2] **ライフサイクルコスト**　設備や建物の計画・設計・施工から、その建物の維持管理、最終的な解体・廃棄までに要する費用の総額。

■施策の内容

施策１	
公共施設再編の推進	将来にわたって持続可能な行政サービスを維持するため、長期的な視点を持って、公共施設等の更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設等の適正な維持管理や最適な配置の実現を目指します。そのため、公共施設のあり方や必要性について、市民ニーズや費用対効果などの面から総合的に見直しを行い、施設総量の適正化を実現します。

施策２	
公共施設等の長寿命化の推進	今後も活用していく施設については、定期的な点検・診断の実施や、計画的な維持修繕を徹底し、長寿命化を推進することにより、長期にわたる安心・安全なサービスに提供に努めるとともに、財政負担の軽減と平準化を図ります。

施策３	
公共施設等の適切な施設配置と民間活力の活用	更新・統廃合により、適切な施設配置を進めるとともに、民間企業等の持つノウハウや資金を積極的に活用し、施設の整備や管理における官民の役割分担の適正化を進め、財政負担の軽減とサービス水準の向上を図ります。

施策４	
公共施設跡地の有効活用と低・未利用地の適正な処分	統廃合などによって発生した公共施設の跡地については、市民共有の貴重な財産という考えのもと、有効活用することで、社会経済状況の変化に伴う行政需要への対応を図ります。 また、低・未利用地については、維持管理経費の節減や財源確保の上からも、個々の財産について精査を行い、積極的な売却処分や貸付等を図ります。

■主要事業

事　業　名	事　業　概　要
公共施設再編の推進	・公共施設再編計画の策定
公共施設等の施設量適正化	・計画的な公共施設等の更新・統廃合の実施
公共施設跡地の有効活用	・公共施設跡地の有効活用

■主な所管部署

政策企画課　管財課

第4項　時代に対応した広域連携の推進

1-2-4

■基本方針

事業内容や周辺自治体の特性を踏まえ、共通する行政課題や広域的な行政需要に対応するため、関係自治体との相互連携により広域行政を推進します。

また、交通や観光等の広域的なネットワークの形成を進めるとともに、定住自立圏など新たな広域連携の可能性について検討を進めます。

■現状と課題

✧ 少子高齢化・人口減少という厳しい環境の中で、行政サービスの維持と新しい行政ニーズへの対応が求められており、多様な分野で多様な形の連携を、環境の変化に応じて、柔軟に見直しを行いながら検討する必要があります。

✧ 交通や観光等の共通かつ広域的な課題に対しては、周辺地域とのネットワークにより取り組んでいく必要があります。また、共同で取り組むことにより効率的な行政運営が可能となる分野では、周辺市町村との積極的な広域行政を推進し、行政サービスの一層の向上を図る必要があります。

■施策の内容

施策1	
広域行政の推進	区画整理などの広域的な事務組合等の事業の充実と連携を図るとともに、交通体系の整備、保健・福祉・教育・消防等についても、周辺市町村との広域的な協調を図りつつ、行政サービスの一層の向上を推進します。

施策2	
周辺市町村との連携強化	首都圏中央連絡自動車道（圏央道）の開通により、広域的な高速道路ネットワークが形成されるとともに、地域活性化や新たな観光需要が期待されることから、観光ネットワークや広域的な交通ネットワークの形成を図るなど、地域全体及び本市の更なる発展と魅力の形成を図ります。 また、市民の意向を的確に捉えながら、新たなまちづくりを目指す重要な戦略である定住自立圏構想[1]などについて検討を進めます。

■主な所管部署

政策企画課

[1] **定住自立圏構想**　地方から東京など大都市圏への人口流出を抑制するため総務省が推進する施策。

第5項　地方分権に対応した自主・自立のまちづくりの推進

1-2-5

■基本方針

地方分権の進展により、国・県・市町村の関係は、対等な立場へと変わり、市町村への権限移譲が進行しており、必要な財源の移譲等の働きかけを進めるとともに、自主・自立のまちづくりを推進します。

■現状と課題

✧ 地方分権が進展する中、国・県・市町村の対等・協力の新しい関係に基づく役割分担などの新たな行政システムが構築され、市民の多様なニーズへの対応や魅力と活力のある地域づくりに、市として主体的に取り組むことが可能になっています。

✧ 市民本位の自主・自立のまちづくりの観点から、公平性の確保と透明性の向上を図るとともに、市民目線の意見の反映のため、政策形成過程への市民の広範な参画を推進する必要があります。

■施策の内容

施策1	
市民本位による自主・自立のまちづくりの推進	市民の自らの意思と責任による自主・自立のまちづくりを推進します。 政策形成過程への市民参画を推進し、連携と協働による地域づくりを進めます。 市民、議会、行政の役割と責務を明らかにするとともに、行政情報の共有や市政への市民参加など地方自治を推進する基本的な制度について規定する自治基本条例の制定に向けた取組を進めます。

施策2	
国・県との適切な役割分担	国・県・市町村の対等・協力の新しい関係に基づき、まちづくりに必要な権限や財源の移譲など役割分担の明確化を図ります。今後の地方分権の更なる進展に伴い、市民に最も身近な基礎的自治体としての自主性・自立性をより一層高めていきます。

■主な所管部署

政策企画課

第６項　市民窓口サービスの向上

1-2-6

■基本方針

窓口業務は、市民にとって最も身近で、行政サービスの根幹をなすものであり、ＩＣＴを活用した利便性の向上や、わかりやすく利用しやすくするなど、市民の視点に立った質の高い市民サービスを目指します。

また、暮らしに関する相談などの体制の充実を図ります。

■現状と課題

✧　市役所の窓口は、市民にとって最も身近に行政と接する場であり、より便利で丁寧な対応が求められています。新庁舎に移転後は従来の総合案内のほか、初めて来庁した方が迷わないよう、総合窓口コンシェルジュを配置しました。

✧　市民の利便性向上のため、窓口業務の日曜日開庁や木曜日の時間延長など窓口サービスの向上に努めています。また、窓口の混雑緩和を図るため、マイナンバーカードを利用したコンビニ交付や郵便局における証明書発行については、利用者の増加に向けた取組が必要となっています。

■市民相談の件数

（単位：件）

区分／年度	総数	要望・請願・陳情	法律相談（弁護士）	司法書士相談	行政書士相談	土地家屋調査士相談	総合労働相談（社労士）	税務相談	行政相談	電話・窓口相談
平成23年度	2,859	50	390					139	77	2,203
平成24年度	2,690	44	335	12			6	18	114	2,161
平成25年度	2,434	37	245	45			20	23	77	1,987
平成26年度	2,054	30	197	47	44	22	28		66	1,620
平成27年度	1,775	24	243	48	41	18	26		55	1,320

※税務相談はH26から税理士会の自主事業に移行
※H26法律相談の内20は10月から移行した男女共同参画課分の法律相談
※司法書士相談・総合労働相談はH25. 1月から開設
※土地家屋調査士相談はH26. 4月から開設
※行政書士相談はH26. 8月から開設

資料：広報広聴課

■成果指標・目標値

指　　標	現状値	目標値	主体ごとの役割		
			市　民	事業者	行　政
窓口サービスの満足度	37.04%	40%	○	○	◎
市民への質の高いサービス提供の取組成果を表す指標です。さらにサービスを向上させ３ポイントの上昇を目標とします。					

■施策の内容

施策１	
窓口サービスの向上	窓口業務は、市民にとって極めて身近なサービスであり、行政サービスの根幹をなすものであることから、行政事務に関する申請・届出など手続のオンライン化や証明書コンビニ交付などＩＣＴを活用した手続の簡素化や利便性の向上を図り、市民の視点に立ったよりよい窓口サービスの提供に努めます。 市民の利便性向上や経費の削減を図るため、窓口業務の休日サービスや時間延長、及びマイナンバーカードを利用したコンビニ交付、郵便局の活用を推進し、市民ニーズに対応した多様なサービスの提供に努めます。 また、質の高い窓口サービスを全庁的に提供し、更なる窓口サービスの充実に努めます。

施策２	
市民相談の充実	身近な市民法律相談や行政相談などを開設し、市民が必要とする暮らしに関する相談などの体制を確保するとともに、専門の相談機関を活用します。

■主要事業

事　業　名	事　業　概　要
窓口サービスの向上	・マイナンバーカードを利用した各種証明書等のコンビニ交付の普及
市民相談の充実	・暮らしに関する各種相談の実施

■主な所管部署

政策企画課　広報広聴課　管財課　納税課　市民課

第２章

部門別計画

第1節

市民が主役の
安心・安全なまちづくり

安心・安全まちづくりパレード

第１項　災害に強い安心して暮らせるまちづくり

2-1-1

■基本方針

近年激甚化する自然災害など、市民の生命や財産が脅かされる危険性に的確に対応していくため、地域防災計画の推進をはじめ、防災施設･設備の拡充や、危険箇所の調査･点検･改善、避難行動要支援者への支援制度（旧災害時要援護者支援制度）の整備などにより、防災及び減災の視点に基づいた災害に強いまちづくりを進めます。

また、市民一人ひとりの防災意識の醸成を図るとともに、自主防災組織の育成支援や防災訓練の取組強化に努めます。

■現状と課題

✧ 近年は、東日本大震災や竜巻の発生など大規模な災害が発生するようになっています。災害に強いまちをつくるため、平成24年度に見直しを行った地域防災計画の推進と避難訓練等の実施が必要となっています。

✧ 本市は南関東地域直下型地震の被害予想地域に含まれており、地域防災計画に基づき、防災対策の積極的な推進に努めてきました。地震災害の被害を最小限にとどめるため、旧耐震基準（昭和56年（1981年）５月31日まで）で建てられた既存建築物の耐震化を推進する必要があります。

✧ 風雨や地震または自然風化などにより崩壊する危険性のある傾斜地等の災害防止に努めるとともに、危険区域の解消を推進する必要があります。

✧ 災害時の被害を抑えるためには、地域の安心・安全は地域で守るという考えが重要であり、自治会単位での防災組織の一層の充実・強化が求められています。また、災害時における相互応援協定の締結や避難行動要支援者支援制度（旧災害時要援護者支援制度）を充実するとともに、避難行動要支援者（旧要援護者）の避難・誘導体制の整備が必要となっています。

✧ 国民保護計画[1]に基づいて、万が一武力攻撃事態や大規模なテロが発生した際に、市民の生命や身体、財産を保護し、被害を最小限に抑えるため、危機管理体制の強化と充実を図る必要があります。

✧ 長期にわたる放射性物質による汚染は、公共用水域等の生態系に与える影響も懸念されていることから、国や県によるモニタリング調査や研究を随時注視し、動向の把握や安全性の確保に努めていく必要があります。

✧ 橋梁については246橋の定期点検、橋長15ｍ以上の橋梁については橋梁長寿命化修繕計画により、計画的かつ予防的修繕を行い、道路交通の安全性を確保する必要があります。

[1] **国民保護計画**　政府が定める国民の保護に関する基本指針に基づいて、地方公共団体及び指定行政機関が作成する計画のこと。国民の保護のための措置を行う実施体制、住民の避難や救援などに関する事項、平素において備えておくべき物資や訓練等に関する事項などを定める。

■自主防災組織結成及び資機材整備の状況

事　項		数	率（%）
結成	組織済	146	85.4
	未組織	25	14.6
	計	171	100
資機材	整備済	139	81.3
	未整備	32	18.7
	計	171	100

資料：総務課

■橋梁の整備管理状況　（平成29年４月１日現在）

区　分	本　数（本）	延　長（m）
木　橋	4	59
永久橋	242	5,741
合　計	246	5,800

資料：道路課

■成果指標・目標値

指　標	現状値	目標値	主体ごとの役割		
			市　民	事業者	行　政
自主防災組織の運営及び訓練補助金利用状況	65組織	86組織	◎	◎	◎
自主的な防災活動への取組の実現状況を表す指標です。全町内の組織化がされたと仮定し、その50％の組織での活用を目標とします。					
総合防災訓練への参加人数	1,650人/回	1,800人/回	◎	◎	◎
自主的な防災活動への取組の実現状況を表す指標です。「自らのまちは自らが守る」という意識の醸成により、参加者の増加を目標とします。					
災害時における協定書の締結団体数	29団体	40団体	△	◎	◎
被災時における相互扶助体制の構築状況を表す指標です。県内市町村を除き、食糧・資機材などの災害協定締結団体数の目標を40とします。					
避難路及び緊急輸送路の指定路線橋梁（34橋）の補強実施件数	17件	24件	△	△	◎
避難路、緊急輸送路の確保の状況を表す指標です。新たに７橋の補強実施を目標とします。					
長寿命化修繕計画に指定された橋梁（79橋）の修繕実施件数	13件	32件	△	△	◎
長寿命化修繕計画に基づいた取組状況を表す指標です。橋梁長寿命化修繕事業により、新たに19橋の修繕工事を目標とします。					
耐震診断実施戸数	693戸	753戸	◎	◎	◎
市民の防災意識を象徴する、耐震化に対する意識醸成の状況を表す指標です。これまでの取組実績や他市町村の状況から、毎年10戸の実施を目標とします。					
避難行動要支援者（旧災害時要援護者）の登録者数	2,000人	4,000人	△	◎	◎
在宅の要介護高齢者、及び障害者手帳所持者を避難行動要支援者（旧災害時要援護者）とし、早期に対象者全員が制度に登録することを目標とします。					

■施策の内容

施策１	
地域防災計画の推進	地域防災計画に基づく組織及び体制の強化を図り、各施策を計画的に推進するとともに、災害時の各班の個別マニュアルに基づき、初動対応や所掌事務を円滑に遂行できるよう、全庁的体制で取り組みます。 また、防災訓練、各種研修会及び講演会等を通じ、防災知識の普及と意識の啓発に努めます。

施策２	
避難行動要支援者（旧災害時要援護者）に対する支援	高齢者や障害者等の災害弱者が災害発生時に安全に避難できるよう、避難・誘導体制について検討し、整備を図ります。

施策３	
防災施設・設備の充実強化	災害時の迅速な対応を図るため、食糧及び防災資機材等備蓄品の充実を図ります。

施策４	
土砂災害による傾斜地崩壊防止対策	本市では、96箇所の土砂災害警戒区域が指定されていますが、特に崩壊の危険性のある箇所については、急傾斜地崩壊危険区域[1]の指定を受け崩壊防止対策を行い、危険区域の解消を促進します。

施策５	
防災体制の広域化とシステム化	茨城県防災情報ネットワークシステムの利用により、情報の収集伝達や連絡体制の強化を図ります。 また、災害協定等相互応援・協力体制の強化を図るとともに、防災協力事業所と協力体制の強化を図ります。

施策６	
橋梁震災対策の推進	災害時の避難路及び緊急輸送路を確保するため、幹線市道に架かる橋梁の耐震補強及び改修工事を推進し、耐震性の向上を図ります。

施策７	
既存建築物等の耐震化の推進	地震に強いまちをつくるため、無料耐震診断（木造住宅）、耐震改修費（改修計画作成費、改修工事費）の一部助成など、既存建築物の耐震化を推進します。

[1] **急傾斜地崩壊危険区域**　急傾斜地の崩壊により、相当数の居住者等に危害が生じるおそれがある土地やそれに隣接する土地において、一定の開発行為を制限する必要がある区域のことで、都道府県知事が「急傾斜地崩壊危険区域」に指定することができる。

施策８	
自主防災組織の育成強化と活性化	未結成町内の自主防災組織の結成促進を図るため、支援対策を実施します。また、既結成町内の自主防災組織の活性化を図り、更なる住民の地域連帯意識の高揚を目指す支援対策を実施します。

施策９	
国民保護計画の推進	市民の生命と財産を守るため、国民保護計画に基づいた施策を推進します。

施策１０	
放射性物質による汚染状況注視による安全性の確保	除染等で発生した除去土壌の処分方法については方針が決定した際には、速やかに対策を講じます。 また、現在も汚染状況重点調査地域に指定されていることから、今後もモニタリングポストによる空間線量率の確認を継続します。

■主要事業

事　業　名	事　業　概　要
既存建築物の耐震化の推進	・既存建築物耐震化推進事業
自主防災組織の強化	・自主防災組織の育成強化 ・防災訓練の実施 ・防災講演会の開催 ・町内会防災井戸整備事業
避難誘導体制の整備	・避難行動要支援者支援制度（旧災害時要援護者支援制度）の充実
備蓄品の充実	・備蓄品の充実
災害情報連絡体制の整備	・災害情報連絡体制の整備
災害時における協定の締結	・災害時における協定の締結
橋梁震災対策の推進	・橋梁耐震対策事業 ・橋梁長寿命化修繕事業 ・橋梁定期点検事業
急傾斜地崩壊対策	・急傾斜地崩壊対策事業
国民保護計画に基づく施策の推進	・国民保護計画に基づく施策の推進

■主な所管部署

総務課　環境保全課　社会福祉課　障害福祉課　高齢福祉課　建築指導課　道路課

基本計画●第2章　第1節　市民が主役の安心・安全なまちづくり

第２項　地域ぐるみで取り組む防犯のまちづくり

2-1-2

■基本方針

犯罪のない安全で安心なまちを目指して、市民や事業者の主体的な取組を尊重しつつ、関係機関と連携して各種犯罪の未然防止に努めます。

また、地域の安全は自ら守るという意識を高める「防犯意識づくり」、地域の自主防犯活動の活性化に必要となる「地域連帯感づくり」、そして防犯力を向上させるための「犯罪の起きにくい環境づくり」など地域ぐるみで取り組む防犯のまちづくりを推進します。

■現状と課題

✧ 刑法犯認知件数は、平成15年以降は減少傾向に転じており、平成28年ではピーク時の約41％と大きく減少しています。しかしながら、住宅を狙った侵入盗や自転車・自動車の乗物盗など、生活に身近で不安感が助長される犯罪被害は、ここ数年横ばいで推移し、中でも窃盗犯罪は全体件数の約74％を占めている状況にあります。防犯意識を高揚させ身近な犯罪を抑止できるか、また、犯罪に対する市民の不安感を緩和させるかが重要な課題となっています。

✧ 刑法犯認知件数は減少しているものの、高齢者を狙ったニセ電話詐欺等の特殊詐欺や悪徳商法などは、手口が巧妙化し被害も深刻となっており、子どもや女性を狙った不審者情報も数多く報告されています。犯罪弱者を守るため、引き続き防犯の啓発活動に努め「自らの安全は自らが守る」という意識を高めていただくとともに、「地域の安全は地域で守る」という考え方を基本とした自主防犯パトロール等による地域の見守り活動を継続することが必要となっています。

✧ 生活に身近な犯罪が多い中で、特に道路、公園、駐車（輪）場、駅などの街頭において発生する犯罪（街頭犯罪）の割合が高いことから、地域と関係機関が一体となり効果的に防犯環境を整備しながら、市全体の防犯力を底上げし、治安の回復を目指すことが重要です。

✧ 市民の誰もが犯罪被害者となる可能性があることから、被害を受けた方が再び安心して暮らすことのできるまちづくりを進めるために、被害者等への必要な支援をスムーズに途切れることなく行うことが必要となっています。

■刑法犯認知件数の推移

（単位：件）

区分＼年	24	25	26	27	28
凶悪犯	12	6	11	14	12
粗暴犯	93	94	100	140	168
窃盗犯	2,188	2,127	1,731	1,785	1,469
知能犯	76	61	70	68	67
風俗犯	20	16	9	12	14
その他	367	339	340	261	273
合計	2,756	2,643	2,261	2,280	2,003

資料：生活安全課

■成果指標・目標値

指標	現状値	目標値	主体ごとの役割		
			市民	事業者	行政
刑法犯認知件数	2,003件/年	現状値以下	◎	◎	◎
防犯対策への総合的取組成果を表す基本的指標です。防犯力の底上げにより、現状値以下を目指します。					
防犯体制の整備と防犯意識に対する市民満足度	34.8%	40%	◎	◎	◎
犯罪に対する市民の安心感を表す指標です。各種取組の展開により、約５％の満足度向上を目指します。					
防犯教室等受講者数	2,641人/年	3,500人/年	△	◎	◎
防犯意識の高揚に向けた取組状況を表す指標です。					
安心・安全メール（防犯情報）登録件数	4,066人	6,000人	△	△	◎
防犯への関心を表す指標です。					

■施策の内容

施策１

防犯意識の高揚（防犯意識づくり）	防犯意識の高揚に重要な事は、防犯に関心を持ってもらうことであるため、警察をはじめ関係機関との連携のもと情報を収集し、事件情報のほか事件の前兆ともいえる潜在情報についても多角的な情報共有を推進します。 情報提供にあっては、情報紙やインターネット上の情報発信ツールなど様々な手段を活用して情報発信に努めます。 また、様々な機会を捉え、子どもから高齢者まで、そして地域、学校、事業所などあらゆる方々を対象に、防犯教室や防犯講話、不審者対応訓練などを通して防犯意識を高めます。

施策２

地域ぐるみでの防犯活動推進（地域連帯感づくり）	犯罪を企てる者は、近所付き合いが良く連帯感のある地域を嫌うことから、地域住民同士の「声かけ・あいさつ」を浸透させるとともに町内会等への加入促進や隣組活動を促進するなど連帯感の強化を図り、人の目による監視を強化することで犯罪抑止能力を高めます。 また、犯罪は地域を越えて発生することから、犯罪者を封じ込めるために町内会等同士が連携し、さらに事業者や警察及び市との緊密な連携を図れるよう、全市的ネットワークを構築しタイムリーかつ効果的な防犯活動を進めます。 さらに、青色防犯パトロール車によるパトロール活動をはじめ自主防犯組織のパトロール活動を通じた犯罪者への防犯活動アピールにより犯罪を抑止します。

施策３	
防犯環境の向上（犯罪の起きにくい環境づくり）	犯罪の発生要因は、犯罪を起こしやすい生活環境によるところが大きいことから、犯罪者を警戒させ寄せ付けない防犯環境づくりを進めることで地域の防犯力を高めます。 町内会等が管理する防犯灯や市が管理する道路、公園、駐車場などにおける照明の適切な設置を促し、監視性の確保に努めるとともに、犯罪の発生抑止効果が認められる防犯カメラの有効活用を促進します。 また、住宅防犯診断や自転車防犯診断を実施し、犯罪への抵抗力強化を図るとともに、防犯性能の高い建物部品（ＣＰ認定製品）などの利用を積極的に促進します。

施策４	
犯罪被害者の援助支援	犯罪被害者に対する援助は、被害を受けた方々が直面する困難を打開することだけでなく、スムーズに再び平穏な日常生活を営むことができるよう行うものであることから、どの窓口を訪れても適切な支援を受けられるように庁内関係部署における連携体制を構築します。 また、公益社団法人いばらき被害者支援センターを通じて、犯罪被害者に対する各種援助を支援します。

■主要事業

事　業　名	事　業　概　要
防犯意識の高揚を図るための啓発活動	・地域安全情報の発行 ・安心安全メール等インターネットでの情報発信（事件情報、犯罪発生状況等） ・防犯教室、防犯講話等の開催 ・街頭防犯キャンペーン等の開催
地域における自主的な防犯活動の推進	・自主防犯組織への活動支援 ・防犯パトロール育成講習会の開催 ・防犯ステーション「まちばん」に配置した警察官OBによる活動支援 ・合同パトロールや危険箇所点検への活動支援 ・不審者対応など実践訓練の開催 ・青色防犯パトロール活動への支援補助
防犯環境の整備	・町内会等が管理する防犯灯の設置補助等 ・防犯カメラの設置及び活用 ・住宅防犯診断の実施及び防犯性能の高い建物部品の普及促進 ・自転車防犯診断の実施及び防犯性能の高い鍵の普及促進 ・放置自転車防止及び自転車盗難防止の注意喚起を行う立哨指導員による巡回

■主な所管部署

生活安全課

第３項　市民の生命と財産を守る消防・救急体制の充実

2-1-3

■基本方針

火災や救急、自然災害発生時に市民の生命と財産を守るため、消防・救急業務体制の充実に努めます。消防施設の整備や設備の充実、人材の育成、緊急時に備えた環境整備の推進などにより、消防・救急能力を高めるとともに、消火・救急訓練などを通して市民の意識醸成を図ります。

■現状と課題

✧ 市民の生命、身体及び財産を守り、安心して暮らせるまちを目指し、１本部４署１分署体制をもって各種災害対応に取り組んでいます。

✧ 急速に進展する高度情報化、救急需要の増加、災害の複雑化・大規模化に適切に対応するべく、施設を整備強化するとともに、職員の育成及び確保、車両及び水利の整備に努めています。

✧ 発生が懸念される南海トラフ地震や首都直下型地震などの大地震や台風・洪水等の大規模自然災害に備え、緊急消防援助隊の機能強化や茨城県広域としての連携強化が重要です。さらに消防団を中核とした地域防災力の充実強化及び自主防災組織の活動を活性化していくことが必要となっています。

✧ 災害や事故の多様化及び大規模化、都市構造の複雑化、住民ニーズの多様化等環境の変化に的確に対応し、市民の安心･安全を確保することが求められています。「救える命を救う」ため、医療機関との連携強化、救急業務高度化の推進、応急手当の普及啓発推進など救急救命体制を充実・拡大させていく必要があります。また、少子高齢化に対応した救急業務のあり方について検討していく必要があります。

✧ ＣＢＲＮＥ（化学：Chemical、生物：Biological、放射性物質：Radiological、核：Nuclear、爆発物：Explosive）によるテロ災害等多様化する災害に適切に対処するため、専門的な知識と技術、資機材が必要です。

✧ 防火管理の徹底と違反対象物に対しての是正指導、また、違反処理を推進し建物の利用者に重大な消防法令違反を公表して、利用者が建物の危険性を判断できるように公表制度の構築を図る必要があります。

✧ 住宅用火災警報器[1]の設置が義務化されてから10年が経過し、機器の取り替えの周知及び未設置住宅への設置促進を図る必要があります。また、大地震後の通電火災発生防止対策を図る必要があります

✧ 老朽化が著しい各消防署庁舎について、計画的に更新整備することが必要となっています。

[1] **住宅用火災警報器**　火災報知機の一種で、主に一般住宅に設置されるもの。一般住宅への設置義務化は2004年の消防法改正で盛り込まれた。

■消防力の現状

（平成29年4月1日現在）

区　分	常　備　消　防							消　防　団	
	署所	ポンプ自動車	化学車	はしご車	救助工作車	救急車	職員	分団	団員
基　準	5	10	1	2	1	6	283	38	629
現　有	5	10	1	2	1	6	185	38	535
充足率	100%	100%	100%	100%	100%	100%	65%	100%	85%

資料：消防本部

■火災の発生状況

区分＼年		24	25	26	27	28
出火件数		34	49	49	32	29
建物火災件数		22	28	26	23	19
死傷者（死者数）		5(0)	12(5)	9(4)	11(1)	8(3)
損害額（千円）		292,924	33,991	39,314	99,325	55,303
全火災による，１件当たりの損害額（千円）		8,615	694	802	3,104	1,907
人口1万人当たり火災件数	市	2.4	3.4	3.5	2.3	2.1

資料：消防本部

■救急出動件数の状況

区分＼年		24		25		26		27		28	
		件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員
火災		24	6	30	8	35	6	31	11	29	13
自然災害		1	1	2				1		1	1
水難事故		8	2	10	4	11	4	9		3	2
交通事故		921	936	809	817	800	823	826	846	776	803
労働災害		53	49	48	47	69	67	57	57	63	63
運動競技		16	15	20	22	25	25	17	17	21	18
一般負傷		912	812	954	893	913	875	876	823	912	850
加害事故		53	45	56	46	49	48	44	42	56	43
自損行為		125	55	119	68	82	51	65	48	74	38
急病		4,810	4,054	4,555	4,096	4,559	4,218	4,344	4,021	4,566	4,239
その他	転院搬送	434	428	407	406	414	413	405	404	454	452
	医師搬送	3		2				2		2	
	資機材搬送					1					
	その他	125	1	98	1	66	2	109	2	109	3
合計		7,485	6,404	7,110	6,408	7,024	6,532	6,786	6,271	7,066	6,525

資料：消防本部

■成果指標・目標値

指　　標	現状値	目標値	主体ごとの役割		
			市　民	事業者	行　政
救急・消防体制に関する市民満足度	45.5%	現状維持	○	○	◎
救急・消防体制の充実への取組成果を表す指標です。市民の安心・安全のため、更なる救急・消防体制の充実により、現状の高い水準を維持することを目標とします。					
心肺停止傷病者の社会復帰率	14.2%	現状維持	○	○	◎
救急業務の充実への取組成果を表す指標です。目撃有心原性心肺停止傷病者の社会復帰率現状維持を目標とします。					
救急救命士数	42名	48名	△	△	◎
救急業務の充実への取組成果を表す指標です。救急業務の高度化・救急体制の強化を推進するため、実働救急救命士48名を目標とします。					
予防技術資格認定者数	27名	108名	△	△	◎
防火査察、消防用設備・危険物規制事務の充実への取組成果を表す指標です。市民が安心・安全に建物を利用するため、予防力の強化を推進します。					

■施策の内容

施策１

消防力の充実	計画的な消防署施設の更新整備、消防車両の更新、配備や水利の不足している地域等への消防水利施設の整備を図るとともに、職員に対し各種研修による消防技術の向上や資格取得を推進し、消防力の充実を図ります。 また、大規模災害等において重要な役割を担う消防団の人員確保及び施設、装備の充実を図るとともに、消防団を中核とした地域防災力の充実強化や自主防災組織の活動の活性化など、地域における防災体制の強化を図ります。

施策２

救急・救助業務の充実	救急需要の増加、救急業務の高度化に伴い、指導救急救命士、土浦地区メディカルコントロール協議会及び各医療機関と連携して救急救命士を含めた救急隊員の質の向上を図るとともに、救命率向上のため市民に対しＡＥＤ[1]を活用した応急手当の普及啓発を行います。 また、高度な知識及び救急救助技術を備えた救助隊員の育成と高度救助資機材の更新整備を図ります。

[1] **ＡＥＤ**　ＡＥＤは、Automated External Defibrillatorの頭文字をとったもので、日本語訳は自動体外式除細動器という小型の器械で、体外（裸の胸の上）に貼った電極のついたパッドから自動的に心臓の状態を判断するもの。不整脈を起こしていれば、電気ショックを心臓に与えることで、心臓の状態を正常に戻す機能を持っている。

施策３	
予防行政の強化	不特定多数の人を収容する施設等に的確な査察及び違反処理を行うため、予防技術資格者の育成に努めます。 また、建物の重大な消防用設備設置違反を公表することで、建物利用者等が危険性を判断できる公表制度の構築を図ります。

施策４	
防火意識の高揚	市民に対する各種訓練や催し物、年間を通しての戸別訪問等により防火意識の高揚に努めます。また、住宅火災による死者の発生を防止するため、全ての住宅に火災警報器の設置及び、10年が経過した住宅用火災警報器の取り換えを促進します。また、通電火災を防止するための感震ブレーカーの普及啓発に努めます。

■主要事業

事　業　名	事　業　概　要
消防力の充実	・消防車両更新整備 ・消防水利施設の整備 ・消防職員研修や資格取得の促進 ・消防団員の確保や施設・装備の充実 ・地域防災力の強化 ・消防署施設の更新整備
救急・救助業務の充実	・医療機関等との連携強化及び指導救急救命士の養成 ・応急手当普及啓発の継続 ・高度救助資機材の整備及び救助隊員の養成
予防行政の強化	・査察、違反処理の強化(違反処理体制の整備と違反対象物の是正) ・住宅火災防止推進活動(住宅防火・防災機器の普及啓発活動)

■主な所管部署

消防本部

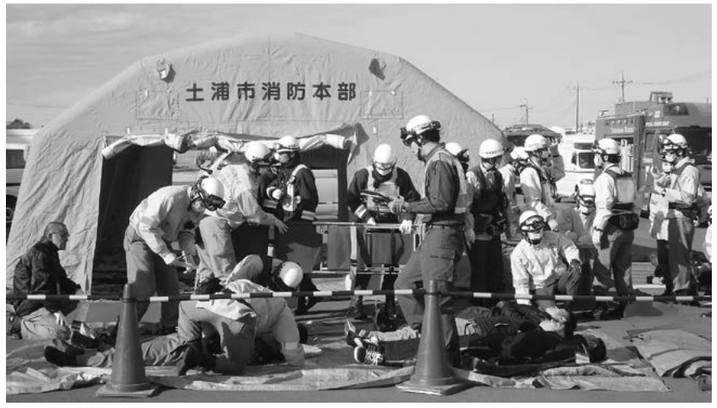

集団災害訓練

第４項　市民の安全な移動を支える交通安全対策の推進

2-1-4

■基本方針

誰もが安全に移動することができるように、道路ストックの維持管理や交通安全施設の整備を進め、人と車にやさしい交通社会の構築を図ります。

また、広報活動や交通安全教育を通じて交通安全に対する市民意識の啓発を図るとともに、交通安全施設の整備を推進します。

■現状と課題

✧ 本市における人身交通事故発生件数は減少傾向にあるものの、年間800件程度の人身交通事故が発生しています。また、全国的に通学路の安全確保や高齢者の交通事故対策が喫緊の課題であり、ハード面・ソフト面の双方における交通安全対策の推進が求められています。

✧ 安全で円滑、快適な交通社会を実現するためには、歩行者や自転車利用者が安心して通行できる環境と、自動車が円滑に走行できる道路交通環境を整備する必要があります。また、市民生活を支える身近な道路は、路線の特性に応じて、快適で安全な歩行空間を確保するための歩道の整備や、誰もが通行しやすいバリアフリー化等を推進し、歩行者にやさしい道路環境づくりが求められています。

✧ 安全な交通社会の実現には、市民一人ひとりが交通安全思想を持つことが重要であり、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践に向け、広報啓発活動を一層充実させる必要があります。

✧ 放置自転車等の撤去台数は平成16年度の1,405台をピークとして、371台(平成28年度現在)にまで減少していますが、今後も都市の良好な交通環境の確保を図り、市民の安全な生活環境を保持するため継続して取り組む必要があります。

✧ 万が一交通事故の発生した場合に備えた制度について、周知活動を行うとともに、交通事故に遭われた方への援助が求められています。

■人身交通事故発生件数の推移　　**(各年12月31日現在、単位：件、人)**

区分＼年		24	25	26	27	28
発生件数		945	876	877	845	818
死傷者数	死者数	6	6	7	5	8
	負傷者数	1,233	1,118	1,088	1,069	1,054
	合　計	1,239	1,124	1,095	1,074	1,062

資料：生活安全課

■高齢者交通事故発生件数の推移　（各年12月31日現在、単位：件、人）

区分＼年		24	25	26	27	28
発生件数		240	240	258	248	256
死傷者数	死者数	3	3	5	4	2
	負傷者数	164	120	148	133	149
	合　計	167	123	153	137	151
人身交通事故発生件数構成率		25.4%	27.4%	29.4%	29.3%	31.3%

資料：生活安全課

■県民交通災害共済制度の加入状況　（単位：人、%）

区分＼年度		24	25	26	27	28
加入者数		7,817	6,853	3,392	3,322	3,244
内訳	一　般	3,255	2,971	2,746	2,817	2,750
	中学生以下	4,562	3,882	646	505	494
加入率（%）		5.5	4.8	2.4	2.3	2.3

資料：生活安全課

■成果指標・目標値

指　　標	現状値	目標値	主体ごとの役割		
			市　民	事業者	行　政
人身交通事故発生件数	818件	374件	◎	◎	◎
安全な道路環境等の実現を象徴する人身交通事故の発生状況を表す指標です。人身交通事故発生件数を継続して減少させることを目標とします。（過去３年間の平均減少数を継続する。）					
高齢者に関する人身交通事故件数の構成率	31.3%	現状維持	◎	◎	◎
人身交通事故における高齢者に関する事故が占める割合を表す指標です。高齢者に関する事故が増加傾向にある中で、現状維持を目標とします。					
交通安全教室の開催数	26回/年	57回/年	◎	◎	◎
救急業務の充実への取組成果を表す指標です。救急業務の高度化・救急体制の強化を推進するため、実働救急救命士48名を目標とします。					
県民交通災害共済加入率	2.3%	現状維持	◎	◎	◎
交通安全に対する相互扶助体制の実現状況を表す指標です。加入者が減少傾向にある中で、現状値の維持を目標とします。					

■施策の内容

施策１	
交通安全施設の整備充実	通学路、生活道路などの安全を確保するために、危険箇所を把握し、カーブミラーや路面標示、歩道などの交通安全施設の整備を進めます。 また、信号機・横断歩道の設置、速度規制などを警察に要望します。

施策２	
交通安全意識の啓発	警察、関係機関及び地域との密接な連携を図り、講習会、街頭活動、広報紙等による広報活動などを徹底することにより、交通安全意識の高揚に努めます。 特に幼児、児童、生徒、高齢者に対して、交通安全教育を推進します。

施策３	
道路環境の形成	関係機関と調整を図りながら、歩道の設置、路肩のカラー舗装、交差点の改良など安心できる歩行空間の確保に努めます。

施策４	
放置自転車対策の推進	駅周辺における自転車駐車場の整備や指導員の配置、土浦市自転車等の放置防止に関する条例に基づく自転車等放置禁止区域での放置自転車等の撤去などによる対策を継続します。

施策５	
交通事故被害者対策	万が一の交通事故に備えて、県民交通災害共済への加入促進に努めます。

■主要事業

事　業　名	事　業　概　要
交通安全施設の整備	・カーブミラーなどの交通安全施設の整備 ・通学路、生活道路の歩道等の整備
放置自転車対策の推進	・放置自転車撤去 ・放置自転車防止のための注意喚起立哨

■主な所管部署

生活安全課　道路課　指導課

交通安全教室

第5項 雨水等による浸水被害に強いまちづくり

2-1-5

■基本方針

関東・東北豪雨による常総市鬼怒川水害をはじめ、大型台風による大雨、ゲリラ豪雨など、県内においても異常気象に起因する水害リスクが年々高まってきています。こうした雨水による浸水被害対策のため、河川の改修、都市下水路の整備、雨水排水施設・設備の適切な維持管理と併せて、内水ハザードマップ[1]の活用により、平常時から市民の自助意識・防災意識の醸成を図ります。

■現状と課題

✧ 近年、国内では異常気象ともいえるようなゲリラ豪雨の発生がみられ、本市においても記録的な集中豪雨が発生し、内水による浸水被害が頻繁に発生しています。

✧ 河川は、水と緑の自然環境を構成する重要な要素であるとともに市民生活や生産活動と密接に結びついています。一方、近年の集中豪雨に伴う都市部での排水が問題となっており、その流末となる河川の改修が課題となっています。

✧ 本市を流れる一級河川は、桜川をはじめとして８河川、総延長約38kmで、順次、改修事業が進められていますが、未整備区間も多く残っており、今後も計画的に河川改修を促進していく必要があります。

✧ 現在、本市では８ヶ所の下水道雨水ポンプ場が稼動しており、台風時の大雨や集中豪雨に対応しています。市民が安心して暮らせるよう、計画的な雨水排除対策を推進するとともに、施設・設備の適切な老朽化対策を図る必要があります。

✧ また、内水ハザードマップの活用を進めることにより、被害の縮小化と市民の自助意識・防災意識の向上を図る必要があります。

■下水道ポンプ施設の状況 （平成29年３月31日現在）

名　称	種　別	計画		整備済		稼動年
		ポンプ数(台)	能力(㎥/min)	ポンプ数(台)	能力(㎥/min)	
亀城ポンプ場	合　流	5	326.0	5	326.0	昭和41年
桜川ポンプ場	合　流	4	208.8	4	208.8	昭和45年
塚田ポンプ場	雨　水	4	680.0	4	680.0	昭和54年
川口ポンプ場	雨　水	4	148.0	4	148.0	昭和59年
港ポンプ場	雨　水	4	282.0	4	282.0	昭和63年
川口川ポンプ場	雨　水	2	36.0	2	36.0	平成　5年
木田余ポンプ場	雨　水	4	1,200.0	2	306.0	平成11年
新川ポンプ場	雨　水	5	1,170.0	3	538.8	平成14年

資料：下水道課

[1] **内水ハザードマップ**　内水氾濫ハザードマップ のこと。「内水氾濫」は集中豪雨によって大量の雨水が下水管から溢れたり、地下街に流れ込んだりすること。

■河川の改修状況 （平成29年３月31日現在）

河川名	市内延長(m)	改修箇所	改修延長(m)(27年度まで)	改修率(%)
乙戸川	3,250	両岸	1,620	49.8
花室川	4,650	両岸	4,650	100
備前川	3,800	両岸	3,800	100
上備前川	2,830	両岸	2,830	100
桜　川	13,000	両岸	13,000	100
新　川	2,400	両岸	1,000	41.7
天ノ川	6,730	両岸	6,730	100
境　川	1,550	両岸	1,264	81.5

資料：茨城県

■成果指標・目標値

指　　標	現状値	目標値	主体ごとの役割		
			市　民	事業者	行　政
ポンプ場の改築数	4	8	△	△	◎
下水道ストックマネジメント計画[1]により適正な施設の修繕・改築を実施することにより、所定の耐用年数を新たに確保することを目標とします。					

■施策の内容

施策１	
河川の整備	自然環境保全との整合性を図りながら、増水時における安全対策のため桜川の河道掘削、乙戸川・境川・新川等の河川改修を促進します。

施策２	
都市下水路の整備	市街化の進展や異常気象に伴うゲリラ豪雨により、道路冠水等が発生していることから、雨水排除が速やかに行われるよう、計画的な都市下水路の整備を推進します。

施策３	
総合的な雨水排除対策の推進	内水ハザードマップの活用により浸水想定区域を周知し、被害の縮小と市民の自助意識・防災意識の向上を図ります。 また、浸水被害の縮小を図るため、雨水貯留・浸透施設の整備を推進します。

[1] **下水道ストックマネジメント計画**　下水道施設全体の中長期的な施設状態を予測しながら維持管理、改築を一体的に捉えて計画的・効率的に管理するための計画。

施策４	
既設下水道雨水ポンプ場の整備	施設、設備の老朽化の進んでいる下水道ポンプ場及び管渠について下水道ストックマネジメント計画を策定し、事業費の平準化を図るとともに、点検・調査、修繕・改築を実施することにより、施設管理の最適化・長寿命化を図ります。 また、適切な維持管理の下、雨水排水機能の充実を図ります。

施策５	
公共下水道（雨水）整備事業	浸水地域解消のため、計画的に雨水幹線の整備を進めます。

■主要事業

事　業　名	事　業　概　要
河川の整備	・桜川の河道掘削要望及び乙戸川、境川、新川の整備促進
都市下水路の整備	・西根・竹の入都市下水路等の整備 ・小規模排水路の整備
総合的な雨水排除対策	・一般住宅での雨水貯留及び浸透施設対策 ・公共事業及び公共施設の雨水浸透対策と雨水貯留施設の整備
雨水ポンプ場の改築整備	・港ポンプ場改築対策事業
公共下水道雨水排水路の整備	・公共下水道木田余排水区整備事業 ・公共下水道神立菅谷排水区整備事業
下水道ストックマネジメント事業の推進	・下水道ストックマネジメント計画策定 ・下水道施設修繕、改築整備

■主な所管部署

道路課　下水道課

第６項　消費生活の安全の確保

2-1-6

■基本方針

高度情報通信社会の進展や消費生活のグローバル化などにより、消費生活をめぐる問題が複雑化しています。消費者被害の未然防止のため、消費者への情報提供の充実や消費者教育の推進を図るとともに、消費者団体の育成、支援により、自立した賢い消費者の育成を図ります。

また、全国消費生活情報ネットワーク[1]の活用や消費生活相談員の研修などにより、巧妙化する消費者トラブルの相談業務の充実を図ります。

■現状と課題

✧ 消費者を取り巻く環境は、高度情報通信社会の進展や消費生活のグローバル化などにより、消費生活をめぐる問題もますます多様化、複雑化しており、被害の未然防止のための消費者教育の推進や啓発、被害発生時の相談体制の充実を図る必要があります。

✧ 平成28年度における消費生活に関する相談の件数は、1,113件で、架空請求・不当請求に関する相談が特に多く寄せられています。

✧ 多様化・複雑化する消費生活問題に対し、消費者側が自主的に取り組むことが重要であることから、消費者団体の育成・支援、消費者のリーダー役の育成が必要となっています。

■消費生活相談件数の推移　（単位：件）

年　度	22	23	24	25	26	27	28
件　数	1,130	1,095	1,104	1,144	1,216	1,271	1,113

資料：消費生活センター

[1] **全国消費生活情報ネットワーク**　独立行政法人国民生活センターが運営する情報ネットワーク。国民生活センターと全国の消費生活センターを結び、消費者からの相談を円滑に行うと同時に、情報を蓄積し、その予防に努めるために設置された。

■商品別商談件数の推移　（単位：件）

順位	22年度		23年度		24年度	
1	金融・保険サービス	251	運輸・通信サービス	230	運輸・通信サービス	236
2	運輸・通信サービス	182	金融・保険サービス	207	金融・保険サービス	210
3	教養娯楽品	84	工事・建築・加工	67	教養娯楽品	86
4	商品一般	63	教養娯楽品	65	レンタル・リース・貸借	61
5	レンタル・リース・貸借	59	レンタル・リース・貸借	60	食料品	55
6	土地・建物・設備	48	食料品	56	工事・建築・加工	40
7	食料品	47	土地・建物・設備	49	他の役務	40
8	工事・建築・加工	45	商品一般	39	教養・娯楽サービス	39
9	保健・福祉サービス	38	住居品	39	土地・建物・設備	38
10	教養・娯楽サービス	36	教養・娯楽サービス	39	商品一般	34

順位	25年度		26年度		27年度	
1	運輸・通信サービス	246	運輸・通信サービス	302	運輸・通信サービス	332
2	金融・保険サービス	189	金融・保険サービス	161	金融・保険サービス	125
3	食料品	98	商品一般	92	他の役務	125
4	教養娯楽品	77	教養娯楽品	73	商品一般	92
5	商品一般	53	他の役務	55	食料品	47
6	レンタル・リース・貸借	49	食料品	54	レンタル・リース・貸借	46
7	他の役務	45	土地・建物・設備	51	車両・乗り物	42
8	住居品	40	住居品	50	工事・建築・加工	42
9	保健・福祉サービス	37	被服品	46	土地・建物・設備	40
10	工事・建築・加工	34	保健・福祉サービス	41	被服品	39

資料：消費生活センター

■成果指標・目標値

指　　標	現状値	目標値	主体ごとの役割		
			市　民	事業者	行　政
消費生活講座等参加者数	2,673人/年	現状値以上	◎	◎	◎
自立した賢い消費者の育成状況を表す指標です。市民の積極的な参加により、賢い消費者・自立する消費者が現状より増えることを目標とします。					
消費生活相談件数	1,113人/年	現状値以上	◎	◎	◎
消費者トラブルの未然防止と相談業務の充実を図る指標です。年々巧妙化する消費生活トラブルの未然防止対策として、相談件数が現在より、徐々に増えることを目標とします。					

■施策の内容

施策１

消費者教育と啓発の充実	高度情報化社会の中で、情報収集及び的確かつ迅速な対応が求められていることから、消費生活展の開催やホームページ等の活用により更なる消費者情報の充実を図るとともに、県消費生活センターとの連携を強化し、的確かつ迅速な対応を図ります。

施策２

相談業務の充実	高齢者などの消費者取引に関わるトラブルの増加、悪質業者の勧誘手口の巧妙化に伴う相談の増加などに対応するため、全国消費生活情報ネットワークシステム（ＰＩＯネット）を活用するとともに、消費生活相談員の知識や相談技法のレベルアップに努め、相談業務の充実を図ります。

施策３

消費者団体の育成・支援	消費者団体を育成・支援することにより、消費者団体の自主的な取組を促進します。

施策４

消費生活モニターの育成	安心で安全な消費生活のために、消費者問題に関する行政とのパイプ役や地域の消費者のリーダー役として、消費生活モニターを育成します。

■主要事業

事　業　名	事　業　概　要
消費者への啓発推進	・消費生活展の開催 ・出前講座の推進・広報及びホームページでの情報発信
相談業務の充実	・消費相談員の研修の充実 ・関係団体との連携

■主な所管部署

生活安全課

第2節

心豊かな教育・文化・スポーツのまちづくり

かすみがうらマラソン兼国際盲人マラソン

第１項　生きる力と確かな学力を育む学校教育の充実

2-2-1

■基本方針

学校･家庭･地域の連携のもと､子どもたち一人ひとりの｢生きる力｣と｢確かな学力｣を育み、次代を担う人材の育成を図ります。主体的な学習態度のかん養や、課題解決能力の獲得、体力づくりの推進を図るとともに、学校施設や学校給食の整備・充実に努めます。

また、幼稚園教育全体の更なる充実を図るため、市立幼稚園の適正配置を進めるとともに、義務教育９年間を見通した継続的かつ一貫性のある教育を展開する小中一貫教育を推進します。

加えて、情報教育環境の変化に対応したＩＣＴ（情報通信技術）の活用を推進します。

■現状と課題

✧ 本市には、平成24年５月１日現在では、市立５園・私立15園の幼稚園があり、園児数は2,650人でしたが、平成27年度に子ども・子育て支援新制度が施行されて以降、私立幼稚園10園が認定こども園に移行し、平成29年５月１日現在、市立５園・私立５園の園児数は1,022人という状況です。

✧ 就学前教育の重要性に鑑み、少子化が進行する中での幼児を取り巻く環境づくりを重視し、保護者、関係機関との連携を強める必要があります。幼稚園教育全体の更なる充実を図るため、市立幼稚園の適正配置が必要になります。

✧ 本市には、小学校19校、中学校８校があり、児童・生徒数は、平成24年５月１日現在11,556人でしたが、平成29年は10,536人と減少傾向にあります。全国的な少子化が進む中、児童生徒数の減少に伴い、地域間における学校規模に格差が生じています。そのため、教育条件、教育環境、学校運営等でさまざまな問題が生じることから、市内全域での教育の機会均等と公平性を確保する必要があります。本市では、新治地区の３つの小学校を統合し、新治中学校敷地内に施設一体型の義務教育学校を平成30年４月に開校するとともに、子どもたちのより良い教育環境の充実を目指して適正配置を検討しています。

✧ 知識の習得に止まることなく、自ら考え、判断し、表現する力を育み、さまざまな問題に積極的に対応し、解決する力などの確かな学力を身に付けさせる教育の充実が求められています。
確かな学力や豊かな心などの育成のために､市内全校での小中一貫教育を推進しています。

✧ いじめ等の問題行動の未然防止のため、児童生徒が好ましい人間関係をつくる能力を身に付ける必要があります。また、児童生徒及びその保護者の悩みや不安に対処するため、関係機関との連携を図りながら、改善に向けて個別の支援を充実させていく必要があります。

✧ 家庭環境の変化や子どもたちだけで遊ぶ機会の減少などから、児童生徒の日常生活における運動の機会や場が減少しており、学校体育活動の中で、体力づくりを推進する必要があります。

✧ スマートフォンなど情報機器の普及、外国人と身近に接する機会の増加など、子どもを取り巻く社会環境は急激に変化しています。このような変化に適切に対応できるような教育の充実が求められています。

✧ 特別な支援を要する幼児・児童・生徒が、その能力や可能性を最大限に伸ばし、自立し社会参加ができるよう、医療、保健、福祉、教育の関係機関が連携を強化し、支援体制を整備する必要があります。市立幼稚園や小中学校では、当該児童等を指導する教員を補助する職員として、特別支援教育支援員を配置しています。

✧ 食生活を取り巻く社会環境の変化から、子どもたちの食習慣の乱れやそれに伴う健康への影響が懸念されています。生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性を育んでいくため、新たに整備される給食センターの機能を活かしながら、学校における食育をより一層進め、子どもたちの健全な食生活を確立していく必要があります。

✧ 市内には、私立１校の中学校、私立１校の中等教育学校、県立５校、私立３校の高等学校があり、平成29年の生徒数は中学校（中等教育学校の前期課程を含む）が636人、高等学校（中等教育学校の後期課程を含む）が8,922人で、市外からも多くの生徒が通っています。また、大学１校、短期大学１校では、1,734人の学生を受け入れ、専門的な知識や技術を学んでいます。それらの人的資源を活用し、小中学校の学習の充実やキャリア教育[1]の推進などが求められています。

✧ 学校施設の耐震化への対応は非構造部材を除き完了したものの、学校の老朽施設の改修を図るとともに、多様な学習形態とより良い学習環境に対応する学校施設の質的向上が求められています。

■幼稚園設置状況と就園率の推移　（各年５月１日現在、単位：人）

区分／年	幼児人口 A	幼稚園数			入園児童数　B			入園定数			就園率
		公立	私立	計	公立	私立	計	公立	私立	計	B／A
24	3,745	5	15	20	305	2,345	2,650	620	2,635	3,255	70.8%
25	3,586	5	15	20	288	2,245	2,533	600	2,695	3,295	70.6%
26	3,526	5	15	20	246	2,282	2,528	600	2,625	3,225	71.7%
27	3,463	5	6	11	206	1,088	1,294	600	1,150	1,750	37.4%
28	3,467	5	6	11	200	1,036	1,236	600	1,150	1,750	35.7%
29	3,365	5	5	10	143	879	1,022	600	975	1,575	30.4%

※子ども・子育て支援新制度施行に伴い，平成27年度より私立幼稚園15園のうち９園，平成29年度より１園が認定こども園へ移行
※公立幼稚園５園のうち３園は，平成29年度より年長（５歳児）学級のみの編成　　**資料：教育総務課**

[1] **キャリア教育**　キャリア（経験）を活かして、現在や将来を見据えることなどを主眼として行われる教育のこと。

■児童・生徒数の推移

（各年５月１日現在）

区分＼年		24	25	26	27	28	29
総人口（人）		143,285	142,909	142,003	141,390	140,298	139,610
小学校19校	児童数（人）	7,742	7,635	7,483	7,342	7,096	7,001
	対前年比（％）	98	99	98	98	97	99
	学級数	299	301	298	299	293	292
	１学級当たり児童数	26	25	25	25	24	24
	１校当たり人口（人）	7,164	7,145	7,474	7,442	7,384	7,348
中学校８校	生徒数（人）	3,814	3,819	3,769	3,692	3,587	3,535
	対前年比（％）	99	100	99	98	97	99
	学級数	125	130	128	129	125	124
	１学級当たり生徒数	31	29	29	29	29	29
	１校当たり人口（人）	17,911	17,864	17,750	17,674	17,537	17,451

※平成25年度以前の小学校数20校

資料：教育総務課

■義務教育施設の状況

（平成29年５月１日現在）

区分	学校数	学級数	児童・生徒数	１学級当たり児童・生徒数	教師数	教師１人当たり児童・生徒数	屋内運動場	プール	柔剣道場	校舎（㎡）
小学校	19	292	7,001	24	429	16	19	19	－	86,416
中学校	8	124	3,535	29	239	15	8	8	8	46,164
合計	27	416	10,536	－	668	－	27	27	8	132,580

資料：教育総務課

■市内私立中学校・中等教育学校の状況

（平成29年５月１日現在）

区分	学校数	学級数	生徒数（人）		
			男	女	計
私立中学校	1	11	148	180	328
私立中等教育学校	1	22	295	294	589
・前期課程		12	164	144	308
・後期課程		10	131	150	281
合計	2	33	443	474	917

資料：教育総務課

■市内高等学校の状況

（平成29年５月１日現在）

区分	学校数	学級数	生徒数（人）		
			男	女	計
県立高校	5	108	2,298	1,920	4,218
私立高校	3	129	2,436	1,987	4,423
合計	8	237	4,734	3,907	8,641

資料：教育総務課

■高等学校への進学状況

区分＼年	23	24	25	26	27	28
中学校卒業者（人）	1,263	1,304	1,254	1,272	1,297	1,191
進学者（人）	1,224	1,265	1,210	1,249	1,284	1,172
進学率（％）	96.9	97.0	96.5	98.2	99.0	98.4

※特別支援学校進学は除く

資料：指導課

■大学・短期大学の状況

（平成29年５月１日現在）

区分	学校数	学部・学科名		生徒数（人）
短期大学	1	保育科		209
大学	1	産業社会学部	社会福祉学科	35
		医療保健学部	理学療法学科	1,490
		〃	看護学科	
		〃	保健栄養学科	
		〃	診療放射線学科	
		〃	臨床検査学科	
		〃	医療技術学科	

※医療保健学部診療放射線学科は平成25年４月，同臨床検査学科は平成26年４月，同医療技術学校は平成28年４月開設

資料：教育総務課

■成果指標・目標値

「小学校」には義務教育学校前期課程、「中学校」には義務教育学校後期課程を含む。

指　　標	現状値	目標値	主体ごとの役割		
			市　民	事業者	行　政
年間50冊以上の本を読んだ児童の割合（4～6年） 年間30冊以上の本を読んだ生徒の割合（7～9年）	小学校61.2％ 中学校14.0％	小学校65％ 中学校16％	◎	△	◎
読書活動を通して子どもたちに豊かな人間性や国語力を育むことを目指した指標です。県の事業「みんなにすすめたい１冊の本」と連携し、読書量の確保に努めます。					
茨城県学力診断のためのテスト４教科平均正答率（３～６年） 茨城県学力診断のためのテスト５教科平均正答率（７～９年）	小学校71.2％ 中学校61.0％	小学校75％ 中学校65％	◎	△	◎
その年度に学習した内容についての定着度を測るための指標です。基礎的・基本的な知識・技能から活用力まで測定する設問により、各学校及び市全体の課題を明確にし、その対応策について検討します。					
「自分にはよいところがある」と思う児童の割合（６年） 「自分にはよいところがある」と思う生徒の割合（９年）	小学校77.9％ 中学校71.5％	小学校80％ 中学校75％	◎	△	◎
将来の日本を担う子どもたちが、自分の価値を認識して相手の価値を尊重しながら、他者と協働して充実した人生を歩めるよう、自己肯定感の向上を目指します。					

指　　標	現状値	目標値	主体ごとの役割		
			市　民	事業者	行　政
「学校に行くのは楽しい」と思う児童の割合（6年） 「学校に行くのは楽しい」と思う生徒の割合（9年）	小学校86.2％ 中学校84.0％	小学校90％ 中学校85％	◎	△	◎
学ぶ楽しさの感じられる授業や好ましい人間関係づくりなど特色ある学校づくりを進めることで、学校が楽しいと感じられる児童生徒の増加を目指します。					
体力テスト総合評価Ａ＋Ｂの児童生徒の割合	小学校48.2％ 中学校52.7％	小学校60％ 中学校60％	◎	△	◎
子どもの体力増進のための取組成果を表すための指標です。体育の授業や日常の学校生活の中で体力づくりを進め、小中学校及び義務教育学校では60％を目標とします。					
栄養教諭を活用した食に関する授業を実施している学校の割合	74%	100%	◎	△	◎
望ましい食習慣の形成と食の自己管理能力を育むために、栄養教諭等の専門性を活かした授業を全ての学校を対象に行います。					

■施策の内容

施策１

幼児期の教育の推進	就学前教育の重要性に鑑み、子どもたちのよりよい教育環境の充実を目指すため、市立幼稚園の再編計画を推進するとともに、幼稚園・保育所と小学校との連携や地域との相互交流を図り、集団生活に必要な基本的生活習慣や態度及び社会性を養う教育を推進します。また、保護者への啓発や学ぶ機会の提供など家庭教育に関する支援を推進し、家庭における教育力の向上を図ります。

施策２

特色ある学校づくり	学校長のリーダーシップと教職員の資質の向上を図り、特色ある学校づくりを促進します。 また、適切な学校評価を実施し、その結果を踏まえて、学校、家庭、地域社会が相互に連携し合う「魅力ある開かれた学校づくり」を推進し、学校運営の改善に努めます。 小中一貫教育を推進し、学校が主体性や創意工夫に努め、児童生徒の発達段階を考慮しながら、郷土愛を育むとともに、心豊かに個性を発揮できるたくましい子どもの育成に努めます。

施策３

教育内容の充実	知識・技能の習得、思考力・判断力・表現力の育成、学びに向かう力・人間性のかん養に向け、基礎基本の確実な定着を図る「分かる授業づくり」の実践、個に応じた指導の充実を図るとともに、「主体的・対話的で深い学び」を通して能動的に学び続けるための環境を整備します。 キャリア教育・英語教育・プログラミング教育などを進め、将来を見通して必要な力の育成に努めます。

施策４

豊かな心を育む教育の推進	人間としてのあり方や生き方についての考えを深められる体験的な活動を取り入れ、相手を思いやる心やたくましく生きる心を育てるとともに、学校教育全体を通した道徳教育の充実を図り、人権尊重の意識を高め、心の教育を推進します。 これらの活動を家庭や地域に積極的に公表し、いじめや不登校を含めた生徒指導上の課題について社会全体で見守る体制の推進を図ります。

施策５

健康・体力の増進	生涯にわたって健康を保持増進し、豊かなスポーツライフの実現に努めます。また、多様なスポーツとの関わりと関連させて運動やスポーツへの関心を高め、運動の習慣化に努めます。

施策６

社会の変化に適切に対応できる教育の推進	社会の変化に適切に対応できるよう、よりよい環境を創造するための資質を育てる環境教育、情報活用能力や情報モラルを身につけさせるための情報教育、望ましい勤労観・職業観を育てるキャリア教育 、コミュニケーション能力の育成を図る国際理解教育等に対応した教育の充実を図ります。

施策７

特別支援教育の推進	教育上特別の支援を要する幼児・児童・生徒が、その障害の状態や発達段階等に応じた適切な教育が受けられるよう、医療、保健、福祉、教育等専門機関との連携のもと、一人ひとりの教育的ニーズを把握し、自立や社会参加ができるよう特別支援教育の充実に努めます。

施策８

学校給食の充実	衛生的で栄養のバランスがとれた給食の充実と施設・設備の適正な管理を図るとともに、新学校給食センターの施設整備を進め、安心・安全な学校給食を目指します。 学校給食の食材については、地産地消を積極的に取り組みながら、食育に関する指導の充実に努めます。

施策９

学校施設やＩＣＴ機器の整備・充実	耐震診断により基準を満たしている校舎等や新耐震基準で建築された校舎等の老朽化も著しいことから、計画的な維持修繕を徹底し、また文部科学省規定の長寿命化計画を策定し、現代の社会的要請に応じた学校施設の長寿命化を推進することにより学習環境の向上を図ります。 学校施設については、非構造部材の耐震化を引き続き進めるとともに、老朽化した校舎等の計画的な改修を図ります。 小中学校の普通教室と理科教室に100％整備を完了した電子黒板等のＩＣＴ機器については、デジタル教科書の活用に向けて、タブレット端末の整備を進めます。

施策10	
小学校の適正配置	小学校適正配置等実施計画に基づき、子どもたちにとってよりよい教育環境の整備と学校教育の充実を図ります。

■主要事業

事　業　名	事　業　概　要
幼稚園教育振興事業	・特色ある園づくり研究委託
幼稚園計画訪問	・幼稚園の教育活動全般における訪問指導
市立幼稚園再編計画の推進	・幼稚園教育全体の更なる充実 ・土浦市幼稚園連絡協議会の開催
小中一貫教育推進事業	・９年間を見通した教育、キャリア教育、Ｗｅｂ会議システム及び協働学習ツールの活用推進
学力向上対策事業	・土浦市標準学力調査、学びの広場、理科支援員配置事業
道徳教育を核とした心の教育	・道徳教育推進教師を中心とする、学校全体で取り組む道徳教育の充実
いじめ防止対策の強化	・いじめ防止基本方針に基づく教育活動の推進
教育相談室管理運営事業	・不登校児童生徒及び保護者への支援
健やかな体を育む教育の推進	・体力アップ推進プランの策定と推進 ・体力テストの分析・改善
キャリア教育の推進	・９年間を通した系統的・計画的なキャリア教育、職場体験学習
特別支援教育推進事業	・特別支援連携協議会、教員研修、巡回相談、学生支援員派遣、「相談支援ファイルつちうら」の活用
教育支援委員会の開催	・教育上特別の支援を要する幼児・児童・生徒の適正な就学への教育支援
特別支援教育支援員の配置	・特別な支援を要する幼児・児童・生徒の能力向上や自立、社会参加に向けた支援体制
学校給食の充実	・学校給食センター再整備事業
学校施設等の整備・充実	・非構造部材耐震化事業、大規模改造事業、長寿命化計画策定 ・ＩＣＴ機器の整備、充実
情報教育の推進	・ＩＣＴ機器やデジタル教科書を効果的に活用した分かる授業 ・情報モラル教育の充実 ・教員のＩＣＴ活用能力の向上・浸透 ・メディアリテラシー[1]の育成
小学校適正配置の推進	・よりよい教育環境の整備と学校教育の充実

■主な所管部署

教育総務課　学務課　指導課

[1] **メディアリテラシー**　世の中にある多くの情報メディアを主体的に読み解いて必要な情報を引き出し、その真偽を見抜き、活用する能力のこと。

第２項　自己実現を図り、充実した人生を目指す生涯学習の推進　2-2-2

■基本方針

地域において生涯にわたり学ぶことができる環境づくりのため、地区公民館等の生涯学習拠点と学習支援機能の充実を図ります。

また、生涯学習の新たな拠点となる新図書館の活用をはじめ、各種講座の展開や、団体・指導者の育成など総合的に生涯学習を推進します。

■現状と課題

✧ 本市には、８つの中学校区毎に設置された地区公民館のほか、図書館や生涯学習館、博物館等の生涯学習施設があり、そこで、数多くの特色ある講座を開講しています。また、地区公民館等では444の同好会が結成されており、それぞれの地域で盛んに活動しています。しかしながら、各施設の老朽化が課題となっていることから適切な維持管理が求められています。

✧ 市民の多様な学習ニーズへの対応や、若い年代層にも魅力的な学習メニューの開発、多忙な世代の人たちも参加しやすい事業の整備など市民一人ひとりが行う学習に対しての意欲を高めるための学びの機会の充実が求められています。

✧ 学習によって得た成果を学習発表やまちづくりへの参画などにより、実践・活用につなげていくことが求められています。

✧ 家庭教育力・地域教育力の低下などが懸念されることから、これらに対処するため、生涯学習活動が円滑に行えるよう学習施設や学習環境・学習情報ネットワーク等の整備を進めるとともに、学校・家庭・地域・民間団体などとの連携を市民と協働しながら進めていくことが必要となっています。

✧ 平成29年度にオープンした新図書館については、生涯学習に対する市民意識の高まりから、読書活動や課題解決等に役立ち、あらゆる利用者層の多様なニーズに応じたサービスを提供する役割が求められています。

✧ 第２次土浦市子ども読書活動推進計画を指針とし、子どもの読書離れへの対応や家庭での読書活動推進、学校図書館の充実など施策の推進を図る必要があります。

■生涯学習施設の概要

施設名称		施設内容	面積(㎡)
公民館	一中地区公民館	鉄筋コンクリート造３階建	1,750
	二中地区公民館	鉄筋コンクリート造２階建	1,223
	三中地区公民館	鉄筋コンクリート造２階建	1,213
	四中地区公民館	鉄筋コンクリート造２階建	1,217
	上大津公民館	鉄筋コンクリート造２階建	725
	六中地区公民館	鉄筋コンクリート造２階建	1,219
	都和公民館	鉄筋コンクリート造２階建	1,243
	新治地区公民館	鉄筋コンクリート造２階建	1,888
荒川沖東部地区学習等供用施設		鉄筋コンクリート造２階建	362
荒川沖西部地区学習等供用施設		鉄筋コンクリート造２階建	334
藤沢集会所		木造　平屋建	132
図書館		鉄骨造４階建（２～４階）	5,118
生涯学習館		鉄筋コンクリート造４階建	2,596

資料：生涯学習課

■地区公民館主催講座受講者数の推移

（単位：人）

年度 / 公民館名	24	25	26	27	28
	受講者数	受講者数	受講者数	受講者数	受講者数
一中地区公民館	709	1,208	1,133	735	766
二中地区公民館	695	838	829	802	961
三中地区公民館	891	1,557	1,229	1,380	1,295
四中地区公民館	823	1,192	1,617	794	631
上大津公民館	1,194	956	966	749	1,042
六中地区公民館	942	904	973	1,035	756
都和公民館	839	886	932	923	1,036
新治地区公民館	860	955	895	1,146	1,196
合計	6,953	8,496	8,574	7,564	7,683

資料：生涯学習課

■生涯学習館主催講座受講者数の推移

（単位：人）

年度	24	25	26	27	28
受講者数	2,712	2,952	2,389	2,227	2,782

資料：生涯学習課

■図書館資料総数及び貸出点数の推移

（単位：点、人）

年度	24	25	26	27	28
資料数（分館含む）	323,003	340,919	351,592	359,211	361,097
貸出数（分館含む）	424,108	449,893	487,584	505,584	484,069
利用者数	141,038	149,211	154,295	161,230	155,043

資料：図書館

■成果指標・目標値

指標	現状値	目標値	主体ごとの役割		
			市民	事業者	行政
公民館及び生涯学習館主催講座受講者数	10,465人/年	12,000人/年	◎	◎	◎
活発な学習活動を示す指標です。地域ニーズなどを勘案しながら、地域の大学や企業等との連携を強化して学習メニューを開発・提供することにより、市民の学習参加を増やし、学習満足度を高めることを目標とします。					
生涯学習関係同好会数	444団体	500団体	◎	△	◎
市民の自主的な生涯学習への参加を示す指標です。公民館や生涯学習館、博物館などで自主的な学習グループが結成されているので、それらの団体に適切な支援を行うことにより、さらに団体の育成を図ります。					
図書館の利用者数	155,043人/年	400,000人/年	◎	○	◎
活発な図書館活動状況を表す指標です。平成29年度の駅前移転に伴い利便性が上がることや、特色ある講座の開催など活発な事業展開により利用者が増加することを見込みます。					

■施策の内容

施策１

一人ひとりが行う学習の充実	市内の大学や専門機関等との連携を強化し、郷土愛の醸成や市民生活の向上に関する学習メニューの開発など市民の学習欲求に対応できる学習機会を提供し、市民の知的好奇心の充足を図るとともに、これらの学習活動によって市民が土浦の魅力について認識を深めるための機会の充実を図ります。

施策２

地域社会とのつながりの充実	人材活用や発表機会の充実などを図り、生涯学習活動によって会得した成果が地域社会で活用できる体制の整備を進めるとともに、まちづくりに関しての学習や人材育成を進め、地域で活躍し土浦を創る人材の育成に努めるなど、地域社会とのつながりの充実を図ります。

施策３

市民とともにつくる生涯学習支援のしくみ	生涯学習施設・環境・学習情報ネットワークの整備・充実などとともに、学習活動を支える人材の育成や適切な学習団体への支援を進め、学校･家庭･地域･行政に加え、教育機関･専門機関や各種団体・企業等との連携による「地域力」の向上を図り、生涯学習が結ぶ住みたくなるまちづくりを目指します。

施策４	
第２次土浦市子ども読書活動推進計画に基づく取組の推進	第２次土浦市子ども読書活動推進計画において子どもたちの豊かな心と生きる力を育むことを基本理念として、子どもが本に興味を持ち、楽しむ機会や環境を整え、読書活動に対する社会全体の理解と関心が高まるよう努めます。

施策５	
図書館サービスの充実	多様なニーズに対応するため、平成29年度にオープンした新図書館の機能を十分に活かし、ビジネスや子育て、医療・健康、法律など市民の仕事や生活上の課題解決の支援、地域資料の収集・活用による情報発信などのサービスを充実させるとともに、様々な事業に対応可能な市民協働によるボランティアの育成・活用を推進することで、各種サービスの充実を図ります。

■主要事業

事　業　名	事　業　概　要
生涯学習の推進	・第４次土浦市生涯学習推進計画の推進と進行管理 ・次期生涯学習推進計画の策定（平成34年度予定） ・生涯学習活動団体への適切な支援
生涯学習講座の充実	・各地区公民館、生涯学習館等主催講座の充実 ・大学・専門機関連携講座など魅力ある学習メニューの開発
子どもの読書活動推進	・第２次土浦市子ども読書活動推進計画の推進と進行管理 ・学校支援事業の充実

■主な所管部署

生涯学習課

図書館

第３項　豊かな人間性を培う青少年の健全育成

2-2-3

■基本方針

青少年がより豊かな人間性を培う機会を提供するため、関係機関や家庭との連携のもと、地域ぐるみの指導・相談体制の充実を図ります。

また、子育て家庭を支援し、放課後の適切な生活の場を提供するため、放課後児童クラブ及び放課後子供教室の充実を図ります。

■現状と課題

✧　少子化など家族形態の変化により、幼い頃からの子どもたち同志のコミュニケーションやふれあいが減少し、心の豊かさやたくましく生きる力に欠ける若者が増えつつあります。青少年期において、異なる年齢層との出会い・交流や、ボランティア活動等により豊かな社会性を養い、品位ある人格を形成するよう社会活動への参加を促進する必要があります。

✧　スマートフォンの急速な普及など、青少年を取り巻く社会環境は大きく変化しており、家庭内だけでなく、学校、地域社会がそれぞれの持つ教育機能を発揮しながら、互いに連携協力し、青少年の非行防止に努める必要があります。

✧　放課後児童クラブは、平成29年5月現在で市内の全19小学校に設置されており、1,785人が入所しています。平成27年度から入所対象者が全学年に拡大されたことなどにより、放課後児童クラブへの入所希望者は、年々増加傾向にあります。今後、指導が困難な児童の受け入れなどに対応するため、支援員の確保と研修等の充実や施設の適切な維持管理による利用者のニーズに合わせたクラブの運営が必要となっています。

✧　子どもたちに文化・体験活動、地域住民との交流活動等の取組を実施する放課後子供教室は、市内の19小学校のうち11校で開所しており、更なる拡充を図る必要があります。また、子育て世代のニーズを踏まえ、放課後児童クラブとの一体型運営を進める必要があります。

■青少年施設の概要

施　設　名	敷地面積（㎡）	建物面積（㎡）	内　　容
青少年の家	31,620	1,353	青少年が共同生活を通して、自分の個性・能力を発見し、より豊かな人間性を培い仲間とともにたくましく育っていく場の提供を行います。
青少年センター	―	947	青少年の健全育成を目的に青少年の豊かな人間形成と健全な生活環境づくり、そして、各種青少年団体相互の連携を図ります。また、施設内において、こどもランドを運営し、子育て支援の場の提供を行います。

資料：生涯学習課

■放課後児童クラブの入所児童数の推移　（単位：人、各年5月31日現在）

年度	25	26	27	28	29
放課後児童クラブ入所児童数	1,215	1,246	1,622	1,742	1,785

資料：生涯学習課

■放課後子供教室の実施校数の推移　（単位：実施校数／小学校数）

年度	25	26	27	28	29
放課後子供教室実施校数	7/20	8/19	9/19	10/19	11/19

資料：生涯学習課

■土浦警察署管内少年事件罪種別検挙人数の推移

年／刑法犯名	検挙人数（人）				
	24	25	26	27	28
強盗	5	0	2	5	0
傷害	6	9	18	11	9
暴行	2	8	2	5	0
恐喝	0	0	0	0	0
窃盗	54	88	51	45	50
占脱	16	20	11	11	2
その他	25	18	19	16	17
計	108	143	103	93	78

資料：土浦警察署

■成果指標・目標値

指標	現状値	目標値	主体ごとの役割		
			市民	事業者	行政
放課後子供教室実施校数	11校	17校	○	○	○

放課後の活動拠点の確保と活用への取組成果を表す指標です。子どもたちが放課後に様々な体験・学習の機会を得るため、安心かつ安全な活動拠点（居場所）を確保するため、全校での実施を目標とします。（小学校数は、新治地区の学校再編により、平成30年度から新治学園義務教育学校前期課程を含めて17校となります。）

■施策の内容

施策1

健全な環境づくりの推進	少年非行の早期発見・未然防止を目的に、青少年相談員による街頭指導活動を行うとともに、青少年や保護者等からの相談に対して、適切な助言や指導をする相談活動の充実を図ります。また、「青少年の健全育成に協力する店」の登録活動、白ポストの設置等の環境浄化活動を推進します。

施策2

健全育成事業の推進	青少年団体の育成及び指導者の養成に努め、自然体験活動や地域活動等、青少年の多様な交流活動の推進を図るとともに、親子がふれあえる機会や場の提供の支援を図ります。

施策3

青少年施設の充実と活用	青少年が共同宿泊生活を通して自分の個性と能力を発見し、より豊かな人間性を培うための青少年の家の適正な管理を図ります。また、青少年センター内で運営しているこどもランドについては、子どもの知識と視野を広げ、豊かな情操と創造力を育むための遊びや学びの場、そして子育て支援の場として、事業の充実に努めます。

施策4

放課後子ども総合プランの推進	放課後児童クラブと放課後子供教室の一体型運営という放課後子ども総合プランの趣旨に沿った施策の推進のため、放課後子供教室の充実と計画的な開設に努めるとともに、両事業の連携を深め、併せて事業の一括委託を進めます。

■主要事業

事業名	事業概要
放課後子ども総合プランの推進	・放課後子供教室の拡充 ・放課後児童クラブと放課後子供教室の一体型運営

■主な所管部署

生涯学習課

第４項　歴史・芸術・文化の薫り高いまちづくり

2-2-4

■基本方針

市民一人ひとりが生きがいや心のうるおいを得られる地域づくりを目指し、文化芸術活動の振興に努めます。

また、各種イベントの開催による文化芸術活動の推進をはじめとして、文化芸術を楽しむことのできる機能の充実、文化財の保護・活用を図るとともに、集客力の高い展覧会事業の企画に努めます。

■現状と課題

✧ 市民一人ひとりが、文化芸術に関心を持ち、生きがいや心の豊かさ・うるおいのある生活を送ることができる環境づくりが必要となっています。平成29年度にオープンした本市初の本格的な市民ギャラリーなど、市の文化芸術活動の拠点施設を有効活用し、市民が文化芸術鑑賞に親しむ機会と各種イベント等を通して文化芸術活動を実践する環境を提供する必要があります。

✧ 文化施設である市民会館は、施設の老朽化が進んでいるとともに、耐震補強が必要であると診断されており、建物の安全性の確保や施設の延命化等の対策が必要となっています。

✧ 本市の文化財は、国指定が12件（国宝１件含む）、県指定が46件、市指定が221件の合計279件が指定を受けています。また、重要美術品７件、国選択無形民俗文化財１件、登録有形文化財建造物４件を有します。これら先人から引き継がれた貴重な歴史文化遺産を適切に保存し、次の世代に継承することが必要となっています。

✧ 埋蔵文化財については、発掘調査によって遺跡の位置や内容を把握するとともに、市民の歴史や文化への意識を高揚するため、発掘調査に基づく研究成果の公開など、積極的な事業展開が必要となっています。

■博物館利用者数の推移

（単位：人）

施設名＼年度	24	25	26	27	28
博物館	39,930	46,647	27,618	30,002	26,860
上高津貝塚ふるさと歴史の広場	25,286	24,566	26,831	28,229	30,066

資料：博物館・上高津貝塚ふるさと歴史の広場

■文化施設・博物館概要

施設名	施設内容	面積（㎡）
市民会館	鉄筋コンクリート造（３階建）	5,657
亀城プラザ	鉄骨鉄筋コンクリート造（地下１階、地上４階建）	7,431
市民ギャラリー	鉄骨造（４階建）１階部分	930
博物館	鉄筋コンクリート造（地下１階、地上３階建）	2,539
〃　付属展示館（土浦城東櫓）	木造瓦葺入母屋造（２階建）	111
上高津貝塚ふるさと歴史の広場	考古資料館〔鉄筋コンクリート造（２階建）〕	1,765
	屋外展示〔鉄骨造平屋建（貝層断面展示施設）、木造茅葺平屋建（竪穴住居３棟）、木造杉皮葺平屋建（掘立柱建物）〕（上高津貝塚ふるさと歴史の広場　総面積49,725）	
〃　付属展示館（武者塚古墳展示施設）	鉄筋コンクリート壁構造（小屋部分木造）	37

資料：文化課・博物館・上高津貝塚ふるさと歴史の広場

■指定文化財の一覧

（平成29年４月１日現在）

区分		文化財件数	内容
国指定	国宝	1件	工芸品（1）
	重文	11件	建造物（1）絵画（1）彫刻（1）工芸品（6）考古資料（1）史跡（1）
県指定		46件	建造物（3）絵画（4）彫刻（9）工芸品（14）書跡（3）考古資料（4）歴史資料（1）無形民俗（3）史跡（3）天然記念物（2）
市指定		221件	建造物（15）絵画（11）彫刻（42）工芸品（55）書跡（5）古文書（6）考古資料（15）歴史資料（11）有形民俗（7）無形民俗（6）史跡（41）名勝（2）天然記念物（5）
計		279件	

資料：文化課

■成果指標・目標値

指標	現状値	目標値	主体ごとの役割 市民	事業者	行政
市展出展数	318点	400点	◎	◎	◎
文化芸術活動の推進成果を表す指標です。芸術や文化を、より身近に触れることのできる機会を確保するため、出展しやすい環境づくりに努め、更なる周知を図り、400点を目標とします。					
市民ギャラリーの利用者数	－	32,000人/年	○	△	◎
市民の芸術や文化への意識高揚に向けた取組成果を表す指標です。市民の芸術や文化への意識の高揚を図るため、利用者数を32,000人とすることを目標とします。					
博物館・上高津貝塚ふるさと歴史の広場の利用者数	56,926人/年	59,000人/年	○	△	◎
市民の歴史や文化への意識高揚に向けた取組成果を表す指標です。市民の歴史や文化への意識の高揚を図るため、利用者数を59,000人とすることを目標とします。					

■施策の内容

施策１	
文化芸術活動の推進	市展・文化祭・土浦薪能・市民会館自主文化事業などの充実を図るとともに、各種文化団体の活動を支援し、文化芸術の振興と意識の高揚を図ります。また、平成29年度にオープンした本市初の本格的な市民ギャラリーや市民会館等を利用して、市民が文化芸術活動の発表や鑑賞する機会の拡充に努めます。

施策２	
文化施設等の整備と活用	市民の文化芸術活動の拠点である文化施設等の機能を高めるとともに、施設の有効活用に努めます。

施策３	
文化財の保護と活用	国・県・市指定文化財等の保護・活用を図るとともに、文化財に対する理解と愛護精神の高揚に努めます。また、歴史資産と地域資源を多面的に活用した文化財の魅力向上に努めます。

施策４	
埋蔵文化財の保護と活用	埋蔵文化財包蔵地の開発行為等に対する指導を行い、確認調査の実施や遺跡の保護に努めます。また、調査による遺跡の把握や出土品の整理・保存処理を行います。調査研究の成果については、展示などの公開活用に努めます。

施策５	
史跡の整備と活用	本市の歴史的シンボルで「続日本100名城」に選定された県指定史跡「土浦城跡および櫓門」の保全を図るとともに、国指定史跡上高津貝塚や市指定史跡武者塚古墳など、市内の貴重な史跡の保全と活用に努めます。

施策６	
博物館・上高津貝塚ふるさと歴史の広場活動の充実	郷土の考古･歴史･民俗に関する資料を収集し、適切な保存･管理に努めます。また、市民の歴史や文化への意識の高揚を図るため、収集した資料を積極的に公開し、調査研究成果を反映させたより魅力ある展覧会等の開催に努めます。

施策７	
第二次土浦市史の編さん	博物館開館以来の各種調査を継続し、土浦市史に関する歴史資料の充実と情報発信に努めます。また、古文書目録や資料集・解説書の刊行など多様で継続性のある事業を行い、市民の郷土への愛着や興味を促し、歴史資料の保全につながる土浦市史の編さんを推進します。

■主要事業

事　業　名	事　業　概　要
文化芸術活動の推進	・土浦市美術展覧会の開催 ・土浦市文化祭の開催 ・土浦薪能の開催 ・市民会館自主文化事業の充実 ・美術品等の公開推進
文化施設等の整備と活用	・市民会館の耐震化及び大規模改修 ・市民ギャラリーの有効活用
文化財の保護と活用	・指定文化財の保存管理 ・無形民俗文化財伝承団体への支援 ・文化財愛護精神の普及啓発
埋蔵文化財の保護と活用	・埋蔵文化財確認調査 ・学術調査
博物館・上高津貝塚ふるさと歴史の広場活動の充実	・資料の収集と保管 ・展覧会事業の充実
第二次土浦市史の編さん	・市史資料の充実と情報発信 ・古文書目録や資料集・解説書の刊行

■主な所管部署

文化課

第70回土浦市美術展覧会

第５項　すべての市民がスポーツ・レクリエーションに親しむまちづくり

2-2-5

■基本方針

誰もが気軽にスポーツを楽しむことができるように、施設の適正な維持管理を図るなど、市民のスポーツ振興に努めます。

また、健康増進や生きがいづくりを支援するため、参加機会の拡充を進めるとともに、茨城国体、全国障害者スポーツ大会、オリンピック、パラリンピックの開催を契機とした競技スポーツの充実を図ります。

■現状と課題

✧ 霞ケ浦でのウォータースポーツから筑波山麓でのスカイスポーツまで様々なスポーツに親しめる本市の特性をＰＲします。また、全国屈指の総延長を誇り平坦で走りやすいつくば霞ケ浦りんりんロードを活用し、サイクルスポーツの振興を図るとともに、スポーツツーリズムの推進が期待されています。

✧ 誰もが安心・安全にスポーツに親しめ、利用しやすい環境を提供するため、既存体育施設の適正な維持管理及び改修を行うとともに、手続の簡略化に取り組む必要があります。

✧ 学校体育施設の有効活用の観点から、市民への開放を積極的に進め、スポーツ活動の促進と参加の機会の拡充に努めています。また、平成29年度にリニューアルオープンした川口運動公園野球場には、本市で初めてネーミングライツ（愛称は「Ｊ:ＣＯＭスタジアム土浦」）を採用しました。Ｊ:ＣＯＭスタジアム土浦については、より市民に親しまれる球場となるよう、さらに球場の魅力向上に努める必要があります。

✧ 市民の健康増進や生きがいづくりを支援し多様なニーズに応える必要があることから、民間活力を活かし、スポーツクラブ等の充実を図ることが課題となっています。

✧ 平成31年開催の茨城国体、全国障害者スポーツ大会や平成32年開催の東京オリンピック・パラリンピックに向けて市民の機運醸成を図るとともに、茨城国体やオリンピック・パラリンピックを契機としたスポーツに対する関心の高まりを、市民の生涯スポーツ活動の推進につなげていくことが求められています。また、茨城国体に向けては、円滑な運営ができるよう万全の準備を整えるとともに、おもてなしの心を持って全国から選手及び関係者をお迎えできるよう、積極的なＰＲ活動等により市民の意識高揚を図ることが重要です。

■体育施設の概要

施　設　名	敷地面積（㎡）	施　設　概　要
川口運動公園 陸上競技場	35,395	収容人員　約6,400人 トラック1周400m、8コース他
〃　〃　野球場	21,000	H29.7　リニューアルオープン 収容人員13,240人、LED照明灯4基 LED付き磁気反転方式スコアボード センターライン長　122m、ファウルライン長　99m
〃　〃　テニスコート	7,241	収容人員1,800人 クレーコート6面　全天候型ハードコート2面
神立公園野球場	16,873	野球場2面　照明灯6基 センターライン長105m　両翼85m
中貫公園運動広場	6,500	多目的運動広場（サッカー、ソフトボール、少年野球）
霞ケ浦文化体育会館 （水郷体育館）	延床面積 7,605	観覧席（仮設含む）2,019席 大体育室（バレーコート3面、バスケットコート2面） 小体育室（バレーコート1面、バスケットコート1面）
霞ケ浦総合公園 水郷プール	17,868	水面積2,643㎡、流水プール270ｍ 多目的プール25ｍ×8コース、ちびっ子プール、滑り台等 スライダープール曲線　80ｍ・50ｍ、直線30ｍ×3本
〃　〃　テニスコート	25,000	テニスコート9面（夜間照明付き全天候型砂入り人工芝） 管理棟、駐車場、壁打ち等
〃　〃　お祭り広場	19,500	サッカー場1面
〃　〃　多目的広場	28,000	ソフトボール場2面
〃　〃　相撲場	180	屋根付き相撲場
南部地区運動広場	23,119	多目的運動広場（野球場1面（少年2面）又はサッカー場1面（少年2面））
右籾地区市民運動広場	17,345	野球場1面　サッカー1面
土浦市立武道館	延床面積 1,476	鉄骨鉄筋コンクリート造3階建 1階弓道場、会議室、事務室等　512.57㎡ 2階柔道場、更衣室等　478.95㎡ 3階剣道場、更衣室等　484.95㎡
乙戸ファミリースポーツ公園 テニスコート	2,000	全天候型ハードコート3面
市民運動広場	95,591	多目的運動広場（サッカー場、ラグビー場）、野球場2面 ゲートボール場6面、自由広場（野球サブグランド等）
木田余地区市民運動広場	23,800	多目的運動広場（少年野球、ソフトボール、サッカー等）
新治運動公園	112,189	多目的運動広場（サッカー1面、ソフトボール2面） テニスコート4面（夜間照明付き全天候型砂入り人工芝） 野球場（大人1面又は少年野球3面、照明灯7基） 子ども広場（少年サッカー、グランドゴルフ等）
新治トレーニングセンター	延床面積 1,424	バスケットボール1面、バレーボール2面、バドミントン6面
本郷グラウンド	12,371	野球場1面

資料：スポーツ振興課

■体育施設利用者数の推移　（単位：人）

施設名＼年度	24	25	26	27	28
川口運動公園 陸上競技場	52,809	119,634	126,213	122,216	76,491
〃　〃　野球場	29,120	22,935	26,794	22,275	
〃　〃　テニスコート	4,493	3,791	4,542	4,530	4,556
神立公園野球場	10,377	7,013	10,618	8,068	7,573
中貫公園運動広場	7,115	7,251	7,302	6,189	8,061
霞ケ浦文化体育会館（水郷体育館）	118,099	134,743	143,888	182,899	176,695
霞ケ浦総合公園 水郷プール					58,935
〃　〃　テニスコート	12,560	14,694	16,570	16,360	97,997
〃　〃　お祭り広場	7,394	10,041	13,080	17,361	12,808
〃　〃　多目的広場	13,918	15,260	16,498	29,828	15,178
〃　〃　相撲場	200	400	400	400	1,200
荒川沖地区野球広場	5,997	3,780	6,058	H27.9まで 3,959	
南部地区市民運動広場				H27.10から 5,853	8,012
右籾地区市民運動広場	18,980	20,854	18,990	17,549	17,205
土浦市立武道館	45,170	44,742	45,132	46,789	51,926
乙戸ファミリースポーツ公園テニスコート	3,838	3,036	3,462	3,071	3,202
市民運動広場	29,258	28,241	23,567	23,352	24,335
木田余地区市民運動広場	21,667	19,601	17,165	16,845	14,294
新治運動公園	23,557	野球場整備工事のため野球場利用なし 20,108	33,500	32,625	42,573
新治トレーニングセンター	28,859	25,942	22,340	22,453	22,218
本郷グラウンド	2,656	2,925	2,450	2,760	2,395
合　計	436,067	484,883	538,569	575,570	645,654

資料：スポーツ振興課

■成果指標・目標値

指　標	現状値	目標値	主体ごとの役割		
			市　民	事業者	行　政
かすみがうらマラソン兼国際盲人マラソン参加者数	18,560人	22,000人	◎	◎	◎
競技スポーツやスポーツ大会の充実への取組成果を表す指標です。安心・安全な大会運営を図るため、実参加者数を22,000人とし大会の充実を図ります。					
体育施設利用者数	587,361人	624,000人	◎	○	◎
スポーツ・レクリエーション施設の適正管理と利用促進への取組成果を示す指標です。水郷プールが再オープンしたことから、過去３年間の体育施設利用者数の平均値に水郷プール利用者の目標値を加えたものを目標とします。					

■施策の内容

施策１

スポーツ・レクリエーション活動の推進	市民のスポーツ活動やスポーツを通した健康づくり、市民相互の親睦や交流のための各種スポーツ大会や講習会の開催・運営及び指導者の育成など、市民の自発的なスポーツ活動を支援します。 筑波山麓におけるスカイスポーツや霞ケ浦のウォータースポーツ、つくば霞ケ浦りんりんロードなど、地域の資源を活かした多様なレクリエーション活動の充実に努めます。 高齢者スポーツの普及や障害者のスポーツ・レクリエーション活動を推進します。

施策２

スポーツ・レクリエーション施設の適正管理と利用促進	既存のスポーツ・レクリエーション施設を適正に管理するとともに、有効に活用されるよう市民が利用しやすい環境整備を行います。 また、市民の日常の運動、散歩、休息の場として、総合公園、運動公園の適正管理に努めます。

施策３	
競技スポーツの充実	かすみがうらマラソン兼国際盲人マラソンなどの各種スポーツ大会の充実に努めるとともに関係団体の活動支援や地域に密着した団体の育成を図ります。 また、体育協会と連携の下、スポーツクラブの育成指導などを推進し、国際大会や全国大会などに出場する選手等に対する支援を行い、選手の育成と競技力の向上を図ります。 特に、平成31年に開催される茨城国体のハイレベルな競技を間近で観戦することは、次世代を担う子どもたちに夢と感動を与えるとともに、市民の競技スポーツに対する意欲や関心を触発します。それは、スポーツ少年団活動の活性化や競技人口の増加など本市開催競技の地域への普及等にもつながります。

施策４	
生涯スポーツの普及・振興の推進	茨城国体、全国障害者スポーツ大会や東京オリンピック・パラリンピックを契機に市民のスポーツに対する技術力向上はもとより、スポーツへの関心を高めることで、市民がスポーツ活動を楽しみ、健康の維持・増進を図るとともに、スポーツを通して人生を豊かなものにするために生涯スポーツを推進します。

■主要事業

事　業　名	事　業　概　要
スポーツ・ レクリエーションの振興	・運動公園・運動広場等スポーツ・レクリエーション施設の適正な維持管理と活用 ・各地区体育協会及び体育協会専門部を中心とした各種スポーツ大会の推進 ・かすみがうらマラソン兼国際盲人マラソンの充実 ・土浦市運動普及推進員連絡協議会を通じた健康づくりの推進
茨城国体の円滑な運営	・本市会場となる４競技（水球、軟式野球、相撲、高等学校野球（軟式））の開催 ・平成30年各競技リハーサル大会の開催 ・市民総参加による本大会開催に向けた機運醸成のための情報発信

■主な所管部署

健康増進課　スポーツ振興課　国体推進課

第３節

活力とにぎわいのあるまちづくり

土浦全国花火競技大会

第１項　広域的な拠点としての中心市街地の形成

2-3-1

■基本方針

中心市街地の都市機能の充実を図るとともに、まちなか居住促進などを通じて、交流人口や居住人口の増加などによるにぎわいと活力あふれる中心市街地の再生に努めます。

また、本市の特色でもある水辺空間について、まちと水辺が融合した良好な空間形成の推進を図ることで、まちのにぎわいを創出し、魅力ある都市環境の形成を図ります。

■現状と課題

✧ 中心市街地への都市機能の集積による効率的で持続可能な都市づくりが求められており、本市の中心である土浦駅周辺地区については、平成26年３月に認定を受けた中心市街地活性化基本計画に基づき、中心市街地活性化協議会を中心に事業調整を進めています。

✧ まちなか居住を促進し、居住人口の増加を図るとともに、広域的な交流人口を増加させることにより、中心市街地のにぎわいと活力を創出していく必要があります。

✧ 平成27年９月に土浦市役所が土浦駅西口の商業施設「ウララ」に移転し、平成29年11月には土浦駅前北地区第一種市街地再開発事業により新図書館や市民ギャラリーがオープンしました。今後はこれらの施設を市民との協働により活用し、にぎわいに結びつけていく必要があります。

✧ 霞ケ浦を望む川口二丁目地区では、サイクリング・観光の拠点として土浦港周辺広域交流拠点の整備を進めており、民間活力の誘導による新たなにぎわい創出や交流人口の増加を目指しています。

✧ 大和町北地区や土浦駅東口地区は今後、低・未利用地の適正な土地利用の誘導が必要となっています。

■活性化バスの利用状況　（単位：人）

年度＼項目	年間利用者数	１日当たり利用者数	１便当たり利用者数
18	125,921	345.0	8.6
19	139,831	383.1	8.5
20	145,012	397.3	8.8
21	144,021	394.6	8.8
22	147,528	404.2	9.0
23	149,431	409.4	9.4
24	157,598	430.6	10.3
25	154,713	423.9	10.1
26	158,666	434.7	10.4
27	151,896	416.6	9.9
28	132,613	363.3	8.7

資料：商工観光課

■成果指標・目標値

指　　標	現状値	目標値	主体ごとの役割		
			市　民	事業者	行　政
中心市街地の居住人口	7,646人	7,857人	○	◎	◎
中心市街地のにぎわいを象徴する、中心市街地の整備成果を表す指標です。定住促進事業を進め、211人の増加を目標とします。					

■施策の内容

施策１	
大和町北地区のまちづくり	大和町北地区は、区画道路などの都市基盤の整備を図るとともに、駅前にふさわしい土地利用を図るため、事業化の検討、さらには事業支援等により民間活力の導入を促進します。

施策２	
まちなか居住の促進	質の高いコンパクトなまちづくりを推進するため、中心市街地の定住促進につながる支援を行うことで、居住人口の増加による活力とにぎわいのある中心市街地の創出を図ります。 また、中心市街地の低・未利用地は、土地・建物の共同化などの民間による再開発事業や優良建築物整備事業等の誘導・支援を行います。

施策３	
土浦駅東口地区のまちづくり	土浦駅東口地区については、土浦駅東口周辺地区市街地総合再生計画に基づき、民間開発の誘導、支援を行うとともに都市機能再生を図ります。 また、霞ケ浦と中心市街地との回遊性に配慮しつつ、市民や来街者が集い、水辺に親しむことができる憩いや余暇空間としての土地利用を誘導します。

施策４	
中心市街地活性化施策の推進	商業者、関係団体、関係機関が協働し、連携を図りながら、中心市街地活性化基本計画に基づき、都市機能の集積やまちなかへの定住を促進するとともに、魅力ある商店・商店街づくり事業、空き店舗対策事業、まちづくり機関への支援事業などを推進し、中心市街地の交流人口・居住人口の増加を目指します。

施策５	
中央一丁目地区のまちづくり	中央一丁目地区は、土浦駅周辺と亀城公園周辺地区の中間に位置していることから、中心市街地の交流拠点として、新たな活性化施策を検討し、民間活力を活かした施設の導入を促進します。

施策６	
真鍋地区のまちづくり	真鍋地区は、病院を核としたまちづくりからの見直しを進めるとともにその跡地利用も含め、低・未利用地の活用を図るため、民間活力によるにぎわい創出に向けたまちづくりを推進します。

施策７	
まちづくり活性化バス運行事業の促進	まちづくり活性化バスの運行や利用促進等の支援を行います。

■主要事業

事　業　名	事　業　概　要
大和町北地区のまちづくり	・土浦駅前西口周辺地区市街地総合再生事業（大和町北地区）
まちなか居住の促進	・まちなか定住促進事業（住宅建替え・購入借入金補助） ・まちなか定住促進事業（賃貸住宅家賃補助）
土浦駅東口地区のまちづくり	・土浦駅東口周辺地区市街地総合再生事業（土浦駅東口地区） ・土浦港周辺広域交流拠点整備事業
中心市街地の活性化	・中心市街地活性化基本計画に基づく施策の推進 ・第２期中心市街地活性化基本計画の検討
中央一丁目地区のまちづくり	・中央一丁目地区まちづくり事業
真鍋地区のまちづくり	・真鍋新町地区地区計画の見直し検討
まちづくり活性化バスの運行事業の促進	・まちづくり活性化バスの運行支援 ・利用促進に係る助言・協力

■主な所管部署

商工観光課　都市計画課

第２項　生活を豊かにする商業・サービス産業の振興

2-3-2

■基本方針

商店街の活性化を図るため、関係機関と連携し、にぎわい創出などに取り組むとともに、空き店舗解消に向けた対策に取り組み、商業の振興を推進します。

また、多様化した消費者ニーズに対応するため、中小小売業者の経営基盤強化や起業促進に努めます。

■現状と課題

✧ 本市の商業については、平成26年７月１日現在店舗数が1,369店、従業員数10,900人、年間販売額は4,660億円に達していますが、商店数、従業員数は減少傾向にあります。

✧ 少子高齢化の進行や消費者の購買ニーズの変化、市街地周辺部への大型店の進出等により、中心市街地における定住人口の減少及び商業機能の衰退など空洞化が進んでいる中、中心市街地の活性化対策は喫緊の課題となっており、商店街の再生事業や空き店舗対策による活性化を図る必要があります。

✧ インターネットや通信販売による注文と配達の普及など、消費者の購買動向をめぐる環境は大きく変化し、これらは、市民の買い物の便利さを飛躍的に高めています。しかしながら、その反面、対面型の店舗ならではの人と人とのつながりなどが失われる懸念があります。商店街は地域で生活する人の日常生活の必需品の確保とコミュニティ機能を担い、地域経済の主要な担い手として大きく期待されていることから、商店街の振興が求められています。

✧ 大規模商業施設の立地、流通構造や情報化の進展による競争の激化により、市内の中小企業者の経営は厳しい状況にあり、融資制度の情報提供と円滑な資金調達の支援を行う必要があります。

✧ 商業振興のため、商工団体との連携をさらに強化していくとともに、食を通した魅力ある商店街づくりをさらに進める必要があります。

■店舗数等の推移　（各年６月１日現在）

区分／年	卸売業			小売業			
	店舗数（店）	従業員数（人）	年間販売額（万円）	店舗数（店）	売場面積（㎡）	従業員数（人）	年間販売額（万円）
9	567	5,653	47,409,731	1,602	200,381	10,188	23,178,746
11	644	6,394	35,388,771	1,600	206,035	11,349	21,997,046
14	556	5,091	35,388,771	1,466	196,832	11,041	19,245,109
16	550	4,872	35,770,871	1,402	195,953	10,196	18,043,712
19	489	4,484	37,266,713	1,313	193,807	9,378	20,160,578
24	395	3,134	25,004,000	983	214,421	7,824	15,129,600
26	380	3,021	29,359,500	989	213,419	7,879	17,248,800

資料：商業統計調査（平成２４年のみ経済センサス）

■成果指標・目標値

指　　標	現状値	目標値	主体ごとの役割		
			市　民	事業者	行　政
商店数	1,369店	現状維持	◎	◎	○
商業の振興への取組成果を表す指標です。周辺地域における商業施設の整備等による地域間競争の激化等を踏まえ、現状維持を目標とします。					
年間販売額	4,660億円	4,900億円	◎	◎	○
商業の振興への取組成果を表す指標です。年間販売額１％増加を５年間見込んだ額（５％増）を目標とします。					

■施策の内容

施策１

商店街活性化の推進	商業者・関係団体・関係機関との連携を図り、各商店街組織の機能強化やにぎわいを創出するイベントの開催など、魅力向上に資する取組を促進するとともに、地域に密着した商業空間の形成に努めながら、地域の特性や消費者ニーズに対応した魅力ある商店街づくりを進めます。 また、中心市街地の役割を維持・強化していくための方策として、個店・商店街の充実を基本としながら、中心市街地の活性化に資する事業の取組を進めます。

施策２

経営の指導・相談の強化と融資制度の充実	商工会議所を主体とした企業経営や指導・相談体制の強化及び客の視点・相談体制の強化を図り、顧客の視点に立った商業・サービス業の確立を支援します。 また、相談の多様化や高度化への対応として、各種専門家を活用したセミナー・講習会等を開催し、経営改善の指導や人材育成強化に努めます。 経営の安定を図るための融資制度に関する情報提供と円滑な資金調達の支援を行います。

施策３

空き店舗対策・起業促進	空き店舗等を活用した新規開業者を支援し、商店街への多様な業種・業態の導入を図り、活力とにぎわいのある商店街区の形成を図ります。

施策４

食のまちづくりの推進	市民や商業者・関係団体の連携によるオリジナルカレーや名物創作料理などを活かし、地元特産品のＰＲを図るとともに、イベント等の開催を通して、魅力ある商店街づくりを進め、本市の食の歴史や資源を活かした食のまちづくりを推進します。

施策５

まちづくり機関の支援	中心市街地活性化の取組を横断的・総合的にプロデュースするまちづくり機関を支援します。

■主要事業

事　業　名	事　業　概　要
商店街活性化の推進	・個人消費を促す事業 ・地域資源を活用したイベント ・中心市街地のにぎわい創出事業
空き店舗対策・起業促進	・中心市街地空き店舗を活用した市民が集う交流拠点の有効活用 ・土浦創業支援ネットワークによる創業支援
食のまちづくりの推進	・土浦の食の歴史・文化を活かしたまちづくり事業

■主な所管部署

商工観光課

土浦カレーフェスティバル

第３項　付加価値の高い持続可能な農業の振興

2-3-3

■基本方針

農業の持続的な発展と安心・安全な農作物の生産・流通を維持するため、就農者の育成・支援や、農地集積の推進、農林水産物ブランド化等により、農業の振興と地域活性化を推進します。

また、農業生産基盤の整備・保全、環境保全型農業の普及啓発と支援に努めます。

■現状と課題

✧ 農林業センサスの統計調査によると、本市の農林業経営体は、５年ごとに約300経営体が減少しており、平成22年の1,462から平成27年には1,197となりました。経営耕地面積も平成22年の246,483ａから平成27年の237,143ａへ約9,000ａ減少し、就農者の高齢化や荒廃農地の増大も進んでいます。一方、本市の気候風土は、作物の南限と北限が位置する温暖な気候で、筑波山塊の東端に位置する里山から霞ケ浦沿岸まで続く肥沃な土壌と豊富な水資源に恵まれており、農林水産業の発展が期待できる潜在力があることから、本市の農林水産業を力強く推進していくことが必要となっています。

✧ 農地には国土の保全や水のかん養などの多面的機能があり、確実に次世代へとつなげるために地域住民や農業者以外の人材が幅広く参画し、地域資源の維持・継承を行っていくことが必要となっています。

✧ 地域の農業を継続していくためには経営感覚をもつ農業経営者を育成するとともに、将来に向け、青年層の農業就農者を増加させていくことが必要です。また、優良農地の確保と農地の集積・集約化を進め、農業用水利施設等の適切な管理を行うことにより生産効率を高め、経営感覚をもつ経営体が力を発揮できるようにすることが必要です。さらに、環境保全型農業を進めるとともに、産地として消費者から信頼されるため、公的な規格基準の認証を受ける取組を進め、安心･安全な農産物を生産･出荷することが必要となっています。

✧ 販売面では、多方面の販売チャンネルづくりや、多様化する消費者等のニーズに対応した出荷を行うことが必要となっています。また、加工品の開発やブランド化を進め、農林水産物の高付加価値化や新規需要の創造をすることが必要となっています。

✧ 本市が有する「自然」や「人」といった多様な資源を活かし、市施設や地域の直売所等の交流拠点において、都市と農村の交流を推進することが必要となっています。

✧ 有害鳥獣については広域的な取組による対策を進めていく必要があります。

✧ 畜産では、稲わら等と家畜排泄物を活用した堆肥づくりなどによる資源の循環を進めていくことや、家畜の疾病防止対策を継続して行っていく必要があります。林業では、本市の森林の持つ機能を維持するため、保全に努める必要があります。水産業では、霞ケ浦や桜川の水産資源を保全し次世代へとつなげていく必要があります。

■経営耕地面積の状況　（単位：ａ）

区分＼年	17	22	27
田	166,204	159,922	158,138
畑	67,758	67,341	59,891
樹園地	23,866	19,220	19,114
経営耕地総面積	257,828	246,483	237,143

資料：農林業センサス

■農家数の状況　（単位：戸）

区分＼年	17	22	27
専業農家	422	395	438
兼業農家	1,351	1,056	757
第１種兼業農家	380	265	160
第２種兼業農家	971	791	597
計	1,773	1,451	1,195

資料：農林業センサス

■部門別販売金額の状況　（単位：万円）

部門別＼集計年	17	22
稲作	85,670	79,235
麦類作	930	80
雑穀・いも類・豆類	2,160	2,685
工芸農作物	3,925	4,785
露地野菜	283,015	307,245
施設野菜	44,290	38,050
果樹類	36,320	37,410
花き・花木	79,200	55,255
その他の作物	14,215	19,230
酪農	12,110	7,350
肉用牛	64,580	54,920
養豚	112,230	96,400
養鶏	34,210	7,040
分類不能	33,195	28,540
農作業請負収入	9,625	7,650
農業収入合計	815,675	745,875

資料：地域経済分析システム（RESAS（リーサス））

■成果指標・目標値

指　　標	現状値	目標値	主体ごとの役割		
			市　民	事業者	行　政
耕作放棄地	421ha	400ha	○	○	○
耕作放棄地解消を表す指標です。耕作放棄地の再生・復元を進め、農地の有効活用を図ります。					
認定農業者数	244人	275人	◎	◎	◎
高度な農業経営体の育成状況を表す指標です。より高度な農業基盤を確立するため、1.5割程度の増加を目標とします。					
土浦ブランドアッププロジェクト推進事業で開発された加工品数	0	40	○	◎	◎
農産物への価値を高める状況を表す指標です。新たな価値を創出し新規需要を掘り起こします。					

■施策の内容

施策１

農業生産基盤の整備と保全	地域農業を支える農道や排水路の整備を進め、生産性の向上と営農効率を高め農業経営の安定を図ります。 また、農業者以外の多様な主体の参画を促し地域住民が一体となり、地域の財産である農地や農業施設を管理・保全する活動に支援を行い、地域資源の適切な保全管理を推進し、多面的機能の発揮と農村の振興を図ります。

施策２

効率的かつ安定的な農業経営体の育成	生産性と収益性が高く効率的で安定的な農業経営体を育成するため、認定農業者、新規就農者、及び集落営農組織等の担い手の育成を図ります。 また、今後の地域農業を担う新規の就農を促進するとともに、地域農業のリーダーとなる人材の育成を行います。

施策３

優良農地の保全と担い手への農地の集積・集約化	農林水産業は食料の生産のみではなく、国土や自然環境の保全や集落機能の維持など多方面にわたり地域住民の生活に不可欠な存在であることから、優良農地の積極的な保全に努めます。 また、農地中間管理事業を活用し、地域の担い手農家への農地の集積・集約化を進め、経営力のある規模拡大を行い、荒廃農地の発生防止と解消に努めます。

施策４

安心・安全と消費者から信頼される産地の育成	消費者から信頼される農林水産物を供給するため、生産履歴管理の徹底や農薬の適正使用を推進するとともに、鮮度保持の技術導入に努めます。 また、ＪＡＳ規格や国際的な基準であるＨＡＣＣＰ[1]やグローバルＧＡＰ[2]の取得を推進します。

施策５

農産物の生産振興と価値の創出による需要の拡大	消費者のライフスタイルの変化や食品製造事業者等の実需者のニーズを踏まえた品質や量などに対応した「マーケットイン」の農産物の産地形成を進めます。 また、６次産業化やブランド化などにより新たな価値を創出し新規需要の掘り起こしに努めます。さらに、れんこん、花き、果樹、そばなどの多種多様な農林水産物の産地であることを活用し、消費者への積極的な情報提供による生産者との交流などに取り組み、更なる需要拡大を図ります。

施策６

農林水産業の振興によるまちのにぎわいの創出	農作物の南限と北限が交わる温暖な土地柄と、山から水辺まで広がる大地の資源を活用した都市と農村の交流を行います。 また、加工品の開発を進め、交流拠点での販売を行います。 これらの取組により地域の農林水産業を活性化することで、まちのにぎわいとなり地域経済への好循環を図ります。

施策７

農業環境保全の推進	農業分野においても、気候変動への対応や、生物多様性保全に積極的に貢献していくため、堆肥等を有効活用した土づくりを促進し、減化学農薬・減化学肥料による環境保全型農業を推進するとともに、農業用廃ビニール等のリサイクルの普及啓発に努めます。 また、有害鳥獣からの被害を防止するために隣接市と関係団体と連携し広域的な被害防止計画を推進し、農業環境の保全に努めます。

施策８

畜産環境の整備	家畜の適正なふん尿処理による堆肥化を促進し、水田や畑を耕し農業生産を行う耕種農家との連携による農地還元を図り、施設の近代化や防疫体制の充実強化に努めます。

[1] **HACCP**　Hazard Analysis and Critical Control Pointの略。食品等事業者自らが食中毒菌汚染や異物混入等の危害要因（ハザード）を把握し、製造の全工程で、危害要因を除去又は低減させるための工程管理を行い、製品の安全性を確保しようする衛生管理手法のこと。

[2] **グローバルGAP**　GAPはGood Agricultural Practicesの略。食品安全、労働環境、環境保全に配慮した「持続的な生産活動」を実践する優良企業に与えられる国際認証のこと。

施策９	
豊かな森林の育成	雨水を一時的に蓄え災害を防止する機能、水源かん養や森林浴などの多面的機能を有する森林を保全に努めます。

施策１０	
漁業資源の確保及び水産加工業の振興	霞ケ浦に生息する、わかさぎ、えび、うなぎ等の増殖を図るための放流事業などにより資源の確保に努めるとともに、優良水産加工品の消費拡大を進め水産加工業の振興に努めます。 また、水産資源の新たな活用方法の検討を進めます。

■主要事業

事　業　名	事　業　概　要
農業生産基盤の整備と保全	・農道・かんがい排水事業 ・多面的機能支払交付金
効率的かつ安定的な農業経営体の育成	・担い手農業者育成対策 ・農業次世代人材投資事業
優良農地の保全と担い手への農地の集積・集約化	・人・農地プランの活用及び継続的な見直し ・農地中間管理事業
安心・安全と消費者から信頼される産地の育成	・食の安心・安全対策の複合的取組
農産物の生産振興と価値の創出による需要の拡大	・水田フル活用ビジョンの活用及び継続的な見直し ・土浦ブランドアッププロジェクト推進事業
農林水産業の振興によるまちのにぎわいの創出	・土浦ブランドアッププロジェクト推進事業

■主な所管部署

農林水産課

ハス田

第４項　競争力のあるものづくり産業の振興と企業誘致

2-3-4

■基本方針

経済のグローバル化や産業構造の変化に対応するため、企業体質改善や経営支援による既存工業の活性化と併せて、優れた立地環境のＰＲや優遇制度の充実による企業誘致を図り、産業の振興を推進します。

■現状と課題

✧ 本市には、土浦・千代田工業団地、テクノパーク土浦北工業団地、東筑波新治工業団地、土浦おおつ野ヒルズの４つの工業団地があります。企業誘致の結果、土浦おおつ野ヒルズを残し完売となっています。平成27年度に企業立地促進奨励金の交付対象地域を工業団地から、市街化区域やインターチェンジ周辺へ拡大しており、この制度を積極的にＰＲし、本市への新たな企業の誘致を図っています。

✧ 本市の工業の状況については、平成26年12月末現在、157事業所、従業員数13,814人、製造品出荷額は6,066億円となっており、事業所数、製造品出荷額等は減少傾向にあります。

✧ 本市の事業者の多くは、中小企業が占めています。既存産業の活性化及び新産業の創出を図るため、地元・地場企業と誘致企業間のネットワークづくりや、経営者の高齢化が進行していることから、事業継承への対応が必要となっています。

✧ 活力ある工業の振興を図るためには、企業の中核を担う人材を育成するとともに、新たなビジネスや高度な技術開発に向けた取組に対する支援、グローバル化に対応した海外展開への支援なども求められています。

■工業の推移

（各年12月31日現在）

区分＼年	事業所数	従業者数（人）	製造品出荷額等（百万円）
14	167	10,109	462,800
15	166	9,814	494,150
16	150	11,074	573,380
17	151	11,674	571,986
18	168	12,231	723,963
19	182	13,152	830,895
20	187	12,312	893,303
21	175	11,743	518,115
22	168	12,570	604,570
23	195	11,840	651,806
24	173	14,839	685,432
25	163	13,674	669,293
26	157	13,814	606,625

資料：工業統計調査

■茨城県工業との比較

（各年12月31日現在）

区分＼年	1事業所当たり従業者数（人）		1事業所当たり製造品出荷額等（百万円）		1従業者当たり製造品出荷額等（百万円）	
	土浦市	茨城県	土浦市	茨城県	土浦市	茨城県
14	60.5	37.1	2,771	1,398	45.8	37.7
15	59.1	36.4	2,977	1,390	53.1	38.2
16	73.8	39.3	3,823	1,534	51.8	39.1
17	77.3	38.9	3,788	1,568	49.0	40.4
18	72.8	41.7	4,309	1,750	59.2	41.9
19	72.3	43.8	4,565	1,924	63.2	43.9
20	65.8	42.4	4,777	1,820	72.6	42.9
21	67.1	43.0	2,961	1,582	44.1	36.8
22	74.8	45.1	3,599	1,828	48.1	40.5
23	60.7	41.6	3,343	1,725	55.1	41.5
24	85.7	45.7	3,962	1,907	46.2	41.7
25	83.8	45.5	4,106	1,958	48.9	43.0
26	88.0	47.3	3,864	2,080	43.9	43.9

資料：工業統計調査

■従業者規模別事業所数の推移

（従業者４人以上の事業所）

区分＼年	総数	内訳	
		4～29人	30人～
14	167	132	35
15	166	132	34
16	150	115	35
17	151	—	—
18	168	125	43
19	182	134	48
20	187	142	45
21	175	131	44
22	168	125	43
23	195	—	—
24	173	127	46
25	163	113	50
26	157	109	48

資料：経済産業省 工業統計調査

■工業団地の状況

（平成29年４月１日現在）

区分＼名称	土浦・千代田工業団地	テクノパーク土浦北工業団地	東筑波新治工業団地	土浦おおつ野ヒルズ
所在地	東中貫町 他	紫ケ丘	沢辺 他	おおつ野
面積（ha）	168.0（市内127.2）	41.7	35.3	41.0
工場立地面積（ha）	137.5（市内87.5）	34.4	24.4	—
立地企業	48（市内27）	12	14	8
分譲面積（ha）	—	—	—	7.8

資料：商工観光課

■成果指標・目標値

指標	現状値	目標値	主体ごとの役割		
			市民	事業者	行政
土浦おおつ野ヒルズの分譲中区画の販売数	０区画	３区画	△	○	◎
企業誘致への取組成果を表す指標です。土浦おおつ野ヒルズの分譲中区画（３区画）の完売を目指します。					
製造品出荷額	6,066億円	6,370億円	△	◎	○
工業の振興への取組成果を表す指標です。製造品出荷額１％増加を５年間見込んだ額（５％増）を目標とします。					

■施策の内容

施策１	
企業誘致の推進と優遇制度の充実	関係機関との連携などによって、企業誘致を積極的に展開し製造・物流・研究開発など多様な業種の立地を促進します。企業誘致を推進するため、適切な情報収集を行うとともに、茨城県及び市独自の優遇制度を積極的にＰＲします。

施策２	
既存工業の振興	経営基盤の強化、技術の高度化、商品開発向上などを推進するため、企業活性化のためのセミナーの開催等により企業間の情報交換の推進を図ります。 また、県などの関係機関との連携により、経営課題の解決や新たな事業展開を支援します。

施策３	
経営の指導・相談の強化と融資制度の充実	企業経営診断や指導・相談体制の強化とともに、各種融資制度の普及・啓発に努めることにより、中小企業の振興を図ります。

■主要事業

事　業　名	事　業　概　要
企業誘致の推進	・企業立地促進奨励金交付制度（固定資産税相当分の助成）

■主な所管部署

商工観光課

第５項　地域の魅力を活かした観光の振興

2-3-5

■基本方針

観光入込客数・滞在型観光客の増加を図るため、地域の観光情報の発信や、広域の観光ルートの創設、観光施設の計画・整備を推進しつつ、外国人観光客など多様化するニーズに対応するため、受け入れ体制の充実に努めます。

また、霞ケ浦、筑波山麓、城下町といった地域資源を活かしたジオパーク[1]事業や県及び近隣自治体と連携し、日本一のサイクリング環境の構築を図るなど、更なる観光の振興を推進します。

■現状と課題

✧ 本市の観光事業は、従来のイベントを中心とした観光から、年間を通じた観光への変革が必要となっています。今後は、本市の持つ自然資源や歴史資源などの地域資源を活用したプログラムや体験型ツアー、また、周辺市町村と連携を図った周遊観光など滞在時間の延長や宿泊へつながる観光施策の推進が必要となっています。

✧ 土浦全国花火競技大会は、歴史と伝統に裏付けられ、全国各地の花火業者が出品する本市の誇るべき花火大会です。今後は、大会の更なる魅力の向上と情報発信力を強化し、花火大会としての確固たる地位を築けるような事業展開が必要となっています。

✧ 市外や海外からの観光客誘致に取り組むため、効果的な観光情報の発信に努めるとともに、茨城空港、常磐自動車道路、北関東自動車道、また、新たに県内全線開通した首都圏中央連絡自動車道（圏央道）により、観光地へのアクセスが向上し、観光客の移動が活発化することから、広域交通ネットワーク化、また、近隣市町村との連携による広域的で回遊性のある観光施策やインバウンドへの対応など、積極的な受け入れ態勢の充実が求められています。

✧ 全国でも屈指の総延長を誇るつくば霞ケ浦りんりんロードについては、快適な走行空間の確保に向け、休憩施設やサポートステーションなどの拠点整備、案内表示などのサイクリング環境の充実を図る必要があります。また、つくば霞ケ浦りんりんロード沿線市町村の中で最大の玄関口である環境や恵まれた自然、地域資源など優れたポテンシャルを活かすとともに、市内での回遊性を高め、来訪者を中心市街地や周辺地域へ誘導を図ることが求められています。

✧ ジオパーク事業については、ジオツアーや特産品の開発など観光面での活用や、ジオを教材とした教育など生涯学習面での活用を進めることで、認知度の向上や地域活性化につながるような取組が求められています。

✧ 霞ケ浦観光の主軸を担っていた観光遊覧船事業は、観光客のニーズの多様化、観光事業の多様化により衰退し、かつてのにぎわいを失っています。しかしながら、最近の自然志向、体験志向などにより、改めて霞ケ浦観光の価値が再認識されています。そのため、今後は様々なニーズに応える新たな霞ケ浦遊覧事業の充実が求められています。

[1] **ジオパーク**　地球科学的な価値を持つ大地の遺産を保全し、教育や観光に活用しながら、持続可能な地域振興にむけた認定プログラムのこと。

■成果指標・目標値

指　　標	現状値	目標値	主体ごとの役割		
			市　民	事業者	行　政
観光入込客数	1,494,730人	1,650,000人	○	◎	◎
平成28年度の観光入込客数の実績値である1,494,730人の10%増を目標値として設定します。					
宿泊者数	108,157人	120,000人	○	◎	◎
平成28年度の宿泊者数の実績値である、108,157人の約11%増を目標値として設定します。					

■施策の内容

施策１

観光基本計画に基づく施策の推進	市内に存在する様々な自然資源や歴史資源、文化資産、人的資産を活用し、土浦らしさの創出による地域資源の魅力化を図り、観光・交流のまちを目指すとともに、観光客受け入れ体制の充実、観光情報提供の充実・強化に努めおもてなし文化の醸成を図ります。

施策２

霞ケ浦・筑波山麓を活かした広域観光の推進	霞ケ浦や筑波山麓を活かした観光事業を推進するため、周辺市町村や民間団体と連携を密にするとともに、周辺地域に点在する観光資源をネットワーク化するなど、広域的な視点での観光施策を推進します。 また、水郷筑波国定公園の玄関口という立地条件を活かした水辺観光の魅力化と交流空間づくりを推進します。

施策３

魅力ある観光ルートの創設	霞ケ浦や筑波山麓などの豊かな自然をはじめ、小町の館、土浦全国花火競技大会、土浦城址やまちかど蔵、季節折々のまつり、観光果樹園、蓮田の景観や農業体験など、本市の持つ魅力的な観光資源を活かした観光ルートを創設します。

施策４

観光行事の充実	土浦全国花火競技大会をはじめとした様々なイベントの一層の魅力化と、市民、団体、事業者などの連携によるイベントなど観光事業の充実に取り組みます。

施策５

訪れやすいまちづくりの推進	観光客のニーズに対応するため、観光協会を中心に観光関連業界・団体・市民との連携強化を図るとともに、受け入れ体制の充実を推進します。 また、観光情報ホームページや観光案内所・パンフレットの充実などの効果的なＰＲとわかりやすい観光案内板の設置・観光ボランティアの育成に努めます。

施策６

観光施設の運営	まちかど「蔵」、小町の館、キララ館などの機能向上や歴史的建造物の維持、修繕を推進するとともに、施設を活用した体験プログラム事業を推進し、観光客の誘致に努めます。

施策７

フィルムコミッションの推進	首都圏から近郊にあるロケ地としての優位性をＰＲするとともに、ロケ地ツアーの企画などの観光振興に取り組みます。また、土浦フィルムコミッションを活用し、旅番組など本市の魅力を紹介する番組を誘致するなど、シティプロモーション事業としても積極的に活用していきます。

施策８

サイクリスト向けの拠点整備	輪行[2]者や車で訪れるサイクリストの拠点となるサイクルステーションや休憩施設、サポートステーションの整備・促進を図ります。

施策９

自転車道の整備	つくば霞ケ浦りんりんロードについては、県及び沿線市町村と連携して、案内表示等の設置や適切な維持補修など、良好なサイクリング環境を構築することで、交流人口の拡大を図ります。

施策１０

サイクリングイベントの実施	全長約180kmのサイクリングロード「つくば霞ケ浦りんりんロード」を県及び沿線14市町村の連携により活用しながら、サイクリングツアーや船運事業者との連携によるサイクルーズなどを実施し、観光誘客を図ります。

施策１１

ジオパーク事業の推進	ジオパークをＰＲするとともに、ジオ資源を活用したジオツーリズムや教育分野での活用など、地域活性化や郷土愛、地域への愛着心の醸成につながるような取組を推進します。また、市域に係るジオサイトについて、ジオ看板の設置等を行い、環境整備を進めます。

施策１２

霞ケ浦観光の充実	水郷筑波国定公園の玄関口の魅力化と水辺の交流空間づくりを推進するため、霞ケ浦を活かしたヨット、フィッシングなどの体験活動や、霞ケ浦遊覧事業など実施する民間事業者と連携し、霞ケ浦観光の充実を図ります。

[2] **輪行**　サイクリスト等が公共交通機関を使用して自転車を運ぶこと。

■主要事業

事　業　名	事　業　概　要
観光施策の推進	・観光基本計画に基づく各種施策の推進 ・観光基本計画後期基本計画の策定
全国花火競技大会事業	・「土浦の花火」の魅力向上と全国発信
観光情報の提供	・情報技術の活用と観光情報のデジタル化 ・フィルムコミッション事業の推進
観光施設の運営	・各種観光施設の維持管理
サイクリスト向けの拠点整備	・土浦港周辺広域交流拠点整備事業
自転車道の整備	・つくば霞ケ浦りんりんロードの整備促進 ・案内表示等の整備
サイクルツーリズム事業	・サイクルーズ、サイクルイベント等の開催 ・水郷筑波広域レンタサイクルの充実
ジオパークの推進	・ジオツーリズムの推進 ・ジオパークの周知と認知度向上 ・ジオパークの教育・学術分野での活用や環境団体との連携

■主な所管部署

広報広聴課　商工観光課　都市計画課　文化課

キララまつり

第6項 安心して働くことのできる勤労者福祉の推進

2-3-6

■基本方針

中小企業における勤労者福祉の向上のため、関係機関と連携し、就労機会の確保に努めるとともに、企業のための雇用措置制度の周知啓発や、雇用環境の充実を図ります。

■現状と課題

✧ 働き方改革が進行している中、勤労者の健康増進と余暇活動の推進などの勤労者福祉を向上するため、勤労者福祉施設の充実を図る必要があります。また、雇用環境は改善しているものの、非正規社員などとしての不安定な雇用が増加しており、関係機関と連携し、誰もが安心して働くことができる労働環境の改善に向けた制度の普及啓発が必要となっています。

✧ 地方創生に向けて、安定した雇用の確保は、勤労者自身だけでなく、地域社会の発展に大きく寄与するものであり、その推進が必要とされています。

✧ 高齢者や女性等の雇用安定に向け、関係機関との連携を図りながら、企業に対する雇用確保を措置する制度の導入について、周知啓発を図ることが求められています。

✧ ハローワークとの連携を密にしながら、求職者のニーズにあった求人情報を提供することにより、再就職の促進や雇用の安定確保に努める必要があります。

■ハローワークの職業紹介状況

区分／年度	有効求職者数（人）	有効求人数（人）	有効求人倍率
24	31,716	33,482	1.06
25	30,598	34,035	1.12
26	29,309	38,288	1.31
27	30,478	40,972	1.34
28	29,765	44,830	1.51

資料：ハローワーク土浦

■成果指標・目標値

指　　標	現状値	目標値	主体ごとの役割		
			市　民	事業者	行　政
有効求人倍率	1.51	1.59	○	◎	◎
雇用の安定確保を表す指標です。有効求人倍率１％増加を５年間見込んだ倍率（５％増）を目標とします。					

■施策の内容

施策１	
勤労者福祉の充実	勤労青少年ホームやレストハウス「水郷」、土浦市勤労者総合福祉センター（ワークヒル土浦）の利用促進を図ります。 中小企業労働者共済会貸付制度の充実を図るとともに、中小企業退職金共済制度への加入促進を図り、中小企業従業員の勤労者の福祉の向上を図ります。

施策２	
雇用の安定確保	高齢者や女性等の就業を推進するため、企業との連携を強化しながら雇用の促進に努めるとともに、新たに誘致する企業に対して、積極的に市民の雇用を促します。 勤労意欲のある求職者に対する支援として、就労支援機関と連携し、就職面接会や就労セミナー等を共催により開催します。

■主要事業

事　業　名	事　業　概　要
勤労者福祉施設の充実	・ワークヒル土浦の適正管理と利用促進

■主な所管部署

商工観光課

第４節

ふれあいとあたたかいまちづくり

ふれあい茶屋（認知症カフェ）

第１項　協働による地域福祉の推進

2-4-1

■基本方針

多様化・高度化する福祉ニーズに応えていくため、市民・地域・行政が協働しながら地域福祉の推進に取り組みます。ボランティアや福祉団体等と協働し、土浦型地域包括ケアシステム[1]「ふれあいネットワーク」の更なる充実を図ります。

■現状と課題

✧ 急激な少子高齢化の進行に伴って、福祉に対するニーズは多様化･高度化しています。様々な課題への対応を進めていくためには、地域社会を基盤として市民・地域・行政が協働することにより地域福祉の推進を図ることが必要となっています。

✧ 家族形態の変化や近所づきあいの変容、生活様式の変化により、地域における連帯感が薄れつつあります。一方、地域における福祉の推進には、周囲の人々との支え合いを取り戻す必要があるとともに、日常生活圏域における連携を強化することが求められており、地域のボランティアや福祉団体等と協働し、地域として福祉を支えていくことが必要となっています。

■施策の内容

施策１	
地域包括ケアシステムの充実	中学校区ごとの地域において、行政・社会福祉協議会・保健医療機関・福祉施設・福祉サービス事業者等及び地域住民との連携を図り、地域包括ケアシステムである「ふれあいネットワーク」を充実させ、他人事を「我が事」に変える働きかけをする機能や地域の課題を「丸ごと」受け止める場を設ける「我が事・丸ごと」の地域づくりを推進します。

施策２	
社会福祉協議会との連携強化	市の地域福祉計画と、社会福祉協議会が策定する地域福祉活動計画により地域福祉活動を促進し、市民参加による福祉事業の発展と福祉のまちづくりを推進する社会福祉協議会との連携を強化します。

施策３	
民生委員児童委員活動の充実	情報提供及び研修等の実施により、民生委員児童委員活動への支援を充実させ、連携強化を図ります。

[1] **地域包括ケアシステム**　少子高齢化に対応するために国が進めている政策で、地域における「住まい」「医療」「介護」「予防」「生活支援」の５つサービスを一体的に提供できる体制のこと。

■主要事業

事　業　名	事　業　概　要
地域包括ケアシステムの充実	・地域福祉計画に基づく各種施策の推進 ・「ふれあいネットワーク」の推進

■主な所管部署

社会福祉課　障害福祉課　こども福祉課　高齢福祉課　社会福祉協議会

第２項　結婚から出産・子育てまでの支援の充実

2-4-2

■基本方針

出会いから子育て期に至るまでの様々なニーズに対応できるワンストップの総合的な相談支援体制を構築します。

また、安心して子どもを産み育てられる地域社会を実現するため、子育て支援をはじめとして、様々な教育・保育ニーズに対応できる環境整備を進めます。

さらに、保育所待機児童の解消や経済的支援など、親と児童のニーズに即した子ども福祉の充実を図ります。

■現状と課題

✧ 本市の０～５歳人口は、平成24年４月１日時点で7,062人だったものが、平成28年４月１日現在では、6,364人と698人の減少となっており、減少傾向が継続しています。また、本市の平成 28年の合計特殊出生率は1.32となっています。

✧ 地方創生の取組の中で、人口減少社会への対応として出生率の回復・上昇が求められています。一人ひとりの結婚観・家族観などの価値観によるところも大きいものの、基礎自治体として提供すべき各種支援・サービスの拡充を進め、結婚・出産・子育て世代の希望の実現に向けた応援が必要となっています。

✧ 家庭内外におけるつながりの欠如、都市化の進行等により、子育てに対する不安感や孤立感を抱える親が増えています。このため、「2015つちうらこどもプラン（子ども・子育て支援事業計画）」に基づく相談支援などを積極的に推進し、地域の中で安心して子育てのできる環境整備が求められています。

✧ 共働き世帯が専業主婦世帯を上回るなど働く女性が増加しており、仕事と子育ての両立を図る支援体制の確立が課題となっています。

✧ 多様化する保育ニーズに対応した施設の整備と保育サービスの充実が望まれています。また、近年の社会構造等の変化を背景として、就学前の子どもに関する教育・保育ニーズが高まりをみせています。

✧ 地域社会のつながりが希薄となる中、児童虐待の防止策として、市民が相談しやすい体制を整えるとともに、関係機関が連携し、速やかに対応することが必要となっています。また、出産後間もない時期での、育児ストレスや産後のうつ病などによって、不安や孤独感を抱えている家庭をケアする必要があります。

✧ ひとり親家庭の多くは、経済面や生活環境面での問題を抱えているため、経済的支援と併せて、就労支援や相談体制の整備を行っていく必要があります。

■合計特殊出生率の推移

区分＼年	24	25	26	27	28
土浦市	1.34	1.33	1.39	1.31	1.32
茨城県	1.41	1.42	1.43	1.48	1.47
国	1.41	1.43	1.42	1.45	1.44

資料：人口動態保健所・市区町村別統計

■保育所の入所状況

（各年４月１日現在）

区分＼年		24	25	26	27	28
０～５歳の人口（常住人口）		7,062	6,926	6,844	6,821	6,364
公立保育所	設　置　数	10	10	10	10	10
	定　員（人）	910	910	910	910	910
	入所児（人）	853	769	738	684	701
	入所率（％）	93.7	84.5	81.1	75.2	77.0
民間保育所	設　置　数	12	12	12	12	12
	定　員（人）	870	920	960	1,030	1,030
	入所児（人）	1,019	1,036	1,028	993	995
	入所率（％）	117.1	112.6	107.1	96.4	96.6
※保育認定部分 認定こども園	設　置　数			2	9	9
	定　員（人）			60	299	354
	入所児（人）			26	226	307
	入所率（％）			43.3	75.6	86.7
地域型保育	設　置　数					4
	定　員（人）					96
	入所児（人）					73
	入所率（％）					76.0
計	設　置　数	22	22	24	31	35
	定　員（人）	1,780	1,830	1,930	2,239	2,390
	入所児（人）	1,872	1,805	1,792	1,903	2,076
	入所率（％）	105.2	98.6	92.8	85.0	86.9

資料：こども福祉課

■ひとり親世帯数の推移（児童扶養手当認定世帯）　（各年４月１日現在、単位：世帯）

区分＼年	離　別	死　亡	廃　疾	遺　棄	未婚の女子	拘　禁	計
24	1,475	16	1	2	181	6	1,681
25	1,475	17	1	2	190	6	1,691
26	1,427	13	1	3	193	3	1,640
27	1,383	12	1	2	196	2	1,596
28	1,401	11	1	2	197	1	1,613

資料：こども福祉課

■児童館の利用状況　（単位：人）

区分＼年度	都和児童館					ポプラ児童館				
	幼児	小学生	中高生	大人	計	幼児	小学生	中高生	大人	計
24	4,145	10,162	601	3,783	18,691	6,937	6,324	879	7,217	21,357
25	4,244	9,760	1,135	3,914	19,053	6,903	6,472	645	7,173	21,193
26	3,190	7,231	630	3,176	14,227	8,174	5,445	202	8,179	22,000
27	3,246	7,864	524	3,678	15,312	7,856	4,838	311	7,761	20,766
28	3,335	7,848	784	4,021	15,988	6,661	3,566	446	6,960	17,633

区分＼年度	新治児童館				
	幼児	小学生	中高生	大人	計
24	6,598	1,352	10	6,395	14,355
25	5,509	1,056	14	5,412	11,991
26	5,021	1,147	36	5,536	11,740
27	5,861	884	70	5,418	12,233
28	3,694	990	15	3,995	8,694

資料：こども福祉課

■子育て交流サロンの利用状況　（単位：人）

区分＼年度	子育て交流サロン「わらべ」					子育て交流サロン「のぞみ」				
	開所日数	保護者	こども	合計	１日平均	開所日数	保護者	こども	合計	１日平均
24	234	1,823	2,231	4,054	17.3	293	4,055	4,587	8,642	29.5
25	294	2,615	2,874	5,489	18.7	294	4,722	5,316	10,038	34.1
26	293	2,999	3,636	6,635	22.6	293	4,543	5,091	9,634	32.9
27	294	2,671	3,304	5,975	20.3	294	3,628	4,350	7,978	27.1
28	293	3,327	3,985	7,312	25.0	293	3,039	4,019	7,058	24.1

※「わらべ」は、平成24年10月11日から12月19日まで耐震補強工事により休館。　資料：こども福祉課

■成果指標・目標値

指　　標	現状値	目標値	主体ごとの役割		
			市　民	事業者	行　政
保育所待機児童数（毎年４月１日現在）	10人	0人	△	○	◎
充実した子育て支援環境を象徴する、保育所の整備状況を表す指標です。現在発生している待機児童の解消を目標とします。					
子育て支援拠点施設の利用者数	68,784人	73,000人	○	○	◎
子育て支援拠点施設の利用者数を表す指標です。子育て支援環境の充実を図り、毎年年間利用者数の１％の伸びを目標とします。					

■施策の内容

施策１

結婚支援の充実	ＮＰＯ[1]・民間事業者との連携を中心としながら、異性との出会い・知り合うきっかけの提供を通じて、結婚希望の実現を支援します。

施策２

地域における子育て支援の充実	地域における子育てサービスの充実を図るとともに、子育てに関する意識の啓発に努めます。また、ファミリーサポートセンター[2]や一時預かり事業の実施、各種相談事業などを充実していきます。

施策３

子育てに関する経済的支援の充実	経済的負担の軽減のため、出産費用や医療費の助成、保育料の軽減、私立幼稚園就園奨励費補助金及び私立幼稚園等の保護者助成金等の経済的支援の充実を図ります。

施策４

職業と家庭の両立支援	職業と家庭の両立を支援するため、保育サービスや放課後児童対策の充実を図ります。

施策５

要保護児童等対策の充実	保育所・幼稚園・学校・児童相談所等関係機関と連携し、要保護児童等の早期発見に努めるとともに、地域包括ケアシステムを活用して適切な対応を図ります。

1　**ＮＰＯ**　Non Profit Organizationの略。利益を目的としない組織（民間非営利団体）のこと。
2　**ファミリーサポートセンター**　地域において、子育ての援助を受けたい者と援助を行いたい者を会員とし、相互援助活動を行う組織。

基本計画●第2章　第4節　ふれあいとあたたかいまちづくり

施策６	
ひとり親家庭等の生活の安定と自立の促進	母子家庭や父子家庭などの経済的な安定と自立促進を図るため、多様な家庭の実情やニーズにあった支援に努めます。

■主要事業

事　業　名	事　業　概　要
結婚支援事業の充実	・いばらき出会いサポートセンターと連携した結婚支援事業の推進
こどもプランの推進	・こどもプランに基づく各種施策の推進
地域子育て支援拠点の充実	・児童館の運営 ・子育て交流サロンの運営 ・地域子育て支援センターの運営 ・子育て世代包括支援センターの運営
子育てに関する経済的支援の充実	・多子世帯保育料軽減事業 ・ファミリーサポートセンターのひとり親や多子世帯への助成による利用促進
保育体制の充実	・公立保育所の民間活力導入 ・保育ニーズに対応した特別保育の推進
要保護児童対策の充実	・要保護児童対策地域協議会の運営
自立支援の推進	・ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等事業[3]

■主な所管部署

障害福祉課　こども福祉課　国保年金課　健康増進課　教育総務課　学務課　生涯学習課　指導課

ポプラ児童館読み聞かせ

[3] **ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等事業**　ひとり親家庭の父又は母が、就職に有利で、生活の安定に役立つ資格を取得するため、養成機関などで修学する場合に、給付金を支給する等の事業。

第３項　ともに生きる障害者福祉の充実

2-4-3

■基本方針

障害のある人もない人も相互に認め合い、ともに生きる社会を実現するため、障害や難病のある方が地域社会の中で必要な支援を受け、かけがえのない個人として生活できるよう、地域住民・関係機関と協働による障害者福祉を推進します。

また、基幹相談支援センターをはじめとした、相談支援体制の充実を図り、早期療育・就労支援など、ライフステージに応じた適切な支援により、自立と社会参加を促進します。

■現状と課題

✧ 本市では、平成29年４月１日現在、障害者手帳交付者は、身体障害者4,264名、知的障害者889名、精神障害者812名となっています。また、身体障害者手帳交付者に占める65歳以上の割合が69％となっており、近年は、急速な高齢化や生活習慣病の増加を背景に、障害が重度重複化する傾向にあります。

✧ 個人の多様なニーズに対応する生活支援体制の整備やサービス基盤の量的・質的な充実を計画的に推進し、障害のある・なしに関わらず、安心してともに暮らせる共生社会の実現に向けた、サービス提供体制の確立が求められています。

✧ 障害のある人がライフステージに応じて、文化・スポーツ等の様々な活動に積極的に参加することができるよう、障害者団体やサービス提供事業所などと連携を図る必要があります。

✧ 地域において健康的な生活を送るためには、障害の内容や状況に応じた、保健指導や医療の提供を行う必要があります。また、障害の早期発見や機能訓練等による軽減を図るため、関係機関との連携が求められています。

✧ 障害のある・なしに関わらず子どもたちが、学校や地域の中でともに学び、遊び、豊かな人間関係を築く環境づくり、療育から学校生活、卒業後の就労等へ円滑に結びつく支援体制づくりが求められています。

✧ 障害のある人が、その能力を活かして働けるよう、企業や就労支援機関と連携し、多様な就労支援体制を図る必要があります。

✧ 障害のある・なしに関わらず全ての人が地域で暮らせるように、障害のある人に対する理解、啓発を図り、誰もが支え合う共生社会の実現が求められています。

✧ 障害のある人が安心して快適に外出や社会参加できるよう、施設等のバリアフリーのみならず、道路や交通手段、移動支援等の環境整備を着実に推進していくとともに、情報バリアフリー化を推進する必要があります。また、安心で安全な生活に向けて、地域の防災体制づくりなど緊急時における体制の構築に努めていく必要があります。

■身体障害者手帳の交付者数　（平成29年4月1日現在）

区分	18歳未満		18歳以上		合　計	
	実数（人）	構成比（%）	実数（人）	構成比（%）	実数（人）	構成比（%）
視覚障害	4	4.7	288	6.9	292	6.8
聴覚障害	10	11.6	312	7.5	322	7.6
音声言語障害	0	0	50	1.2	50	1.2
肢体不自由	62	72.1	1,988	47.6	2,050	48.1
内部障害	10	11.6	1,540	36.8	1,550	36.3
合　計	86	100	4,178	100	4,264	100

資料：障害福祉課

■療育手帳の交付者数　（平成29年4月1日現在）（単位：人）

区　分	18歳未満	18歳以上	合　計
重　度	86	319	405
中　度	56	190	246
軽　度	69	169	238
合　計	211	678	889

資料：障害福祉課

■精神障害者保健福祉手帳の交付者数　（平成29年4月1日現在）（単位：人）

	1級	2級	3級	合　計
手帳交付者数	88	475	249	812

資料：障害福祉課

■成果指標・目標値

指　　標	現状値	目標値	主体ごとの役割		
			市　民	事業者	行　政
手話奉仕員等養成研修受講者数	32人	36人	◎	◎	◎
助け合いのまちの実現状況を表す指標です。より充実した助け合い環境の実現のための人材数の確保を目標とします。					
就労訓練（就労移行、就労継続）を受けた方のうち一般就労した人数	35人/年	55人/年	◎	◎	◎
障害者の就労支援への取組成果を表す指標です。関係機関との連携を図りつつ、就労に向けた訓練等を強化することにより、一般就労した人数を指標とします。					
児童発達支援実利用数	215人/年	250人/年	◎	○	◎
未就学の発達に特別な支援が必要な子どもに、日常生活における基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練等を支援します。					
計画相談支援実利用者数	918人/年	1,407人/年	◎	○	◎
障害福祉サービスの利用状況を表す指標です。サービス等利用計画の作成・運用により、適切なサービス利用と継続的なケアマネジメントの支援を行います。					
福祉の店「ポプラ」の来場者数	18,800人/年	20,000人/年	◎	○	◎
障害者の作品展示・販売を通じ、障害者と市民の交流をする場として来場者の指標を設定しています。					

■施策の内容

施策1

助け合いのあるまちづくり	障害のある人が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、基幹相談支援センターや障害者虐待防止センター[1]事業を推進し、ともに生きる社会の実現を目指します。

施策2

活動しやすい安心・安全なまちづくり	バリアフリーのまちづくりを推進し、快適な居住環境の整備と行動範囲の拡大支援、緊急時救援体制の整備、情報のバリアフリー化を推進します。 さらに「防災の手引き」の周知に努め、障害者やその介護者、支援者等の災害に対する意識を高め、障害者等のための安心安全な生活の支援を図ります。

施策3

総合的な障害福祉サービスの提供	障害者計画、障害福祉計画及び障害児福祉計画など各種計画に基づいた、総合的なサービス提供の基盤整備を進めるとともに、ケアマネジメントを充実させ、相談支援体制を強化します。 また、計画的な自立支援給付の提供と地域生活支援事業の実施に加え、情報提供やコミュニケーション支援体制を充実させ、関係機関と連携して地域での生活を支援します。

施策4

健康づくり・障害の早期対応	障害の早期発見に対する療育相談・療育指導の充実に加え、こころの健康や難病のため支援が必要な方に対して、医療や保健の関係機関と連携して、生活支援を図ります。

施策5

個性を活かす教育・療育の推進	特別な支援を必要とする子どもへの個性に応じた、療育指導体制と将来にわたる教育支援体制の充実を図ります。また、スポーツや生涯学習、文化活動等への多面的な支援を行います。

[1] **障害者虐待防止センター**　障害者虐待防止法に基づき設置されるもので、虐待の通報・届け出の受理、相談・指導・助言、広報等の業務を担う。

施策６	
就労支援と働く場づくり	ハローワークや障害者の就労支援を行う事業所など関係機関との連携を強化し、一般就労への移行や福祉的就労を含めて、就労移行支援事業や就労継続支援事業等の充実を図ります。 障害の状況に応じた多様な作業訓練、職業訓練等の日中活動の場、福祉の店「ポプラ」を拠点とした、社会参加活動支援事業を通じて、社会参加の場を確保します。

■主要事業

事　業　名	事　業　概　要
総合的な福祉サービスの提供	・障害者計画、障害福祉計画及び障害児福祉計画に基づく総合的な福祉サービスの充実と基盤整備 ・計画的な福祉サービスの提供 ・一体的な支援ネットワークの強化
相談支援体制の充実	・基幹相談支援センターの充実 ・早期療育支援・計画相談支援の充実
障害者の参加と雇用の促進	・就労支援事業の充実 ・福祉の店「ポプラ」の活用

■主な所管部署

障害福祉課　健康増進課　社会福祉協議会

第４項　生きがいを持ち、元気で安心して暮らせる高齢者福祉の充実　2-4-4

■基本方針

地域の高齢者が生きがいを持って生き生きと生活できるように、地域社会との接点となる社会活動や生涯学習等への積極的な支援に努めます。

また、地域包括支援センター[1]の運営強化と多職種との連携により住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、地域包括ケアシステムの充実を図ります。

■現状と課題

✧ 本市の65歳以上の高齢者人口は、平成29年４月１日現在で39,129人、高齢化率は27.3％となっており、団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となる平成37年には、高齢者人口が約41,000人、高齢化率が30％に達すると見込まれます。高齢化の進展により、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯の増加に加えて、寝たきりや認知症など介護を必要とする高齢者も、今後ますます増加していくことが予想されます。

✧ 高齢者ができる限り住み慣れた地域で、自分らしく安心して暮らしていくためには、関係機関等の連携により地域ぐるみで高齢者一人ひとりの生活を総合的に支援していく体制が必要となっています。

✧ 少子高齢化など地域社会が変化する中で、高齢者が事件・事故やトラブルに巻き込まれることも多く、身近な地域における相互支援体制の充実をはじめ、ひとり暮らし高齢者や認知症高齢者等の要援護者対策や交通弱者対策の強化など、安心・安全を確保する仕組みの構築が求められています。

✧ 高齢者が自らの経験や知識を活かして地域づくりに積極的に参加するなど、生きがいと誇りを持って暮らせる地域社会づくりは、今後ますます重要となることから、高齢者の健康増進及び高齢者の持つ意欲と能力を発揮できる環境整備を推進する必要があります。

■要援護高齢者の推移

（各年４月１日現在、単位：人）

区分／年	ねたきり高齢者			認知症高齢者			ひとり暮らし高齢者		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計
25	444	955	1,399	738	1,684	2,422	906	2,249	3,155
26	452	927	1,379	803	1,797	2,600	949	2,236	3,185
27	486	970	1,456	904	1,894	2,798	899	2,169	3,068
28	432	913	1,345	924	1,946	2,870	843	2,091	2,934
29	413	825	1,238	985	1,944	2,929	799	1,979	2,778

資料：高齢福祉課

[1] **地域包括支援センター**　介護保険法で定められた、地域住民の保健・福祉・医療の向上、虐待防止、介護予防マネジメントなどを総合的に行う機関のこと。

■成果指標・目標値

指　　標	現状値	目標値	主体ごとの役割		
			市　民	事業者	行　政
認知症サポーター養成講座の受講者数	7,588人	16,250人	◎	◎	◎
認知症サポーター養成数を表す指標です。平成30度から毎年1,450人の認知症サポーターを養成することを目標とします。					
認知症施策への認知症サポーター養成講座修了者の参画	31人	100人	◎	○	◎
認知症施策を充実させ、養成した認知症サポーターとの協働による推進を図ります。毎年10人の認知症サポーターの協力を得ることを目標とします。					
通いの場（介護予防運動）の参加者数	15,000人	19,000人	◎	◎	◎
地域で開催する通いの場（運動教室）への参加者数を表す指標です（延べ人数）。現状の参加者数に75歳以上の高齢者の伸び率を踏まえ目標値を算出し、年齢を重ねても継続して参加できるような通いの場の創出・拡充支援を行います。					
生きがい対応型デイサービス事業における60歳以上の利用者数	67,855人	72,000人	○	◎	◎
高齢者が生きがいを持って暮らすことのできるまちづくりの進捗状況を表す指標です（延べ人数）。毎年年間利用者数の１％の伸びを目標とします。					

■施策の内容

施策１	
生活支援の推進	ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯が安心して生活できるよう、また、高齢者が要介護状態等にならずに自立した日常生活を営むことができるよう、地域のニーズに応じた多様なサービスの創出、提供を行います。

施策２	
地域包括支援センターの体制整備	配置する職員の専門性を活かして、医療機関、介護サービス事業者などの多職種との連携や、地域のボランティアなどと協働し、地域の高齢者の生活を支援するとともに、体制を強化し、効果的かつ効率的な運営体制の構築を図ります。

施策３	
安心して暮らせる環境づくり	関係機関と協力し、高齢者に対する地域における声かけや見守り体制の充実を図るとともに、災害時において高齢者や要介護者が安全に避難できるよう、要援護者支援にかかる連携体制を強化します。 また、住み慣れた家で暮らし続けることができるよう、医療と介護の連携強化と認知症の早期発見・早期支援及び認知症の方を地域で支え合う体制整備に努めます。

施策４	
介護予防・生きがいづくりの推進	高齢者が健康を維持し、自分の能力を活かして地域社会への積極的な参加ができるよう、介護予防の普及啓発及び地域で介護予防体操などを行う通いの場の活動推進、知識を高める事業や社会に貢献する事業及び生活に潤いを与える事業の充実に努めます。

■主要事業

事　業　名	事　業　概　要
生活支援の推進	・生活支援体制整備事業 ・介護予防・日常生活支援総合事業〔内「介護予防・生活支援サービス事業」〕
要援護高齢者に対する相談支援の強化	・地域包括支援センター体制整備事業
在宅療養の支援強化	・在宅医療・介護連携拠点事業
認知症施策の推進	・認知症施策推進事業 ・認知症サポーター養成事業
介護予防・生きがいづくりの推進	・介護予防・日常生活支援総合事業〔内「一般介護予防事業」〕 ・生きがい対応型デイサービス事業 ・高齢者クラブ助成事業 ・ふれあいいきいきサロン事業

■主な所管部署

高齢福祉課　健康増進課　社会福祉協議会

介護予防体操教室

第5項 セーフティネットとしての社会保障制度の適正な運営

2-4-5

■基本方針

誰もが生涯にわたって健康で安定した生活を送るために、適切な社会保障制度の運用や、相談体制の充実を図るとともに、国民健康保険制度や介護保険制度の適正な運営を行います。

また、生活保護制度の適正な運用により、健康で文化的な最低限度の生活を保障し、自立に向けて継続的な支援を推進します。

■現状と課題

✧ 本市の平成28年度末現在における社会保障制度の状況は、国民健康保険被保険者数が37,716人、後期高齢者医療被保険者数が18,513人、介護保険は居宅介護（支援）サービス受給者数3,599人、施設介護サービス受給者数1,062人、国民年金は、被保険者数27,917人となっています。また、生活保護受給者は、1,028世帯、1,239人となっています。

✧ 国民健康保険制度は、長年にわたり地域住民の医療の確保と健康の保持増進に大きく貢献してきましたが、増大する医療費、少子高齢化の進展等を背景に、国民皆保険を将来にわたって堅持し、制度の安定的な運営が可能となるよう、平成30年度から、都道府県と市町村とが共に国民健康保険の運営を担うことになりました。都道府県は財政運営の責任主体となり、市町村はこれまでどおり、地域住民に身近な関係の中で地域におけるきめ細かい事業を行う必要があります。

✧ 国民健康保険税の収納率は低迷しており健全財政を確保するため収納率向上が課題となっています。

✧ 後期高齢者の医療費は、高齢化の進展や医療の高度化等に伴い、今後、ますます増大することが見込まれています。後期高齢者が安心して医療を受けられるよう後期高齢者医療制度を維持していくために、医療費の適正化や健康診査事業の強化が求められています。

✧ 介護保険については、高齢化の進展により介護サービス利用者が急増し、介護給付費の急速な増加に伴い介護保険料が上昇しています。また、サービス提供事業所の職員不足等によるサービスの質の低下が懸念されています。介護が必要になったとき、市民が安心して利用できるように、介護サービスの質の向上、情報の提供及び介護サービス基盤の適正な整備を促進することが重要になっています。

✧ 医療福祉制度として、子育て世帯、重度心身障害者及び妊産婦に対して、医療費の公費助成により負担軽減を図り、必要とする医療を受けられるよう医療環境の充実が求められています。

✧ 国民年金は国民共通の基礎年金として、充実・安定を基本とした制度であり、増加する未納者への対策が求められています。

✧ 所得環境の厳しさや高齢化の進行により生活困窮者が増加傾向にあり、相談支援体制や自立支援策の強化が求められています。

■国民健康保険の推移

区分＼年度	24	25	26	27	28
住民基本台帳人口（年度末）（人）	145,843	145,125	144,532	143,726	143,182
国保被保険者数（年度末）（人）	44,093	42,827	41,545	40,198	37,716
国保被保険者数（年度平均）（人）	44,537	43,687	42,537	41,022	39,172
国保世帯数（年度末）（世帯数）	24,735	24,353	23,950	23,621	22,747
加入率（年度末）（%）	30.2	29.5	28.7	28.0	26.3
総受診件数（件）	613,049	615,551	614,432	610,996	590,086
医療給付費用額（円）	12,418,938,454	12,610,417,590	12,619,191,531	12,682,632,364	12,339,477,093
一人当たり費用額（円）	278,845	288,654	296,664	309,167	315,008
保険税現年度調定額（円）	4,098,288,300	4,065,314,800	4,135,979,900	4,027,202,310	3,868,014,700
一人当たり調定額（円）	92,020	93,055	97,233	98,172	98,744

資料：国保年金課

■後期高齢者医療の推移

区分＼年度	24	25	26	27	28
後期高齢者医療被保険者数（年度末）（人）	16,113	16,569	17,090	17,734	18,513
後期高齢者医療被保険者数（年度平均）（人）	15,766	16,277	16,754	17,313	18,055
総受診件数（件）	424,602	446,056	467,777	486,912	506,802
医療給付費用額（円）	12,588,210,378	13,305,985,461	13,901,142,990	14,261,056,350	14,741,366,992
一人当たり費用額（円）	798,440	817,472	829,721	823,720	816,470
保険税現年度調定額（円）	1,039,606,100	1,081,648,700	1,097,328,600	1,095,722,600	1,166,723,800
一人当たり調定額（円）	65,940	66,453	65,497	63,289	64,621

資料：国保年金課

基本計画 ● 第2章 第4節 ふれあいとあたたかいまちづくり

■要介護・要支援認定者の推移

（各年４月１日現在、単位：人）

年＼区分		要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合 計	認定率（%）
25	第1号	392	479	1,049	986	717	638	543	4,804	13.9
	第2号	5	17	39	32	16	22	20	151	－
	計	397	496	1,088	1,018	733	660	563	4,955	－
26	第1号	458	503	1,131	1,032	743	646	558	5,071	14.2
	第2号	10	11	39	29	16	15	27	147	－
	計	468	514	1,170	1,061	759	661	585	5,218	－
27	第1号	407	539	1,203	1,089	799	693	551	5,281	14.3
	第2号	8	12	39	32	14	17	27	149	－
	計	415	551	1,242	1,121	813	710	578	5,430	－
28	第1号	431	497	1,280	1,127	836	772	552	5,495	14.5
	第2号	12	9	43	31	12	16	20	143	－
	計	443	506	1,323	1,158	848	788	572	5,638	－
29	第1号	429	532	1,314	1,219	897	759	578	5,728	14.8
	第2号	8	14	37	38	10	14	15	136	－
	計	437	546	1,351	1,257	907	773	593	5,864	－

※上記の区分のうち，第１号は65歳以上で認定を受けた方，第２号は40歳から64歳で老化が原因とされる特定の病気により認定を受けた方。

資料：高齢福祉課

■生活保護の推移

（各年度末現在）

区分＼年度		24	25	26	27	28
世帯数	（世帯）	931	975	987	1,015	1,028
受給者数	（人）	1,164	1,204	1,203	1,234	1,239
保護率	（‰）	8.2	8.5	8.5	8.8	8.9
年間扶助費	（千円）	2,231,397	2,222,562	2,302,466	2,307,901	2,302,252

資料：社会福祉課

■成果指標・目標値

指　　標	現状値	目標値	主体ごとの役割		
			市　民	事業者	行　政
国民健康保険税収納率（現年度分）	87.85%	92%	◎	△	◎
国民健康保険事業の健全化への取組状況を表す指標です。茨城県国民健康保険運営方針の現年度分目標収納率を目標とします。					
施設入所待機者の割合	3.74%	1.87%	○	◎	◎
介護サービス事業所の適正な整備の取組状況を表す指標です。介護サービスの適正な基盤整備を促進するとともに、在宅サービスの充実を図り、施設入所待機者の解消を目指します。					

■施策の内容

施策１

国民健康保険制度	国民健康保険被保険者の納税意識の高揚、収納率向上、納税相談の充実及びジェネリック医薬品の利用促進などの医療費の適正化に努め、国保財政の健全化を図ります。 治療重点の医療から疾病の予防を重視した保健医療体系への転換を図り、糖尿病、高血圧症、高脂血症といった生活習慣病の予防に着目した特定健診及び特定保健指導を充実強化します。

施策２

後期高齢者医療制度	後期高齢者への適切な医療を確保するために、後期高齢者医療広域連合などの関係機関と連携を図りながら、医療費の適正化に努めます。 また、生活習慣病予防のための健康診査を実施するほか、健診費の補助により負担軽減を図り、受診を促進します。

施策３

介護保険制度	安心して介護保険が利用できるよう、介護サービスの質の向上を目指します。住み慣れた地域で24時間・365日安心して暮らせるよう、介護サービスの基盤整備を促進するとともに、サービス事業所の内容開示や介護情報の提供、ケアマネジャーとの連携を強化し、より良いサービスが選択できる環境づくりに努めます。 また、介護保険事業計画を３年ごとに見直し、市民のニーズに即した施策を展開するとともに、適切な介護保険料の設定及び低所得者への対応を図り、安定した介護保険制度の運営に努めます。

施策４

医療福祉制度	子育て世帯の医療費の軽減対策を行い、安心して子育てできる環境の充実を図るとともに、ひとり親家庭、重度心身障害者及び妊産婦に対しても引き続き医療費の助成を行い、負担軽減を図ります。

施策５

国民年金制度	日本年金機構と協力・連携を図りながら、広報紙や年金パンフレット等を用いた制度の啓発活動を行うとともに、窓口相談の充実を図ります。

施策６	
生活保護制度	低所得者世帯への相談支援体制の充実を図るとともに、病状調査や診療報酬明細書点検の徹底、自立・就労支援の強化、関係機関等との連携による適正実施に努め、生活の支援を図ります。

施策７	
生活困窮者自立支援	生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対し、自立相談支援事業の実施、住居確保給付金の支給その他の支援を行います。

■主要事業

事　業　名	事　業　概　要
国民健康保険	・医療費適正化の推進
後期高齢者医療	・健康診査事業、疾病予防事業（人間ドック・脳ドック受診等）の推進
介護保険	・介護保険の適正な運営
医療福祉費助成事業	・妊産婦、小児、ひとり親家庭の父子・母子、重度心身障害者を対象とした医療費の助成
国民年金	・国民年金制度の啓発
生活保護	・被保護世帯の自立支援と保護の適正実施 ・相談支援体制の充実
生活困窮者自立支援事業	・自立相談支援事業と住居確保給付金の適正な実施 ・学習支援事業の実施

■主な所管部署

社会福祉課　高齢福祉課　国保年金課　健康増進課　社会福祉協議会

第６項　健康といのちを守る保健活動・医療体制の充実

2-4-6

■基本方針

市民一人ひとりが健康で生きがいのある生活を送るために、食生活の改善や健康管理に対する意識啓発と、疾病予防のための保健指導の充実とともに、母子保健や子育て支援の推進を図ります。

また、地域内の医療拠点に対し、支援することにより、地域医療体制の充実を図ります。

■現状と課題

✧ 高齢者人口の急速な増加や昨今の食生活をめぐる環境の変化等に伴い、本市においても、「がん」「心疾患」「脳血管疾患」に加え、重大な合併症を引き起こす恐れのある糖尿病などの生活習慣病対策は、市民が生涯を通し健康でいきいきと生活する上で重要な課題となっていることから、「第２次健康つちうら21（健康増進計画・食育推進計画）」を推進し健康寿命の延伸を図っていくこと必要があります。

✧ 育児の孤立化など子どもと子育てを取り巻く環境が大きく変化している中、未来を担う子どもが心身ともに健やかに成長するため、また、その家族が安心して子育てができるよう、妊娠期からの切れ目ない保健サービスにより支援していくことが求められています。

✧ 乳幼児の予防接種制度は変化しており、適切な情報提供を通し、各種予防接種率の向上が求められています。新たな感染症対策においては、保健所や医療機関など関係機関と連携し、迅速に対応する必要があります。

✧ 救急医療対策については、休日・夜間における市民の医療についての安心感を高めるため、継続して救急医療体制の充実を図る必要があります。

✧ 誰もが住み慣れた地域で安心して医療を受けるためには、病診連携の充実など地域医療提供体制を確保していくとともに、市民に対し「かかりつけ医」「かかりつけ歯科医」「かかりつけ薬剤師」を持つことを推奨し、気軽に相談できる体制づくりが必要となっています。

■妊娠届出数及び妊婦・乳幼児健診の実施状況

（単位：人）

区分＼年度		19	20	21	22	23	24	25	26	27	28
妊娠届出数		1,315	1,296	1,289	1,321	1,238	1,288	1,225	1,172	1,136	1,141
妊婦委託健康診査		2,362	6,586	14,019	14,731	14,683	14,344	13,756	13,876	13,166	12,698
乳児委託健康診査		1,858	1,721	1,678	1,544	1,605	1,687	1,694	1,599	1,588	1,443
4か月児健康診査		1,163	1,186	1,120	1,130	1,179	1,094	1,132	1,107	1,037	1,028
1歳6か月児健康診査		1,198	1,211	1,182	1,158	1,095	1,177	1,088	1,089	1,102	1,047
3歳児健康診査		1,177	1,099	1,186	1,130	1,205	1,057	1,049	1,114	1,069	1,081
おやこの歯科健診	子	685	685	734	748	645	728	771	738	759	769
	母	379	379	334	346	340	349	355	356	391	369

資料：健康増進課

■基本健康診査・がん検診等の実施状況

（単位：人）

区分＼年度	24	25	26	27	28
さわやか健康診査	641	602	557	498	669
特定健康診査	8,503	8,570	9,212	9,733	9,953
後期高齢者健康診査	1,885	1,939	2,082	2,318	2,583
胃がん検診	3,751	3,846	3,713	3,636	3,475
子宮がん検診	3,963	4,007	4,848	3,810	3,610
乳がん検診	3,266	3,847	3,678	3,495	3,852
大腸がん検診	5,658	6,105	5,880	6,225	5,924
胸部検診	6,299	6,348	6,865	6,857	7,117
内喀痰検診	102	118	99	115	51
前立腺がん検診	1,874	1,987	2,096	2,234	2,326
腹部超音波検診	2,131	2,080	2,143	2,199	2,309
骨粗鬆症検診	1,590	1,485	1,435	1,485	1,374

資料：健康増進課

■予防接種の実施状況

（単位：人）

区分＼年度	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28
ヒブ	―	―	―	―	4,677	4,582	4,814	4,855	4,378	4,132
小児用肺炎球菌	―	―	―	667	5,525	4,924	4,770	4,685	4,314	4,160
４種混合	―	―	―	―	―	847	3,625	4,518	4,474	4,269
３種混合	5,426	5,182	4,838	4,982	5,039	3,980	1,258	214	5	1
ポリオ（生ワクチン）	2,422	2,527	2,278	2,257	1,970	1,203	―	―	―	―
不活化ポリオ	―	―	―	―	―	3,439	1,424	634	136	81
ＢＣＧ	1,249	1,264	1,151	1,182	1,178	1,071	1,081	1,110	1,088	1,041
麻しん・風しん混合（１期２期）	2,505	2,363	2,429	2,299	2,266	2,409	2,244	2,267	2,154	2,150
水痘	906	975	844	1,003	1,037	1,092	1,147	2,476	2,311	2,045
日本脳炎	541	707	2,114	5,286	8,094	5,605	4,860	5,684	5,347	5,157
２種混合（学校集団接種）	1,317	1,389	1,337	1,332	1,337	1,321	―	―	―	―
２種混合（個別接種）	―	―	―	―	―	59	936	1,094	893	1,019
子宮頸がん予防	―	―	―	505	4,505	2,095	537	30	10	10
ロタウイルス	―	―	―	―	―	―	―	1,663	1,612	1,636
おたふくかぜ	1,093	1,186	1,025	1,256	1,161	1,330	1,358	1,405	1,375	1,260
小児インフルエンザ	―	―	―	―	16,159	15,759	15,480	14,911	14,273	13,981
成人用肺炎球菌	―	―	―	―	―	1,984	2,483	12,208	2,867	2,364
高齢者インフルエンザ	17,535	18,779	18,313	19,302	18,743	19,010	19,392	21,065	20,037	21,140
Ｂ型肝炎	―	―	―	―	―	―	―	―	―	1,584

資料：健康増進課

■主要死因別死亡者数の推移

年度＼区分		悪性新生物	心疾患	脳血管疾患	肺　炎	老　衰	不慮の事故	自　殺	その他	計
24	人数（人）	420	188	132	125	108	52	30	381	1,436
	構成比（%）	29.3	13.1	9.2	8.7	7.5	3.6	2.1	26.5	100
25	人数（人）	395	208	142	112	118	60	42	369	1,446
	構成比（%）	27.4	14.4	9.8	7.7	8.2	4.1	2.9	25.5	100
26	人数（人）	400	211	148	119	124	46	31	381	1,460
	構成比（%）	27.3	14.5	10.1	8.2	8.5	3.2	2.1	26.1	100

資料：土浦保健所

■成果指標・目標値

指　　標	現状値	目標値	主体ごとの役割		
			市　民	事業者	行　政
３歳児健康診査受診率	97.7%	98.0%	◎	△	◎
乳幼児期の保健事業の成果を表す指標です。子ども・子育て支援事業計画に用いた指標で、乳幼児の健康増進を図るため、健診受診率の現状値の維持を目標とします。					
食生活改善推進員・運動普及推進員数	286人	315人	◎	△	◎
市民・地域・行政が協働しながら健康づくりを推進する指標です。10%増の315人を目標とします。					

■施策の内容

施策１	
健康づくりの推進	健康づくりのための地区組織である食生活改善推進員や運動普及推進員の育成及び活動支援を図り、地域住民が自ら健康づくりに取り組む体制の充実を図ります。 また、保健指導や健康教育の充実を図り生活習慣病を予防するとともに、健康診査や各種がん検診の受診率を高め、疾病の早期発見に努めます。

施策２	
母子保健の充実	妊娠期・出産期・乳幼児期を通じた切れ目のない保健サービスにより、子どもと子育て家庭の心身の健康保持・増進が確保されるよう、健康診査、その他の母子保健事業の充実を図ります。

施策３	
感染症予防対策の推進	各種予防接種の接種率の向上に努めます。 新型インフルエンザ等の新たな感染症や大規模災害発生時の感染症予防の充実を図ります。

施策４	
救急医療体制の充実	医師会、歯科医師会及び関係医療機関との連携により、初期救急医療体制として休日緊急診療所や休日の在宅当番医制など、休日・夜間の緊急診療体制の充実を図るとともに、第二次救急[1]医療体制として病院群輪番制[2]の充実に努めます。 私的二次救急告示医療機関に対し、救急搬送件数に応じた支援を行うことで救急搬送受け入れ体制の円滑化を図ります。

[1] **二次救急**　入院や手術を必要とする患者が対象となる救急医療のこと。
[2] **病院群輪番制**　地域内の病院群が共同連帯して、輪番制方式により休日・夜間等における重症救急患者の診療を受け入れる体制を整備すること。

施策５	
地域医療の充実	筑波大学と連携して地域医療提供体制のあり方や医師の定着促進を図るため寄附講座を継続するとともに、核となる病院と「かかりつけ医」との連携を強化促進し、地域医療体制の充実を図ります。 公的医療機関の運営経費に対して助成し､医療体制の強化を図ります。

■主要事業

事　業　名	事　業　概　要
健康増進施策の推進	・第２次健康つちうら21に基づく施策の推進、次期計画の策定
生活習慣病予防対策の推進	・健康診査及び各種がん検診等の充実 ・生涯にわたる食育の推進 ・健診結果を活かした健康教育、健康相談など生活習慣病予防対策の推進
母子保健の充実	・子育て世代包括支援センターとの連携の推進 ・妊婦健康診査・マタニティ教室等妊娠・出産期の保健事業の推進 ・乳幼児健康診査・相談事業・乳児家庭全戸訪問事業の充実 ・訪問指導・電話相談等による個々に寄り添った支援の充実
予防接種事業の充実	・各種予防接種接種率向上のための普及啓発 ・安全な事業実施推進のための体制管理
救急医療体制の充実	・地域医療対策事業（病院群輪番制病院事業･休日緊急診療事業） ・休日緊急診療所運営事業 ・救急医療体制強化支援事業
地域医療体制の充実	・医療体制強化事業（寄附講座） ・公的医療機関運営支援事業

■主な所管部署

こども福祉課　健康増進課

乳幼児健康診査

第７項　誰もが安全で快適に暮らせるバリアフリーの推進

2-4-7

■基本方針

高齢者、障害者、妊婦や子ども連れの人など、全ての人が移動に不自由なく、安全かつ快適に生活し、活動できる共生社会を実現するため、公共施設や道路等のバリアフリー化を推進します。

■現状と課題

✧ ノーマライゼーション[1]の理念に基づき、高齢者や障害者をはじめ、全ての人が移動における障害を感じることなく、社会の一員として自立し、様々な分野に自由に参加し、世代を超えて交流できる環境を整えていく必要があります。

✧ 全ての市民が生き生きと社会参加ができ、快適に生活することができるバリアフリーなまちづくりを全市的・総合的に進めていく必要があります。

✧ やさしい心の醸成のためには、小中学校で身の回りのバリアフリーについての学習を進めるなど、共生社会の形成に向けた意識の高揚が必要になります。

■成果指標・目標値

指　　標	現状値	目標値	主体ごとの役割		
			市　民	事業者	行　政
バリアフリー特定事業着手率	65.6%	85.0%	○	◎	◎
バリアフリー特定事業計画における取組成果の指標です。重点区域として位置付けた土浦駅・荒川沖駅・神立駅周辺地区内の施設・道路等のバリアフリー化を図り、高齢者、障害者を含む全ての人が安全で快適に暮らせるまちづくりを目標としています。					

■施策の内容

施策１	
総合的なバリアフリーの推進	バリアフリー基本構想において重点整備地区に位置付けた、土浦、荒川沖、神立の３駅周辺を中心に、公共施設や民間施設、道路等のバリアフリー化を図ります。特に、歩車道境界部の構造については、土浦仕様の徹底を図ります。

[1] **ノーマライゼーション**　障害者や高齢者など社会的に不利を受けやすい人々（弱者）が、社会の中で他の人々と同じように生活し、活動することが社会の本来あるべき姿であるという考え方。

施策２	
やさしい心の醸成	小中学校で、道徳や総合的な学習の時間、特別活動などの時間に福祉教育の推進を図ります。 ボランティア活動や疑似体験学習、地域の高齢者との交流など体験的な活動を小中学校で行い、相手を思いやる心や助け合いの心を育てます。

■主要事業

事　業　名	事　業　概　要
総合的なバリアフリーの推進	・バリアフリー特定事業の推進
やさしい心の醸成	・バリアフリー教室

■主な所管部署

都市計画課　指導課　社会福祉協議会

第5節

環境を重視するまちづくり

桜川エコアドベンチャーツアー

第１項　環境負荷が少ない持続可能な社会環境の保全

2-5-1

■基本方針

本市の恵まれた環境を後世に引き継いでいくため、市民・事業者・行政の三者の協働により環境基本計画を推進するとともに、温室効果ガスの削減や省エネルギー化の取組により、市内の環境負荷の低減に努めます。

また、環境にやさしいライフスタイルの定着など、地域から取り組む地球環境の保全意識の普及啓発に努めます。

■現状と課題

✧ 環境保全に対する市民・事業者の関心は高く、自主的な環境美化活動が展開されています。今後も、市民・事業者・行政の三者が連携を強め、環境基本計画の推進を図り、恵まれた良好な環境を後世に引き継いでいく必要があります。また、環境基本計画の推進にあたっては、適正な運用管理を継続していく必要があります。

✧ 地球温暖化などの地球規模の環境問題は、私たちの身近な日常生活や事業活動が要因となっていることから、市民・事業者・行政が省エネルギーの推進を図るとともに、新エネルギー[1]等の導入を進めるなど、環境の保全を図る必要があります。

✧ 市も一事業者との認識のもと、土浦市役所環境保全率先実行計画を環境マネジメントシステム（以下、つーチャンＥＭＳとする）で管理し、環境負荷の低減を図る必要があります。

■成果指標・目標値

指　　標	現状値	目標値	主体ごとの役割		
			市　民	事業者	行　政
温室効果ガス排出量	263万t	249万t	◎	◎	◎
土浦市地球温暖化防止行動計画で定めた、本市における温室効果ガスの総排出量を2005年度比2020年度に6.2％削減を中期目標とします。長期目標は2005年度比2050年度に73％削減。					

[1] **新エネルギー**　バイオマス、太陽熱利用、雪氷熱利用、地熱発電、風力発電、太陽光発電など、再生可能エネルギーのこと。

■施策の内容

施策１	
環境基本計画の推進と進行管理	市の取組については、リーディング プロジェクトを設定し、数値目標等に基づく進行管理を行うとともに、市民・事業者の取組については広範なＰＲによる確実な推進を図ります。また、環境計画進行管理委員会により、計画の進捗状況を管理します。

施策２	
市民・事業者・行政の三者協働による施策の推進	市民・事業者・市民団体の代表で組織されている環境基本計画推進協議会との協働を中心として、市民・事業者・行政が一体となった、地域ぐるみの環境活動を推進します。

施策３	
地球環境の保全	低炭素社会の構築に向け、地球温暖化防止行動計画に位置付けた取組を推進し、温室効果ガスの削減を図ります。

施策４	
エネルギー対策の推進	エネルギー対策を地域から推進するため、省資源、省エネルギーの取組をさらに進めるとともに、新エネルギー等についても更なる活用を検討し、エネルギー対策の推進を図ります。

施策５	
環境負荷の低減	市役所自らが一つの事業所としての立場に立ち、土浦市役所環境保全率先実行計画をつーチャンＥＭＳにより管理し、自らが行う事務事業における環境負荷の低減を図ります。

■主要事業

事　業　名	事　業　概　要
環境に配慮した施策・事業の実施	・低炭素社会の推進、霞ケ浦の保全・再生、循環型社会の推進等
良好な環境の保全・創造	・環境イベントの開催等
温室効果ガス排出量の削減	・地球温暖化防止啓発事業の実施
エネルギー対策	・省エネ啓発事業の実施、バイオマスタウン構想
土浦市役所から排出する温室効果ガス排出量・エネルギー使用量の削減	・土浦市役所環境保全率先実行計画に基づくつーチャンＥＭＳの管理

■主な所管部署

環境保全課

第２項　恵まれた豊かな自然環境の保全・継承

2-5-2

■基本方針

本市は、霞ケ浦から筑波山麓に至る豊かな自然環境に恵まれています。こうした広大な水辺空間や里山などの自然環境の保全のため、環境保全意識の普及啓発に努めます。

また、世界湖沼会議の開催を契機とした霞ケ浦の水質浄化対策の更なる充実、市民による環境保全活動の一層の支援に努めます。

■現状と課題

✧ 里山や筑波山麓の豊かな山林は、生態系を支える重要な自然であるとともに、本市の自然環境を特徴づける重要な資源です。これらの豊かな緑も都市化などにより年々減少していく状況にあることから、様々な恵みをもたらしてくれる、これらの豊かな緑を保全し、次世代に継承していく必要があります。

✧ 平成30年に第17回世界湖沼会議の本県開催を控える中、霞ケ浦をはじめ、河川の多くの地点で水質に関する環境基準が未達成となっており、特に霞ケ浦の水質改善は、本市を含む流域自治体全体の重要課題となっています。一方、市街地を流れる新川や備前川では道路や市街地からの面源負荷による水質汚濁が課題となっています。更なる生活排水対策を強化するとともに、農業における施肥の適正化、自然浄化能力の向上などを推進し、市民生活に潤いを与える豊かな水郷としての環境を地域で維持、保全、育成していく仕組みの構築を図る必要があります。

✧ 私たちを取り巻く環境問題に対して正しい認識と知識を持ち、環境問題や環境保全活動に対する意識を高めていく必要があります。また、人と自然が触れ合うことが少なくなった現在、本市の将来を担う子どもたちが環境について学ぶ機会を充実させていく必要があります。

✧ 環境保全行動を実践する市民・事業者に対し環境学習の場を提供していく必要があります。生涯学習や事業所における研修等においても、環境教育・環境学習を導入し、市民・事業者の積極的な参加を促すとともに、人材の育成・活用を図る必要があります。

✧ 公害の未然防止のため、各種規制基準等が定められ、工場・事業場では、これらを遵守して事業活動を行っています。今後も確実な遵守及び監視等を行っていくことが必要となっています。また、日常生活によって生じる公害苦情や相談が増加傾向にあることから、市民が健康で快適に暮らせる生活環境の維持・向上に向けて、環境基準の達成及びその維持を図るとともに、都市・生活型公害の防止に向けて取り組む必要があります。

■霞ケ浦の水質（COD※）　（単位：mg /L）

水域＼年度	24	25	26	27	28
西　　浦	7.5	6.6	6.6	7.8	6.8
北　　浦	8.3	7.3	7.5	8.9	7.8
常陸利根川	8.0	6.7	7.3	8.3	7.2
平　　均	7.8	6.8	7.0	8.2	7.2

資料：茨城県環境対策課

※COD：Chemical Oxygen Demandの略。化学的酸素要求量という意味で、水の汚れの度合いを表す値として用いられ、酸化剤（過マンガン酸カリウム）を使用して測定する。COD値が高いと、水中の物質が酸素を奪うことにより水中の酸素が足りなくなり、魚の生息が難しくなり、自然浄化作用も止まってしまう。

■成果指標・目標値

指　　標	現状値	目標値	主体ごとの役割		
			市　民	事業者	行　政
基準超過事業場割合	23%	0%	△	◎	◎
事業所系排水対策への取組状況を表す指標です。監視検査の実施と基準超過事業所ゼロを目標とします。					
廃食用油回収量	18,000ℓ	20,000ℓ	◎	◎	◎
生活排水対策意識の普及状況を示す指標です。民間店舗等の協力により廃食用油の回収量を増加させることを目指します。					
出前講座実施校数	11校	17校	○	△	◎
環境学習の普及状況を表す指標です。市内全小学校での実施を目指します。					

■施策の内容

施策１

自然環境の保全	水辺や里山などの自然とのふれあいを通じて、自然環境の保全などへの関心を高め、豊かな生態系が保たれる水郷の環境を地域で維持、保全、育成していく仕組みを築き、次世代へと引き継ぐことが求められています。 また、本市及び筑波山周辺の５市の地域一帯が筑波山地域ジオパークとして日本ジオパークに認定されました。本市には５ヶ所のジオサイトが設定されており、その保全・活用を検討します。

施策２

霞ケ浦の保全・再生	水質浄化のため、生活排水や工場・事業場排水対策の強化、公共下水道・農業集落排水・高度処理型浄化槽事業の推進に加え、国などが進める自然再生の取組や県による流入河川の浄化対策の推進など広域的な水質浄化対策についても、国･県･流域市町村及び霞ケ浦問題協議会との連携を強化します。 平成30年に本県で開催される第17回世界湖沼会議を契機に、住民、農林漁業者、事業者、研究者、行政など様々な主体が役割分担のもと、連携を強化し、湖沼問題解決の新たな進展につなげ、持続可能な生態系サービスを目指します。

施策３	
環境教育の推進	環境意識の醸成を図るため、あらゆる市民が環境学習へ参加する機会を充実させるとともに、次代の本市を担う子どもたちに、学校などにおいて環境教育を展開し、幼少期から環境について、考える機会の充実を図ります。

施策４	
環境保全意識の啓発と場の整備	関係機関及び市民団体等との連携強化に努めるほか、学校教育や生涯学習を通じて環境教育を推進し、環境保全意識の啓発を図ります。 また、環境学習や情報人材交流の拠点として、茨城県霞ケ浦環境科学センターの活用を図ります。

施策５	
環境情報の収集と提供	公共用水域の水質測定、自動車騒音常時監視等の環境調査を定期的に実施し、監視を強化するとともに、収集した環境情報を各種環境教育の場や、環境白書、市ホームページなどを通じて周知を図ります。 また、環境基準が守られていない場合は、国や県など関係機関と連携し、改善に向けて対策を講じます。

■主要事業

事　業　名	事　業　概　要
環境保全対策	・残土条例の適正な運用による環境の保全
霞ケ浦の水質浄化	・生活排水対策推進計画の見直し ・廃食用油の拠点回収事業の推進 ・事業所の立入検査や改善指導による規制基準の遵守の徹底 ・第17回世界湖沼会議サテライト会場の運営
環境教育の推進	・学校における環境教育・学習の推進 ・子どもに対する地域等における環境教育・学習の推進 ・大人に向けた環境学習の推進
環境保全意識の啓発	・茨城県霞ケ浦環境科学センターとの連携による環境教育の推進
環境情報の収集と提供	・公共用水域水質測定、自動車騒音常時監視の実施

■主な所管部署

環境保全課　環境衛生課　商工観光課　下水道課

第３項　資源循環型社会づくりの推進

2-5-3

■基本方針

循環型社会の形成のため、ごみ処理体制の充実と併せて、ごみの減量化とリサイクル活動の更なる推進を図ります。ごみ処理施設の適切な維持管理を図るとともに、市民・事業者・行政の協働・連携のもと、ごみの発生・排出の抑制と資源化を推進します。

また、環境教育の充実を図り、市民の環境意識の高揚に努めます。

■現状と課題

✧ ごみ処理については、社会経済情勢等の動向や生活様式の変化に即したごみ処理体制や、各種リサイクル法に対応した循環型社会の形成が強く求められています。

✧ 本市のごみ量は、減少傾向にありますが、更なる循環型社会の形成に向け「第２次ごみ処理基本計画（後期計画）」に基づいた施策を着実に推進し、継続的にごみの減量化を図っていく必要があります。また、市民･事業者･市はそれぞれの役割を認識するとともに、協働･連携することにより、ごみの発生抑制や資源化に取り組むことが重要です。

✧ ごみ処理施設については、現在の焼却施設が稼働開始から25年を経過しており、基幹的設備の改修、及びごみの減量による焼却炉の使用時間の減少により、施設の延命化を図っています。これに併せて、適正な維持管理を行っていく必要があります。

✧ 管理型最終処分場については、焼却灰を安全に処理するため、適切な覆土や堰堤工事の実施、水処理施設の設備の点検、補修など、計画的な維持管理を行っていく必要があります。また、ごみの減量・リサイクルの推進により施設の延命化を図っていますが、今後の施設のあり方について検討し、計画化して行く必要があります。

✧ 新治地区は、ごみ処理体制が異なるため、今後も制度の整合を図っていくとともに、市内全域の一体的な処理を検討する必要があります。

■ごみ処理の状況

区分＼年度		24	25	26	27	28
人口	人	143,404	142,567	142,059	141,246	140,226
排出量	t／年	61,663	60,919	60,392	58,082	56,743
１人１日ごみ排出量原単位	g／人・日	1,178	1,171	1,165	1,124	1,109
家庭系原単位	g／人・日	821	815	803	757	747
事業系原単位	g／人・日	357	356	362	367	362
リサイクル率	%	11.3	12.1	11.9	21.7	20.7

※人口は平成22年国勢調査に基づく各年度10月１日現在の常住人口　　**資料：環境衛生課**

■し尿処理の状況　（単位：kl、%）

区分＼年度		23	24	25	26	27	28
し尿	収集量	4,301	4,187	3,867	3,724	3,610	3,407
	伸び率	△7.53	△2.65	△7.64	△3.70	△3.06	△5.62
浄化槽汚泥	収集量	7,282	6,840	6,948	6,795	6,705	6,839
	伸び率	5.69	△6.07	1.58	△2.20	△1.32	2.00
合計	収集量	11,583	11,027	10,815	10,519	10,315	10,246
	伸び率	0.36	△4.80	△1.92	△2.74	△1.94	△0.67

資料：環境衛生課

■成果指標・目標値

指　　標	現状値	目標値	主体ごとの役割		
			市　民	事業者	行　政
ごみの減量化目標	58,082t	47,806t（17.7%）	◎	◎	◎
市全体のごみ排出抑制への取組を測る指標です。平成28年度に第２次土浦市ごみ処理基本計画（後期計画）を策定し、平成27年度を基準に平成33年度にごみ排出量を約18%削減する数値目標とします。					
資源化目標	21.7%	24.6%	◎	◎	◎
ごみの資源化を測る指標です（リサイクル率）。平成28年度に第２次土浦市ごみ処理基本計画（後期計画）を策定し、平成27年度を基準に平成33年度に資源化率を約25%とする数値目標とします。					

■施策の内容

施策１

廃棄物等の発生及び排出抑制の推進	市・市民・事業者は、協働・連携してごみの発生抑制や資源化に取り組みます。 ごみ減量化の推進及び市民の意識改革を図ることを目的として、ごみ処理有料化の導入を行います。 なお、有料化にあたっては、分別収集について改めて周知するとともに、新たな分別品目の調査など、更なる資源化を推進します。また、定期的に制度の実施状況及びその効果について点検・見直しを行い、制度の適正な運用を図ります。

施策２

資源物のリサイクル推進の強化	生ごみ分別収集（メタン発酵処理）・プラスチック製容器包装分別収集・ごみ処理有料化の実施及び子ども会廃品回収等の集団回収への支援などにより、分別収集の強化を図り、資源物のリサイクルを推進します。また、食品ロスの削減について、市･市民･事業者が連携して行える減量化の方策等を検討します。 事業系ごみにおける紙類などの排出抑制・資源化の推進のため、リサイクルルートの構築やゼロエミッション社会[1]を目指した施策を展開します。また、多量排出事業者に対しては、必要な減量化の助言・指導を行います。

施策３

安全かつ適正な処理体制の確立	焼却施設及び最終処分場等のごみ処理体制を充実するとともに、処理困難物の適正処理のため、関係機関等との連携を強化します。

施策４

環境（ごみ）教育の推進	ごみの減量、リサイクル等の意識の向上を図るため、インターネット、広報紙、各種イベント等での啓発事業を推進するとともに、出前講座及び小中学校における総合学習等、環境教育を推進します。

施策５

市民・事業者・市の三者による協働	市民は排出者としての自覚やライフスタイルの見直しを、事業者はごみの適正処理やゼロエミッションを目指す排出責任を、市はごみを出さない仕組みづくりやごみの適正処理・処分を行い、三者が協働・連携して行動することでごみの減量・リサイクルを推進します。

施策６

最終処分場の適正管理の推進	最終処分場の施設の適正な維持管理に努め、周辺環境に配慮した施設の適正な運営を図るとともに、今後の施設のあり方について検討し、計画化します。

施策７

施設の延命化対策	焼却施設並びに最終処分場における設備機器の経年劣化や老朽化に対し適切な維持管理と補修を行います。また、焼却施設については、基幹的設備を改修することで施設の延命化を図ります。最終処分場については、今後の施設のあり方について検討し、計画化するとともに、更なるごみの減量化に努め、施設の延命化を図ります。

[1] **ゼロエミッション社会**　産業活動から排出される廃棄物などすべてを、ほかの産業の資源として活用し、全体として廃棄物を出さない生産のあり方を目指す構想、考え方。

■主要事業

事　業　名	事　業　概　要
第２次土浦市ごみ処理基本計画（後期計画）の推進	・第２次土浦市ごみ処理基本計画（後期計画）における各種施策の推進
ごみの減量化・リサイクルの推進	・分別収集の拡大 ・情報提供と啓発事業の展開 ・一般廃棄物有料化事業
清掃センター主要設備の大規模改修	・ごみ焼却施設整備事業

■主な所管部署

環境衛生課

第４項　環境美化と環境衛生の推進

2-5-4

■基本方針

市民や事業者と連携した取組により、公共空間の美化と衛生確保を推進します。汚泥再生処理センターや市民ニーズに対応した霊園の整備等を進めるとともに、協働による環境保全活動などを通して、環境美化に対する関心を高めます。

■現状と課題

✧ 生活環境の保全に対する市民の関心は高く、自主的に様々な環境美化活動が展開されています。継続的な活動が重要であり、今後とも、市民と行政が連携を強化し、恵まれた良好な環境を後世に引き継いでいく必要があります。

✧ 衛生センターについては、施設の老朽化が著しいことから、適切な維持管理及び施設の延命化を講じながら、新たに汚泥再生処理センターとして建設していく必要があります。

✧ 新市営斎場の利便性向上を図るため、市民ニーズに合わせた管理運営を進める必要があります。

✧ 市営霊園については、市民の墓地需要を的確に把握し、意識の多様化に対応した供給が必要となっています。なお、今泉第二霊園内の整備計画については、市民ニーズに対応して造成する必要があります。

■施策の内容

施策１	
汚泥再生処理センターの整備	老朽化した衛生センターを、現在のし尿及び浄化槽汚泥処理に加え、有機性廃棄物（農業集落排水施設汚泥）を併せて処理し、助燃剤化する再資源化設備を設けた汚泥再生処理センターとして建て替えます。

施策２	
市営斎場の管理運営	新斎場の供用開始に併せて指定管理者制度を導入したことにより、民間事業者が有するノウハウを活用し、住民サービスの向上を図ります。

施策３	
市営霊園の整備	市民の利用ニーズが多様化する中、市民の墓地需要を的確に捉えた整備を行います。また、未利用墓地や無縁化墓地の対策を図ります。

施策４	
環境美化の推進	環境美化運動や清掃大作戦等の活動を通して市民の環境美化に対する意識の高揚を図るとともに、町内会、地区市民委員会活動等との連携を強化します。

■主要事業

事　業　名	事　業　概　要
汚泥再生処理センター整備	・汚泥再生処理センター整備事業
市営霊園の整備	・斎場維持管理事業 ・霊園管理事業
環境美化の推進	・環境美化運動の日への協力 ・霞ケ浦・北浦地域清掃大作戦の実施

■主な所管部署

環境衛生課

第５項　安全でおいしい上水道の安定供給

2-5-5

■基本方針

安全な水道水を安定的に供給するため、上水道の送配水に係る設備の整備・維持管理と併せて、事業運営の効率化等による健全な事業経営に努めます。

■現状と課題

✧ 水道は、日々の生活や様々な社会経済活動を支える上で欠くことができない基幹的な施設です。

✧ 平成28年度末の給水普及率は97.8％となり、市街化調整区域の一部を除きおおむね市内全域に普及していますが、残る地域について、引き続き年次計画による配水管網の整備が求められています。

✧ 市民の皆様に安心・安全な水を安定的に供給していくため、水質管理や適正な水圧の確保、さらには、老朽化した施設の更新や長寿命化を進めていく必要があります。

✧ 人口減少や水道利用者の節水意識の向上等により料金収益が減少傾向にあり、また地震などの自然災害や老朽化した施設への対応に更新費用も増大してきていることから、安定した企業経営が求められており、経営の健全化と、効率的な事業運営に努める必要があります。

■上水道普及状況・用途別使用水量の推移

区分＼年度	24	25	26	27	28
給水区域内人口（人）	140,765	140,819	140,226	139,420	138,434
給水人口（人）	135,556	136,179	136,070	135,709	135,358
普及率（％）	96.3	96.7	97.0	97.3	97.8
１日最大給水量（㎥）	47,257	45,598	44,966	44,593	43,605
１日平均給水量（㎥）	40,974	40,674	39,944	40,271	39,902
１人１日最大給水量（ℓ）	349	335	330	329	322
１人１日平均給水量（ℓ）	302	299	294	297	295
区分＼年度	24	25	26	27	28
家事用（千㎥）	9,948	9,961	9,871	9,938	9,966
団体用（千㎥）	1,545	1,480	1,420	1,453	1,364
営業用（千㎥）	1,136	1,109	1,082	1,094	1,049
工業用（千㎥）	1,211	1,260	1,262	1,233	1,124
その他（千㎥）	8	11	14	25	10
合　計（千㎥）	13,848	13,821	13,649	13,743	13,513
伸び率（対前年度％）	0.3	△ 0.2	△ 1.2	0.7	△ 1.7

資料：水道課

■成果指標・目標値

指　　標	現状値	目標値	主体ごとの役割		
			市　民	事業者	行　政
水道普及率	97.8%	98.7%	○	○	◎
安定的な上水道の供給への取組成果を表す指標です。計画的な事業の実施により、水道普及率の向上を目標とします。					

■施策の内容

施策１	
配水場施設整備の推進	経年化した配水場及び設備機器等の更新や長寿命化を図り、安定した水量の確保と安全性の高い施設を構築し、配水圧の適正化・水質の均等化・水運用の高度化・事故被害の局所化を目的とした配水区域の細分化を図ります。

施策２	
送配水管整備の推進	未給水区域の解消及び非常時の断水等による給水影響を小規模にとどめるよう相互連絡管の配水管整備を行い、給水普及率の向上と安定供給を図ります。 また、平成25年度に策定した水道事業後期基本計画に基づき、配水区域のブロック化を進めます。

施策３	
老朽管の更新	安定的に上水道を供給するため、法定耐用年数40年が経過し老朽化が見られる配水管の計画的な更新を進めます。

施策４	
直結給水の推進	配水区域の細分化を進め、安定した配水圧を確保し、３階建て住宅などへの直結給水を推進し、安心で安全な水の供給を図ります。

施策５	
普及率の向上	未給水区域への計画的に配水管を整備するとともに、給水区域の未加入者に対し、啓発活動などの加入促進を図り、水道の普及に努めます。 また、災害時においても、安心・安全な水道水の安定給水を確保するため、茨城県企業局に対し、水道管理体制の充実を要望し、安全でおいしい水の供給に努めます。

施策６	
効率的な事業運営	安定した事業運営の持続に向け、コストの節減など業務の効率化を図り経営の健全化に努めます。

■主要事業

事　業　名	事　業　概　要
配水場施設整備事業	・大岩田・神立・新治配水場のポンプ等施設の改良・更新工事 ・配水区域のブロック化 ・未給水区域の配水管布設工事 ・第２次土浦市水道事業基本計画（平成33年度～）の策定及び推進
送配水管整備事業	・送配水管の布設工事
老朽管更新事業	・老朽化した配水管（塩化ビニール管・鋼管等）の布設替工事

■主な所管部署

水道課

右籾配水場

第6項 快適で衛生的な暮らしを支える下水道の整備

2-5-6

■基本方針

下水道設備の整備・維持管理により適切な下水処理を推進するとともに、高度処理型浄化槽の普及促進により家庭からの生活排水対策を進めます。

■現状と課題

✧ 公共下水道の整備により、市民の生活環境の向上と中心市街地の浸水防除、及び霞ケ浦や流入河川などの公共用水域の水質保全を図っています。

✧ 平成29年３月末現在の公共下水道の整備状況は、事業計画面積4,490.7haに対して、整備済面積が3,672.72ha、水洗化率は処理区域内人口に対して93.9％です。

✧ 公共下水道は、市民生活を支えるライフラインであり、近代的な都市づくりと公共用水域の水質保全に不可欠の施設であることから、今後とも快適な生活環境の確保と水質浄化を目指し、効果的かつ計画的な整備が望まれます。

✧ 長期的な視点で下水道施設全体の老朽化進展状況を考慮し、リスク評価等による優先順位付けを行った上で、施設の点検・調査、改築・修繕等を実施し、施設全体を対象とした施設管理を最適化することが必要になります。

✧ 今後の施設整備（新設・改良・更新）については、人口減少が見込まれる中、安定的な市民サービス提供のため、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上が必要になります。
また、管渠の新設にあたっては、事業計画区域内であっても費用対効果を十分検討して整備をしていく必要があります。

✧ 農業集落排水施設[1]については、整備が概成しており今後は適正な維持管理に努めるとともに、計画的な維持管理を行うことで施設の長寿命化を図り、整備地区内の接続率の向上に努める必要があります。

✧ 単独処理浄化槽[2]処理水及び生活排水の未処理放流を改善するため、汚水中の有機物（ＢＯＤ）のみならず窒素やリンを除去する機能を有する高度処理型浄化槽の普及が求められています。

[1] **農業集落排水施設**　農業用用排水の水質保全、農村の生活環境改善、自然環境の保全などを目的として整備するもので、公共下水道とほぼ同様の機能をもつ施設。
[2] **単独処理浄化槽**　し尿だけを処理する浄化槽のこと。

■公共下水道（汚水）の整備状況　（平成29年３月31日現在）

区　分	行政区域	整備済区域
面積（ha）	12,299	3,672.72
人口（人）	143,182	125,897
水洗化人口（人）		118,170
人口普及率（％）		87.9
水洗化率（％）		93.9

資料：下水道課

■霞ケ浦湖北流域下水道事業の概要　（平成29年３月31日現在）

区分	土浦市	旧石岡市	阿見町	かすみがうら市	小美玉市
計画面積（ha）	6,017.20	2,160.00	2,462.60	1,975.60	2,351.00
計画処理人口（人）	138,600	41,400	39,500	31,100	38,700
計画汚水量（㎥）	74,975	24,738	20,456	17,381	27,179

資料：茨城県

■農業集落排水の状況　（平成29年３月31日現在）

区分／処理区域	計画面積（ha）	計画処理人口（人）	水洗化率（％）	供用開始時期
高　岡　地　区	40	940	99.9	平成元年4.1
西　部　地　区	25	780	97.8	平成４年8.1
沢　辺　地　区	50	850	98.1	平成５年4.1
北　部　地　区	47	950	95.4	平成７年7.1
東　部　地　区	60	1,770	90.2	平成11年7.1
西　根　地　区	31	690	66.9	平成21年4.1

資料：下水道課

■高度処理型浄化槽設置助成件数

区分／年度	23	24	25	26	27	28
5人槽	9	9	11	8	17	11
6～7人槽	12	8	10	12	5	4
8～10人槽	0	1	0	1	1	3
合　　計	21	18	21	21	23	18

資料：環境衛生課

■成果指標・目標値

指　　標	現状値	目標値	主体ごとの役割		
			市　民	事業者	行　政
公共下水道処理人口普及率	87.9%	91.5%	○	○	◎
適切な下水処理の実施への取組成果を表す指標です。投資額を勘案しながら計画的な事業の実施により、91.5%を目標とします。					
公共下水道水洗化率	93.9%	94.5%	◎	◎	○
適切な下水処理の実施への取組成果を表す指標です。水洗化の普及啓発を図り、94.5%を目標とします。					
公共用水域における年間の汚濁負荷量の削減（ＢＯＤ[1]）	17.1t	14.6t	○	○	◎
適切な下水処理の実施への取組成果を表す指標です。合流式公共下水道改善計画に基づき、ＢＯＤ汚濁負荷量の削減を目標とします。					

■施策の内容

施策１

公共下水道（汚水）整備事業の計画的な実施	生活環境の向上と公共用水域の水質保全を図るため、公共下水道を整備します。 また、水洗化率向上を推進するため、未接続家庭への啓発に努めます。

施策２

合流式公共下水道改善事業の推進	公共用水域の水質保全を図るため、県終末処理場と連携を図りながら合流式公共下水道改善計画に基づく対策に努めます。

施策３

下水道施設維持管理適正化の推進	下水管渠・ポンプ場など、各施設の老朽化等を考慮した下水道ストックマネジメント計画を策定し、事業費の軽減・平準化を図るとともに、施設全体の長寿命化対策などを講ずることにより適正な維持管理に努めます。

[1] ＢＯＤ　水の汚染を表す指標の一つ。好気性微生物が一定時間中に水中の有機物（汚物）を酸化・分解する際に消費する溶存酸素の量。

施策４

的確な下水道事業経営の推進	公営企業会計を導入し、これまでに整備してきた下水道施設（管渠・ポンプ場など）についての資産評価や事業経営状況の的確な把握をした上で、将来を見据えた経営戦略の策定や、安定的・恒久的な下水道事業の適正経営に努めます。

施策５

農業集落排水事業の推進	農村集落の生活環境の向上と公共用水域の水質保全を図るため、良好な排水処理施設を確保し、各処理施設と管路施設の適切な維持管理に努め、機能強化対策を実施し長寿命化を図ります。 また、整備地区内における接続率向上に努め、効率的な事業経営を行います。

施策６

高度処理型浄化槽の普及	公共下水道や農業集落排水事業区域外の排水対策であります高度処理型浄化槽の普及促進に努めます。

■主要事業

事　業　名	事　業　概　要
公共下水道の整備	・公共下水道の整備
合流式公共下水道の改善	・合流区域下流部の遮集管と分流管の分離整備
下水道ストックマネジメント事業の推進	・下水道ストックマネジメント計画策定 ・下水道施設修繕、改築整備
地方公営企業法適用化移行	・企業会計方式導入
農業集落排水事業	・機能強化対策事業
高度処理型浄化槽設置等事業	・高度処理型浄化槽の設置促進 ・単独処理浄化槽の撤去促進

■主な所管部署

環境衛生課　下水道課

第6節

快適でゆとりのあるまちづくり

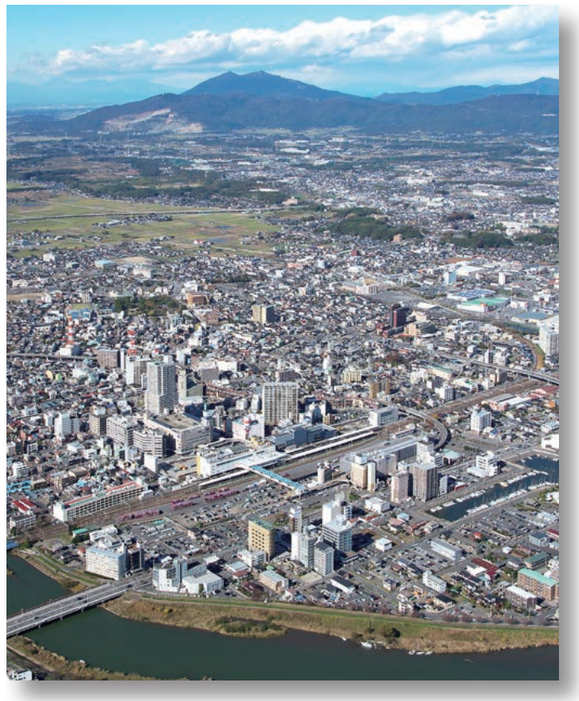

市街地（航空写真）

第１項　適正な土地利用の推進

2-6-1

■基本方針

土地利用においては、それぞれの地域特性に対応した秩序ある土地利用を進め、社会経済情勢等の変化に即した効率的で持続可能な都市の形成を図ります。

また、都市的土地利用及び自然的土地利用の適正な誘導と、コンパクトシティ化の推進などにより、都市としての魅力と活力の向上を図るとともに、自立的･発展的な都市を目指します。

■現状と課題

✧ 本市の市街化区域[1]は、昭和46年３月の区域区分（線引き）以後、土地区画整理事業等の市街地整備により面積を拡大し、平成29年４月１日現在で3,294ha（市域全体の約26.8%）となっています。一方､市街化調整区域[2]は､9,005ha（同約73.2%）となっており、市街化区域と市街化調整区域の均衡ある土地利用を図ってきました。

✧ 土地利用については、それぞれの地域特性を活かした土地利用の形成を図る必要があります。このため、豊かな自然や恵まれた資源、史跡、文化財を保全しながら、観光･業務地、工業、流通業務地の適切な配置を図るなど地域の特性に応じて合理的な土地利用を実現する必要があります。

✧ 地区の特性に合わせた良好な居住空間の確保と土地利用の誘導を目的とした地区計画は、平成29年４月１日現在で11地区において指定しており、今後も都市計画提案制度などによる地域住民等の都市計画に対する能動的な参加を促進していく必要があります。

✧ 少子高齢社会や成熟した都市型社会にあっては、都市の既存ストックを有効活用しつつ、日常生活圏の中に多様な都市機能が集積された、効率的で持続可能な都市の形成が重要です。

✧ 質の高いコンパクトな都市づくり[3]を推進し、中心市街地をはじめとする拠点地域の魅力と活力をさらに向上させる必要があります。

✧ 自然的土地利用と都市的土地利用の均衡を保つため、市街化区域と市街化調整区域の適時適切な見直しを図るとともに秩序ある土地利用の推進が課題となっています。

[1] **市街化区域**　市街地として積極的に開発、整備する区域のことで、すでに市街地となっている区域や、今後、優先的かつ計画的に市街化を行う区域のこと。

[2] **市街化調整区域**　市街化が抑制される区域のことで、原則として用途地域を定めず、宅地造成などの開発ができない。

[3] **質の高いコンパクトな都市づくり＝コンパクトシティ**　中心部に様々な機能を集約し、市街地をコンパクトな規模に収めた都市形態、あるいはそうした形態を目指した都市計画の総称。

✧ 地籍調査は昭和33年から事業を開始し、平成28年度末で約95%の事業着手率となっていますが、今後の調査区域は、公図混乱地区などがあり、多くの事前調査や地元協議・法務局との調整に今まで以上の時間が必要になります。

✧ 市内における事業用太陽光発電設備の設置及び管理に関し、災害の防止や生活環境の保全及び自然環境の保護に配慮した適正な設置を促し、地域社会との調和を図ることが求められています。

■用途地域指定の状況　（平成29年１月１日現在）

区　分	面積（ha）	比率（%）	区　分	面積（ha）	比率（%）
第１種低層住居専用地域	722	21.9	準住居地域	188	5.7
第２種低層住居専用地域	552	16.8	近隣商業地域	138	4.2
第１種中高層住居専用地域	172	5.2	商業地域	151	4.6
第２種中高層住居専用地域	133	4.0	準工業地域	294	8.9
第１種住居地域	500	15.2	工業地域	90	2.7
第２種住居地域	78	2.4	工業専用地域	276	8.4

資料：都市計画課

■区域区分の変遷　（単位：ha）

	市街化区域	市街化調整区域	合　計	備　考
昭和46年3月	2,970	9,380	12,350	区域区分決定
昭和52年8月	3,019	9,331	12,350	第１回定期見直し
昭和56年3月	3,022	9,331	12,353	行政界変更
昭和60年1月	3,075	9,278	12,353	第２回定期見直し
昭和63年9月	3,075	9,279	12,354	行政界変更
平成元年5月	3,175	9,179	12,354	随時変更
平成２年３月	3,217	9,137	12,354	随時変更
平成４年６月	3,214	9,140	12,354	第３回定期見直し
平成７年５月	3,235	9,119	12,354	随時変更
平成21年3月	3,235	9,064	12,299	霞ケ浦湖面境界確定
平成23年8月	3,290	9,009	12,299	第６回定期見直し
平成28年5月	3,294	9,005	12,299	第７回定期見直し

資料：都市計画課

■地区計画の指定状況　（平成29年1月1日現在）

名　　称	最終決定年月日	位　　置	面積（ha）
木田余地区	平成17. 3.25	木田余東台一丁目～五丁目の各全部及び手野町の一部（木田余土地区画整理事業の施行区域）	70.8
永国地区	平成 6.10.25	永国台の一部	12.1
田村・沖宿地区	平成28.12.27	おおつ野一丁目～八丁目の各全部（田村・沖宿土地区画整理事業の施行区域）	99.5
土浦北工業団地	平成 6.10.25	今泉及び小山崎の各一部	41.7
瀧田地区	平成10.10.14	滝田一丁目及び二丁目の全部（瀧田地区土地区画整理事業の施行区域）	20.6
烏山一・二丁目地区	平成16. 2.13	烏山一丁目及び烏山二丁目の各一部	31.0
真鍋新町地区	平成28.12.27	真鍋新町の一部	13.7
上高津団地	平成22. 9.27	上高津新町の一部	5.0
東筑波新治工業団地	平成23. 8.22	本郷及び沢辺の各一部	35.3
高津地区	平成28.12.27	上高津及び下高津四丁目の各一部	16.0
都和二・三丁目地区	平成28. 5.16	都和二丁目及び三丁目の各一部	5.8

資料：都市計画課

■成果指標・目標値

指　　標	現状値	目標値	主体ごとの役割		
			市　民	事業者	行　政
中心市街地のにぎわい対策に対する満足度	2.27ポイント	2.60ポイント	◎	◎	◎
立地適正化計画における都市機能誘導施策の取組成果を表す指標です。都市機能誘導施策を実施することにより、0.33ポイントの満足度向上を目標とします。					
地域の特性を活かした個性的で快適なまちづくりが行われていると感じる市民割合	21.0%	26.0%	◎	◎	◎
土浦らしさを創出する適正な土地利用への取組成果を表す指標です。市民の理解と合意のもとで各種都市計画及び開発許可等が適切に実施されることにより、「満足」又は「やや満足」と感じる市民の割合を５％増加することを目標とします。					
地籍調査[1]の成果の事業着手率	94.51%	96.59%	○	○	◎
土浦市内の土地の高度かつ合理的な利用への取組状況を表す指標です。民間委託等による効率的な調査の実施を目指します。					

[1] **地籍調査**　土地の所有者・地番・地目・境界を調査し、面積を測量し、正確な地籍図・地籍簿を作る調査。市町村など地方公共団体が行う。

■施策の内容

施策１

適正な土地利用の誘導	都市的土地利用の推進を図るため、都市計画基礎調査等に基づき区域区分の見直しや地区の特性に応じた地域地区の変更を行います。また、安全で快適な住環境の実現を図るなど地域の特性を活かしたまちづくりを進めるため、地域住民とともに地区計画の導入や、建築協定の締結促進、条例による開発行為等の指導などにより、質の高い土地利用を誘導します。 また、事業用太陽光発電設備の設置及び管理について、災害の防止や生活環境の保全、自然環境の保護等に配慮し、地域と調和した良好な土地利用を推進します。

施策２

コンパクトなまちづくりの推進	質の高いコンパクトな都市づくりを推進し、中心市街地の魅力と活力の向上を図ります。

施策３

地籍調査の推進	土地境界及び権利関係を明確化するため、地籍調査を推進します。

■主要事業

事　業　名	事　業　概　要
適正な土地利用の誘導	・区域区分や地域地区の見直し、地区計画等の導入
地籍調査事業	・国土調査法に基づく事業

■主な所管部署

都市計画課　建築指導課　道路課

第２項　持続的な発展を支える高質な都市基盤の整備

2-6-2

■基本方針

本市の持続的な発展を支える広域交流や産業の振興を図るため、広域幹線については整備促進を図るとともに、幹線道路や都市計画道路の体系的な整備を進めることで、円滑な都市交通の確保を図ります。

また、生活道路や自転車道の整備及び適正な維持管理により、歩行者や自転車利用者にとって安心・安全な通行空間の確保を図ります。

■現状と課題

✧ 本市の幹線道路は、常磐自動車道、一般国道６号、125号、354号及び主要地方道などが市内を縦・横断し、東京をはじめとする首都圏の主要都市や県内都市間を結ぶ重要路線となっています。

✧ 首都圏や県内外の主要都市と本市を結んでいる常磐自動車道、一般国道６号、125号、354号は、主要な幹線道路であるとともに、災害時の緊急輸送道路としても重要な路線です。

✧ 一般国道354号土浦バイパスは、平成23年２月に暫定２車線で供用開始していますが、４車線化に向け事業が行われているところです。一般国道６号牛久土浦バイパスも、同年11月に一部区間が開通していますが、未供用区間の早期の整備が課題となっています。

✧ 市道については、延長約1,522kmのうち改良済延長が約724km（改良率47.6％）、舗装済延長は約1,178km（舗装率77.4％）となっています。

✧ 都市計画道路については、44路線の計画決定に対して、整備済延長は61,903ｍで61.3％の整備率となっています。

✧ 市内では、スプロール現象[1]や郊外型店舗の増加による交通混雑、渋滞、騒音、排気ガスなどの様々な都市交通問題や環境問題が発生しており、総合的な交通体系の構築や厳しい財政状況下での効率的な整備方策が課題となっています。

✧ 安心・安全な自転車の通行空間の確保やそのネットワーク化を進める必要があります。

[1] **スプロール現象**　都市が無秩序に拡大していく現象のこと。

■道路整備の状況　（平成29年４月１日現在）

区分		路線数（本）	延長（m）	舗装 延長（m）	舗装 舗装率（％）
総数		6,963	1,636,131	1,291,561	78.94
内訳	市道	6,938	1,522,157	1,178,149	77.40
	県道	21	56,289	55,727	99.00
	国道	3	49,085	49,085	100.00
	高速自動車道	1	8,600	8,600	100.00

資料：道路課

■市道の状況　（平成29年４月１日現在）

区分	路線数（本）	実延長（m）	改良 延長（m）	改良 改良率（％）	舗装 延長（m）	舗装 舗装率（％）
一級	57	101,195	86,265	85.25	101,189	99.99
二級	36	50,828	41,630	81.90	50,127	98.62
一般	6,845	1,370,134	596,910	43.57	1,026,833	74.94
合計	6,938	1,522,157	724,805	47.62	1,178,149	77.40

資料：道路課

■成果指標・目標値

指標	現状値	目標値	主体ごとの役割 市民	事業者	行政
都市計画道路の供用率	83.0%	88.0%	○	○	◎
幹線道路の供用状況を表す指標です。社会情勢等により道路整備事業費が減少する中、広域道路などの整備において当初から完成形で整備するのではなく、暫定供用し、少ない費用で早期に効果を上げる整備を行います。早期整備により暫定整備率88.0％を目標とします。					
市道改良率	47.62%	48.62%	○	○	◎
住みやすいまち実現の基礎となる生活道路の整備状況を表す指標です。年間整備延長3,000ｍの堅持により、改良率１％増を目標とします。					

■施策の内容

施策１	
幹線道路の整備	幹線道路の体系的な整備を推進し、円滑な都市交通の確保と機能の充実を図ります。 また、広域幹線である一般国道６号バイパスや354号バイパス及び県道小野土浦線などの整備促進により、広域的な交流や地域間アクセスの向上、緊急避難路や緊急輸送路の確保を図ります。

施策２	
都市計画道路等の整備	現在、事業化されている国施行１路線と県施行３路線、市施行５路線の計画的な整備を推進するとともに、新規路線の整備を進めます。 また、長期未着手の路線については、総合交通体系調査の結果を踏まえ再検討を進めます。

施策３	
生活道路の整備及び管理	安全な歩行者空間や道路幅員を確保するため、主要幹線道路や狭隘な生活関連道路を改良及び舗装整備するとともに、交通安全施設や歩道などの整備を推進します。 道路整備にあたっては、防災や景観・バリアフリーにも配慮し、また、道路愛護ボランティア支援制度を活用した協働による道路の維持管理に努めます。

■主要事業

事　業　名	事　業　概　要
幹線道路の整備促進	・国道６号牛久土浦バイパス未供用区間の整備促進 ・土浦新治線や国道354号バイパスの整備促進 ・小野土浦線の整備促進
都市計画道路等の整備	・宍塚大岩田線の整備促進 ・常名虫掛線街路事業 ・神立停車場線街路事業 ・荒川沖木田余線整備事業 ・木田余神立線街路事業 ・田村沖宿線延伸整備事業
生活道路の整備及び管理	・道路新設改良事業 ・通学路・生活道路の歩道等の整備 ・道路愛護ボランティア支援制度

■主な所管部署

都市計画課　道路課　公園街路課

宍塚大岩田線

第３項　多目的活用のできる公園の整備

2-6-3

■基本方針

公共空間の緑化を推進するとともに、公園・緑地は適正な維持管理を図り、市民生活にうるおいと安らぎをもたらす場としてだけではなく、市街地におけるオープンスペースとして、スポーツ・レクリエーションや防災拠点としての利活用を図ります。

■現状と課題

✧ 公園・緑地が、人々にうるおいと安らぎをもたらし、市民が集い、健康づくりや生涯学習、安心・安全な遊び場として利用できるよう、施設の修繕や遊具等の点検、植栽の剪定等、適正な維持管理が求められています。

✧ 本市の公園・緑地の設置状況は、都市公園51ヵ所、85.78haが開設され、市民一人当たりの都市公園面積は約６㎡で、県内平均9.3㎡を下回っています。

✧ 市街地におけるオープンスペースの確保、スポーツ・レクリエーションの場、心身の健康増進の場、地球温暖化の防止、防災拠点等多様な面から公園、緑地の確保と均衡ある配置が必要となっています。

■成果指標・目標値

指　　標	現状値	目標値	主体ごとの役割		
			市　民	事業者	行　政
市民一人当たりの公園面積	６㎡/人	７㎡/人	○	○	◎
うるおいのある公園・緑地の整備への取組成果を表す指標です。継続的な公園の整備の推進により、市民一人当たり７㎡を目標とします。					
公園里親制度[1]認証団体数	５団体	10団体	◎	◎	◎
市民参加型の公園管理の実現状況を表す指標です。市民から募集した里親の数を10団体とすることを目標とします。					

[1] **公園里親制度**　公園および緑地等の環境美化活動について、住民が里親となってボランティアで管理する制度。

基本計画●第2章　第6節　快適でゆとりのあるまちづくり

■施策の内容

施策１	
公園・緑地の整備及び管理	霞ケ浦総合公園をはじめとする都市公園の整備・充実を図るとともに、霞ケ浦湖岸や桜川沿い、宍塚大池周辺などのまとまりのある緑地や人々にうるおいと安らぎをもたらす公園などの整備、公園里親制度を活用した協働による公園の維持管理に努めます。 また、市街地周辺の河川等を活用し、水辺を活かしたまちづくりを推進します。

施策２	
緑地及び平地林、斜面林の保全	市民緑地などの制度を活用し、まとまりのある平地林や連続する斜面林の保全を図るとともに、市街地における緑地空間を都市の緑地として積極的に活用し整備を推進します。

施策３	
緑化の推進	公共空間の緑化の推進を図るとともに、家庭・事業所など地域ぐるみで民有地の緑化を促進するため、生垣の助成等を活用した豊かな緑の創出を図ります。

施策４	
運動公園の整備	総合運動公園基本計画に基づき、常名運動公園については、川口、新治両運動公園との適正配置、連携を図るとともに、市民の意向や需要を踏まえ、さらには広域避難施設等の防災面にも配慮しながら整備を進めます。

■主要事業

事　業　名	事　業　概　要
公園・緑地の整備及び管理	・赤池公園整備事業 ・宍塚大池周辺緑地活用事業 ・公園里親制度
緑化の推進	・生垣設置奨励補助事業
運動公園の整備	・常名運動公園整備事業

■主な所管部署

都市計画課　公園街路課

第４項　人と環境にやさしい公共交通体系の構築

2-6-4

■基本方針

路線バスやコミュニティ交通[1]の利用促進、ＪＲ常磐線の利便性向上による広域的な公共交通ネットワークの構築などにより、高齢化や環境問題に配慮した人と環境にやさしい総合的な公共交通体系の構築を図ります。

■現状と課題

✧ 本市では、ＪＲ常磐線、路線バス、中心市街地活性化を目的としたまちづくり活性化バス[2]、高齢者の移送を目的としたのりあいタクシー等、様々な公共交通が運行していますが、利用者の減少に伴い、バス路線の廃止や減便が増加しています。このような中、持続可能な公共交通網の形成を推進するため、平成28年度に地域公共交通網形成計画を策定し、これに基づく施策の推進を図っています。

✧ ＪＲ常磐線は、東京方面、水戸方面を結ぶ幹線となっていますが、新型車両の導入により利便性の向上が図られています。現在は、東京駅・品川駅への乗り入れ本数の増加等についてＪＲ東日本に対し輸送力増強を図るよう要望活動を実施しています。

✧ 路線バスは、平成28年４月１日現在５社33系統が運行していますが、バス路線の廃止や減便が増加しています。バス路線を維持するために、更なる利用促進が課題となっています。

✧ 地域の状況によって適する公共交通が異なることから、各公共交通がそれぞれの役割を担い、連携を図りながら効率的な公共交通網を形成することが課題となっています。

✧ 「コンパクトシティ・プラス・ネットワーク」の推進を図るため、まちづくりと連携した公共交通網の形成が求められています。

✧ つくば駅などの市外の交通結節点等と本市を結ぶ広域的な公共交通ネットワークの確保・維持が求められています。

[1] **コミュニティ交通**　地方自治体が公共交通のない場所や、不便な住宅地区などの交通の空白を埋める目的で運行させる路線バスのこと。

[2] **まちづくり活性化バス**　特定非営利活動法人「まちづくり活性化土浦」が実施者となり、市内を運行するコミュニティバスで、路線定期運行の乗合バスである「キララちゃん」のこと。

■常磐線駅別１日当たり平均乗車人員の推移　（単位：人）

区分＼年度	23	24	25	26	27	28
土 浦 駅	16,055	16,233	16,236	15,928	16,233	16,057
荒川沖駅	8,445	8,451	8,391	8,084	8,184	8,163
神 立 駅	5,289	5,475	5,495	5,406	5,532	5,422
合　　計	29,789	30,159	30,122	29,418	29,939	29,642

資料：ＪＲ東日本（都市計画課調べ）

■路線バス利用者数（乗車人員）の推移　（単位：人）

区分＼年度	23	24	25	26	27	28
JRバス関東	367,986	296,828	283,661	274,195	284,008	320,760
関東鉄道	3,356,400	3,557,093	3,659,587	3,792,570	3,789,123	3,792,926
関鉄観光バス	102,091	101,630	114,025	127,257	129,673	124,186

資料：各バス事業者（都市計画課調べ）

■成果指標・目標値

指　　標	現状値	目標値	主体ごとの役割		
			市　民	事業者	行　政
公共交通に対する市民の満足度	25.8%	30.0%	○	◎	◎
公共のバス路線や鉄道などの交通網に「満足」又は「やや満足」と感じる市民の割合を30%まで引き上げることを目標にします。					
常磐線１日あたり平均乗車人数（市内３駅の合計）	29,642人	30,000人	◎	◎	◎
常磐線の輸送力を示す指標です。他の交通機関との接続を強化するなど利便性を向上させ30,000人を維持していきます。					

■施策の内容

施策１

公共交通網の形成	利用者数の維持、公共交通不便地域の削減、「コンパクトシティ・プラス・ネットワーク」の推進に対応するため、まちづくりと連携するとともに、地域の状況に適した、持続可能な公共交通網の形成を図ります。 路線バスについては、利用促進により路線の維持を図るとともに、まちづくりを進める上で重要な路線については、事業者に対し路線新設の働きかけを行います。 まちづくり活性化バス、のりあいタクシーについては、事業者に対し運行内容の改善を働きかけ、効率的な運行を図ります。 一定の人口密度を有する公共交通不便地域では、地域との協働によりコミュニティ交通の導入促進を図ります。

施策２

ＪＲ常磐線輸送力増強と利便性の向上	東京駅・品川駅への乗り入れ本数の増加等の輸送力増強が図られるようＪＲ東日本に対し要望活動を実施するとともに、ＪＲ常磐線の利用促進に向けた取組を実施します。

■主要事業

事　業　名	事　業　概　要
公共交通網の形成	・地域公共交通網形成計画の施策の推進
ＪＲ常磐線の輸送力増強と利便性の向上	・東京駅・品川駅乗り入れ本数確保の要望 ・ＪＲ常磐線の利用促進

■主な所管部署

高齢福祉課　商工観光課　都市計画課

第５項　生活拠点となるコンパクトな市街地の整備

2-6-5

■基本方針

市内のＪＲ各駅を中心とする地域やおおつ野地区などからなる市街地ゾーンでは、それぞれの地域特性を活かしながら、都市機能を誘導するとともに、コンパクトな市街地の整備を図ります。

また、常磐自動車道インターチェンジ周辺への産業拠点の整備を促進します。

■現状と課題

✧ これまで、本市の市街化区域では、土地区画整理事業や工業団地の整備などにより拡大を図りつつ秩序ある良好な市街地の形成を推進してきました。しかしながら、人口減少をはじめとした都市づくりを取り巻く状況の変化を背景に、コンパクトな市街地形成の流れがこれからの都市づくりに必要な理念の一つとして捉えられるようになっています。

✧ このような状況を踏まえ、都市計画マスタープラン（平成26年３月）では、地域生活圏における各拠点の地域特性を活かしながら、地区に相応しい都市機能を誘導する方針を示しました。さらに、いつまでも暮らしやすいまちを実現するため、生活サービス施設等が集積し公共交通により誰もが容易にアクセス・享受できる「コンパクトシティ・プラス・ネットワーク」の都市構造を構築することを目指し、立地適正化計画（平成29年３月）を策定しました。

✧ 南の副都心である荒川沖駅周辺地区は、東京への近接性を活かすとともに近隣のつくば市・阿見町とのアクセスの良さを活かした、快適で利便性の高いまちづくりを推進しています。また、北の副都心である神立駅周辺地区は、隣接するかすみがうら市と連携を図りながら、土地区画整理事業などによる都市基盤の整備・誘導を進めています。

✧ 高速道路インターチェンジ周辺地区は、地区の特性を活かした民間開発を誘導することが課題となっています。

✧ 宍塚大池周辺地区の一部は、自然環境に配慮しながら、筑波研究学園都市に隣接する地理的条件や交通条件を活かした機能を配置することが課題となっています。

■土地区画整理事業の地区別概要　（平成29年１月１日現在）

	地　区　名	施行者	施行面積（ha）	施行年度
1	神立第１	県知事	168.0（内土浦市127.2）	昭和39～昭和44
2	神立第２	県知事	29.6	昭和42～昭和45
3	乙　　戸	組　合	58.0	昭和45～昭和53
4	神　　林	組　合	27.2	昭和48～昭和57
5	虫　　掛	組　合	33.1	昭和49～昭和56
6	木 田 余	組　合	70.8	昭和59～平成19
7	桜 ケ 丘	組　合	4.1	昭和59～昭和63
8	中村西根	土浦市	38.7	昭和60～平 成 2
9	田村・沖宿	組　合	99.6	平 成 元～平成11
10	瀧　　田	組　合	20.7	平 成 7～平成11
11	神立駅西口	一部事務組合	2.2（内土浦市1.3）	平成24～

資料：都市計画課

■市街地再開発事業の地区別概要　（平成29年１月１日現在）

	事業名	施行者	施行面積（ha）	施行年度
1	土浦駅前地区市街地再開発事業	組　合	2.1	昭和63～平成10
2	荒川沖駅西口第１－Ａ地区市街地再開発事業	組　合	0.36	平 成 9～平成17
3	土浦駅前北地区第１種市街地再開発事業	土浦市	0.8	平成18～

資料：都市計画課

■成果指標・目標値

指　　標	現状値	目標値	主体ごとの役割		
			市　民	事業者	行　政
都市機能誘導施設の充足率	64.8%	76.8%	○	◎	◎
立地適正化計画における都市機能誘導に関する指標です。都市機能誘導施設の充足率を12%向上させることを目標とします。					

■施策の内容

施策１	
神立駅周辺地区の整備	かすみがうら市と連携を図りながら、土地区画整理事業による西口駅前広場・道路等の都市基盤及び橋上駅舎・東西自由通路の整備とともに、東口の駅前広場、道路等の都市基盤の整備を進めます。

施策２	
荒川沖駅周辺地区の整備	駅東西地区の一体的な住居機能、近隣商業機能などの強化・整備を図り、本市の南の拠点にふさわしい、にぎわいと魅力ある快適で利便性の高い地区づくりを推進します。

施策３	
インターチェンジ周辺地区の整備	常磐自動車道土浦北インターチェンジ及び桜土浦インターチェンジ周辺地区については、立地条件を活かした各種施設の立地を促進し、流通・業務等の土地利用を図ります。

施策４	
宍塚大池周辺地区の整備	宍塚大池周辺地区の一部は、環境に配慮しながら、筑波研究学園地区に隣接しているといった地理的優位性や交通条件を活かし、適切な機能配置や広域的かつ長期的な視点に立った活用方策の検討を進めます。

■主要事業

事　業　名	事　業　概　要
神立駅周辺地区の整備	・神立駅西口地区土地区画整理事業 ・神立駅舎橋上化・自由通路整備事業 ・神立駅東口歩行者専用道路整備事業 ・神立停車場線街路事業
宍塚大池周辺地区の整備	・宍塚大池周辺地区活用方策の検討

■主な所管部署

都市計画課　公園街路課

神立駅舎（完成予想図）

第６項　市民が誇れる魅力的な景観の形成

2-6-6

■基本方針

本市が誇る豊かな自然景観や歴史的景観、都市景観を地域資源と捉え、まちづくりに活かしていくため、市民やまちづくり団体との協働体制のもと景観計画を推進し、良好な景観形成に努めます。

■現状と課題

✧ 霞ケ浦から筑波山麓に至る豊かな自然景観と土浦城址周辺の歴史的景観は本市固有の財産です。また、多くの人が集まるＪＲ土浦駅周辺地区は本市の顔として重要な役割を担っています。まちの魅力を高めるためには、本市固有の自然景観と歴史的景観の保全と再生に努めるとともに、多様で活力ある都市景観を形成し、まちづくりに活かすことが必要となっています。

✧ 空家や空き店舗等が増加していることから、住環境の向上や中心市街地のにぎわいを取り戻すための取組の一環として景観づくりが求められています。

✧ 平成23年度策定の景観計画に基づき、本市独自の景観行政を推進することが必要となっています。

✧ 地域住民の景観に対する意識の高揚を図るとともに、連続性のあるまち並み景観の形成のために建物等の修景に対する支援を行うなど、景観形成に向けた取組が課題となっています。

✧ 不適正な屋外広告物は、まちの景観を損なうものであり、それぞれの街区・地区に調和した屋外広告物が掲出されるよう適切な規制誘導が求められています。

■成果指標・目標値

指　　標	現状値	目標値	主体ごとの役割		
			市　民	事業者	行　政
景観行政への満足度	21%	26%	◎	◎	◎
景観行政への満足度を示す指標です。各種事業の推進により「満足」又は「やや満足」と感じる市民の割合の５％増加を目標とします。					
景観重要建造物[1]及び樹木の登録件数	４件	６件	◎	○	◎
良好な景観の形成に重要な外観の優れた建造物等の保全成果を表す指標です。引き続き協力を求め、２件の指定を目指します。					
違反屋外広告物ボランティアの加入団体数の増加	13団体	現状維持	◎	◎	◎
都市景観の保全に対する地域ぐるみでの取組状況を表す指標です。年々、違反屋外広告物の除去件数が減っていますが、ボランティア団体数については現状維持を目標とします。					

■施策の内容

施策１	
景観計画の推進	景観計画に基づき、自然・歴史景観や都市景観形成の推進を図ります。

施策２	
歴史的景観の整備	亀城公園周辺や旧水戸街道沿いの歴史的景観資源等を活用するため、まち並み景観の保全と再生を図るとともに、道路の美装化や電線類地中化工事等を進め、景観整備による快適な歩行空間の確保や住環境の向上を図り、地域の活性化を目指します。

施策３	
市民参加による都市景観づくり	都市景観の向上のためには、市民やまちづくり団体の協力が不可欠であり、ワークショップ開催等への支援を通じて市民と行政が一体となった景観づくりを進めます。

[1] **景観重要建造物**　良好な景観を形成する上で優れた建造物が、除去や外観の変更などにより、地域全体の良好な景観が大きく損なわれることがないように、景観法の規定により、景観計画の方針に即し、景観行政団体の長が指定するもの。

施策４	
違反屋外広告物の撤去	屋外広告物の掲出については、景観に配慮するよう適正な規制誘導を行います。また、まちなかや幹線道路沿いの貼り紙等の違反屋外広告物については、民間ボランティアとの連携により撤去するなど迅速に対応します。

■主要事業

事　業　名	事　業　概　要
歴史的景観の整備	・歴史的まち並み景観形成事業
市民参加による都市景観づくり	・協働のまちづくりファンド事業

■主な所管部署

都市計画課

旧水戸街道沿いの歴史的まち並み

第７項　暮らしやすい快適な住宅と良好な住環境の確保

2-6-7

■基本方針

市民の快適な生活を支える居住環境が形成できるよう、空家等の適切な管理などと連動した居住基盤の整備を推進します。

また、効率的かつ持続的に住宅を供給するため、市営住宅の適切な維持管理などを通し施設の長寿命化に努めるとともに、住宅市場を活用した住宅供給の推進を図りつつ、総合的な住宅施策を推進します。

■現状と課題

✧ 少子高齢化の進行やライフスタイルの変化により、住宅や住環境に対するニーズが多様化しており、災害に強い安心で安全な、より快適な住宅や健やかに暮らせる住まいの環境づくりが求められています。また、高齢者や障害者が安心・安全に暮らせるよう、高齢者施策や福祉施策と連携して、総合的な住宅施策を展開することが必要となります。

✧ 住生活関連諸施策の基礎資料となる平成25年住宅・土地統計調査によると、本市には、賃貸用･売却用の空家と二次的住宅の空家を除いて、市場で活用されていない住宅が3,240戸ほどあり、そのうち約26％は「腐朽・破損あり」の住宅となっています。空家が全て問題となるわけではありませんが、とりわけ適切に維持管理されていない空家の増加は、災害等による危険性が増し、住環境の悪化等の問題が懸念されることから、その解決に向けた取組が求められています。

✧ 少子高齢化の進行に伴う市民ニーズの変化に応えながら、時代の要請に応えた住宅供給を行うためには、公営住宅などの既存事業の徹底した効率的な運営と民間活力や民間住宅市場の活用、中古住宅や空家などの活用を図りながら、効率的かつ持続的な住宅施策の展開が必要となります。

✧ 平成29年４月１日において、本市における公営住宅は、市営住宅と県営住宅とを合わせて2,270戸供給されており、長寿命化に努めるなど適正な維持・管理が求められています。

■公営住宅の管理戸数の推移　（各年４月１日現在、単位：戸）

区分＼年	25	26	27	28	29
市営住宅	1,242	1,238	1,228	1,210	1,210
県営住宅	1,070	1,120	1,120	1,070	1,060

資料：住宅営繕課

■施策の内容

施策１	
良質な住まい・まちづくり施策の推進	将来的な人口減少と高齢化は避けられない状況となっていることから、良好なまちづくりを進めるため、住生活基本法に掲げられた基本理念を踏まえつつ、総合的な住宅政策を推進します。

施策２	
効率的かつ持続性のある住宅施策の展開	公営住宅のストック活用、空家や空き部屋の有効活用、リフォームや長寿命化など既存ストックの活用により、定住促進を図ります。

施策３	
住環境に悪影響を及ぼす空家への措置	著しく保安上危険で衛生上有害な住環境に悪影響を及ぼす空家について、建築基準法や空家等対策の推進に関する法律等に基づいた、適正な管理の助言・指導や除去・解体その他保安・衛生上必要となる措置を進めます。 また、住宅の適正管理を促進するとともに、空家等の発生そのものを抑制することに重点を置き、快適な住環境の保全を目指します。

施策４	
市営住宅の充実	公営住宅等長寿命化計画に基づき市営住宅の長寿命化を図り、適正な維持管理を図るため、屋上防水の改修などを行います。 また、老朽化した市営木造住宅の入居者については、入居者の安心・安全を守るため、耐震化された他の市営住宅への移転を促進します。

施策５	
快適な住まいづくりの支援	災害に強い住宅の整備を図るため、旧耐震基準（昭和56年（1981年）５月31日まで）で建てられた住宅の耐震診断、耐震改修の啓発や住宅リフォームの推進を図ります。

施策６	
福祉施策と連携した住環境づくり	住宅相談窓口を充実するとともに、高齢者・障害者向けの住宅改造への支援を行うとともに、住宅のバリアフリー化、ユニバーサルデザインの啓発に努めます。

施策７	
住環境の整備	地区計画、建築協定制度等による市民主体のまちづくりを支援し、地域特性に応じた良好な住環境を整備します。 また、市民生活の利便性を高めるため、住居表示整備事業や町界町名整理事業の実施を推進します。

施策８	
開発・建築指導の充実	良好な居住環境や良質な住宅等を確保するため、適切な開発・建築指導を推進するとともに、建築パトロールなどにより違反建築物の是正に努めます。

■主要事業

事　業　名	事　業　概　要
管理不全な空家等の解消と発生抑制の推進	・空家等対策計画の策定 ・法に基づく特定空家等に対する措置の促進 ・市民等への管理意識の啓発 ・官民連携による所有者等支援事業の構築
市営住宅の充実	・公営住宅等長寿命化計画に基づく各種設備改修計画の推進
まちづくり提案制度	・良好な住環境のため、住民主導によるルールづくりの促進
建築指導の推進	・建築パトロールの推進
住居表示整備及び町界町名整理事業	・住所の二重呼称や不明確な町界による様々な不便や混乱を解消するため、地域住民の確固たる合意形成が確立された上で、市と住民との協働による事業の実施を推進します。

■主な所管部署

総務課　生活安全課　障害福祉課　高齢福祉課　都市計画課　建築指導課　住宅営繕課

付属資料

１．市長の諮問
２．土浦市総合企画審議会の答申
３．第８次土浦市総合計画策定経過の概要
４．第８次土浦市総合計画の策定体制
５．土浦市総合企画審議会委員名簿
６．土浦市総合企画審議会設置条例
７．まちづくりアンケート結果
８．まちづくり市民懇談会等概要

１．市長の諮問

諮問第１号

平成２８年８月２３日

土浦市総合企画審議会会長　殿

土浦市長　　中　川　　清

第８次土浦市総合計画について（諮問）

本市を取り巻く社会経済情勢や市民ニーズの変化に的確に対応し、将来にわたる市勢の限りない飛躍、発展を図るため、本市の平成３０年度からの総合的かつ計画的な市政運営の指針となる第８次土浦市総合計画を策定したいので、土浦市総合企画審議会条例第２条の規定により意見を求めます。

諮　問　理　由

土浦市は、平成20年に策定した第７次土浦市総合計画に基づき、「水・みどり・人がきらめく安心のまち　活力のまち　土浦」を目指し、さまざまな施策を総合的に推進してきました。

しかしながら、近年、我が国で進む急激な人口減少と少子高齢化や、それに伴う産業構造・就業構造の変化と行財政運営の持続性の懸念など、本市を取り巻く社会経済情勢が大きく変化する中、国が推進する「地方創生」や「一億総活躍社会の実現」などで掲げられているとおり、まちの魅力を高めるとともに、若い世代の就労・結婚・子育ての環境の充実を図ることなどが喫緊の課題となっております。

このような状況を踏まえ、本市が将来にわたり、安心･安全で住みやすく、市民一人ひとりが生き生きと希望を持って暮らし、誇りと愛着の持てるまちづくりを実現するために、平成３０年度を初年度とする第８次土浦市総合計画につきまして、貴審議会の意見を求めるものです。

以上

２．土浦市総合企画審議会の答申

【基本構想】

土　総　審　第　１　号
平成２９年８月２４日

土浦市長　　中川　清　殿

土浦市総合企画審議会
会　長　　大澤　義明

第８次土浦市総合計画基本構想について（答申）

平成２８年８月２３日付け諮問第１号をもって、本審議会に諮問のあったこのことについては、慎重に審議をした結果、別冊「第８次土浦市総合計画基本構想（案）」としてまとめたので答申します。

なお、本構想の推進に当たっては、審議会で交わされた様々な意見を十分に尊重し、最善の努力をされることを希望します。また、総合計画の実効性を高めるために、以下の点についてご配慮をお願いします。

記

１　本構想を進めるにあたっては、広く市民等に周知を図り、市民等と協働でまちづくりに取り組むこと。

２　本構想における将来像「水・みどり・人がきらめく　安心のまち　活力のまち　土浦」の実現に向けて、あらゆる場面で、３つの基本理念である「共に考え行動する協働によるまちづくり」、「快適で安心・安全な日本一住みやすいまちづくり」及び「地域資源を生かした活力あるまちづくり」を踏まえ、経営的な視点をもって取り組むこと。

以上

【基本計画】

土　総　審　第　１　号
平成３０年２月２１日

土浦市長　　中川　清　殿

土浦市総合企画審議会
会　長　　大澤　義明

第８次土浦市総合計画前期基本計画について（答申）

平成２８年８月２３日付け諮問第１号をもって、本審議会に諮問のあったこのことについては、慎重に審議をした結果、別冊「第８次土浦市総合計画前期基本計画（案）」としてまとめたので答申します。

なお、本計画の推進に当たっては、審議会で交わされた様々な意見を十分に尊重し、最善の努力をされることを希望します。また、総合計画の実効性を高めるために、以下の点についてご配慮をお願いします。

記

1　本計画の趣旨や内容をわかりやすい形で広く周知し、市民、事業者、行政による協働のまちづくりを推進すること。

2　本計画に位置付けた施策・事業の実施に当たっては、緊急性や市民の視点からの優先性、財政状況などを総合的に勘案し、計画的な推進を図ること。

3　基本構想で掲げる将来像「水・みどり・人がきらめく　安心のまち　活力のまち土浦」の実現に向けて、リーディング　プロジェクトである「つちうら　ステップ・ワン　プロジェクト」に掲げる事業を重点的かつ優先的に進めること

以上

３．第８次土浦市総合計画策定経過の概要

年　月　日	事　　由	内　　容
28.　8.　23	土浦市総合企画審議会委員の委嘱	●公募２名を含む15名を委嘱
	第１回総合企画審議会	●正副会長の選任 ●市長からの諮問 ●総合計画策定にあたっての基本方針について ●現行計画の進捗状況及び総括について ●市民満足度調査の結果について ●総合計画基本構想（素案）について
28.　10.　19	一中地区まちづくり市民懇談会	●出席者33名　意見総数20件
28.　10.　20	二中地区まちづくり市民懇談会	●出席者31名　意見総数14件
28.　10.　28	三中地区まちづくり市民懇談会	●出席者46名　意見総数12件
28.　11.　2	四中地区まちづくり市民懇談会	●出席者25名　意見総数20件
28.　11.　15	五中地区まちづくり市民懇談会	●出席者26名　意見総数18件
28.　11.　17	六中地区まちづくり市民懇談会	●出席者26名　意見総数15件
28.　11.　22	都和中地区まちづくり市民懇談会	●出席者26名　意見総数9件
28.　11.　24	新治中地区まちづくり市民懇談会	●出席者20名　意見総数14件
28.　11.　25	第２回総合企画審議会	●総合計画基本構想（素案）について ●総合計画の施策（案）について
29.　2.　21	第３回総合企画審議会	●３か年事業実施計画及び長期財政見通しについて ●まちづくり市民懇談会の結果について ●総合計画（素案）について
29.　5.　24	第４回総合企画審議会	●総合計画基本構想（案）について ●総合計画前期基本計画（素案）について
29.　6.　19～ 29.　7.　7	パブリック・コメント意見募集（基本構想）	●意見提出者数　３名 意見総数12件 ●市ホームページ閲覧数　111件
29.　8.　22	第５回総合企画審議会	●パブリック・コメントの実施結果について ●基本構想答申（案）について ●総合計画前期基本計画（素案）について
29.　8.　24	基本構想（案）答申	●総合企画審議会会長から市長へ答申
29.　9.　20	基本構想（案）の議会での議決	●平成29年第３回市議会定例会
29.　11.　21	第６回総合企画審議会	●前期基本計画（案）について
29.　12.　11～ 30.　1.　5	パブリック・コメント意見募集（前期基本計画）	●意見提出者数７人　意見総数27件 ●市ホームページ閲覧数　161件
30.　2.　14	第７回総合企画審議会	●パブリック・コメントの実施結果について ●前期基本計画答申（案）について
30.　2.　21	前期基本計画（案）答申	●総合企画審議会会長から市長へ答申
30.　3.　6	前期基本計画の議会報告	

4．第８次土浦市総合計画の策定体制

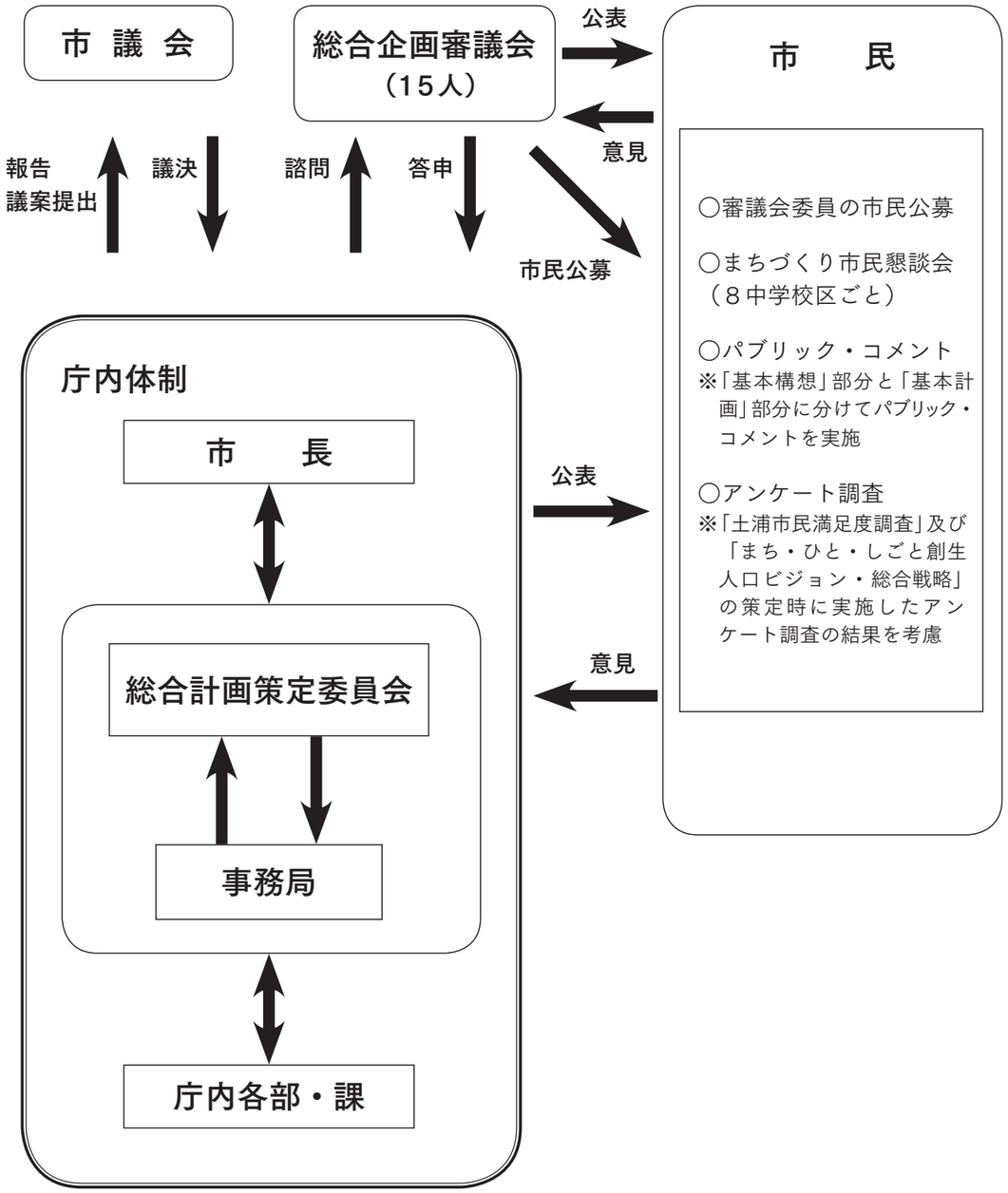

5．土浦市総合企画審議会委員名簿（敬称略）

区　分	氏　名	所属等
市　民	池田　裕美	公募
	高畠　好男	公募
学識経験を有する者	大澤　義明	筑波大学　システム情報系　社会工学域　教授
	横山　博子	つくば国際大学　産業社会学部　社会福祉学科　教授
市議会の議員	吉田　博史	土浦市議会議員
	柳澤　明	土浦市議会議員
	篠塚　昌毅	土浦市議会議員
	竹内　裕	土浦市議会議員
関係機関及び団体の役職員	横山　和裕	土浦商工会議所　副会頭
	完賀　浩光	土浦農業協同組合　代表理事専務
	田口長八郎	土浦市地区長連合会　顧問
	鈴木　君枝	土浦市女性団体連絡協議会　書記
	小松　有子	土浦市PTA連絡協議会　女性ネットワーク委員会副委員長（～29年3月）
	佐藤　靖代	土浦市PTA連絡協議会　女性ネットワーク委員会副委員長（29年4月～）
	猪瀬　正幹	土浦青年会議所　副理事長
	澤田　誠	日立建機株式会社　人財本部　開発生産総務センタ長

会　長　大澤　義明
副会長　横山　博子

６．土浦市総合企画審議会設置条例

平成２３年１２月２０日
土浦市条例第３２号

土浦市総合企画審議会設置条例（昭和４３年土浦市条例第２２号）の全部を改正する。

（設置）
第１条　本市の総合計画について調査審議するため，土浦市総合企画審議会（以下「審議会」という。）を置く。
（所掌事項）
第２条　審議会は，市長の諮問に応じ，次に掲げる事項について調査審議し，市長に答申するものとする。
（１）基本構想に関すること。
（２）基本計画に関すること。
（３）前２号に掲げるもののほか，総合計画に関し必要な事項
（組織）
第３条　審議会は，委員１５人以内をもって組織する。
２　委員は，次に掲げる者のうちから，市長が委嘱する。
（１）市民
（２）学識経験を有する者
（３）市議会の議員
（４）関係機関及び団体の役職員
３　委員の任期は，第２条の規定による答申がなされたときまでとする。
４　補欠により委嘱された委員の任期は，前任者の残任期間とする。
５　第２項第３号及び第４号に掲げる者のうちから委嘱された委員は，委嘱当時の職を退いたときは，委員の資格を失うものとする。
（会長及び副会長）
第４条　審議会に，会長及び副会長を置き，委員の互選によりこれを定める。
２　会長は，会務を総理し，会議の議長となる。
３　副会長は，会長を補佐し，会長に事故があるとき，又は会長が欠けたときは，その職務を代理する。
（会議）
第５条　審議会の会議（以下「会議」という。）は，会長が招集する。ただし，委員の委嘱後最初に開かれる会議並びに会長及び副会長がともに欠けたときの会議は，市長が招集する。
２　会議は，委員の半数以上の出席がなければ，開くことができない。
３　会議の議事は，出席委員の過半数で決し，可否同数のときは，議長の決するところによる。
４　会長は，必要があると認めるときは，会議に委員以外の者の出席を求め，その説明又は意見を聴くことができる。
（庶務）
第６条　審議会の庶務は，市長公室政策企画課において処理する。
（委任）
第７条　この条例に定めるもののほか，審議会の運営に関し必要な事項は，市長が別に定める。
付　則
この条例は，公布の日から施行する。

７．まちづくりアンケート結果

【土浦市民満足度調査】

調査対象者	市内在住の満20歳以上の男女
調査期間	平成27年11月27日（金）～12月21日（月）
調査対象者数	3,000人
回収	1,118人（回収率45.8%）

◆住み心地　H27：N＝1,188，H25：N＝1,369，H23：N＝1,269

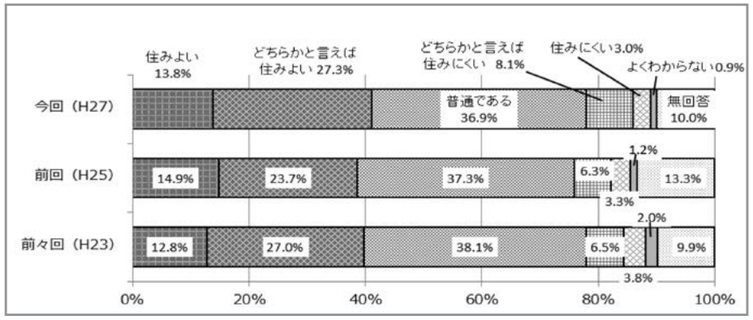

土浦市の住み心地については，「住みよい」が13.8%，「どちらかといえば住みよい」が27.3%で，合わせて“住みよい”が41.1%となっており，前回の38.6%と比較して，2.5ポイント増加している。

◆定住意向　H27：N＝1,188，H25：N＝1,369，H23：N＝1,269

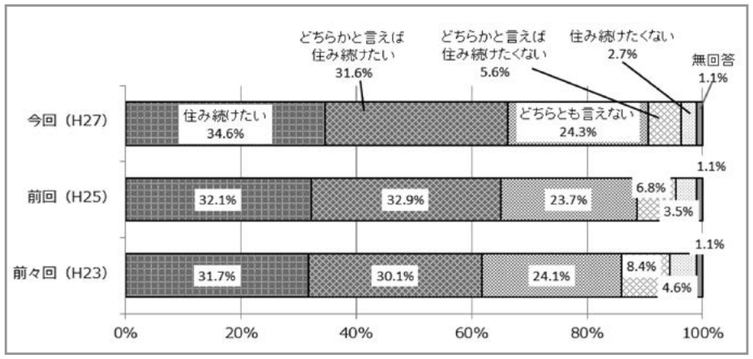

今後の定住意向については，「住み続けたい」が34.6%，「どちらかと言えば住み続けたい」が31.6%で，合わせて“住み続けたい”が66.2%となっており，前回の65.0%と比較して1.2ポイント増加している。

◆土浦市への愛着心

H27：N＝1,188，H25：N＝1,369，H23：N＝1,269

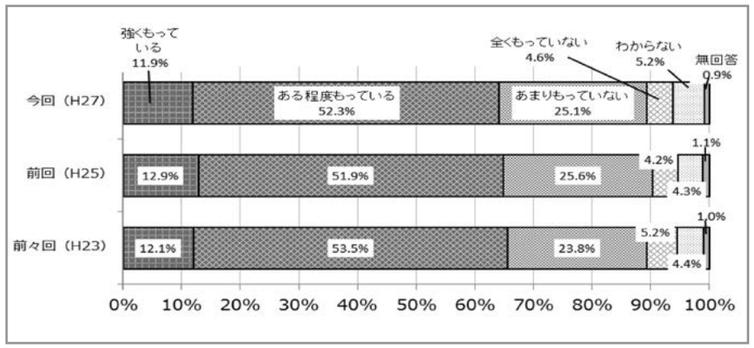

土浦市に“わがまち“といった愛着をもっているかについては，「強くもっている」が11.9%，「ある程度もっている」が52.3%で，合わせて”愛着をもっている“が64.2%となっており，前回の64.8%と比較して0.6ポイント低くなっている。

◆土浦市の施策の満足度・重要度について

５５の基本施策ごとに,「満足度」と「重要度」を５段階で評価してもらい，施策ごとの加重平均値を出しました。加重平均値の算出方法は下記のとおりです。

【加重平均値の算出方法】

加重平均値の算出は,「満足している（重要である）」を５ポイント,「やや満足している（やや重要である）」を４ポイント,「どちらともいえない」を３ポイント,「やや不満である（あまり重要でない）」を２ポイント,「不満である（重要ではない）」を１ポイントとして，それぞれのポイントに回答数を掛け，その合計を回答実数で割って求めます。

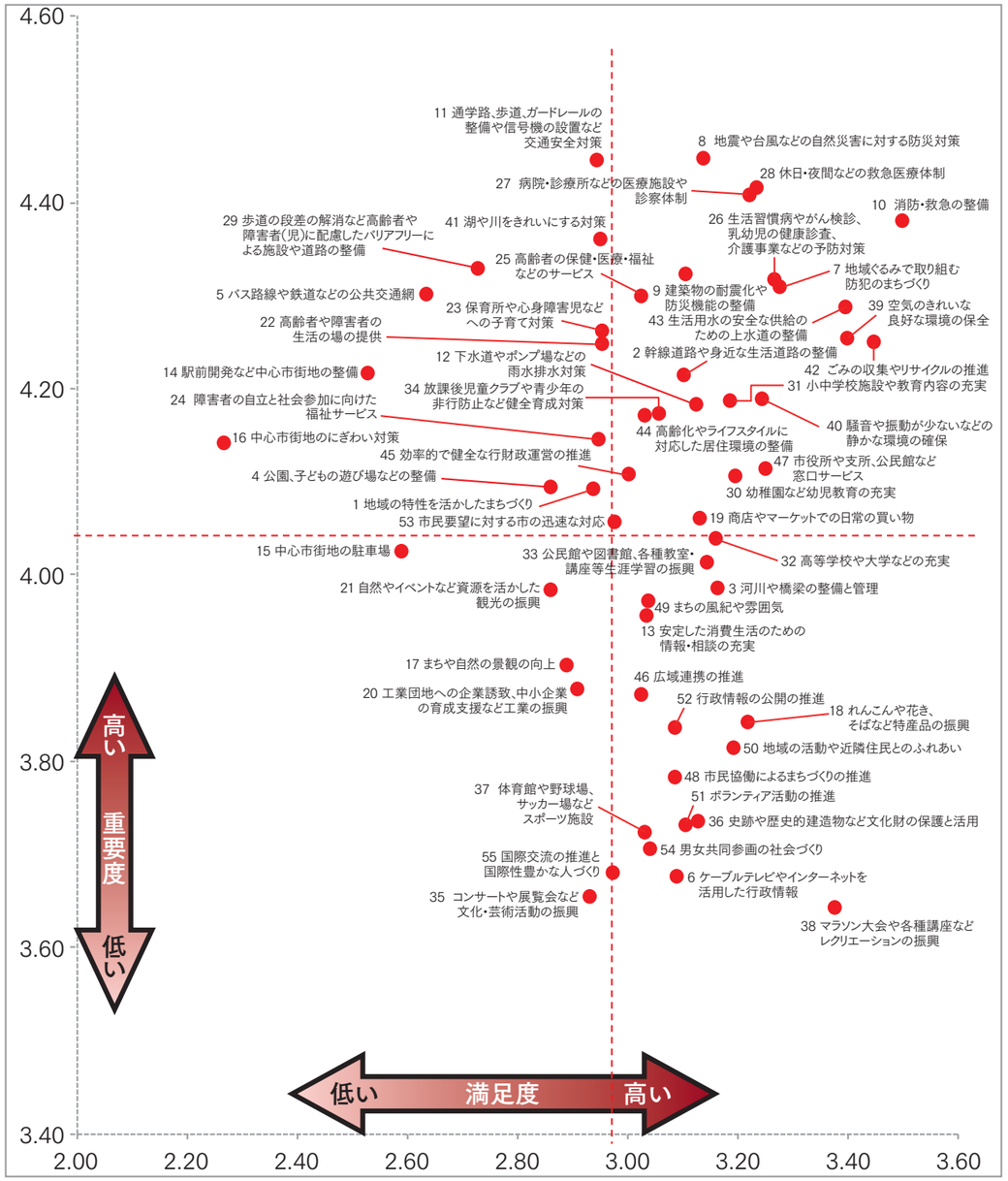

8．まちづくり市民懇談会等概要

1 まちづくり市民懇談会

平成２８年度まちづくり市民懇談会

目　　的：市民のみなさんから、市政の方向や将来像に関する意見・提案等を直接お聞きし、市民と行政が一体となった協働によるまちづくりを目指す。
日　　程：平成28年10月19日（水）から11月24日（木）の間に８回実施
会　　場：地区公民館など市の施設
対 象 者：中学校地区別
発 言 者：延べ　７７人
提 出 意 見：１２２件
市の出席者：市長、副市長、教育長および全部長

区分	開催日	出席者数			発言者数	提出意見
		男性	女性	計		
一中地区まちづくり市民懇談会	平成28年10月19日（水）	32名	1名	33名	16名	20件
二中地区まちづくり市民懇談会	平成28年10月20日（木）	27名	4名	31名	10名	14件
三中地区まちづくり市民懇談会	平成28年10月28日（金）	40名	6名	46名	11名	12件
四中地区まちづくり市民懇談会	平成28年11月　2日（水）	21名	4名	25名	10名	20件
五中地区まちづくり市民懇談会	平成28年11月15日（火）	25名	1名	26名	8名	18件
六中地区まちづくり市民懇談会	平成28年11月17日（木）	21名	5名	26名	7名	15件
都和中地区まちづくり市民懇談会	平成28年11月22日（火）	24名	2名	26名	8名	9件
新治中地区まちづくり市民懇談会	平成28年11月24日（木）	19名	1名	20名	7名	14件
合　計		209名	24名	233名	77名	122件

2 パブリック・コメントによる意見

区分	基本構想	基本計画
実施手法	第８次土浦市総合計画基本構想（案）、前期基本計画（案）を市のホームページに掲載したほか、本庁舎（政策企画課及び情報公開室）、都和支所、南支所、上大津支所、新治支所、神立出張所、一中地区公民館、二中地区公民館、三中地区公民館、四中地区公民館、上大津公民館、六中地区公民館、都和公民館、新治地区公民館に設置し、郵送、ファックス、電子メール、持参のいずれかにより募集を行いました。 また、土浦市公式ツイッター及び土浦市公式フェイスブックで情報発信を行いましたほか、若者の意見を求め、つくば国際大学構内にも設置いたしました。	
実施期間	平成29年6月19日（月）～平成29年7月7日（金）	平成29年12月11日（月）～平成30年1月5日（金）
意見提出者数	3名	7名
意見数	12件	27件
市ホームページ閲覧数	111件	161件

第８次土浦市総合計画

発行　平成30年２月
土浦市
〒300-8686
土浦市大和町９番１号
電話　029-826-1111㈹

水・みどり・人がきらめく
安心のまち 活力のまち
土浦

発行／土浦市

〒300-8686
茨城県土浦市大和町9番1号
TEL.029-826-1111（代）
http://www.city.tsuchiura.lg.jp/
平成30年2月